

みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

第4次岡谷市総合計画

基本構想

2009年～2018年

後期基本計画

2014年～2018年



鳥の連作No. 15 / 武井武雄

長野県岡谷市



「みんなが元気に輝く
たくましいまち岡谷」
をめざして

本市では、平成 21 年度を初年度とする第 4 次岡谷市総合計画に基づき、将来都市像に掲げる「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」の実現に向け、市民の皆様と手をたずさえ、まちづくりに取り組んでいるところであります。この 5 年間、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所事故の発生、また 2 度にわたる政権交代による国の政策の転換など、社会経済やわたしたちの生活を取り巻く環境はめまぐるしく変化してきております。

このような状況のなか、前期基本計画に基づき、積極的に各種施策を展開してまいりましたが、その前期基本計画を継承発展させることを基本として、施策の進捗状況や課題等を踏まえ、市民の皆様のご意見やご提言を反映させながら、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

平成 26 年度からの 5 年間は、新岡谷市民病院の開院をはじめ、新消防庁舎の開署、看護専門学校の開校、蚕糸博物館の移転開館、湖周ごみ処理施設の稼働など、市民生活の安全・安心を守り、健康で生きがいを持って暮らしていくための基盤整備を中心とする重要施策が次々と実現し、岡谷市が未来に向かって飛躍する重要な時期となります。

この重要な 5 年間に岡谷市が伸びやかに発展していくための考え方をまとめた後期基本計画では、前期基本計画に掲げた「たくましい産業の創造」と「輝く子どもの育成」の二つの重点プロジェクトを継続するとともに、「安全・安心の伸展」を新たな柱として位置づけ、市民の皆様の想いを込め、希望にあふれ、将来に夢を描くことのできる計画といたしました。

この計画の着実な実行により、まちの熟度をさらに高め、市民一人ひとりが、岡谷に暮らすことに誇りと自信、そして愛着を持ち、心豊かに暮らしていくことができるようにしてまいりたいと考えております。

本計画を策定するにあたり、貴重なご意見やご提言、またご協力をいただきました岡谷市基本構想審議会の委員の皆様をはじめ、すべての皆様に心より感謝申し上げますとともに、市民の皆様の本計画に対するご理解とご協力、そして今後のまちづくりへの積極的なご参加をお願いいたします。

平成 26 年 3 月

岡谷市長 今井 竜五

目 次

| | |
|----|---|
| 序論 | 1 |
|----|---|

| | |
|-----------------------|---|
| 第1章 総合計画策定にあたって | 2 |
| Ⅰ 計画策定の趣旨 | 2 |
| Ⅱ 計画の役割と性格 | 2 |
| Ⅲ 計画の構成と期間 | 3 |
| 第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題 | 4 |

| | |
|------|---|
| 基本構想 | 7 |
|------|---|

| | |
|--------------------|----|
| 第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標 | 8 |
| Ⅰ 将来都市像 | 8 |
| Ⅱ 将来人口の想定 | 10 |
| Ⅲ 土地利用の構想 | 11 |
| Ⅳ まちづくりの基本目標 | 14 |
| 第2章 施策の大綱 | 15 |
| 第3章 総合計画の推進に向けて | 27 |

| | |
|--------|----|
| 後期基本計画 | 31 |
|--------|----|

| | |
|------------------------------|-----|
| 後期基本計画の策定にあたって | 33 |
| 基本目標1 魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち | 37 |
| 基本目標2 とともに支えあい、健やかに暮らせるまち | 69 |
| 基本目標3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち | 109 |
| 基本目標4 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち | 153 |
| 基本目標5 快適に生活できる、都市機能の充実したまち | 183 |
| 総合計画の推進に向けて | 213 |
| 付属資料 | 231 |

序論

第1章

総合計画策定にあたって

- I 計画策定の趣旨 ■□■□■
- II 計画の役割と性格 ■□■□■
- III 計画の構成と期間 ■□■□■

第2章

時代の潮流から見たまちづくりの課題



第1章 総合計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会経済環境は、急速に進行する少子高齢化、高度情報化、国際化など、大きく変化し、行政需要も多様化・高度化しています。また、地方分権の推進の名のもとに行われた国の三位一体の改革*により、地方財政はますます厳しいものとなっています。

このような状況の中で、本市においては、岡谷市にふさわしい市民総参加による活力と特色のあるまちづくりを、これまで以上に推進していくことが求められています。そのため、これまでのまちづくりの成果と課題をもとに、厳しい時代だからこそ将来に夢を描き、中長期的なまちづくりの方向性を再構築し、今後の行政運営の指針となる第4次岡谷市総合計画を策定するものです。

II 計画の役割と性格

第4次岡谷市総合計画は、社会経済環境の変化や本市を取り巻く状況を踏まえ、中長期的な目標や市政の基本的な方向を定め、将来都市像を実現するための総合的な計画とします。

- ① 本市の将来目標と、それを達成するための市政の基本的方向を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針とします。
- ② 市民をはじめ各種団体や企業などに対し、市政運営の指針を示すことにより理解と協力を得、まちづくりへの積極的な参加と行動を促進します。
- ③ 国や県に対しては、本市のまちづくりの目標を明らかにし、計画の実現に向け、積極的な支援と協力を要請します。



Ⅲ 計画の構成と期間

第4次岡谷市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成します。

【基本構想】

基本構想は、長期的にめざすべき将来都市像と、その実現のための施策の大綱を明らかにするものです。平成21年度を初年度とし、平成30年度を目標年次とする10カ年計画とします。

【基本計画】

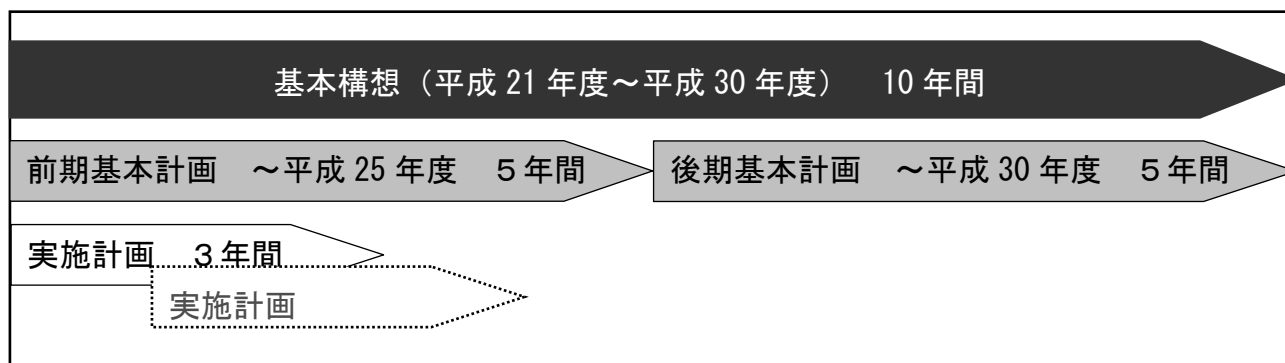
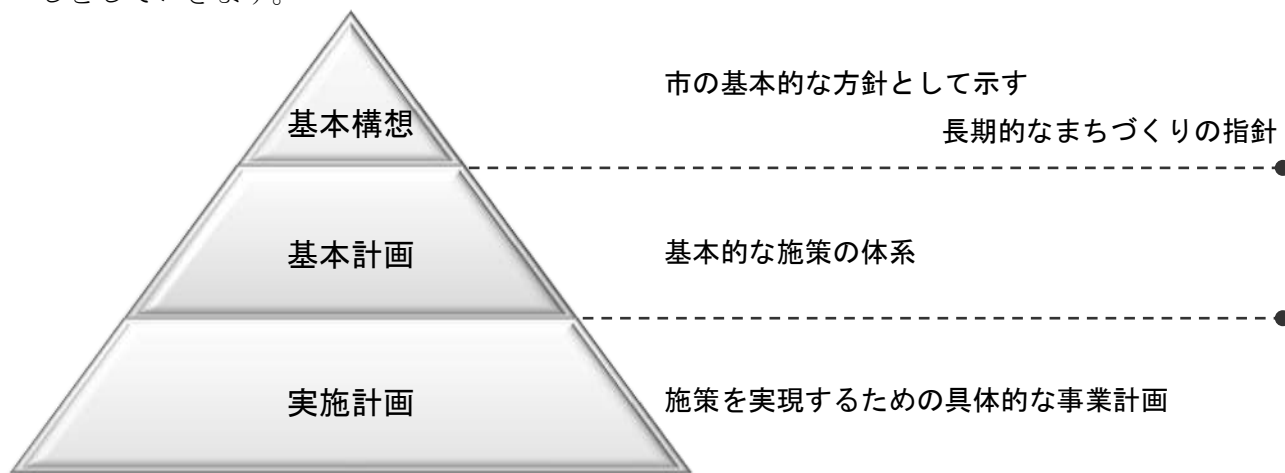
基本計画は、基本構想を受けて、中期的にその実現を図るために必要な基本的な施策を体系的に示すものです。計画期間は、前期と後期に分け、それぞれ5カ年計画とします。

○前期基本計画 平成21～25年度

○後期基本計画 平成26～30年度

【実施計画】

実施計画は、基本計画に示した基本的な施策を計画的、効率的に実施するための具体的な事業計画を明らかにするものです。計画期間は短期の3カ年とし、ローリング方式*により毎年見直しをしていきます。



*「実施計画」は毎年度見直しローリング

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

(1) 地方分権の進展と市民総参加のまちづくり

地方分権一括法*の施行、国の三位一体の改革、市町村合併の進展など、行政システムは中央集権型から地方分権型へと移行し、国と地方の役割分担や国の関与のあり方が見直され、国から地方への権限や税財源の移譲など、地方分権改革が加速することが予想されます。

こうした中、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地方行政の中心的役割を果たし、地域における行政を自主的かつ総合的に推進するための自立した分権型行政への対応が求められています。

本市においても、自己決定、自己責任の原則のもと、行財政改革を一層推進し、健全財政を保持しながら個性豊かな特色のある施策を展開し、まちの魅力や価値を高めていくことが必要となっています。また、市民ニーズが多様化・高度化する一方で、まちづくりの担い手としての市民意識も高まってきています。

そのため、市民起点を基本とした、市民と行政の協働による市民総参加のまちづくりをこれまで以上に推進していくことが重要となります。市民と行政がそれぞれの役割を認識し、ともに手を携え、まちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 少子化・高齢化・人口減少への対応

わが国の人口は、平成17年(2005年)をピークに減少傾向となり、人口減少時代に入りました。その最大の要因は、出生率の低下による少子化であり、この少子化問題は若年労働人口の減少をもたらし、保険や年金などの社会保障制度の根幹をゆるがす大きな課題となっています。

本市においても、少子高齢化と人口減少は進んでおり、さらには、人口が減少する一方で世帯数が増え、核家族化が進行しています。

このことから、安心して子どもを産み、健やかでたくましく育てるための環境や、高齢者の社会参加や社会貢献など、生涯現役で暮らすための環境を整えるとともに、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン*の視点によるまちづくりが重要となってきています。

そのためには、家庭、地域、ボランティア、NPO*、民間企業、行政などが、それぞれの役割を分担し、連携を深めることが必要となっています。だれもが、育児、教育、介護など生活のあらゆる場面で協力しあい、充実した生活を送るために、男女共同参画を推進するとともに、地域コミュニティの強化を図ることが求められています。



(3) 産業振興による活力の創出

わが国は、工業立国として技術革新を進めながら経済発展を続け、豊かな社会を実現してきました。しかし、経済のグローバル化を背景とした企業の海外進出や、中国をはじめとした新興工業国の急速な発展により、国内産業の空洞化や国際競争力の低下が進み、最近では、地域間、企業間の競争の激化や格差の拡大が課題となっています。

そのため、社会経済情勢を的確に把握し、それらの変化に対応できる、競争力のある力強い産業へと発展させることが求められています。

本市においては、市内企業が有する基盤技術をベースとして、高付加価値製品などの研究、開発に取り組み、さらには、高付加価値製品の供給基地をめざしていくことが期待されています。

また、各種産業振興策をバランスよく連携させることにより、相乗効果を発揮するとともに、製造業を軸とした産業のより一層の振興を図り、産業基盤をより強固に確立していくことで就労の活性化や人口の減少に歯止めをかけ、まちの活力を創出していくことが必要となっています。

(4) 安全・安心で健康な暮らしの確保

平成18年7月に発生した豪雨災害は、未曾有の被害をもたらしました。この災害では8名もの尊い市民の生命が失われたほか、生活の基盤である住宅、道路などの財産も失われ、安全・安心のまちづくりに多くの教訓を残しました。この教訓を生かし、さまざまな防災対策を進めてきましたが、今後も災害に対する備えを充実していく必要があります。

また、本市は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているほか、糸魚川―静岡構造線付近に位置していることから、地震災害への一層の対応も必要です。

今後も地震や水害などの自然災害対策に重点を置き、さらには、地域コミュニティを基礎として、消費生活や交通安全、防犯など社会生活の不安を取り除き、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、市民一人ひとりが健康状態を自覚し、自分の健康は自分で守るという意識づくりと健康の維持増進のための地域づくりを進めていく必要があります。

(5) 地球規模の環境問題

世界の人口増加と大量に生産、消費して廃棄する社会システムが、地球温暖化や資源の枯渇、森林の破壊などを引き起こしています。地球規模での環境問題は、多くの人々が共通に認識するところとなり、国際的な枠組みの中でも、地球環境の保全と産業経済の持続的発展のバランスを保つことが求められています。

地域においても、日々の暮らしと自然との調和がとれた、快適な生活環境を確保していくことが課題となっており、地域の発展とともに、自然との共生を図っていくことが重要な視点となっています。市民一人ひとりが自覚を持ち、環境にやさしい市民生活をさらに推進する必要があります。リデュース（Reduceごみの発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再生利用）の3Rを基本とする循環型社会へ転換していくことが求められています。

（6）グローバル社会の進展

流通面や金融面などにおけるさまざまな規制緩和の推進は、企業の多国籍化や外資系企業の国内進出を促すとともに、国際的な障壁を取り払い、人、物、情報が自由に行き交う市場競争の激しさを増加させ、経済のグローバル化を急速に進展させています。

経済のグローバル化に伴い、日系企業の海外展開や外国資本の国内市場への参入などが進み、アジア諸国をはじめとする国際社会の動向が、直接国内産業や国民生活に大きな影響を与えるなど、諸外国との結びつきが緊密化してきています。

また、海外旅行者や海外居住経験者が増え、国際経験豊かな人々が年々増加するとともに、外国人登録者が増加するなど、さまざまな分野で地球規模での人的交流が拡大し、地域社会のグローバル化が進展しています。

特に近年では、労働力不足を補うため、南米や東アジアからの外国人登録者数が増加してきています。多様な文化をもつ在住外国人との交流を通じて、ともに住みやすく活動しやすいまちづくりを進めていく必要があります。

（7）情報通信技術の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展により、時間的、距離的制約を超えて世界規模の情報ネットワークが構築され、ライフスタイルやワークスタイルも変化してきています。

また、産業の振興や地域社会の活性化などにおいては、新たな価値や可能性をもたらしてきましたが、一方では地域、年齢などによる情報通信格差やセキュリティ問題など解決しなければならない課題も多くなってきています。

今後、さらなる技術の進展にともない、いつでも、どこでも、何でも、だれでもネットワークと繋がり情報の自由なやり取りを可能とする環境の構築により、人々の暮らしが豊かで充実し、地域経済が一層発展していくことが期待されています。

行政においても行政手続のオンライン化など電子自治体の構築に向けた取り組みを進め、情報セキュリティ対策を強化しながら、行政の簡素化、効率化を進め、防災、保健、医療、福祉などあらゆる分野で市民の利便性を高め、まちの活力を高めていくことが求められています。

基本構想

第1章

岡谷市の将来都市像と基本目標

■□■□■ I 将来都市像 ■□■□■

■□■□■ II 将来人口の想定 ■□■□■

■□■□■ III 土地利用の構想 ■□■□■

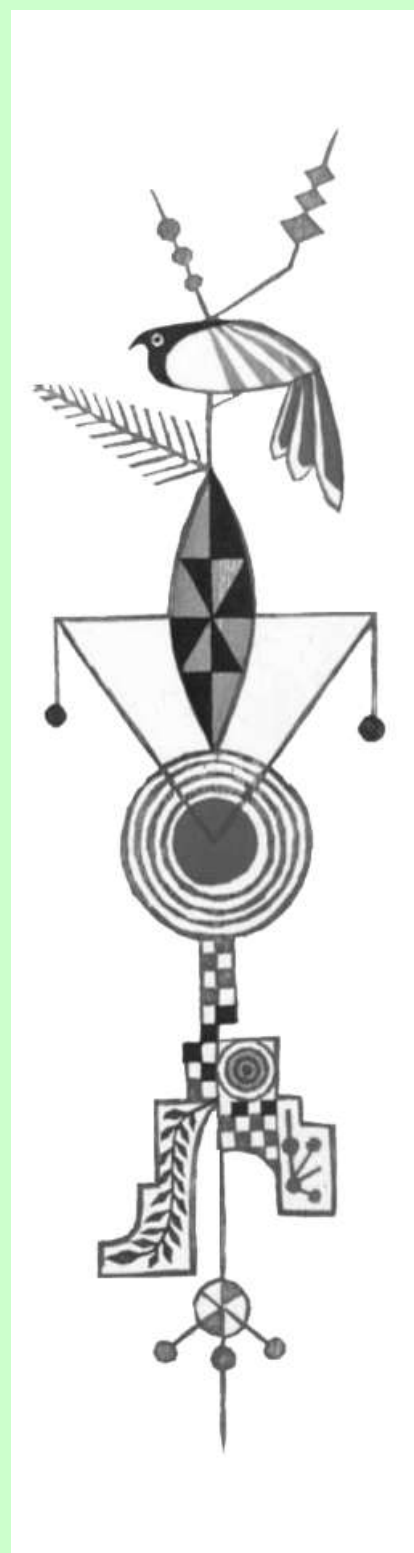
■□■□■ IV まちづくりの基本目標 ■□■□■

第2章

■□■□■ 施策の大綱 ■□■□■

第3章

■□■□■ 総合計画の推進に向けて ■□■□■



第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標

I 将来都市像

《まちづくりの基本理念》

本市は、緑と湖に囲まれた美しい自然のもとに、先人の培ってきた歴史、文化、伝統を受け継ぎながら、生活の質や都市の魅力を高める施策の展開を図ることによって、人と自然が共生する健康で文化的な活力あるまちづくりを進めてきました。

岡谷市民憲章は、このまちづくりに対する市民共通の基本的な姿勢を示したものであり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な目標として市民に根づいています。

このため、第4次岡谷市総合計画においても、岡谷市民憲章をまちづくりの基本理念として、市民総参加によるまちづくりを力強く進めていきます。

◆基本理念

- あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります
- 自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります
- 心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります
- 教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります
- 仕事に誇りをもち、豊かな産業のまちをつくります



《将来都市像》

本市は、高度な工業技術の集積が進んだ産業都市です。狭い可住地には約53,000人が密集して居住する、長野県第2位の人口密度であるコンパクトなまちでもあります。その背景には、緑の美しい山々や諏訪湖にまつまれた自然環境と、中央自動車道と長野自動車道が交わる広域交通の要衝という立地条件があり、先人のたゆまぬ努力と創意工夫の積み重ねが現在の本市を形づくっています。

地方分権の進展に伴い、地方自治体には、自己決定、自己責任の原則のもと、健全財政を保持しながら特色あるまちづくりを推進することが求められています。

本市においては「市民総参加のまちづくり」を市政運営の基本として、市民と行政が手を携えて、ともに考え、ともに行動する、協働のまちづくりに取り組んできています。

今後も、市民一人ひとりが市政に参画し、いきいきと輝きながらその力を発揮できるよう、これまで以上に市民総参加による市民起点のまちづくりを推進していきます。

県内有数の工業都市として発展してきた経緯を踏まえ、働く場の確保、人口の定着を図りながら、一層の産業振興を推進し、自立したたくましいまちをめざしていきます。そのたくましきのもと、市民が輝き、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

将来都市像を

『みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷』

とし、その実現をめざします。

「みんなが元気に輝く」は、岡谷に住み働くすべての市民をはじめ、岡谷らしい独自の文化や教育、福祉など、岡谷のあらゆるものが輝くことをイメージしています。

また、「みんなが元気に輝く」まちづくりを推進するためには、製造業を中心とした産業振興を図ることにより、まちの活力とにぎわいを創り出し、安定した財政基盤を確立することが重要です。

「たくましいまち」は、そうした産業の力強さに支えられた足腰の強い、安全で安心して暮らせるまちをイメージしています。

Ⅱ 将来人口の想定

計画の目標年度である平成30年度における都市規模を明らかにするために、人口指標を次のとおり設定します。

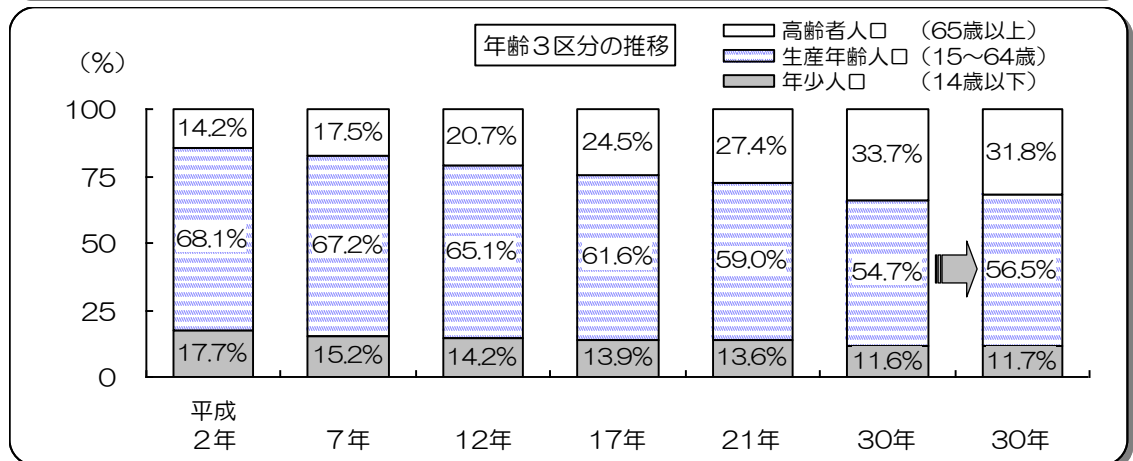
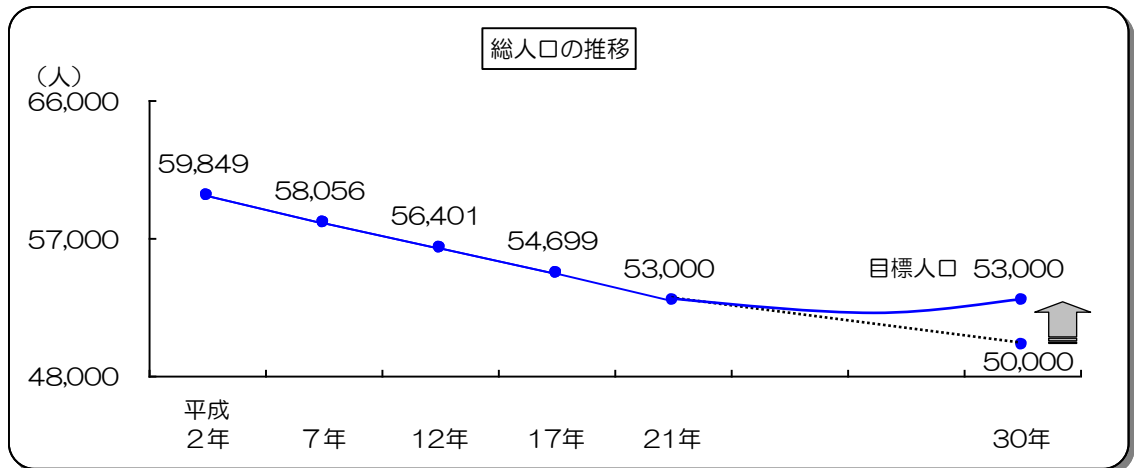
将来人口（平成30年）53,000人

《人口の見通し》

平成30年における岡谷市の人口推計は、これまで同様、人口減少と少子高齢化が一層進展し、50,000人程度の人口規模になるものと推測されます。

しかし、良好な生活環境や都市の活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、さらに効果的な土地利用などの人口定住対策を推進することにより、53,000人の人口規模を目標として設定します。

【資料・データ】



※総数には、年齢不詳を含む ※総人口は、平成17年の国勢調査をもとにコーホート要因法*により算出



Ⅲ 土地利用の構想

本市の面積は85.19km²で、その約3割の可住地に約53,000人の市民が生活しています。そのため、市民共有の財産である市域の有効利用を図ることは、大変重要な意味を持ちます。

地域の振興を基本として、自然的、社会的、文化的な特性に配慮した、土地の有効活用を図り、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進します。

また、企業立地を推進するため、周辺環境に配慮しながら土地利用の転換に努めます。

《地域別土地利用》

本市の地域を、横川山を中心に豊かな自然をたたえる「北部地域」と、市街地と塩嶺一帯の山林を含む「中部地域」、さらに、湊地域、川岸地域と西山地域からなる「南部地域」に分けて、土地利用を検討します。

ア 北部地域

北部地域については、水源かん養*などの機能が低下しないよう、自然環境の保全に努めるとともに、森林の保全、整備を推進します。

イ 中部地域

中部地域については、都市化の進展に対応して、地域の実情に応じた秩序ある土地の有効利用と都市機能の充実に努め、基盤整備とあわせて都市景観整備を進めることにより、市民の憩いの場としての公園、緑地、水辺環境などの充実に努め、快適な都市環境の整備を推進します。

また、地域内の農用地については、優良農地の確保に努め、農用地の適切な維持、管理を促進するとともに、将来を展望した土地の有効利用を検討します。

ウ 南部地域

南部地域については、周辺環境などに配慮しながら地域の活性化に向けて都市基盤整備を推進します。

また、西山地域は、森林保全整備を推進し、自然を守り育て、森林の総合的な利用を推進します。

一方、諏訪湖については、自然環境、景観の保全に努め、湖と景観を活かした親水環境の形成を推進します。

《目的別土地利用》

地域の特性を活かした均衡ある発展を図るとともに、乱開発の防止および適切な土地利用を誘導するため、4つの整備ゾーンを設定し、地域整備を推進します。

ア 中心市街地ゾーン

中心市街地ゾーンについては、商業、業務、医療、文化、住宅と交通並びに情報通信機能の集積、誘導を進め、それぞれの有機的な連携を図ることによって、本市の中核的な拠点地区の形成を図ります。

イ 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンについては、保安林指定、もしくは保全を優先すべき森林区域であり、土砂流出防備、水源かん養などの公益的機能の充実、自然資源を活かした整備を図ります。

ウ 森林ふれあいゾーン

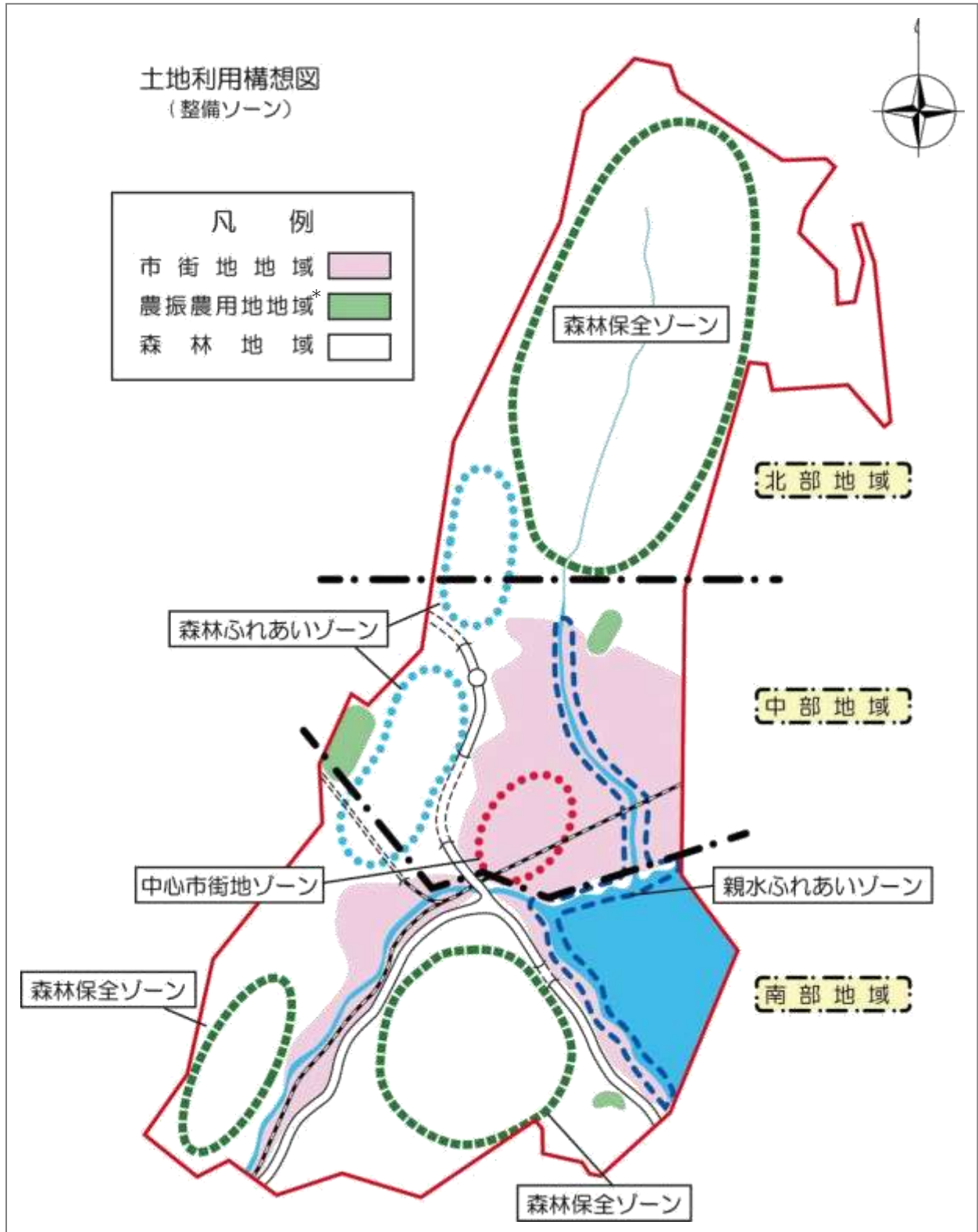
森林ふれあいゾーンについては、自然とふれあい、レクリエーション活動などの場として、森林や公園施設などの機能を増進するための整備を進め、森林の総合的な利用を推進します。

エ 親水ふれあいゾーン

親水ふれあいゾーンについては、水辺の自然環境に配慮しながら、水辺空間と自然を活かした緑豊かな快適空間を確保し、憩いとやすらぎの場、心身の健康づくりの場、スポーツ、文化などの交流の場として整備を進めます。



《目的別土地利用》



IV まちづくりの基本目標

将来都市像である「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」の実現に向けて、5つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

基本目標 1

魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

基本目標 2

ともに支えあい、健やかに暮らせるまち

基本目標 3

自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち

基本目標 4

生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

基本目標 5

快適に生活できる、都市機能の充実したまち



第2章 施策の大綱

みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

15/16

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 細施策 | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|---|---|---|
| 基本目標1 魅力と活力にあふれる、 にぎわいのあるまち | 1 基幹産業の振興 | 1-1 工業の振興 | (1)企業立地の推進 (2)工業活性化対策の推進 (3)経営環境の充実 (4)産業の連携・交流 (5)テクノプラザおかやの活用 | | |
| | | 2 産業の振興 | 2-1 商業の振興 | (1)にぎわいのあるまちづくり (2)商業環境の整備 (3)商業者、関係団体の育成強化 | |
| | | | 2-2 サービス業の振興 | (1)産業支援型サービス業の育成 (2)生活支援型サービス業の育成 (3)環境関連サービス業の育成 | |
| | 2-3 観光の振興 | | (1) 特色ある観光の推進 (2)観光受け入れ体制の整備 | | |
| | 3 勤労者対策の推進 | 2-4 農林漁業の振興 | (1)農業の振興 (2)林業の振興 (3)漁業の振興 | | |
| | | 3-1 勤労者福祉の充実 | (1)勤労者の生活支援 (2)勤労者の活動の充実 | | |
| | | 3-2 雇用対策の充実 | (1)雇用対策の推進 (2)労働環境の充実 | | |
| | 基本目標2 ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち | 4 保健・医療の充実 | 4-1 健康づくりの推進 | (1)健康づくり意識の啓発 (2)生活習慣病予防対策の推進 (3)地域で進める健康づくりの推進 | |
| | | | 4-2 予防対策の推進 | (1)各種検診の推進 (2)感染症対策の推進 | |
| 4-3 母子保健の充実 | | | (1)母性および乳幼児の健康の確保 (2)育児不安の軽減 | | |
| 4-4 医療体制の充実 | | | (1)地域医療体制の推進 (2)岡谷市病院事業の整備・充実 | | |
| 5 子育て支援 | | 5-1 子育て支援の充実 | (1)地域とともに支える子育ての推進 (2)子育て支援サービスの充実 (3)子どもの育成支援 | | |
| | | 6 福祉の充実 | 6-1 地域福祉の推進 | (1)地域福祉の推進 (2)市民福祉の拠点づくりの充実 (3)相談体制の充実 | |
| | | | 6-2 障害者（児）福祉の推進 | (1)障害者支援の環境づくり (2)障害者福祉サービスの充実 | |
| | | | 6-3 高齢者福祉の推進 | (1)高齢者の生きがいづくりの推進 (2)介護保険事業の広域運営 (3)要介護高齢者対策の充実 | |
| 6-4 社会保障の円滑な運営 | | | (1)国民健康保険事業の運営 (2)長寿医療〔後期高齢者医療〕制度 (3)福祉医療の給付 (4)自立支援と最低生活保障 | | |
| 基本目標3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち | | 7 環境保全の推進 | 7-1 地球環境対策の推進 | (1)地球温暖化防止への取り組み (2)市民と進める地球環境の保全 | |
| | | | 7-2 自然環境の保全 | (1)地域の特性に応じた自然環境の保全 (2)自然とのふれあいの推進 | |
| | | | 7-3 生活環境対策の推進 | (1)総合的な生活環境保全対策の推進 (2)野焼き、不法投棄の防止 | |
| | 8 循環型社会の構築 | 8-1 廃棄物対策の推進 | (1)廃棄物適正処理の推進 | | |
| | | 8-2 環境衛生対策の推進 | (1)火葬場、霊園の整備 (2)し尿処理施設の維持管理 (3)公衆浴場活性化の支援 | | |
| | 9 安全・安心な暮らしの確保 | 9-1 危機・防災・減災対策の推進 | (1)危機管理対策の推進 (2)防災対策の推進 (3)減災対策の推進 | | |
| | | 9-2 治山・治水事業の推進 | (1)治山事業の促進 (2)治水事業の推進 | | |
| | | 9-3 生活安全対策の推進 | (1)交通安全思想の普及 (2)防犯対策の推進 (3)空き家の安全対策 (4)消費者保護の推進 (5)食の安全 | | |
| | | 9-4 消防・救急体制の充実 | (1)消防施設の充実と消防力の強化 (2)救急・救助の充実 (3)消防広域化への対応 (4)火災予防の推進と防災意識の高揚 (5)消防団の充実 | | |
| | | 9-5 上下水道の整備・維持 | (1)水道施設の整備・更新 (2)水質管理体制の強化 (3)危機管理体制の強化 (4)水道事業の円滑化 (5)諏訪湖流域下水道の整備促進 (6)公共下水道の整備および管理 (7)公共下水道事業の円滑化 (8)温泉の維持管理 | | |
| | | 基本目標4 生涯を通じて学び、 豊かな心を育むまち | 10 生涯学習の推進 | 10-1 学校教育の充実 | (1)学習環境の整備 (2)教育施設などの整備 (3)児童・生徒の育成 (4)学校・家庭・地域との連携 (5)高等学校以上の教育 |
| | | | | 10-2 青少年の健全育成 | (1)子育て土壌づくりの支援 (2)地域における健全な環境づくり (3)青少年活動の推進 |
| | | | | 10-3 社会教育の充実 | (1)学習活動への参加促進と 学習機会の充実 (2)生涯学習推進基盤の整備 |
| 11 文化・スポーツの振興 | 11-1 文化・芸術の振興 | | (1)文化施設の整備、活用 (2)文化活動の促進支援 | | |
| | 11-2 文化財の保護・活用 | | (1)文化財の調査・記録・保存 (2)文化財の展示、活用 (3)史跡公園の管理、活用 (4)岡谷市史の編集 | | |
| | 11-3 スポーツの振興 | (1)市民ひとり1スポーツの実現 (2)競技力の向上 (3)スポーツによるまちづくり (4)スポーツ環境の整備・充実 | | | |
| 12 国際理解の醸成 | 12-1 多文化共生の推進 | (1)国際交流の推進 (2)国際理解の醸成 | | | |
| 基本目標5 快適に生活できる、 都市機能の充実したまち | 13 計画的土地利用の推進 | 13-1 計画的土地利用の推進 | (1)土地利用の基本方向 (2)土地利用の規制・誘導 | | |
| | | 13-2 まちの活力を高める市街地整備 | (1)中心市街地への都市機能の誘導、集積 (2)湖畔地区の整備 (3)良好な市街地の形成 | | |
| | | 13-3 住宅・宅地の整備 | (1)宅地の整備 (2)住宅の整備 (3)住環境の整備 | | |
| | 14 交通網の整備 | 14-1 道路の整備 | (1)基幹道路の整備 (2)生活道路の整備 | | |
| | | 14-2 公共交通網の整備 | (1)公共交通の整備 | | |
| | 15 都市空間の充実 | 15-1 良好な都市景観の保存と創造 | (1)都市景観の整備 | | |
| | | 15-2 都市緑化の推進 | (1)都市の緑の創出と保全 (2)協働による緑化推進 | | |
| | | 15-3 公園の整備 | (1)計画的な公園緑地行政の推進 (2)公園緑地の整備、充実 | | |

総合計画の推進に向けて

●市民総参加のまちづくり

- (1)市民参画の推進
- (2)地域コミュニティの醸成
- (3)男女共同参画の推進

●開かれた市政運営の推進

- (1)情報公開の充実と個人情報の保護
- (2)広報広聴活動の充実
- (3)情報化の推進

●将来を見据えた行政経営の推進

- (1)効率的・効果的な行政経営
- (2)健全財政の保持
- (3)財産管理の適正化

●広域市町村との連携

- (1)広域行政の推進
- (2)市町村合併に向けて

※前期重点プロジェクトとは
前期基本計画の5年間に重点的に取り組むもので
具体的な事業は実施計画に示していきます。

前期重点プロジェクト
たくましい産業の創造
輝く子どもの育成



基本目標 1 魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

■政策 1 基幹産業の振興

・施策 1-1 工業の振興

製糸業で培ったものづくりの進取の気質を生かし、精密機械工業を中心とした基幹産業である製造業における安定した経営の実現と、創意工夫に満ちた意欲的な取り組みを支援します。

特に、ナノテクノロジー*をベースにしたスマートデバイス*の世界的供給基地をめざすとともに、スマートデバイスを組み込んだ高付加価値製品の商品化を図るための技術支援のほか、長野県工業技術総合センターや大学の持つノウハウを活用すべく産学官の連携をより一層深めます。

また、企業立地を推進し、企業誘致と既存企業の流出防止に取り組みます。

さらに、近年懸念されている、若者のものづくり離れを阻止すべく、次代を担う子どもたちへのものづくり教育や後継者および技術者などの人材育成も推進します。

経済のグローバル化に対応するために、アジア諸国のみならず欧米の国々との企業交流を図り、世界進出を進めます。

■政策2 産業の振興

・施策2-1 商業の振興

消費者ニーズや時代の変化に的確に対応できるよう、個性的で魅力ある個店、商店街づくりを支援します。

また、消費者、商業者などとの協働により、中心市街地活性化に取り組み、活力とにぎわいの向上をめざします。

さらに、意欲的な商業者、創業者を積極的に支援し、新たな商業活力と人材育成に努めます。

・施策2-2 サービス業の振興

高度情報化、少子高齢化のほか、環境に配慮した省エネルギー型社会の進展など、時代とともに進展するサービス経済化の流れに的確に対応しながら、経済の活性化につながるサービス産業の育成に努めます。

・施策2-3 観光の振興

市内各公園などの自然資源、特色ある文化施設や個性ある観光施設を有効に活用しながら、新たな資源の再発見を行い、観光情報の提供や観光客の受け入れ態勢の充実を図ります。

また、近代化産業遺産群*などの製糸業関連の建築物群を巡る観光ルートやものづくり体験ができる産業観光など魅力ある観光ルートの確立を進めます。

・施策2-4 農林漁業の振興

自然的、社会的立地条件を活かし、花き、野菜などの施設園芸を中心とした都市型農業の振興を図るとともに、安全・安心な農産物を安定的に確保するため、地産地消を推進します。

また、農地の適切な維持管理を促進するとともに、基盤整備に取り組みます。

さらに、意欲ある営農集団や中核的な担い手の育成、支援を図り、生産性や収益性の高い農業の確立をめざします。

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養、保健休養などの公益的機能を有しています。このような森林の機能を維持していくため、「岡谷市森林整備計画*」に基づき、計画的な造林や育林などを図り、森林の適切な保全、管理に努めます。

諏訪湖、天竜川を基盤とする内水面漁業*は、漁場の浄化や人工種苗放流*などによる漁場、漁業資源の維持に努めます。

■政策3 勤労者対策の推進

・施策3-1 勤労者福祉の充実

勤労者が、ゆとりと豊かさのある生活を実現できるよう、各種勤労者福祉制度の活用を図るとともに、勤労者福祉推進団体の育成や支援により、勤労者の福利厚生の実現を図ります。

・施策3-2 雇用対策の充実

労働力人口の減少や就業形態の多様化など雇用環境が変化している中で、若年労働力の確保をはじめ、高齢者の活用や女性の雇用拡大などを図り、安定した雇用の確保を推進します。

また、技術革新や技術の高度化に対応できる人材の確保と育成のため、職業能力開発の活用や機会の充実を図ります。



基本目標 2 とともに支えあい、健やかに暮らせるまち

■政策 4 保健・医療の充実

・施策 4-1 健康づくりの推進

「岡谷市健康増進計画（後期計画）*」に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康増進に取り組み、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、自分の健康は自分で守る意識啓発と環境づくりに努めます。

・施策 4-2 予防対策の推進

市民一人ひとりが健康で生きいきとした生活を送るため、各種検診などを実施し、その受診率の向上と保健指導の充実を図ります。

予防接種により疾病の発生と蔓延の予防を図るため、接種機会を安定的に確保し、積極的な接種を勧奨します。

・施策 4-3 母子保健の充実

未来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠、出産、育児について乳幼児健診、母子訪問、各種母子保健事業などの充実を努め、母子の健康の保持を図ります。

・施策 4-4 医療体制の充実

市民が地域で安心して暮らせるよう、医師不足による医療崩壊が懸念される中、国の医療施策の動向や市民ニーズなど踏まえ、関係機関と連携し、医療体制の整備、充実に努めます。

また、病気や医療に関し何でも相談できる身近なかかりつけ医の役割や医療の適正な受診などについて、市民意識の向上に努めます。

岡谷市病院事業については、地域医療を守るための市民病院の存続を基本とし、統合新病院の早期具現化を進めます。

また、地域で果たすべき役割を踏まえ、患者サービスを主体とした経営の安定化に努めます。さらに、民間医療機関との連携を強化するとともに、医療サービスの適切な機能分担を主導的な立場で進めます。

■政策 5 子育て支援

・施策 5-1 子育て支援の充実

子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスなどの提供により育児と就労の両立支援を進めます。

家庭や子どもを取り巻くさまざまな問題を把握し、家庭、地域、学校、行政など関係機関が連携を図りながら子育て支援を行い、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを進めます。

また、幼児教育の重要性を踏まえ、子どもが健全に成長し、豊かな心を育むために、幼稚園、保育園、小学校と連携を深め、幼児教育の充実を図ります。

■政策 6 福祉の充実

・施策 6-1 地域福祉の推進

子どもから高齢者まですべての市民が、家庭や地域で安全で快適に、そしてふれあい豊かな生活を送ることができるようボランティアや地域活動団体などの育成とネットワーク化を図り、市民がともに支えあう地域ぐるみの福祉体制の確立に努めます。

・施策 6-2 障害者（児）福祉の推進

障害者の人権が尊重され、住み慣れた地域でともに生活できるよう、障害者の自立と社会、経済、文化あらゆる分野への参加を促進する「岡谷市障害者福祉計画*」を基本においた障害者（児）福祉施策の推進を図ります。

また、障害者自立支援法*に基づく、今後の障害者施策の課題とされる地域生活移行や就労支援にかかわる施策に取り組み、障害者の自立支援に努めます。

・施策 6-3 高齢者福祉の推進

高齢者が住みなれた地域で尊厳をもって自立した生活ができるよう、市民、地域、行政などがそれぞれの役割を自覚し、連携を図るとともに、高齢者自身が社会生活を支える一員として、社会参加や生涯現役で暮らすための体制づくりを進めます。

また、「岡谷市高齢者福祉計画」に基づき、高齢者福祉施策の推進を図ります。

介護保険制度については、保険者である諏訪広域連合と連携し、効果的な介護予防事業を展開するとともに「地域包括支援センター*」の機能強化を図り、安定的な運営と良質な介護サービスの提供が受けられる環境整備に努めます。

・施策 6-4 社会保障の円滑な運営

国民健康保険事業については、医療制度改革にともない、導入された特定健診*や特定保健指導*を効果的に実施するとともに、健康づくりのための保健事業を積極的に推進し、医療費の適正化を図るなど、安定的な運営に努めます。

また、長寿医療（後期高齢者医療）制度について、長野県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な運用に努め、福祉医療の適正な給付を推進し、医療の確保を図るとともに、市民の健康の保持および福祉の増進を図ります。

生活支援と自立更生を促進するため、相談指導體制の充実を図り、生活保護制度の適切な運用、各種援護制度の活用に努めます。



基本目標 3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心まち

■政策 7 環境保全の推進

・施策 7-1 地球環境対策の推進

地球温暖化の防止やオゾン層の保護など地球環境問題に対する市民意識の高揚を図り、地球環境を考える視点から省エネルギーや新エネルギーなどの利用など、日常生活や事業活動における可能な取り組みをさらに推進し、地球環境問題に取り組みます。

・施策 7-2 自然環境の保全

良好な自然環境を維持するため、里山の保全や水辺環境整備などを推進し、水生生物や動植物が生息できる環境の維持とふれあいの機会の確保を図ります。

また、子どもから大人まであらゆる市民が、環境保全に向けた活動に継続的に取り組めるよう、環境教育の推進に努めます。

・施策 7-3 生活環境対策の推進

騒音、振動、悪臭など市民の健康に影響を与える問題について、関係する法令の周知や、適切な情報の提供に努め、公害防止対策を推進します。

また、生活環境への影響を与える不法投棄などについて、関係機関と連携した調査・パトロールの実施など、監視体制の一層の充実を図り、指導強化に努めます。

■政策 8 循環型社会の構築

・施策 8-1 廃棄物対策の推進

持続可能な循環型社会の実現をめざして、市民、事業者、行政が一体となってリデュース（Reduceごみの発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再生利用）の3Rの推進を図り、廃棄物の適正な処理に努めます。

また、廃棄物処理施設の湖周3市町による広域的な整備を推進します。

・施策 8-2 環境衛生対策の推進

環境衛生施設である火葬場、衛生センターなどについては、関係市町の連携を図りながら、適正かつ効率的な管理運営を進めます。

■政策 9 安全・安心な暮らしの確保

・施策 9-1 危機・防災・減災対策の推進

集中豪雨などの風水害や大規模地震などの自然災害はもとより、市民生活に重大な影響を及ぼす事件、事故など、多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制の強化に努め、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

特に、平成18年7月豪雨災害の教訓を忘れることなく、防災意識の普及啓発を一層推進し、地域防災体制の充実、防災基盤の整備を計画的に進めます。

また、市民、地域、防災関係機関、そして行政がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携をさらに深めることにより、減災に向けた取り組みの推進に努めます。

・施策 9-2 治山・治水事業の推進

自然災害から人命や財産を守り、安全・安心な生活環境づくりのために、国、県など関係機関とも連携して治水や土砂災害対策のより一層の充実に努めます。また、河川改修や治山、砂防施設の設置、整備を促進するとともに、災害危険箇所の定期的な調査を実施します。

・施策 9-3 生活安全対策の推進

関係機関や岡谷市安全会議などの関係団体と緊密な連携を図りながら、交通安全、防犯、消費生活などの生活の安全・安心に関わる施策を推進し、住みよい地域社会の実現をめざします。

・施策 9-4 消防・救急体制の充実

火災や地震をはじめとする各種災害、また、交通事故や急病人などの救急・救助活動は複雑多様化し増加の傾向にあります。また、決して忘れることのできない平成18年7月豪雨災害では、多くの市民の生命財産が失われました。このような、大規模災害に対応するため、「長野県消防広域化推進計画*」を視野に入れながら、消防水利や施設、機材など消防力の充実や市民に対する防火、防災意識の高揚に努めます。

また、地域に密着した消防団は、火災などの災害活動や、今後、発生すると予想される東海地震への対応など、その重要性、必要性はますます高くなることから、多種多様な災害へ即応できる体制を強化します。

・施策 9-5 上下水道の整備・維持

上下水道事業は、市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっています。

財政基盤の強化を図り安定した経営により、施設の適正な維持管理に努めるとともに、災害に対応した危機管理対策を推進します。

水道は、良質で安定した水を継続的に供給するため、水源環境の保全に努め、老朽施設の計画的な整備を進めます。

下水道は、諏訪湖をはじめとする河川などの水質汚濁防止や環境保全を図り、あわせて市民の居住区域を快適で衛生的な環境とするため、未整備地区の計画的な整備を進めます。

温泉事業は、引き続き施設の適切な維持管理に努めます。



基本目標 4 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

■政策10 生涯学習の推進

・施策10-1 学校教育の充実

子どもたちの心身の発達を助長し、知識の習得と豊かな人間性を育てるため、教育内容の充実、施設・設備の整備を図るなど教育環境の充実に努めます。

また、子どもたちが新しい時代を切り拓く創造性豊かで、人として自立できる力を身につけていけるよう、学校、家庭、地域、関係機関などとの連携を図り、地域社会全体で心豊かなたくましい人間性や社会性を育む教育を推進します。

・施策10-2 青少年の健全育成

「おかや子育て憲章」の理念に基づき、子どもの心の自立を支えるよう家庭や地域社会が関係機関との連携のもとに、子どもの健全育成の基礎となる家庭教育力の向上や仲間づくり、また親子の絆を深められるようふれあいの機会の充実に努めます。

青少年の自主性や責任感を育むため、社会参加や交流活動などの機会の充実に努め、多様な人間関係を形成する重要な時期にある青少年の健全育成を推進します。

・施策10-3 社会教育の充実

多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、あらゆるライフステージに応じた学習機会や情報などを提供し、生きがいづくり、仲間づくり、社会貢献など市民が自主的に学び、支えあう生涯学習の環境づくりを進めるとともに、生涯学習活動の参加促進に努めます。

■政策11 文化・スポーツの振興

・施策11-1 文化・芸術の振興

潤いのある心豊かな暮らしの実現をめざし、楽しさや感動、充実感をもたらす芸術文化の振興および地域文化の伝承を図ります。このため、優れた舞台芸術や美術作品を鑑賞できる機会の充実を図るとともに、市民みずからの創作活動による発表の場を提供し、文化団体や人材育成を支援し、市民の芸術文化活動の活性化を図ります。

また、芸術文化の拠点となる施設の環境整備に努めます。

・施策11-2 文化財の保護・活用

歴史的文化遺産の保護・継承のため文化財保護意識の高揚と文化財保存活動の支援を図り、地域資源としての活用を推進します。

特に、本市の礎を築いた製糸業に関わる近代化産業遺産群については、まちづくりや地域活性化の面からも活用を図ります。

・施策11-3 スポーツの振興

市民一人ひとりが日常の生活の中で生涯にわたり、自己にあったスポーツに積極的に親しむことは、健康の保持増進、体力の向上、精神面のリフレッシュに役立ちます。

それぞれの目的、健康、体力、年齢に応じたスポーツ・レクリエーションに親しみながら、健康の維持増進を図り、心のふれあいと明るく活力に満ちた「生涯スポーツ」活動を体育関係団体との連携により推進するとともに、競技力の向上をめざしたさまざまな取り組みを行います。

■政策12 国際理解の醸成

・施策12-1 多文化共生の推進

本市に在住する外国人の数は年々増加傾向にあり、国際理解の醸成と外国人が暮らしやすいまちづくり、外国人との共生の推進が求められています。

このため、国際交流活動を推進し、地域住民と在住外国人の異文化に対する理解を深めるとともに、児童生徒に対しては、国際理解教育の充実を図りコミュニケーション力の育成に努めます。

また、単に在住外国人の生活を支援するだけでなく、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化や習慣を尊重しあい認めあいながら、対等の関係を築き、同じ地域の構成員としてともに生きていくことができる社会をめざします。



基本目標5 快適に生活できる、都市機能の充実したまち

■政策13 計画的土地利用の推進

・施策13-1 計画的土地利用の推進

土地の利用に当たっては、都市と自然との調和に留意しつつ、各地域の特性に応じた適切な機能配置と土地の有効利用を図るとともに、快適な居住環境の確保と産業振興のための合理的で計画的な土地利用を推進します。

・施策13-2 まちの活力を高める市街地整備

都市機能の充実を図るため、憩いの空間確保、居住環境の向上、計画的な土地利用を促進し、特に中心市街地においては、商業、業務、住宅や病院などをコンパクトに集約し、利便性や回遊性に配慮した市街地整備を行います。

また、交通の円滑化、良好な居住環境の形成、防災空間の確保を図るため、骨格的な道路などの都市基盤整備を推進します。

・施策13-3 住宅・宅地の整備

市民の住宅ニーズや人口定着、市街地の活性化を図るため、快適な居住環境に つつまれた良質な住宅地の提供が必要です。計画的な土地利用に基づき住宅地の開発整備を推進します。

また、若年層の定住化、高齢化社会などに対応した住宅提供について、民間活力を誘導しながら住宅確保に努めます。

市営住宅については、「岡谷市営住宅ストック総合活用計画」を見直すとともに、地域の状況や住宅需要などに応じた適切な維持管理を行います。

■政策14 交通網の整備

・施策14－1 道路の整備

道路は、市民生活ばかりでなく、地域経済や地域間交流を支える社会基盤であり、国道20号、同バイパス、下諏訪辰野線、岡谷下諏訪線などの国道・県道や都市計画道路などの幹線道路整備を促進します。

また、市民生活の安全・安心を支える生活道路についても、高齢化の進展をはじめとするさまざまな社会の要請に応えられるよう、きめ細かな整備を推進します。さらに、市民の参加と協力を得ながら、適正な道路管理に努めます。

・施策14－2 公共交通網の整備

岡谷駅のより一層の利用増進を図るため、中央東線の複線化や高速化など、また、リニア中央新幹線の早期建設などの整備を関係機関に要請します。

通勤、通学、通院、買い物などの身近な交通手段として利用している、鉄道、路線バス、シルキーバスが連携して、市民が利用しやすいシステムづくりに努めます。

■政策15 都市空間の充実

・施策15－1 良好な都市景観の保存と創造

豊かな自然景観を育むとともに優れた歴史景観などを保存活用しながら、良好な都市景観を市民とともに形成します。

また、建築物や屋外広告物については、「住まい街並み形成マニュアル*」や「岡谷市景観形成基本計画*」に基づき、自然環境や地域の特性などとの調和を促しながら、個性的で魅力的な都市景観の形成に努めます。

・施策15－2 都市緑化の推進

都市の緑は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれるなど良好な都市環境を保つうえで重要です。これからも身近な緑の保全に努めながら、道路、公共施設や私有地の緑化を促進するなど、市民との協働による都市緑化に取り組みます。

・施策15－3 公園の整備

公園は、市民のレクリエーション活動、健康運動、自然とのふれあいなど、健康づくりや憩いの場であるとともに、都市景観の形成や防災、避難場所としても重要な役割を果たしています。

このため、機能や目的に添った公園整備を計画的に進めるとともに、潤いとやすらぎがあり、利用しやすい公園となるよう、市民の自主的、主体的な参加を得ながら適正な公園管理に努めます。



第3章 総合計画の推進に向けて

基本目標の達成に向けて、市民総参加による活気に満ちた将来に夢が持てるわくわくするまちをめざし、だれもが快適に暮らせるユニバーサルデザインの視点のもと、選択と集中による安定した行財政運営に努めながら、特色あるまちづくりを推進します。

○市民総参加のまちづくり

市民総参加のまちづくりを推進するためには、市民の積極的な市政への参加を促進し、市民と行政の協働による施策展開が重要です。

また、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、自助*、共助*、公助*の考えのもと地域コミュニティ意識の醸成と、自主的な活動を支援することは、これからの地域づくりには欠かせないものといえます。

このため、市民の自主的な参加意識の高揚を図るとともに、市民ニーズに応える新たな担い手としてNPOなどのまちづくり活動への参加を促進します。

また、地域の課題に取り組んでいる各種団体のコミュニティ活動が活性化されるよう育成、支援、情報提供をし、自主的な市民活動の活性化に努めます。

○開かれた市政運営の推進

開かれた市政運営は、市民の行政に対する関心を高め、理解を深める上で不可欠な条件であるといえます。

このため、市民ニーズを的確にとらえる広聴活動を進め、さまざまな情報発信手段を用い、正確でわかりやすい情報提供、情報公開を推進するとともに、より一層の個人情報の保護に努めます。

また、情報通信技術の効果的な活用により、インターネットを利用した行政手続など市民の利便性に配慮した行政サービスの充実を図るとともに、効率的な行財政運営に努めながら、総合計画の各施策の事業を推進します。

さらに、技術の進歩に応じた最適な情報通信基盤の整備と活用により、市民生活の豊かさや便利さの向上に努め地域情報化を推進します。

○将来を見据えた行政経営の推進

行政需要がますます多様化・高度化していく中で、市民ニーズを的確に把握し質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくことが求められています。

このため、市民との協働によるまちづくりの推進と、「岡谷市行財政改革プラン」の着実な実行によるスリム化を図るとともに、職員の意識改革を進め効率的な行政経営に努めます。

財政運営については、急速な地方分権改革への移行の中にあっても、安定した財政基盤の確立と、健全財政の保持に努めます。

○広域市町村との連携

交通基盤の整備などを背景に、市民の日常生活圏・経済活動圏は拡大し、広域化しています。

このため、広域的に取り組むべき課題については、周辺市町村との連携により、効率的かつ効果的に実施することを推進します。

また、市町村合併については、的確な情報提供と民意の把握に努めながら、将来の機運の高まりに備えて、仕組みづくりを検討します。

【用語解説】

《序論》

第1章 総合計画策定にあたって

*国の三位一体の改革：「地方がやるべきことは地方が」という観点から、国が進める改革で、国庫補助負担金の改革、国から地方への税源委譲、地方交付税の見直しを一体として行うもの。

*ローリング方式：毎年度修正や補完を行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくずれを防ぐ方式。

第2章 時代の潮流から見たまちづくりの課題

*地方分権一括法：「地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律」といい、国と地方の事務の再配分や国などからの関与のルール化などを定めている。

*ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

*NPO：社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうちNPO法人とは「特定非営利活動法人促進法（NPO法）」により法人格を取得した「特定非営利活動法人」の総称。Non Profit Organizationの略。



《基本構想》

第1章 岡谷市の将来都市像と基本目標

- * コーホート要因法：人口増減を決定する要因である出生、死亡、社会移動をそれぞれ個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法。
- * 水源かん養：森林や水田の働きにより、湧水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。
- * 農振農用地地域：今後継続的に農業ができるように守っていく必要がある農地として、法に基づき指定された農業振興地域の農用地で、農業以外の用途に利用することが制限されている農地。

第2章 施策の大綱

政策1

- * ナノテクノロジー：超微細技術、「ナノ」は10億分の1メートルの世界で、原子や分子の配列をナノスケール（ 10^{-9} m）で自在制御することにより、望みの性質を持つ材料、望みの機能を発現するデバイスを実現し、産業に活かす技術のこと。
- * スマートデバイス：環境負荷低減、リサイクル性、省資源性を本質的に兼ね備えた素材技術を利用し、高性能、高機能、高付加価値性などを有する先進的超精密・超微細高機能部品をいう。

政策2

- * 近代化産業遺産群：経済産業省が、わが国の産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」について、地域史、産業史を軸とした33のストーリーをとりまとめ、地域活性化に役立つものとして平成19年11月に認定を行ったもの。
- * 岡谷市森林整備計画：長期的・計画的な森林整備の方針や森林施業の指針などを明らかにするため、森林法に基づき市町村が定める10カ年の整備計画（計画期間：平成20年度～平成29年度）。
- * 内水面漁業：河川、湖沼などで行う漁業または養殖業。
- * 人工種苗放流：諏訪湖ではワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流すること。

政策4

- * 岡谷市健康増進計画（後期計画）：健康増進法に基づき、基本方針および都道府県計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策について市が定める5カ年の計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）。

政策6

- * 岡谷市障害者福祉計画：障害者基本法に基づき障害者施策に関する総合的な基本方針を示したもの（計画期間：平成21年度～平成25年度）。
- * 障害者自立支援法：障害者および障害児がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために定められた法律。平成18年4月1日施行。
- * 地域包括支援センター：高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが中心となり介護予防や地域の総合的な相談の拠点となる組織。
- * 特定健診：医療保険者に実施が義務付けられたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した新しい健診制度。40歳から74歳までの健康保険に加入している方が対象。
- * 特定保健指導：特定健診の結果により、情報提供、動機付け支援、積極的支援のいずれかの保健指導レベルに階層化され、必要に応じた保健指導。

政策9

- * 長野県消防広域化推進計画：平成18年に消防組織法の改正が行われ、管轄人口30万人以上を目安とする消防広域化の基本指針が定められたことから、自主的な市町村消防の広域化を推進するため、県が平成20年1月に策定。

政策15

- * 住まい街並み形成マニュアル：ガイドプランの中にある「市街地景観形成計画」に基づき、市民がみずから美しい街並み形成が実施できるよう具体的な手法をまとめたマニュアル。市民参加のワークショップにより策定（平成20年度策定）。
- * 岡谷市景観形成基本計画：平成6年に策定されたガイドプランの各計画を具体化し、また現状との不整合を発展的に見直しながら、将来的には景観法に定められている「景観形成計画」の基礎となることを目標に策定（平成20年度策定）。

第3章 総合計画の推進に向けて

- * 自助：生活はみずからの責任で営むことが基本。自助努力だけでは自立した生活が維持できない場合に地域や行政が支援する。
- * 共助：地域の状況を最もよく把握しているのは地域住民自身。あるときは支援の受け手となり、あるときは送り手ともなり、互いに助け合う。
- * 公助：行政は、市民の自助努力や地域での支え合いができる環境整備を行い、市民の地域活動をあらゆる側面から支援する。

後期基本計画



目 次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 後期基本計画の策定にあたって | 33 |
| I 策定における課題 | 33 |
| II 重点プロジェクト | 35 |
| 施策の体系図 | 36 |
| 基本目標 1 魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち | 37 |
| 基本目標 2 とともに支えあい、健やかに暮らせるまち | 69 |
| 基本目標 3 自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち | 109 |
| 基本目標 4 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち | 153 |
| 基本目標 5 快適に生活できる、都市機能の充実したまち | 183 |
| 総合計画の推進に向けて | 213 |



後期基本計画の策定にあたって

第4次岡谷市総合計画は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とし、「みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷」を将来都市像とする基本構想が、平成21年2月に議決されました。以降、5か年の前期基本計画に基づき、重点プロジェクトである「たくましい産業の創造」と「輝く子どもの育成」を柱に各種施策を展開し、成果をあげてきています。

後期基本計画の策定にあたっては、前期5か年の取り組みを踏まえ、この間の社会経済情勢の変化を的確に把握し、前期基本計画を継承発展させることを基本として、将来都市像の具現化をめざして策定します。

I 策定における課題

(1) 少子化・人口減少のさらなる進行

国の総人口は、平成22（2010）年をピークに減少を続けており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月推計）によると、平成32（2020）年には1億2,410万人に、平成42（2030）年には1億1,662万人となり、さらに、平成60（2048）年には1億人を下回ることが予測されています。

本市の人口については、昭和55年から減少が続き、現在52,000人を下回り、平成32（2020）年には48,400人と推計され、前回推計より1,200人ほどの増となっているものの、引き続き減少が進むとされています。

このような状況の中で、第4次岡谷市総合計画における人口目標53,000人の確保は難しい状況にありますが、まちの活力を維持し、安全で安心して暮らせるまちとしていくために、一定規模の人口が必要と考えます。そのため、産業振興による働く場所の確保や安心して子どもを産み育てられる環境整備に引き続き力を入れ、人口減少に少しでも歯止めを掛けられるように取り組んでいくことが必要です。

(2) 地方分権改革の進展と自治体経営

国と地方は対等、協力の関係に改められ、地方分権一括法の施行や三位一体の改革、権限委譲などにより、税財源の移譲の課題はあるものの、地方自治体には、これまで以上の権限が委ねられ責任も大きくなってきています。また、道州制の導入にむけた具体的な動きも始まりつつあり、基礎自治体のあり方をもう一度考えることが必要になってきています。

さらには、人々のライフスタイルや価値観の変化、多様化にともない、行政ニーズも多様化、複雑化しており、これらへの的確かつ柔軟な対応が求められています。

長引く景気低迷等により、国と地方の財政は厳しい状況が続いています。景気回復の兆しはみえるものの先行きは不透明で、今後、さらなる少子高齢化の進展により、労働人口や税収が減少する一方、医療や介護などの社会保障費は増加していくことが予想され、財政状況はさらに厳しさを増すものと見込まれています。

このような状況の中、自治体経営を持続可能なものとするために、自主財源の確保に積極的に努めるとともに、引き続き国、県の動向を的確に把握し、助成制度など依存財源の積極的な確保に努めるとともに、行財政改革をより一層推進し、市民と行政の協働による市民総参加のまちづくりを進め、地域の特色や独自性を活かしながらまちの熟度をさらに高めていくことが必要です。

(3) 世界経済の動向と産業構造の変化

欧米諸国や日本の経済状況は、リーマンショックに端を発した世界金融危機による長引く不況から脱却できずにいます。その一方で、世界経済をけん引してきた中国などの新興国も景気が減速するなど、世界経済の動向は大きく変化し続けています。

また、環太平洋地域を中心とした国際間の経済連携など、アジア、太平洋地域における自由貿易の枠組みづくりの動きが直接、地域社会に影響を与えるようになってきました。

特に、飛躍的な成長を続けた新興国との企業間競争が激化し、海外展開する企業の増加による雇用等の国外流出や国内市場の縮小という現実があります。

このような状況の中、産業構造の変化と国の動向等を的確に捉え、国際的な視野を持ち、これまで以上に地域の特性を活かした産業の活性化と雇用の創出、交流の拡大に取り組むとともに、長年培った超精密微細加工技術を活かして岡谷以外ではできないというオンリーワンを構築し、工業活性化計画に基づき積極的な産業振興を推進していくことが必要です。

(4) 高まる安全・安心と健康づくりへの意識

大地震や集中豪雨などによる大規模災害が多発し、自然災害からの安全・安心の確保に、人々の意識が急速に高まっています。

特に、南海トラフ巨大地震（東海地震含む）や糸魚川ー静岡構造線における地震の発生が懸念される本市にとって、東日本大震災は、災害への備えの大切さ、地域コミュニティの重要性を改めて認識するきっかけとなりました。

また、悪質商法など高齢者を巻き込んだ犯罪、あるいは新型インフルエンザの発生、さらには生活習慣病や認知症などにより、地域における医療や福祉への関心が高まり、安全に、安心して、健康で暮らしていくことのできる社会が強く求められています。



このような状況の中、防災拠点となる新消防庁舎の機能を活かして、大規模災害への備えをはじめとする防災体制の一層の強化を図ると同時に、新岡谷市民病院を中心として健康の維持、増進に積極的に取り組み、健康でいきいきと暮らせる、安全・安心のまちづくりの一層の推進が必要です。

(5) 資源・環境問題への対応

地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温や海水面の上昇、局地的豪雨、洪水、干ばつ等の異常気象の増加など広範囲に影響を及ぼしています。

さらに、福島第一原子力発電所の事故等により、エネルギー不足が懸念され、資源や生態系に配慮した再生可能エネルギーへの転換や環境への負荷を軽減する経済活動へ転換することが急務となっています。

このような状況の中、諏訪湖をはじめとする豊かな自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を徹底し、湖周行政事務組合の新広域ごみ処理施設により廃棄物の適正な処理を行い、さらには、省エネルギー活動、再生可能エネルギーの活用をより一層推進することが必要です。

II 後期重点プロジェクト

重点プロジェクトは、基本計画における5つの基本目標において、横断的に取り組む特に重要な項目について掲げるものです。

第4次岡谷市総合計画前期基本計画では、「たくましい産業の創造」と「輝く子どもの育成」を重点プロジェクトに位置づけ取り組んでまいりました。

後期基本計画では、前期基本計画に掲げた二つの重点プロジェクトを継続するとともに、市民の防災意識や健康志向の高まりに加え、新岡谷市民病院や新消防庁舎など、市民生活の安全・安心を守り、健康で生きがいを持って暮らしていくための基盤整備を中心とする重要施策が順次実現することから、新たに「安全・安心の伸展」を後期の重点プロジェクトに加え、施策の推進に取り組んでまいります。

重点プロジェクト

「たくましい産業の創造」

「輝く子どもの育成」

「安全・安心の伸展」

施策の体系図

みんなが元気に輝く たくましいまち岡谷

※後期重点プロジェクトとは、後期基本計画の5年間に重点的に取り組むもので、具体的な事業は実施計画に示していきます。

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 細施策 | |
|-------------------------------------|---------------------------------|-----------------------|---|--|
| 基本目標1 魅力と活力にあふれる、 にぎわいのあるまち | 1 基幹産業の振興 | 1-1 工業の振興 | (1)企業立地の推進 (2)工業活性化対策の推進 (3)経営環境の充実 (4)産業の連携・交流 (5)テクノプラザおかの活用 | |
| | | 2 産業の振興 | 2-1 商業の振興 | (1)にぎわいのあるまちづくり (2)商業環境の整備 (3)事業者・関係団体の育成強化 |
| | | | 2-2 サービス業の振興 | (1)産業支援型サービス業の育成 (2)生活支援型サービス業の育成 (3)環境関連サービス業の育成 |
| | 2-3 観光の振興 | | (1)特色ある観光の推進 (2)観光受け入れ体制の整備 (3)岡谷ブランドの推進 | |
| | 2-4 農林漁業の振興 | | (1)農業の振興 (2)林業の振興 (3)漁業の振興 | |
| | 3 勤労者対策の推進 | 3-1 勤労者福祉の充実 | (1)勤労者の生活支援 (2)勤労者の活動の充実 | |
| | | 3-2 雇用対策の充実 | (1)雇用対策の推進 (2)労働環境の充実 | |
| | 基本目標2 ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち | 4 保健・医療の充実 | 4-1 健康づくりの推進 | (1)市民が主役・市民参加の健康づくりの推進 (2)一次予防の重視 (3)健康づくりを支援する体制の強化 |
| | | | 4-2 予防対策の推進 | (1)各種検診の推進 (2)感染症対策の推進 |
| 4-3 母子保健の充実 | | | (1)妊娠・出産に関する安全・安心への支援 (2)子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減 (3)思春期からの保健対策の強化と健康教育の推進 | |
| 4-4 医療体制の充実 | | | (1)地域医療体制の推進 (2)岡谷市病院事業の整備・充実 (3)岡谷市看護専門学校の充実 | |
| 5 子育て支援 | | 5-1 子育て支援の充実 | (1)地域と共に支える子育ての推進 (2)子育て支援サービスの充実 (3)子どもの育成支援 (4)婚活に対する支援 | |
| | | 6 福祉の充実 | 6-1 地域福祉の推進 | (1)地域福祉の推進 (2)健康福祉と憩いの拠点の充実 (3)相談体制の充実 |
| 6-2 障害者(児)福祉の推進 | | | (1)障害者支援の環境づくり (2)障害者福祉サービスの充実 | |
| 6-3 高齢者福祉の推進 | | | (1)高齢者の生きがいづくりの推進 (2)介護保険事業の広域運営 (3)要援護高齢者対策の充実 | |
| 6-4 社会保障の円滑な運営 | | | (1)国民健康保険事業 (2)後期高齢者医療事業 (3)福祉医療費の給付 (4)自立支援と最低生活保障 | |
| 基本目標3 自然環境と暮らしが調和した、 安全・安心なまち | | 7 環境保全の推進 | 7-1 地球環境対策の推進 | (1)地球温暖化の防止 (2)市民と進める地球環境の保全 |
| | | | 7-2 自然環境の保全 | (1)地域の特性に応じた自然環境の保全 (2)自然とのふれあいの推進 |
| | | | 7-3 生活環境対策の推進 | (1)総合的な生活環境保全対策の推進 (2)野外焼却・不法投棄の防止 |
| | | 8 循環型社会の構築 | 8-1 廃棄物対策の推進 | (1)廃棄物の削減 (2)廃棄物適正処理の推進 |
| | | | 8-2 環境衛生対策の推進 | (1)火葬場・霊園の維持管理 (2)し尿処理施設の維持管理 (3)公衆浴場活性化の支援 |
| | | 9 安全・安心な暮らしの確保 | 9-1 危機・防災・減災対策の推進 | (1)危機管理対策の推進 (2)防災対策の推進 (3)減災対策の推進 |
| | 9-2 治山・治水事業の推進 | | (1)治山事業の促進 (2)治水事業の推進 | |
| | 9-3 生活安全対策の推進 | | (1)交通安全思想の普及 (2)防犯対策の推進 (3)空き家の安全対策 (4)消費者保護の推進 (5)食の安全 | |
| | 9-4 消防・救急体制の充実 | | (1)諏訪広域消防本部の一元化 (2)消防団の充実 (3)消防力の強化 (4)火災予防の推進と防災意識の高揚 | |
| | 9-5 上下水道の整備・維持 | | (1)水道施設の整備・更新 (2)水質管理体制の強化 (3)危機管理体制の強化 (4)水道事業の円滑化 (5)諏訪湖流域下水道の整備促進 (6)公共下水道の整備および管理 (7)公共下水道事業の円滑化 (8)温泉の維持管理 | |
| 基本目標4 生涯を通じて学び、 豊かな心を育むまち | 10 生涯学習の推進 | 10-1 学校教育の充実 | (1)学習環境の整備 (2)教育施設などの整備 (3)児童・生徒の育成 (4)学校・家庭・地域との連携 (5)高等学校以上の教育 | |
| | | 10-2 青少年の健全育成 | (1)子育て土壌づくりの支援 (2)地域における健全な環境づくり (3)青少年活動の推進 | |
| | | 10-3 社会教育の充実 | (1)学習活動への参加促進と学習機会の充実 (2)生涯学習推進基盤の整備 | |
| | 11 文化・スポーツの振興 | 11-1 文化・芸術の振興 | (1)文化施設の活用 (2)文化活動の促進支援 | |
| | | 11-2 文化財の保護・活用 | (1)文化財の調査・保存 (2)文化財の公開・活用 (3)史跡公園の管理・活用 (4)岡谷市史の編集 | |
| | | 11-3 スポーツの振興 | (1)市民ひとりスポーツの実現 (2)競技力の向上 (3)子どものスポーツ機会の充実 (4)スポーツによるまちづくり (5)スポーツ環境の整備・充実 | |
| 12 国際理解の醸成 | 12-1 多文化共生の推進 | (1)国際交流の推進 (2)国際理解の醸成 | | |
| 基本目標5 快適に生活できる、 都市機能の充実したまち | 13 計画的土地利用の推進 | 13-1 計画的土地利用の推進 | (1)土地利用の基本方向 (2)土地利用の規制・誘導 | |
| | | 13-2 まちの活力を高める市街地整備 | (1)中心市街地への都市機能の誘導・集積 (2)湖畔地区の整備 (3)良好な市街地の形成 | |
| | | 13-3 住宅・宅地の整備 | (1)宅地の整備 (2)住宅の整備 (3)住環境の整備 | |
| | 14 交通網の整備 | 14-1 道路の整備 | (1)基幹道路の整備 (2)生活道路の整備 | |
| | | 14-2 公共交通網の整備 | (1)公共交通の整備 | |
| | 15 都市空間の充実 | 15-1 良好な都市景観の保存と創造 | (1)都市景観の整備 | |
| | | 15-2 都市緑化の推進 | (1)都市の緑の創出と保全 (2)協働による緑化推進 | |
| | | 15-3 公園の整備 | (1)計画的な公園緑地行政の推進 (2)公園緑地の整備・充実 | |

総合計画の推進に向けて

- 市民総参加のまちづくり
 - (1)市民参画の推進
 - (2)地域コミュニティの醸成
 - (3)男女共同参画の推進
- 開かれた市政運営の推進
 - (1)情報公開・個人情報保護および情報セキュリティ対策
 - (2)広報広聴活動の充実
 - (3)情報化の推進と効果的利用
- 将来を見据えた行政経営の推進
 - (1)効率的・効果的な行政経営
 - (2)健全財政の保持
 - (3)財産管理の適正化
- 広域市町村との連携
 - (1)広域行政の推進
 - (2)市町村合併に向けて

後期重点プロジェクト
安全・安心の伸展
輝く子どもの育成
たくましい産業の創造

基本目標 1

魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち

■□■□■ 1 基 幹 産 業 の 振 興 ■□■□■

- 1 工業の振興

■□■□■ 2 産 業 の 振 興 ■□■□■

- 1 商業の振興
- 2 サービス業の振興
- 3 観光の振興
- 4 農林漁業の振興

■□■□■ 3 勤 労 者 対 策 の 推 進 ■□■□■

- 1 勤労者福祉の充実
- 2 雇用対策の充実



政策 1 基幹産業の振興

1-1 工業の振興

【現況と課題】

100年に一度とも言われる平成20年10月の米国金融危機に端を発した世界同時不況は、多くの市内企業を厳しい状況に追い込みました。加えて、長期にわたる円高、大手企業を中心とした生産拠点の海外シフト、中国を筆頭とした東南アジア諸国の急速な経済成長により、世界経済の動向は大きく変化しています。

ここにきて、第2次安倍内閣の経済政策により、円安傾向や生産拠点の国内回帰など、全国的には景気回復の兆しも見え始めていますが、円安による材料費の高騰などもあり、市内企業の状況は、依然として厳しいものがあります。

このような状況の中で、工業立市である本市では、産業振興担当副市長を選任し、副市長が先頭に立ち、企業誘致や受注開拓のためのトップセールスを行っているほか、産業振興戦略室を設置して、首都圏産業振興活動拠点をベースに企業訪問を積極的に展開しています。また、「岡谷市工業活性化計画」に基づきさまざまな工業振興施策を実施し、基幹産業である製造業が力強く発展するよう努めています。

さらに、企業を支援する組織、取り組みが整っていることも特徴であり、テクノプラザおかやをはじめ、岡谷商工会議所、長野県工業技術総合センター（精密・電子技術部門）、長野県創業支援センター岡谷センター、日本貿易振興機構（ジェトロ）長野貿易情報センター諏訪支所、長野県テクノ財団諏訪テクノレイクサイド地域センター、NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構、長野県岡谷工業高等学校、長野県岡谷技術専門校、国立大学法人信州大学大学院諏訪圏サテライトキャンパスなどによって、企業の技術開発の支援や人材育成・確保などに寄与しています。

特に、平成22年度には、信州大学大学院総合工学系研究科博士課程専門職コースが開設され、精密工業における高度な教育機関として、企業の人材育成、新技術の開発など、工業の振興に大きく貢献しています。

こうした支援機関とも連携する中で、工業振興施策の成果として、岡谷・諏訪地域に集積する、設計開発、金型、治工具、切削、研削、プレス、鍛造、めっき、熱処理、組立などの基盤技術は、全国的に高く評価されています。

しかしながら、国内のみならず、海外のものづくりとも対抗しなければならない現状において、基盤技術の強化、製造品の高付加価値化が課題であり、さらに高い国際競争力を持たなければなりません。



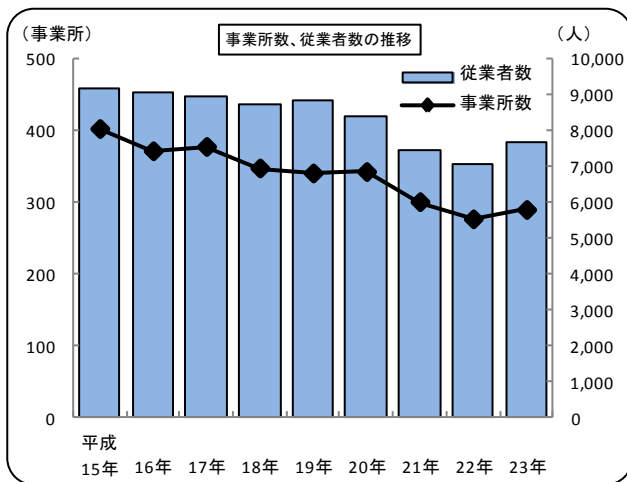
また、操業環境の維持、向上も課題であり、市内企業が活動しやすい環境整備を図ることで、新規創業を促すとともに、市外への流出を防止し、産業集積*を維持しなければなりません。さらには、後継者育成への支援により事業承継に努めるほか、子どもの頃からものづくりに触れることのできる機会の提供など、将来を担う人材の育成が必要です。

あわせて、研究開発型企业、高度研究機関などを誘致するためにも、都市計画や関連法規、規制との調整をしながら、総合的なまちづくりを進めていくことが重要です。

そのほか、従業員が3人以下の小規模な企業が、全事業所の約半数を占めているため、このような小規模企業に対して的確な支援を行っていくことが必要です。

これらの課題を乗り越え、ものづくりのまちである本市の工業が、将来にわたり輝き続けるため、新たな「岡谷市工業活性化計画」を策定し、着実に工業振興を推進する必要があります。

【資料・データ】



事業所数、従業者数の推移

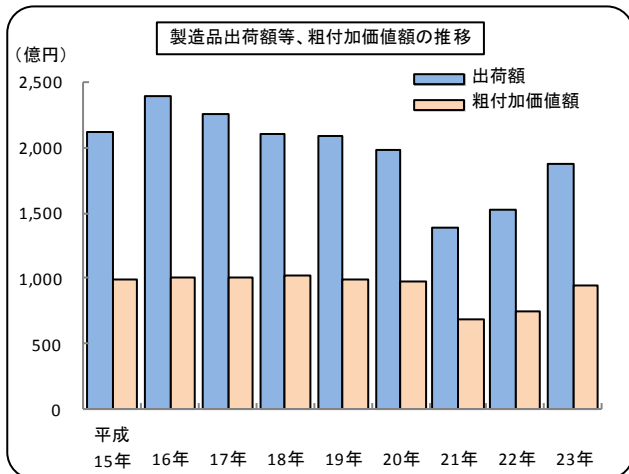
| 区 分 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数(事業所) | 403 | 372 | 378 | 348 | 341 | 343 | 301 | 277 | 290 |
| 従業者数(人) | 9,202 | 9,087 | 8,961 | 8,770 | 8,874 | 8,422 | 7,479 | 7,106 | 7,690 |

(資料) 長野県企画部「工業統計調査結果報告書」

(注) 従業員4人以上の事業所について

平成23年：「平成24年経済センサス-活動調査 製造業に関する結果報告書」

(平成24年2月1日現在)



製造品出荷額等、粗付加価値額の推移

(単位：億円)

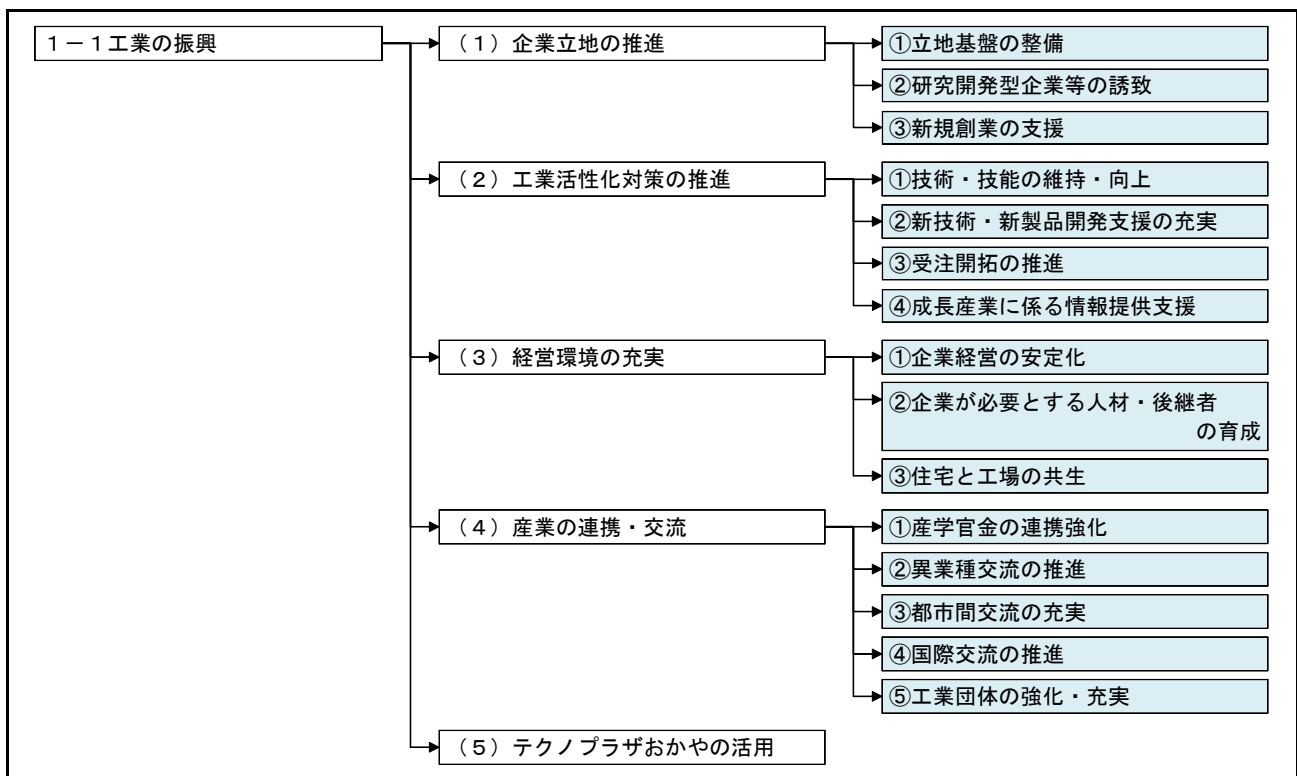
| 区分 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 出荷額 | 2,120 | 2,398 | 2,263 | 2,101 | 2,082 | 1,979 | 1,383 | 1,529 | 1,874 |
| 粗付加価値額 | 990 | 1,004 | 1,006 | 1,024 | 991 | 968 | 688 | 750 | 946 |

(資料) 長野県企画部「工業統計調査結果報告書」

(注) 従業員4人以上の事業所について

平成23年：「平成24年経済センサス-活動調査 製造業に関する結果報告書」
(平成23年1年間を対象)

【施策の体系】





(1) 企業立地の推進

①立地基盤の整備

市内企業の事業拡大、適地への工場移転、創業企業の立地促進および市外からの企業誘致を推進するため、工場用地、空き工場、貸し工場の確保や活用を図り、操業環境の整備に努めます。

②研究開発型企业等の誘致

首都圏産業振興活動事業などによる企業訪問を軸として、ものづくりのまち岡谷の強みを情報発信し、市内企業と連携が可能な研究開発型企业や高度研究機関などの誘致を図り、工業の振興と産業集積の維持に努めます。

③新規創業の支援

資金調達や技術開発などの支援に努め、長野県創業支援センター岡谷センターの機能も十分に活用し、本市における新規創業を促進するとともに、工業の活性化を図ります。

(2) 工業活性化対策の推進

①技術・技能の維持・向上

本市の強みである金型、切削、プレス、鍛造、めっき、組立などの幅広い企業集積を活かすよう、技術・技能の維持と向上の支援を行い、ナノテクノロジー*をベースにしたスマートデバイス*の世界的供給基地の実現をめざします。

②新技術・新製品開発支援の充実

先端技術などの習得支援や知的財産権の活用支援に努めるとともに、県や各種支援機関との連携をさらに強化し、新技術・新製品の研究開発を促進し、オンリーワン・ナンバーワン企業の育成に努めます。

③受注開拓の推進

首都圏産業振興活動事業などによる企業訪問、展示会への出展支援のほか、商談会や交流会などの事業の実施や、開発製品などの販路開拓のための技術提案の機会創出に努めます。

また、海外市場を視野に入れた受注支援にも努めます。

④成長産業に係る情報提供支援

国や県の成長戦略などと歩調をあわせながら、健康・医療・福祉関連産業、環境・エネルギー関連産業、航空・宇宙関連産業などの成長産業への取り組みを支援するため、情報収集および的確な情報提供に努めます。

(3) 経営環境の充実

①企業経営の安定化

テクノプラザおかやを拠点とする中小企業経営技術相談所の相談、指導体制のほか、技術開発支援、受発注支援、制度資金などの充実を図り、経営環境の変化に対応できる強い企業体質の構築に向けた支援を行います。

また、小規模企業に対しては、企業ごとの状況に応じた相談、指導体制により、成長、発展に向けて支援します。

②企業が必要とする人材・後継者の育成

継承すべき技能、先端技術、マーケティングなどに関する研修会、セミナー、講演会などの開催や長野県岡谷工業高等学校、長野県岡谷技術専門校、国立大学法人信州大学大学院諏訪圏サテライトキャンパスへの積極的な支援を通じて、企業が必要とする人材の育成に努めるとともに、事業を継続するために後継者の育成を支援します。

このほか、子どもの頃からものづくりに関心や興味を持てるような機会を創出し、ものづくりのまちの継承に努めます。

③住宅と工場の共生

企業による環境への配慮活動の促進や用途地域等の見直しに努め、住宅と工場が共生する調和のとれたまちづくりを推進します。

(4) 産業の連携・交流

①産学官金の連携強化

企業間の連携に加え、国、県、大学、公的研究機関や金融機関などとの連携を強化し、高付加価値なスマートデバイス、ナノテクノロジーを駆使した新技術・新製品の開発に向けた取り組みを支援します。

②異業種交流の推進

既存の市内企業グループの連携を強化するとともに、新たなグループの立ち上げを支援し、新技術・新製品の開発、新規マーケットの開拓、受発注のあっ旋を行うためのネットワークの形成を促進します。また、災害や受発注トラブルなどの危機管理における企業間協力体制の構築に向けた研究を進めます。

③都市間交流の充実

工業集積している他都市と連携し、共通課題の解決に向け、関係機関への働きかけに取り組みほか、都市間における共同事業の実施や企業間の交流、連携を図り、新たな取り引きの開拓などの企業間の幅広い活動を推進します。また、災害時などの危機管理における企業間協力体制の構築に向けた研究を進めます。

④国際交流の推進

関係機関と連携し海外の企業や経済団体と交流を図り、幅広い視野と国際競争力を持った企業の育成に努めます。

⑤工業団体の強化・充実

岡谷市金属工業連合会などの工業団体の強化、充実を図り、企業ニーズに即した事業、活動を推進します。



(5) テクノプラザおかやの活用

産業の活性化を図る拠点施設として、テクノプラザおかやの適正な管理運営に努め、先端的な産業情報の発信や国、県を含む産業振興施策の周知、活用に取り組み、本市工業の高度化、高付加価値化を促進します。

【目標指標・数値】

指標名：粗付加価値額

指標内容：付加価値の高い製品を製造し、粗い利益ともいえる粗付加価値額を伸ばす。

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------|-------------------|-------------------|---------------------|
| | 最新実績 平成23年 | 開始時目標 平成26年 | 終了時目標 平成30年 |
| 粗付加価値額 | 946億円 (1月～12月) | 960億円 (1月～12月) | 1,000億円 (1月～12月) |

【用語解説】

- *産業集積：多数（多業種）の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携などの企業間関係を生じている状態のこと。
- *ナノテクノロジー：超微細技術、「ナノ」は10億分の1メートルの世界で、原子や分子の配列をナノスケール（ 10^{-9} m）で自在制御することにより、望みの性質を持つ材料、望みの機能を発現するデバイスを実現し、産業に活かす技術のこと。
- *スマートデバイス：環境負荷低減、リサイクル性、省資源性を本質的に兼ね備えた素材技術を利用し、高性能、高機能、高付加価値性などを有する先進的超精密・超微細高機能部品をいう。

政策 2 産業の振興

2-1 商業の振興

【現況と課題】

本市の商業は、自動車交通の進展による消費者の行動パターンの変化、地域間競争の激化に加え、長引く景気低迷の影響により、市内商業全体の集客力、求心力が衰えています。

中心市街地においては、イルフプラザを核として、イルフ童画館や美術考古館とも連携して周辺商店街の活性化に取り組んでいますが、大規模店舗の進出や自動車交通の進展により、まちなかを回遊する人が少なくなり、周辺商店街では売り上げ減や経営者の高齢化などにより店舗数の減少が進み、まちなかの空洞化とともに、小規模小売店の活力低下が見られます。

このような中、イルフプラザ商業活性化センターの核店舗となる食品スーパーなどを誘致し、関係者が一体となった地域の活性化に努めています。

また、岡谷TMO*が商業者と協働し、イベントや研修などのソフト事業を中心に取り組みを進めていますが、地域密着型店舗の育成や魅力的な店舗の創造、年間を通した中心商店街のにぎわいの創出が求められています。

さらに、経営者の高齢化が進行する中、商店街としての役割を發揮できる組織強化に向け、中長期的視点にたった人材育成の必要があります。

一方、空き店舗への出店時や既存店舗の改修時の支援により個店の魅力アップを図っていますが、まちのイメージアップを図るうえで老朽化空き店舗などの取り扱いも課題となっているため、回遊性があり、個性とにぎわいに満ちた魅力ある商業環境づくりを進めることが必要です。

各地域商業地においては、助成制度の活用により、さまざまな業態の新しい店舗が進出していますが、商業会加盟店舗が減少するなど地域間格差が広がっていることから、経営相談や経営指導など岡谷商工会議所と連携して支援体制の一層の充実と強化に努め、各商業者の個性や特性を活かしながら、魅力ある店舗づくりを支援する必要があります。

【資料・データ】

商業の推移

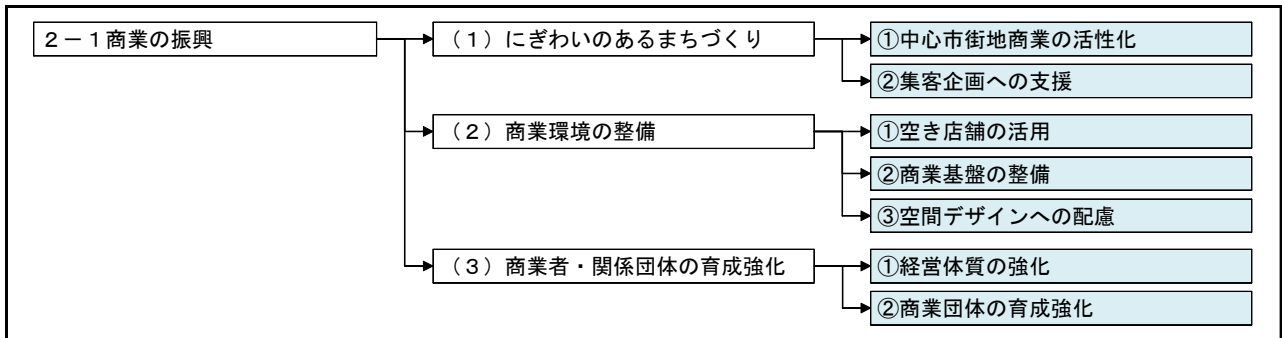
(単位：店)

| 区分 | 平成 21 年 | 平成 24 年 |
|---------|---------|---------|
| 卸売業・小売業 | 717 | 654 |

(資料) 経済センサス活動調査



【施策の体系】



(1) にぎわいのあるまちづくり

① 中心市街地商業の活性化

イルフプラザやイルフ童画館および美術考古館を中心にまちのにぎわいを創出するため、岡谷TMOや岡谷商工会議所を通じて、事業者などが行う販促活動や個別訪問指導などを支援するほか、活性化に向けた調査研究を行います。

② 集客企画への支援

本市の歴史、文化を活かしたイベントなど、集客促進につながる多彩なソフト事業の取り組みを支援するとともに、インターネットやマルチメディアなどを活用した販売促進や生活関連情報サービスの提供を推進します。

(2) 商業環境の整備

① 空き店舗の活用

中心市街地活性化のため、一体性、回遊性のある商業地を形成し、まちのイメージアップを図る方策などについて研究を進めます。また、ララオカヤを含め空き店舗を活用した商業施設の誘導に努めます。

② 商業基盤の整備

都市機能の集積や防災性の向上など、暮らしやすく安全で快適な都市整備を推進します。また、魅力的で活力ある商業空間の創出に努めるとともに、高齢者や買い物弱者に配慮したシルキーバスの運行により商店街への利便性を高め、だれでも気軽に買い物に出かけられるような環境づくりに努めます。

③空間デザインへの配慮

建築物や看板類、ストリートファニチャー*などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、童画の活用や周囲の建築物との調和のとれた色彩、素材などに配慮します。

(3) 商業者・関係団体の育成強化

①経営体質の強化

商業会などで後継者育成のために行う取り組みや創業、店舗改装など意欲ある商業者の活動を支援するとともに、経営基盤強化のための経営安定化や設備投資資金などの融資をあっ旋します。

②商業団体の育成強化

商業施策の円滑で総合的な展開を推進するため、商業連合会等関係団体の育成と組織の拡大、強化を図るとともに、岡谷TMOなど関係機関との連携を強化し研修を行うなど、中心市街地のにぎわい再生に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：商業会等会員数

内容説明：市内の空き店舗などを活用し商業施設などを出店する場合、各商業会に加盟するため会員数の増につながる。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 商業会等会員数 | 231店 | 280店 | 290店 |

【用語解説】

*岡谷TMO (Town Management Organization)：岡谷TMO (まちづくり推進組織)は、中心市街地商業の活性化、地域コミュニティの活性化に取り組むため、岡谷商工会議所を中心に平成18年5月に発足した。

*ストリートファニチャー：道路上に置かれているベンチ、テーブル、水飲み、照明具、案内板、遊具など歩行者に快適さを提供するもの。



2-2 サービス業の振興

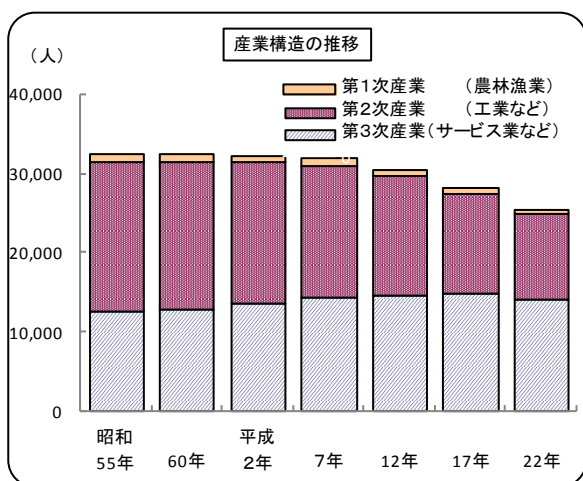
【現況と課題】

サービス業などの第3次産業の構成比は、増加を続けており、第1次産業や第2次産業とは対照的な推移となっています。多様なサービス産業の進展により、今後も需要の増加が見込まれています。

本市においても、ソフトウェアなど既存産業の製品開発や経営能力向上に寄与するサービス業の進展は顕著なものになっているため、経済の再活性化を図るうえにおいてサービス業の一層の振興、育成が求められています。

また、近年の少子高齢化による社会情勢の変化により、健康、福祉などさまざまな分野でのサービス需要が見込まれているほか、市民生活を支えるサービス業の育成や省エネルギー、リサイクルなど環境関連分野のサービス業の振興、育成も重要になってきています。

【資料・データ】



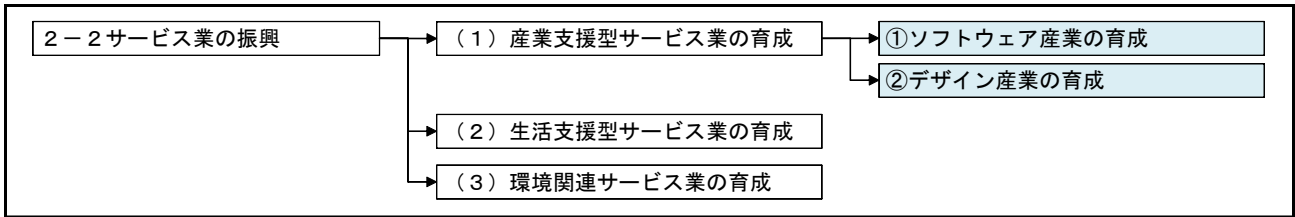
産業構造の推移

| 区 分 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1次産業 (農林漁業) (人) | 984 | 927 | 799 | 806 | 596 | 620 | 460 |
| 構成比 (%) | 3.1 | 2.9 | 2.5 | 2.5 | 2.0 | 2.2 | 1.8 |
| 第2次産業 (工業など) (人) | 18,863 | 18,814 | 17,862 | 16,586 | 15,266 | 12,616 | 10,686 |
| 構成比 (%) | 58.5 | 58.1 | 55.5 | 52.3 | 50.5 | 45.2 | 42.5 |
| 第3次産業 (サービス業など) (人) | 12,393 | 12,624 | 13,517 | 14,314 | 14,347 | 14,692 | 14,027 |
| 構成比 (%) | 38.4 | 39.0 | 42.0 | 45.1 | 47.5 | 52.6 | 55.7 |
| 総 数 (人) | 32,240 | 32,365 | 32,178 | 31,706 | 30,209 | 27,928 | 25,173 |

(資料) 国勢調査
※第3次産業は、その他を含む



【施策の体系】



(1) 産業支援型サービス業の育成

①ソフトウェア産業の育成

工業をはじめ、商業、観光等の幅広い産業分野における、既存産業を支援するソフトウェア産業を育成するとともに、新規創業支援や誘致に努めます。

②デザイン産業の育成

製品の高付加価値化に寄与するデザイン産業を関係機関と連携しながら育成するとともに、新規創業支援や誘致に努めます。

(2) 生活支援型サービス業の育成

健康、福祉関連や高齢社会に対応し高齢者の信頼にこたえるシルバーサービス産業*の支援、育成に努め、多様な産業活力の高揚を図り、市民サービスの向上に寄与します。

(3) 環境関連サービス業の育成

地球温暖化の抑制や環境保護、省エネルギー化に対応するリサイクル、リユース事業など環境関連サービス業の支援、育成に努め、環境保全を推進し、経済の再活性化を図ります。

【目標指標・数値】

指標名：産業支援型サービス業の事業所数（ソフトウェア産業、デザイン産業）

内容説明：産業支援型サービス業の集積をめざし、新規創業や誘致に努める。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 事業所数 | 120事業所 | 120事業所 | 130事業所 |

【用語解説】

*シルバーサービス産業：民間事業者などが、ビジネスとして高齢者や障害をもった人の健康や生活のために必要なサービスや商品を提供すること。



2-3 観光の振興

【現況と課題】

昨今の観光を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少社会の本格化、価値観やライフスタイルの多様化、高速交通網整備、グローバル化の進展などの社会経済状況の変化や成熟化する観光ニーズの多様化などにより観光需要が変化しています。

本市は、明治から昭和初期には製糸業の全盛期を迎え、第二次世界大戦後は精密を中心とする工業都市に移り変わりましたが、ものづくりの文化は、先人たちの努力により受け継がれてきました。このような歴史を重ねてきたことにより、近代化産業遺産群などの歴史的な観光資源が現代でも形をとどめ、また、岡谷太鼓やうなぎ、童画などの個性あるものも同時に生まれ育ってきました。さらには、諏訪湖、塩嶺御野立公園などの自然資源や、鳥居平やまびこ公園、岡谷湖畔公園、やまびこスケートの森など大規模なレクリエーション施設が整備されており、また、カノラホール、イルフ童画館、蚕糸博物館などの特色ある文化施設を有し、多彩な文化イベントが多く開催されています。

諏訪地域は、大都市からの交通の便が良いことなど優位な条件が揃っていることから、多くの観光客が諏訪湖を中心に訪れていますが、観光関連産業はそれほど発達しているとはいえません。

こうした中で、平成24年度には、ものづくりを観光資源として有効活用するイベント「全国産業観光フォーラムinおかや」を開催し、全国から多くの方が訪れ、ものづくりと観光が融合した産業観光の取り組みが一層充実してきています。

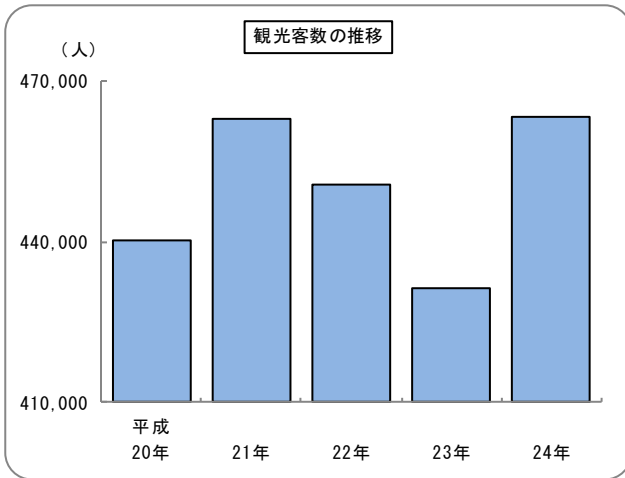
さらに、平成23年度に策定した「岡谷ブランドブック*」には、製糸業の発展からものづくりのまちへ転換していった歴史により導かれたブランドコンセプト*「湖に映える、美しいものづくりのまち」のもと、さまざまな地域資源を活用した取り組みが集約されています。平成25年度にはおかやブランドプロモーション協議会と連携しながら、岡谷駅前にレンタサイクル、諏訪湖ハイツにランニングステーションを設置し、Action 1「美しい湖畔を体験できるまちへ」の実現に向けた取り組みがスタートしています。

今後は、諏訪湖をはじめとする豊かな自然やシルク岡谷として世界に名を馳せた歴史、童画、ものづくりなどの地域資源や「全国産業観光フォーラムinおかや」で実施したエクスカージョン（体験型見学会）*のノウハウなどを有効活用した産業観光の推進を図るとともに、広域的な観光の再発見、観光情報の提供、観光需用の変化に対応した新たな観光資源や広域観光ルートの設定、観光人材や観光団体の育成など、観光受け入れ体制の一層の整備と充実を図る必要があると考えます。

あわせて、岡谷のブランド化に向けて、情報発信を強化するなど官民一体となった取り組みが求められています。



【資料・データ】



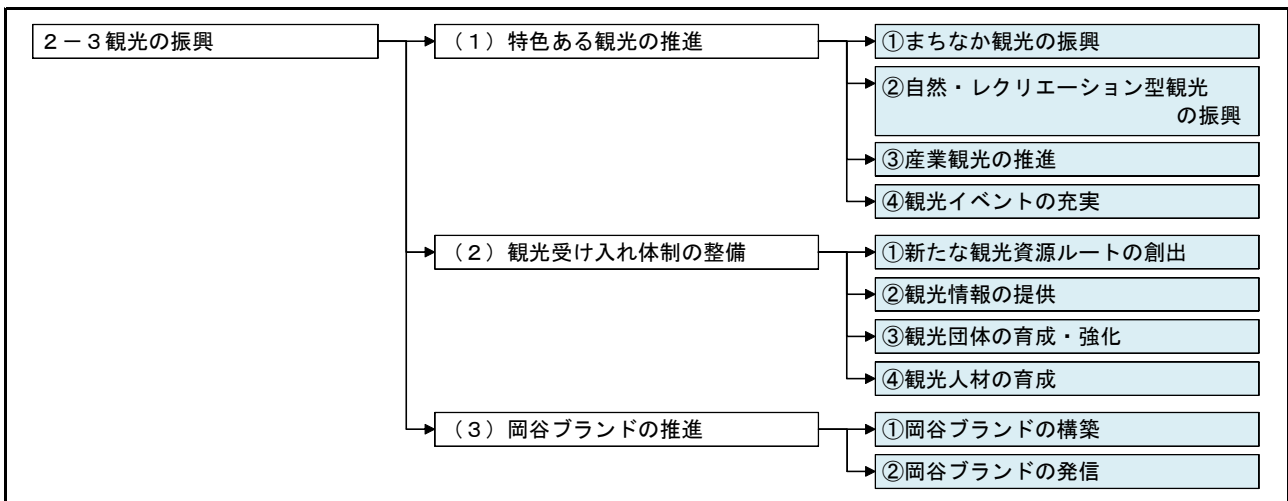
観光客数の推移

(単位：人)

| | 平成 20年 | 平成 21年 | 平成 22年 | 平成 23年 | 平成 24年 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 観光客数 | 440,100 | 462,900 | 450,600 | 431,400 | 463,300 |

(資料) 長野県観光地利用者統計調査

【施策の体系】



(1) 特色ある観光の推進

①まちなか観光の振興

小売店、飲食店などの各種商業施設、カノラホール、イルフ童画館、蚕糸博物館、美術考古館などの文化施設、やまびこスケートの森などのスポーツ関連施設、宿泊施設など、本市に集積する施設機能をさらに活かすようなまちなか観光の推進を図ります。

②自然・レクリエーション型観光の振興

諏訪湖、岡谷湖畔公園、鳥居平やまびこ公園、塩嶺御野立公園や地域に密着した特徴ある公園など、本市の恵まれた自然環境を大切に、景観を活かした自然、レクリエーション型観光の振興を図ります。

③産業観光の推進

工業、商業、農林水産業などの既存産業と観光の結びつきを工夫するとともに、うなぎ、シルク、醤油、味噌、酒など、本市の特徴的な産品を観光資源として活用し、土産品など独自の観光商品を開発販売するなど、製糸業から精密機械工業へ産業転換したものづくりの歴史と伝統を活かした産業観光の推進に努めます。

④観光イベントの充実

岡谷太鼓まつり、小鳥バス、鶴峯公園つつじ祭りなどの由緒あるイベントをはじめ、うなぎのまち岡谷や馬肉料理など地域に根ざした食文化の充実を図るほか、新しい観光イベントの支援に努めます。

(2) 観光受け入れ体制の整備

①新たな観光資源ルートの創出

本市の産業や歴史を踏まえた、ものづくり産業観光ルートと近代化産業遺産群などを巡る観光ルートや新旧中山道など市外隣接地域にまたがる自然型観光ルートなど広域観光ルートの確立を図ります。

②観光情報の提供

本市を訪れる観光客に対し、観光ニーズに対応した適切な情報提供を図るため、ホームページやブログなど、インターネットの有効活用をはじめ、市内案内情報の整備と充実や観光パンフレット類の充実に努めます。

また、県、県観光協会、諏訪地方観光連盟などと連携を図りながら広域的な観光宣伝と誘客活動を推進するとともに、外国人観光客の受け入れ促進に努めます。

③観光団体の育成・強化

岡谷市観光協会などの育成、強化に努めながら、民間ノウハウを活用した観光客受け入れ体制の整備を図ります。

④観光人材の育成

観光客に心のこもったホスピタリティ*を提供するため、観光サポーターなどのボランティア観光案内人の人材育成に努めます。



(3) 岡谷ブランドの推進

① 岡谷ブランドの構築

「湖に映える、美しいものづくりのまち」をブランドコンセプトとし、自然資産、ものづくり資産、シルク関連資産、文化資産、食資産などを活用した「岡谷ブランドブック」に沿ったブランド構築の取り組みをおかやブランドプロモーション協議会とともに官民協働で推進します。

② 岡谷ブランドの発信

新たなシルク文化を生み出す蚕糸博物館を、岡谷ブランド発信の拠点施設として位置づけ、メディアやインターネットなどを通じて、岡谷ブランドロゴをはじめ、「岡谷らしさ」を全国に発信し、岡谷のブランド化を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：観光客数

内容説明：特色ある観光の推進により観光客数を増やす。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 観光客数 | 463,300人 | 463,300人 | 470,000人 |

【用語解説】

- * 岡谷ブランドブック：平成24年3月、民間主体の「岡谷市ブランド戦略検討委員会」が、ブランドコンセプトやアクションプランなど岡谷ブランドを構築するための指針として編集したもの。
- * ブランドコンセプト：「岡谷とはどういう地域か？」をしっかりとみ定め、その風土や歴史、未来への意志を「岡谷らしさ」として凝縮し、明快なメッセージとして表現したもの。
- * ホスピタリティ：「おもてなしの心」訪問者を丁重にもてなすこと。またはその精神のこと。
- * エクスカーション（体験型見学会）：従来の見学会や説明を受ける視察と異なり、案内人の説明を聞きながら参加者も意見を交わし専門家の解説を聴くとともに、現場での体験や議論を行い理解を深める「体験型の見学会」のこと。



岡谷ブランドロゴ

2-4 農林漁業の振興

【現況と課題】

本市は、行政面積の約3分の2が山林であり、平坦部もその多くが住宅や工場などの都市的な土地利用となっているため、農業生産基盤である耕地は、相対的に少ない状況にあります。

農業については、花き、野菜の施設園芸を中心として、農産物のほとんどを地元で消費する都市型農業となっています。諏訪地方統計要覧によると、農家数は、514戸であり、そのほとんどが耕地面積1ha未満で、年間販売額も僅少で零細な兼業農家となっています。農業者の高齢化、後継者不足により、農家数、耕地面積とも減少し、また有害鳥獣の被害などによる栽培意欲の減退から遊休農地が増加しています。

こうした状況から、農業に関心のある市民を対象にした楽々農業楽しみま専科事業などで野菜栽培などの知識の習得機会を設け、農業の担い手の育成、確保に繋げる取り組みを行っていますが、今後は、農地の貸し借りや遊休農地を活用して営農へ繋げ、遊休農地の発生抑制と削減に向けた取り組みを強化する必要があります。

また、中核的担い手の育成や後継者の確保に努め、省力型農業や高付加価値農業を推進するとともに、安全で安心な農産物の安定的な供給をめざし、健康推進策のもと野菜を食べよう運動とも連携して、地域の直売所などを拠点とした地産地消を進める必要があります。

林業については、外材供給の変化などに起因する国産材の需要の高まりはあるものの、依然厳しい状況が続いています。

本市の森林面積は5,679haで森林率66.7%であり、民有林の84.4%が針葉樹で、その内カラマツやアカマツが73.3%となっています。

平成20年の長野県森林づくり県民税の導入にともない、里山の間伐などの森林づくりを進めてきましたが、長野県森林づくり県民税が平成25年度から5年間継続することになり、手入れのおくれている里山の森林の間伐を引き続き重点的に推進するとともに、新たな取り組みとして、間伐材などの森林資源の利活用による継続的な森林づくりが期待されます。

しかし、里山を中心に小面積で未整備である個人有林が多く、整備も進んでいない状況にあることから、長期的視野に立った「岡谷市森林整備計画」に基づく、適地適木の推進、個人有林の集約化、間伐を中心とした適正な保育管理が必要となっています。また、林産材の供給のため、森林路網の整備、素材搬出のための高性能機械の利用拡大、担い手の創出、集約化の推進など、なお一層の取り組みが必要です。

漁業については、諏訪湖、天竜川などにおいて、コイ、フナ、ワカサギなどの漁獲と養殖が行われています。漁獲量は、需要の伸び悩みや外来魚*、魚食性鳥類*による被害や異常繁茂植物による影響などにより、減少傾向にあります。また、漁業従事者は兼業が主であり、高齢化とともに減少しています。

今後は、漁場の浄化や漁業資源の保護、育成を図るなど、漁業環境の保全、整備に努めるとともに、観光との連携により、漁業経営の安定化を図っていくことが必要となっています。



【資料・データ】

第1次産業就業人口（農業・林業・漁業）の推移

（単位：人）

| 第1次産業 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 農業 | 768 | 557 | 584 | 426 |
| 林業 | 8 | 23 | 18 | 26 |
| 漁業 | 30 | 16 | 18 | 8 |
| 合計 | 806 | 596 | 620 | 460 |

（資料）国勢調査

総農家数・経営耕地種類別面積の推移

| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 総農家数（戸） | 838 | 673 | 553 | 514 |
| 総面積（a） | 24,133 | 18,778 | 14,537 | 12,925 |
| 販売農家（a） | | | 7,496 | 6,064 |
| うち 田（a） | | | 3,427 | 2,487 |
| うち 畑（a） | | | 3,748 | 3,247 |
| うち 樹園地（a） | | | 321 | 330 |
| 自給的農家（a） | | | 7,041 | 6,861 |

（資料）諏訪地方統計要覧

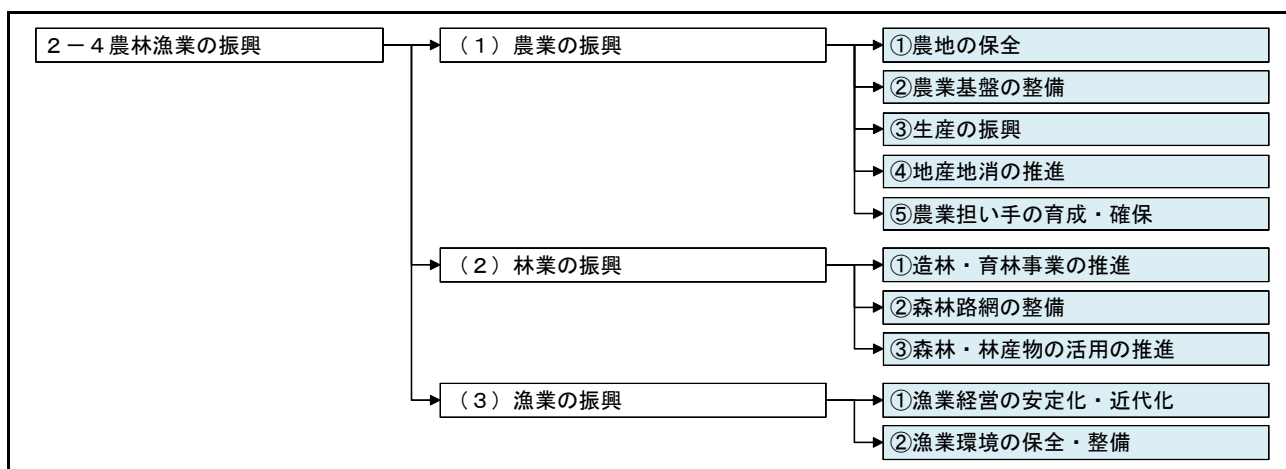
森林資源の現状：保有形態別森林面積

（単位：ha、%）

| 保有形態 | 総面積（ha） | | 立木の面積（ha） | | | 人工林率（%） （B/A） |
|----------|---------|--------|-----------|-------|-------|------------------|
| | 面積A | 構成比（%） | 計 | 人工林B | 天然林 | |
| 国有林 | 183 | 3.2 | 183 | 183 | 0 | 100.0 |
| 私有林 | 4,581 | 80.7 | 4,516 | 3,023 | 1,493 | 66.0 |
| 公有林 | 915 | 16.1 | 819 | 676 | 143 | 73.9 |
| うち 県有林 | 281 | 4.9 | 267 | 264 | 3 | 94.0 |
| うち 市有林 | 396 | 7.0 | 314 | 221 | 93 | 55.8 |
| うち 財産区有林 | 238 | 4.2 | 238 | 191 | 47 | 80.3 |
| 総数 | 5,679 | 100.0 | 5,518 | 3,882 | 1,636 | 68.4 |

（資料）長野県民有林の現況
平成25年4月1日現在

【施策の体系】



(1) 農業の振興

① 農地の保全

農業経営基盤強化促進事業に基づき、中核農家の規模拡大、農地の利用集積、新規就農者による土地利用の促進を図ります。また、農業振興地域については整備計画に基づく農用地の維持と効率的な土地利用に努めます。さらに、新規作物の導入や市民農園などの整備を促進し、遊休荒廃農地の発生抑制と削減に努めます。

野生鳥獣の被害に伴う栽培意欲の減退による耕作放棄を防ぐため、農作物食害防止対策を支援します。

② 農業基盤の整備

農業用施設は、農業生産を行う上で重要な施設であることから、適切な保全を図るために、老朽化した農業用施設は引き続き計画的な整備を推進します。また、利用者との相互理解を図り、適正な維持管理を働きかけます。

③ 生産の振興

既存園芸を中心に、施設栽培の作型、先進技術の導入や新規作目の導入および園芸施設の省エネルギー対策を推進するとともに、自然エネルギーの活用や減農薬など環境にやさしい農業を促進し、農業者などの意向や地域の特性を活かした持続的な都市型農業の振興を図ります。

④ 地産地消の推進

消費者ニーズにあった農作物の生産を促進し、地元で生産された新鮮で安全・安心な農産物の安定的な供給をめざします。農産物直売所などに長期間安定的に生産物の供給ができるよう体制整備を進めるとともに、地域の特性を生かした農産物のブランド化の研究や品質および栽培技術の向上を図ります。また地元農産物の学校給食などへの利用を促進し、地産地消を推進します。



⑤農業担い手の育成・確保

定年退職者や若手後継者など広く新規就農者の掘り起こしを行うとともに、関係機関と連携し、新規就農者の支援を図ります。認定農業者などの担い手には、農地の利用集積を促進し、生産性を高めるため農業経営基盤強化促進事業を推進します。また、持続的な農業生産を行えるよう、受託営農集団の育成、強化に努め、労働力の確保を図ります。さらに、農業体験などを通じ長期的な農業の担い手の確保に努めます。

(2) 林業の振興

①造林・育林事業の推進

「岡谷市森林整備計画」に基づき、団体有林の計画的な造林、育林を推進するとともに、里山の個人有林の集約化と森林整備に引き続き取り組みます。また、近年被害が拡大している獣害については、固体調整、防護策の設置、里山の整備による、生息環境管理を推進し、松くい虫の防除についても計画的な巡視および地域住民への啓発を行い、森林の保護に努めます。

②森林路網の整備

木材の有効活用と育林などの作業の軽減化や小面積の未整備である個人所有林の集約化を進めるため、林道の維持管理を図るとともに、作業道の開設に取り組み、森林路網の整備を促進します。

③森林・林産物の活用の推進

搬出間伐の推進とともに、間伐材などによる木質バイオマス*の利用促進、きのこなどの特用林産物の生産振興を促進します。また、広葉樹林の造成やみどりの少年団の育成、地域住民や小中学生を対象とした森林づくりの体験を行う、里山の森林整備などの公益的機能増進を推進します。

(3) 漁業の振興

①漁業経営の安定化・近代化

水産業の持つ観光、レクリエーション的機能を活かしながら漁業振興を図ります。また、生産経費、流通経費の削減、鮭鮎（すしぶな）などの特産化を推進し、関係者間の連絡を密にして販売拡大を促進します。

②漁業環境の保全・整備

漁場となっている諏訪湖、天竜川などの水質保全や水域の美化など浄化対策を推進し、魚介類の生息環境の保全と漁場機能の回復を図ります。また、魚介類の資源の保護、育成のため、種苗放流事業*の推進を図るとともに、ブラックバスなどの外来魚駆除事業やヒシの除去活動を支援します。湖底の貧酸素問題*対策の検討や魚食性鳥類による被害の防止対策を関係機関と連携し推進します。

【目標指標・数値】

指標名：①遊休荒廃農地面積（平成20年度全国一斉調査）

②民有林年間間伐面積

内容説明：①遊休荒廃農地の発生抑制と削減に取り組み、安全で安心な食料の安定的な確保を図る。

②間伐を推進し、治山、水源かん養、二酸化炭素など公益的機能の効用を高める。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①遊休荒廃農地面積 | ① 60.0ha | ① 60.0ha | ① 58.0ha |
| ②民有林年間間伐面積 | ②113.8ha | ②100.0ha | ②100.0ha |

【用語解説】

*外来魚：ブラックバスやブルーギルなど海外から移入された魚類の総称。

*魚食性鳥類：カワウやカワアイサなどの魚食性の種で、ワカサギへの影響が問題視されている。

*木質バイオマス：バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと呼ぶ。

*種苗放流事業：諏訪湖漁業協同組合が漁業振興のために、ワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流する事業。

*湖底の貧酸素問題：湖底が夏季無酸素状態になり湖底の生物が死滅してしまう問題で、漁獲量激減の主要因とされている。



政策3 勤労者対策の推進

3-1 勤労者福祉の充実

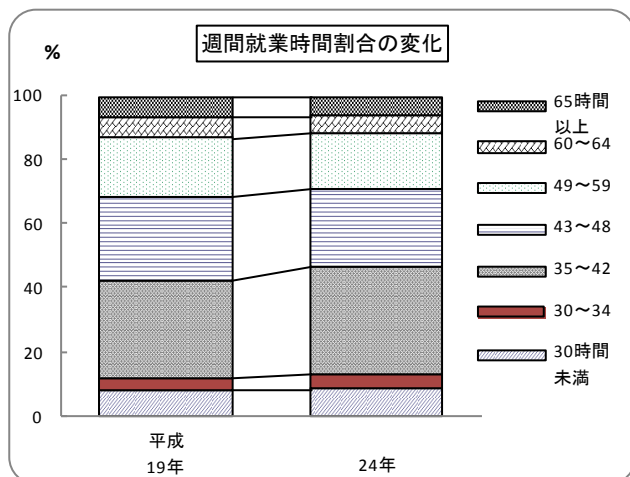
【現況と課題】

仕事にやりがいと充実感を持ちながら働くとともに、家族と過ごす時間や地域での生活も大切に、健康で豊かな調和のとれた暮らしを実現する考え方、ワークライフバランス*の取り組みが重要視されています。

市内の中小企業の多くは、社内における充実した福利厚生には限界があるため、勤労者福祉支援団体を活用しての従業員の健康増進や、福祉面での手厚いサポートが求められます。

また、勤務時間外の自己研鑽や余暇活動も仕事への活力となることから、働く若者などの集いの場となる勤労青少年ホームなどのさらなる充実、環境整備が必要となります。

【資料データ】



週間就業時間割合の変化

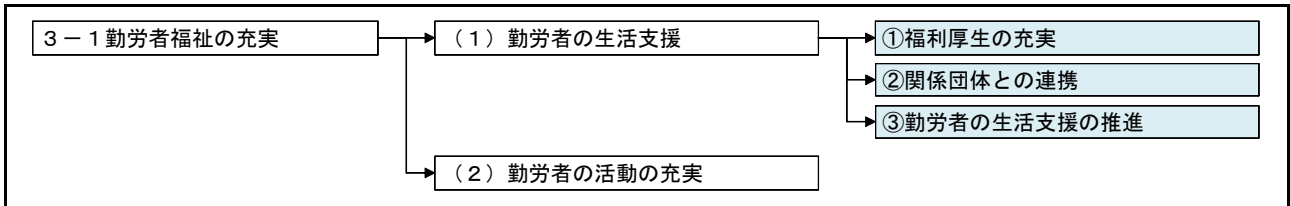
(単位：%)

| | 30時間未満 | 30時間以上 34時間未満 | 35時間以上 42時間未満 | 43時間以上 48時間未満 | 49時間以上 59時間未満 | 60時間以上 64時間未満 | 65時間以上 |
|-------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 平成19年 | 8.0 | 3.8 | 30.7 | 25.8 | 18.6 | 6.7 | 6.0 |
| 平成24年 | 9.1 | 4.2 | 33.5 | 24.5 | 17.2 | 5.8 | 5.4 |

(資料) 平成24年就業構造基本調査
(注) 年間就業時間200日以上の雇用者



【施策の体系】



(1) 勤労者の生活支援

① 福利厚生の実施

勤労者向けの福祉対策制度や（一財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンター、労働金庫などの関係機関を活用し、福利厚生の実施を図ります。

② 関係団体との連携

勤労者福祉を推進している（一財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンターとの連携により、勤労者の生活安定と福祉の向上に努めます。

③ 勤労者の生活支援の推進

労働金庫の生活資金融資などの活用により、勤労者の生活の安定を図ります。

(2) 勤労者の活動の充実

働く若者などの集いの場である勤労青少年ホームの活性化を推進し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）をとることで、ゆとりと豊かさのある暮らしの実現を図ります。

【目標指標・数値】

指標名：①勤労者福祉施設の年間利用延べ人数（勤労青少年ホーム、勤労会館合計）

指標名：②（一財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンターの会員数

内容説明：①勤労者などの余暇活動の促進と、利用者確保に取り組む。

内容説明：②勤労者の生活安定と福利厚生の実現に取り組む。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①勤労者福祉施設の年間利用延べ人数 | ①28,565人 | ①28,700人 | ①29,000人 |
| ②諏訪湖勤労者福祉サービスセンターの 会員数 | ②4,573人 | ②4,600人 | ②4,650人 |

【用語解説】

*ワークライフバランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できるという取り組み。



3-2 雇用対策の充実

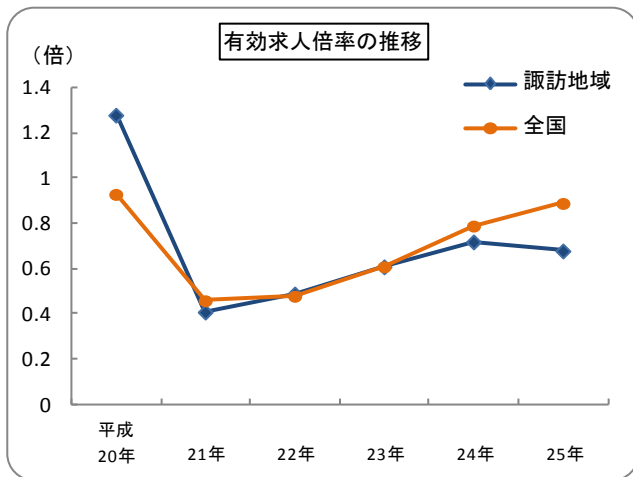
【現況と課題】

長引く円高傾向に歯止めがかかり、為替変動により一部大手企業では業況改善の動きが出はじめています。雇用状況についてもリーマンショックに端を発した一時の最悪期は脱却した感がありますが、依然として好転、悪化のどちらにも振れる不安定な状況が続いています。

新卒などの雇用についても、一部の好調業種にけん引されるように持ち直してきています。しかし、地方の中小企業においては、原材料の高騰やこれを価格転嫁できない悩みなどを抱える中、設備投資や雇用の拡大には慎重な状態が続いています。本市では、混沌とする経済情勢を見極め、労働力人口、有効求人倍率、完全失業率などの動きに注視し、雇用対策、人材活用事業に引き続き取り組む必要があります。

本市の取り組みでは、仕事と家庭の両立を考える女性の就労意識や定年延長などによる高齢者雇用環境の変化、また、障害者の法定雇用率の引き上げなどの社会情勢を捉え、各自の意欲と能力が発揮できる環境整備やさらなる就業機会の拡充を図る必要があります。また、就職先が決まらないまま学校を卒業し、無業者状態が長く続く若者や難関を突破し就職しても早期に離職してしまう若者の増加が今日の社会問題となっていることから、相談体制の充実等、未然防止の取り組みなどが求められています。

【資料・データ】



有効求人倍率の推移

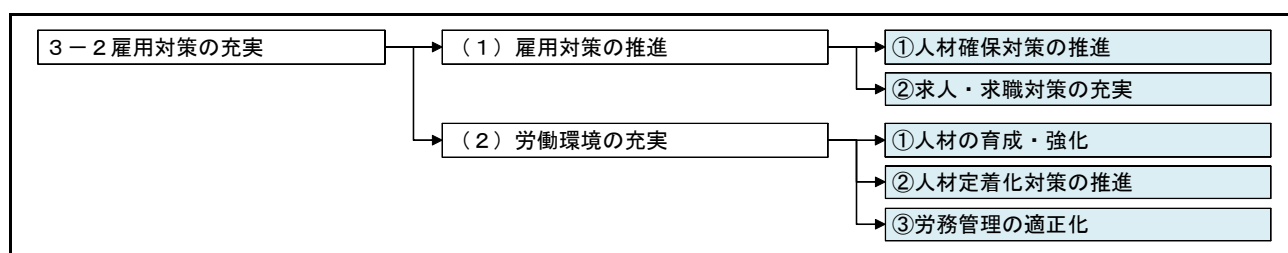
(単位: 倍)

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 諏訪地域 | 1.28 | 0.41 | 0.49 | 0.61 | 0.72 | 0.68 |
| 全国 | 0.93 | 0.46 | 0.48 | 0.61 | 0.79 | 0.89 |

各年4月1日現在



【施策の体系】



(1) 雇用対策の推進

①人材確保対策の推進

地元の高等学校、大学などと連携し、職業観の育成を目的としたセミナーの実施やインターンシップ*の推進、合同企業説明会の開催などにより、若年者の円滑な就労やU・I・Jターン*を含む移住、定住の促進に向けた支援に努めます。また、若年無業者（ニート）*については、関係機関や専門相談員との連携による相談体制の充実を図るとともに、学校等の実施するキャリア教育を支援し、無業者化の未然防止に取り組みます。

②求人・求職対策の充実

ハローワークなど関係機関と連携し、若者、女性、高齢者、障害者など、さまざまな人たちの就労を支援するため、求人情報の提供や就労相談、離転職者対象企業説明会などを行い、雇用のミスマッチ解消や就業機会の拡充、労働力の安定供給、円滑化に努めます。

(2) 労働環境の充実

①人材の育成・強化

岡谷技術専門校などの職業訓練機関と連携し、労働者の自発的な能力開発を促進し、技能労働者の確保や養成に努めます。

②人材定着化対策の推進

労働環境の整備改善を推進するとともに、若年労働力の定着をはじめとする人材の確保に努めます。

③労務管理の適正化

関係機関と連携し、労働者の健康確保と快適で安全な職場環境の形成を図り、適切な労務管理の推進と安全意識の高揚に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：新卒就業状況（労務対策協議会報告数値）

内容説明：雇用対策の推進と労働環境の充実により若年就業者を増やす。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成25年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 新卒就業状況 | 121人 (4月時点) | 130人 (4月時点) | 140人 (4月時点) |

【用語解説】

*若年無業者（ニート）：15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち以下①②の者をいう。

①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者

②就業を希望していない者

*インターンシップ：学生が在学中に一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度のこと。

*U・I・Jターン：Uターンは、地方で生まれ育った人が都心で一度就職した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。Iターンは、生まれ育った故郷以外に就職することで、主に都心で育った人が地方の企業に就職する場合に使用する。Jターンは、地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷と違う別の地方に就職すること。

基本目標 2

ともに支えあい、健やかに暮らせるまち

■□■□■ 4 保 健 ・ 医 療 の 充 実 ■□■□■

- 1 健康づくりの推進
- 2 予防対策の推進
- 3 母子保健の充実
- 4 医療体制の充実

■□■□■ 5 子 育 て 支 援 ■□■□■

- 1 子育て支援の充実

■□■□■ 6 福 祉 の 充 実 ■□■□■

- 1 地域福祉の推進
- 2 障害者（児）福祉の推進
- 3 高齢者福祉の推進
- 4 社会保障の円滑な運営



政策 4 保健・医療の充実

4-1 健康づくりの推進

【現況と課題】

本市の65歳以上人口は、15,538人（平成25年4月1日現在）と総人口の30.3%を占めており、3.3人に1人が高齢者という状況です。今後も高齢化の進展が予想され、それともなう医療や介護に係る負担の増大も見込まれます。一方では、少子化などの影響による人口減少や厳しい経済状況があります。

こうした社会経済状況の中、今後の健康づくりにおいては、高齢化と健康、健康で長生きが重要な課題であり、寝たきりや認知症の原因となる生活習慣病の予防が重要です。

市民の総合的な健康づくりの指針である「第2次岡谷市健康増進計画」に基づき、市民がいつまでも住み慣れた地域で、心身ともに健康で暮らせる健康寿命*の延伸をめざし、市民一人ひとりが健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解を深め、それぞれの年代に応じた取り組みを実践し継続できるよう、地域や関係機関と連携し、市民、関係機関、行政が一体となった健康づくりの推進に努める必要があります。

【資料・データ】

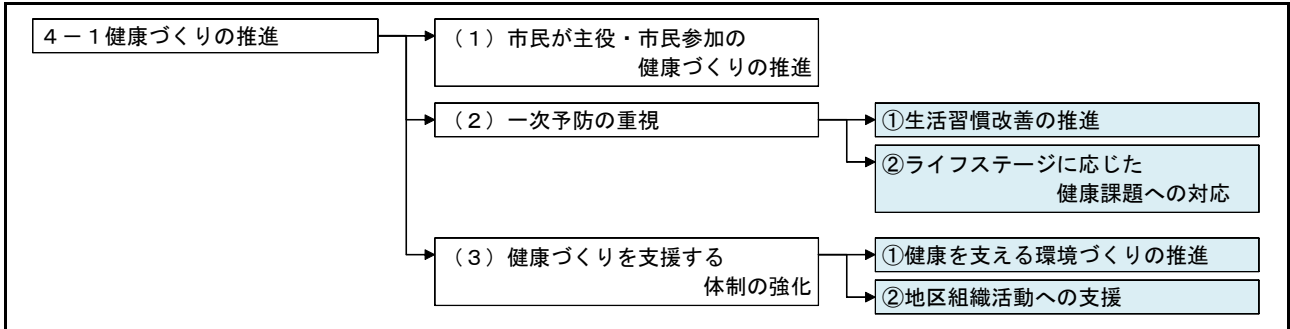
生活習慣病等による死亡者数の推移

| 死 因 | | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 三大生活習慣病 | (人) | 344 | 329 | 299 | 313 | 311 |
| うち 悪性新生物 | (人) | 167 | 163 | 135 | 149 | 141 |
| | (%) | 29.6 | 29.4 | 26.9 | 26.3 | 24.1 |
| うち 脳血管疾患 | (人) | 85 | 73 | 75 | 78 | 87 |
| | (%) | 15.0 | 13.2 | 15.0 | 13.8 | 14.8 |
| うち 心疾患 | (人) | 92 | 93 | 89 | 86 | 83 |
| | (%) | 16.3 | 16.8 | 17.8 | 15.2 | 14.2 |
| その他 | (人) | 221 | 225 | 202 | 254 | 275 |
| | (%) | 39.1 | 40.6 | 40.3 | 44.8 | 46.9 |
| 死亡者総数 | (人) | 565 | 554 | 501 | 567 | 586 |

(資料) 諏訪保健福祉事務所「業務概況書」
各年1月～12月累計



【施策の体系】



(1) 市民が主役・市民参加の健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康的な生活習慣の重要性に対し、関心と理解を深め、生涯にわたりみずからの健康状態を意識するとともに、健康の増進に努められるよう、市民が主人公の健康づくりへの取り組みを支援していきます。

(2) 一次予防の重視

①生活習慣改善の推進

食生活の改善や運動習慣の定着など、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防*に重点をおいた対策を「第2次岡谷市健康増進計画」の6つの重点分野の課題に基づき取り組みます。

②ライフステージに応じた健康課題への対応

庁内関係部署をはじめ、関係機関などとの連携により、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組みます。

(3) 健康づくりを支援する体制の強化

①健康を支える環境づくりの推進

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場などの社会環境の影響を受けることから、市民一人ひとりの健康づくりの取り組みを支えるため、岡谷市健康づくり推進協議会を中心に、社会全体として個人の健康を支える環境づくりに努めます。

②地区組織活動への支援

地域で健康づくりのための活動を実施する、岡谷市保健委員連合会や岡谷市食生活改善推進協議会に対して、活動強化のための研修を行うとともに、健康づくり事業における連携を深め、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

【目標指標・数値】

指標名：メタボリックシンドローム*の該当者および予備群の割合

内容説明：健康的な生活習慣を普及、啓発し、生活習慣病を予防する。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| メタボリックシンドロームの該当者および予備群の割合 | 男性 41.4% 女性 12.4% | 男性 40.0% 女性 12.0% | 男性 31.0% 女性 9.0% |

【用語解説】

*健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

*一次予防：生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防すること。

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血圧、高血糖、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせ持った状態のこと。メタボリックシンドロームの状態が続くと動脈硬化の危険が高まり、さらには致命的な心筋梗塞や脳梗塞などを起こしやすくなる。



4-2 予防対策の推進

【現況と課題】

がんによる死亡者数は増加の傾向ですが、がんは早期に発見すれば早期の治療が可能であり、多くの方が社会復帰も可能となります。がん検診を定期的を受け、発見された場合は早期に治療することが大切です。

また、がんは喫煙、食生活、運動などの生活習慣に関係しています。生活習慣の改善が、がんの罹患率*の減少には効果的なため、みずからがん予防をしていくという意識の啓発と正しい情報の提供が必要です。

感染症対策については、各種予防接種により疾病の発生と蔓延予防をすることが重要です。正しい知識の普及、啓発に努め、接種率の向上を図り、保健所や関係機関と連携し、接種しやすい体制づくりを諏訪6市町村で推進していく必要があります。

また、新型インフルエンザなどについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法*が施行されたことから、国や県などと連携し、的確かつ迅速な対応が求められます。

【資料・データ】

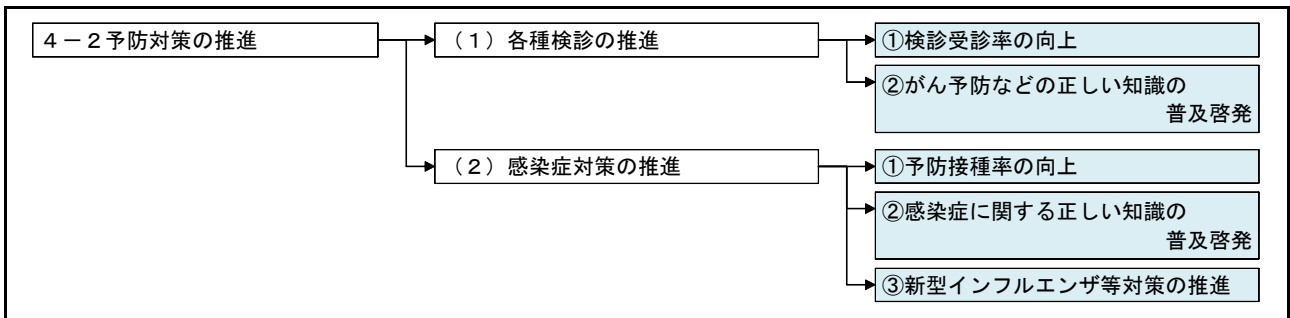
各種がん検診の状況

| 区 分 | | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|--------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 胃がん検診 | 受診者数 (人) | 1,778 | 1,755 | 1,602 | 1,435 | 859 |
| | 要精検者数 (人) | 268 | 247 | 231 | 175 | 150 |
| | 要精検受診率(%) | 88.8 | 87.9 | 89.2 | 92.0 | 85.3 |
| 大腸がん検診 | 受診者数 (人) | 2,369 | 2,374 | 2,261 | 2,063 | 1,915 |
| | 要精検者数 (人) | 130 | 174 | 155 | 116 | 153 |
| | 要精検受診率(%) | 80.8 | 86.2 | 88.4 | 87.9 | 90.8 |
| 肺がん検診 | 受診者数 (人) | 2,227 | 2,256 | 2,131 | 1,736 | 1,680 |
| | 要精検者数 (人) | 120 | 116 | 124 | 137 | 104 |
| | 要精検受診率(%) | 86.7 | 92.2 | 92.7 | 86.1 | 89.4 |
| 乳がん検診 | 受診者数 (人) | 1,258 | 1,515 | 1,633 | 1,577 | 1,430 |
| | 要精検者数 (人) | 96 | 97 | 163 | 108 | 114 |
| | 要精検受診率(%) | 92.7 | 90.7 | 89.6 | 94.4 | 92.1 |
| 子宮がん検診 | 受診者数 (人) | 1,064 | 1,347 | 1,353 | 1,422 | 1,233 |
| | 要精検者数 (人) | 5 | 12 | 21 | 30 | 34 |
| | 要精検受診率(%) | 40.0 | 83.3 | 81.0 | 86.7 | 88.2 |

各年度末現在



【施策の体系】



(1) 各種検診の推進

① 検診受診率の向上

病気の早期発見、早期治療につながるように、各種がん検診などの受診勧奨に努めます。

② がん予防などの正しい知識の普及啓発

がんなどの予防に対する知識や意識の向上のため、情報の提供に努めます。

(2) 感染症対策の推進

① 予防接種率の向上

地域全体の免疫水準を維持し感染症の流行抑制につなげるため、情報の提供に努め、予防接種率の向上を図ります。

② 感染症に関する正しい知識の普及啓発

感染症予防の重要性や正しい情報を県の関係機関と連携して提供し、知識の啓発に努めます。

③ 新型インフルエンザ等対策の推進

「岡谷市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定など、新型インフルエンザなどの発生に備えた準備を進めます。

【目標指標・数値】

指標名：①がん検診の受診率

②がん検診において精密検査対象となった者の受診率

内容説明：①がん予防などの正しい知識の普及啓発に努め、受診率の向上を図る。

(検診受診者÷対象者×100)

②がん検診での精密検査対象者に対して、個別通知などで受診勧奨を実施する。

(精密検査受診者÷精密検査対象者×100)

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①がん検診の受診率 | ①16.1% | ①20.0% | ①44.0% |
| ②がん検診において精密検査対象となった者の受診率 | ②89.2% | ②90.0% | ②95.0% |

【用語解説】

*罹患率：一定期間に発生したがんの新患者数の人口に対する比率。

一年間の届出患者数÷人口×10万人

*新型インフルエンザ等対策特別措置法：病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した際に、国民の生命および健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、平成25年4月13日に施行。



4 - 3 母子保健の充実

【現況と課題】

全国的に、平均寿命の伸びや出生率の低下により、少子高齢化*が急速に進んでいます。本市においても年間の出生数は年々減少傾向にある一方、総人口に占める65歳以上人口の割合は、増加傾向にあります。

こうした状況においては、未来を担う子どもを健全に産み、育てていくことが、ますます重要な課題となります。

生涯にわたる健康づくりの出発点となる母子保健においては、安全に安心して出産できる体制の確保と生まれてきた子どもの健康を育むため、乳幼児期*や学童期*に基本的な食生活、運動、生活リズムなどの生活習慣の確立をめざす必要があります。

また、近隣との人間関係の希薄化が進み、家庭や地域における子育て機能の低下する地域環境においては、安心して子どもを育てるための体制として、子育て支援対策や児童虐待防止策との連携を図る必要があります。

妊娠、出産、育児を取り巻く社会環境の変化としては、価値観の多様化や女性の社会進出の増加などによる晩婚化や出産年齢の上昇などがあります。結婚や妊娠、出産は自己決定によるものでありますが、女性の身体機能の変化に伴い、妊娠や出産にかかわるリスクは、年齢に応じて高くなる傾向があるため、そうしたことに関する正しい情報の提供や普及啓発も重要となるため、今後は、従来の母子保健事業のさらなる推進とともに、女性のライフステージに応じた健康支援に取り組む必要があります。

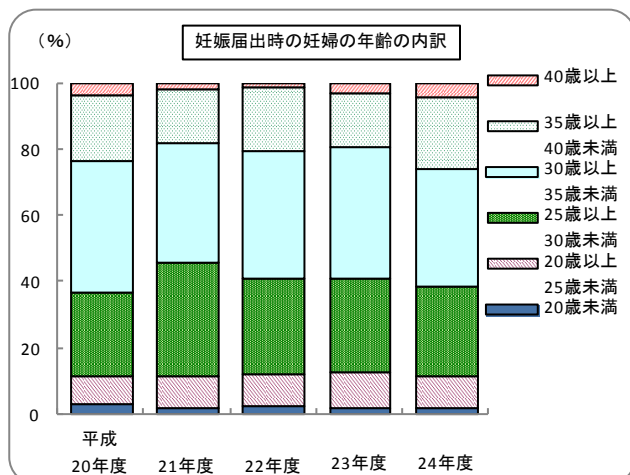
【資料・データ】

出生数の推移

(単位：人)

| | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 463 | 428 | 456 | 367 | 411 |
| 男 | 236 | 224 | 210 | 188 | 213 |
| 女 | 227 | 204 | 246 | 179 | 198 |

(資料) 毎月人口異動調査 (各年 10 月 1 日)

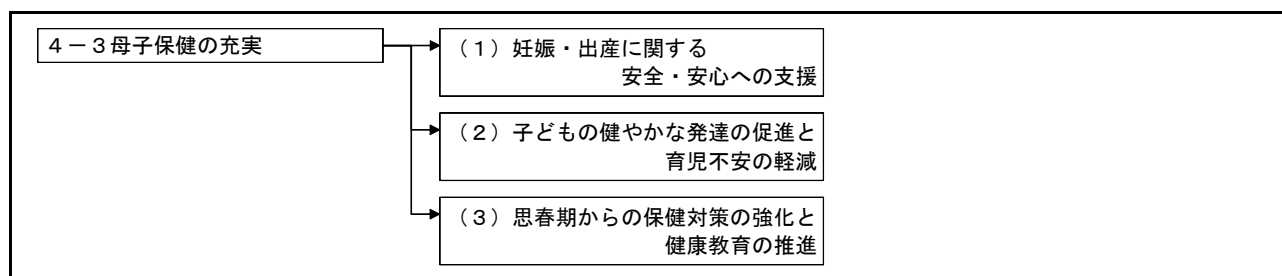




妊娠届出件数の推移と届出時の妊婦の年齢の内訳

| | 妊娠届出数 (件) | 20歳未満 (%) | 20歳以上 25歳未満 (%) | 25歳以上 30歳未満 (%) | 30歳以上 35歳未満 (%) | 35歳以上 40歳未満 (%) | 40歳以上 (%) |
|--------|--------------|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|
| 平成20年度 | 448 | 2.9 | 8.5 | 25.0 | 39.7 | 20.1 | 3.8 |
| 平成21年度 | 459 | 1.7 | 9.2 | 34.6 | 35.9 | 16.3 | 2.2 |
| 平成22年度 | 412 | 2.4 | 9.5 | 28.6 | 38.8 | 19.4 | 1.2 |
| 平成23年度 | 395 | 1.5 | 10.6 | 28.6 | 39.5 | 16.5 | 3.3 |
| 平成24年度 | 386 | 1.3 | 9.8 | 27.2 | 35.2 | 22.0 | 4.4 |

【施策の体系】



(1) 妊娠・出産に関する安全・安心への支援

安全に安心して出産できる環境づくりの一環として、保健事業を通じて、母子保健にかかわる正しい情報の提供や普及啓発に努めるとともに、母子健康手帳および妊婦一般健康診査*受診票を交付し、疾病などの異常の早期発見と予防に努めます。

また、不妊*治療および不育*治療に関する治療費の助成や相談窓口についての情報提供を行い、妊娠を希望する夫婦に対して支援を行います。

(2) 子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減

乳幼児健康診査*をはじめ各種母子保健事業を通じて、子どもの健やかな発達を促すための健康管理を行うとともに、母親に対する育児支援の機会として、各家庭の状況に応じた保健指導を行い、育児不安を軽減し、母親が安心して育児に取り組める環境づくりに努めます。

また、乳幼児健康診査では、個別の栄養相談や歯科相談を実施し、食育*や歯科指導などの充実を図り、子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着に向けた取り組みの強化を図ります。

(3) 思春期からの保健対策の強化と健康教育の推進

生命の誕生や性感染症について学ぶことで、自分自身の生命の大切さに気づき、身体や健康を守る意識を育てることを目的に、教育委員会の協力の下、思春期健康教育*を継続して実施します。

また、喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響について情報提供などを通して、生活習慣病予防など健康意識の向上に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：乳幼児健康診査(3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診)の受診率

内容説明：乳幼児の健全な発達を促すため受診率の向上を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 乳幼児健康診査の受診率 | | | |
| ・ 3～4か月児健診 | 96.5% | 100.0% | 100.0% |
| ・ 9～10か月児健診 | 98.1% | 100.0% | 100.0% |
| ・ 1歳6か月児健診 | 98.2% | 100.0% | 100.0% |
| ・ 3歳児健診 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

**【用語解説】**

- * 少子高齢化：生まれてくる子どもの数（出生数）が減り、高齢者が増え、さらに高齢者の寿命が伸びること。
- * 乳幼児期：出生～7歳未満（就学まで）。（乳児期：出生～1歳未満。幼児期：1歳～7歳未満。）
- * 学童期：6歳～12歳（小学校の時期）。
- * 妊婦一般健康診査：安全な分娩と健康な子の出生のため、妊娠中の健康管理を行い、異常の早期発見に努める。14回の基本健診、5回の追加検査（血液検査や子宮頸がん検診など）、4回の超音波検査を行う。
- * 不妊：妊娠を試みても2年以上授からないこと。
- * 不育：妊娠はするけれど、流産や死産などを繰り返すこと。
- * 乳幼児健康診査：3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施。
- * 食育：生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。
- * 思春期健康教育：身体的にも精神的にも成長する中学生を対象に、身体のしくみや生命の大切さとともに、性教育、性感染症予防を学ぶ場として、平成12年度に思春期赤ちゃんふれあい体験事業として開始。平成21年度からは、思春期健康教育として市内4中学校の3年生全クラスで実施している。

4 - 4 医療体制の充実

【現況と課題】

高齢化の進行や住民の健康意識の高まり、医療機器や医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、だれもが安心して医療を受けることができる環境整備が求められています。

地域医療は、重要な課題である救急医療*、災害時医療*、周産期医療*、小児医療、在宅医療*などについても、医療体制の充実により安心して医療を受けられるようにすることが必要です。

救急医療体制は、初期救急医療*体制として、医師会、歯科医師会などの協力により休日急病当番医制度、小児夜間急病センター*など実施しているほか、入院医療の第二次救急医療*では、医療圏内の市町村や医療機関の協力による病院群輪番制*があり、さらに救急救命医療の第三次救急医療*までの体制がとられています。この救急医療体制を強化する必要があります。

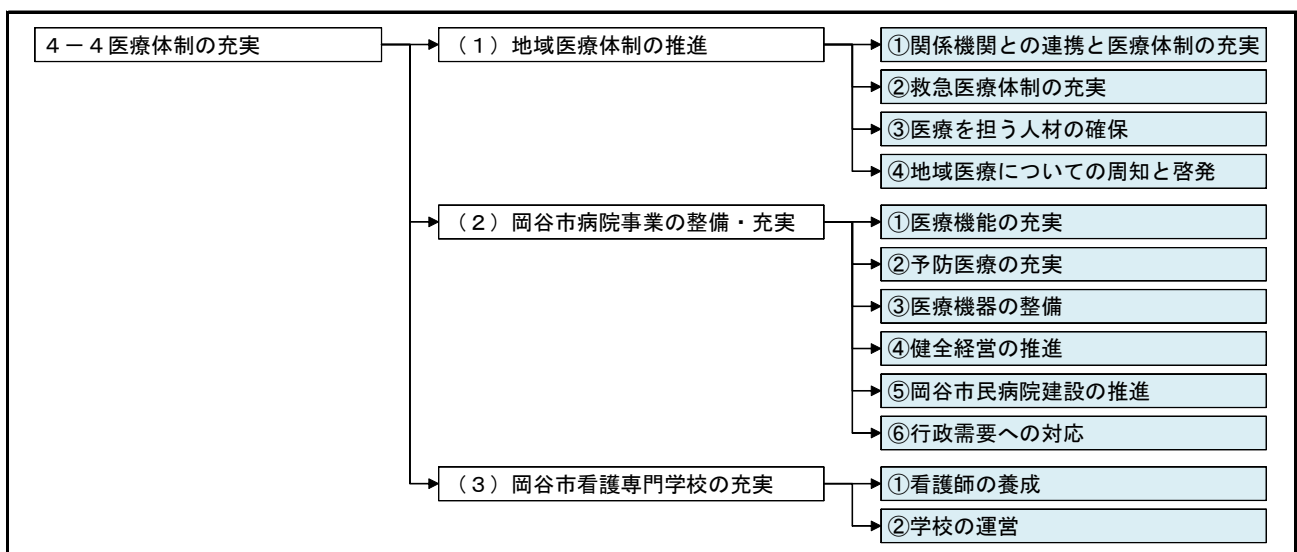
さらに、これらの運営に携わる医師や看護師の確保、また、休日、夜間の受診に対する住民意識のあり方など、今後も体制を維持、継続、充実していくことは喫緊の課題となっています。

このような中、岡谷市病院事業は、病院統合の最終段階となる新病院建設に向けて、市立岡谷病院と健康保険岡谷塩嶺病院の施設集約を行い、主な医療機能を市立岡谷病院に統合したほか、基本設計および実施設計を完成させ、現在、平成 27 年度の新岡谷市民病院の開院をめざして、建設工事を進めています。

現在、また、開院後においても、市民病院として幅広い医療機能を担いながら健全経営を維持し、医師や看護師など医療職員の安定的な採用による医療体制の強化や充実に努め、また、地域連携の積極的な推進により市内医療機関相互の連携体制の充実を図ることが強く求められています。

また、長野県立看護専門学校（2年課程）の閉校（課）を受け、本市で看護専門学校を開設し、地域の医療体制を維持していくため、必要な看護師の養成を進めています。

【施策の体系】





(1) 地域医療体制の推進

①関係機関との連携と医療体制の充実

緊急時や災害時などに住民が安心して医療を受けられるように、引き続き医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関と連携を図り、地域医療体制の充実に努めます。

②救急医療体制の充実

現在実施している、岡谷・下諏訪休日急病当番医、休日当番歯科医、休日当番薬局や病院群輪番制病院、休日・夜間緊急医案内サービス*、また、小児における長野県小児救急電話相談*、諏訪地区小児夜間急病センター*など救急にかかる体制やサービスを維持しながら、住民ニーズを踏まえさらなる充実に努めます。

③医療を担う人材の確保

岡谷市医師確保就業支援助成金や岡谷市育英基金、岡谷市看護師修学支援貸付金などを通じ、次代を担う医療人の養成、確保に努めます。

④地域医療についての周知と啓発

診察に加え、病気や医療に関する相談ができる身近なかかりつけ医を持つことを啓発するとともに、医療にかかる取り組みやサービスの種類および利用方法などを周知することにより適正な受診を促し、みんなで地域医療を守るという意識の醸成を図ります。

休日や夜間の診療体制について、広報やホームページなどさまざまな手法、各種機会を捉えて周知、啓発を図ります。

献血については、保健福祉事務所や日本赤十字社など関係機関と連携し、事業の普及、促進に努めます。

(2) 岡谷市病院事業の整備・充実

①医療機能の充実

基本理念である「思いやり」を中心に、救急患者の受入体制の充実や地域医療機関との連携、医療安全の推進を進めるなど、さらなる患者サービスの充実に取り組むほか、循環器および呼吸器疾患、糖尿病のセンター機能を活かした生活習慣病への積極的な取り組みにより、市民に信頼され、親しまれる病院づくりに努めます。

具体的には、災害医療、周産期医療、小児医療および救急医療の体制強化と、がん、急性心筋梗塞および糖尿病に係る高度、専門医療の充実に努め、「第6次長野県保健医療計画*」を踏まえた医療体制の構築をめざします。

②予防医療の充実

市民の健康維持、増進を積極的に進めるため、疾病予防、早期発見に係る機能を集約した健診センターを設置、運営し、巡回健診、特定健診、生活習慣病健診など、予防医療の充実に努めます。

③医療機器の整備

多様化する医療ニーズに対応するとともに、専門的かつ的確な医療を行うため、医療機器の新規整備と更新を計画的に進めます。

④健全経営の推進

将来にわたって、病院運営を継続し、地域に必要な医療を安定的に提供するため、収益確保と経費削減に努め、病院の健全経営を進めます。

⑤岡谷市民病院建設の推進

平成27年度の新病院開院をめざし、建設工事および敷地整備などの各工程を着実に進め、魅力ある病院づくりを進めます。

⑥行政需要への対応

市民病院として、保健、福祉および教育からの行政需要に対応するよう努めます。

(3) 岡谷市看護専門学校の充実

①看護師の養成

岡谷市看護専門学校*は、地域の医療や介護サービスが安心して受けられるように、看護師を養成します。

②学校の運営

将来にわたって、安定した学校運営のため、学生の確保に努めるとともに、長野県、岡谷市医師会などの協力を受け、講師陣の確保、実習場所の確保等、看護専門職業人として必要な知識、技術などの習得が図れる環境づくりに努めます。

**【用語解説】**

- *救急医療：疾病、外傷、中毒などに対して、緊急の対応や処置が必要な者に行われる医療。
- *災害時医療：大きな災害(風水害、地震など)発生時における災害時に適した医療。限られた医療スタッフや医薬品などを最大限に活用し、可能な限り多数を救命する医療。
- *周産期医療：周産期とは妊娠後期から出産後の新生児早期までのお産にまつわる時期をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して、母子の健康を守る医療。
- *在宅医療：入院、外来ではなく、医療者が訪問し、患者の居宅で行う医療。
- *初期救急医療：入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な急病患者への医療。
- *小児夜間急病センター：夜間の初期救急で小児科を専門に対応する医療施設。
- *第二次救急医療：入院治療を必要とする重症救急患者に対応する医療。
- *病院群輪番制：地域内の病院群が共同して輪番制により休日、夜間における重症救急患者の入院治療を行う体制。
- *第三次救急医療：第二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要な特殊疾病患者や重篤救急患者への医療。
- *休日・夜間緊急医案内サービス：長野県が実施している長野県広域災害・救急医療情報システム（インターネットを利用して救急、災害、周産期医療に関する情報、医療機関、薬局などに関する情報を収集し、県民、医療機関、消防機関などに必要な情報を提供する。）による休日、夜間に緊急医として診療を行っている医療機関を案内するサービス。
- *長野県小児救急電話相談：長野県が実施している小児科の救急電話相談サービス。子どもの夜間のけがや急病の際、対処に戸惑うときや医療機関を受診すべきか判断が難しいときに、応急対処の方法や受診の要否について助言する。
- *諏訪地区小児夜間急病センター：諏訪広域連合が、諏訪地域三医師会の協力を得て設置した夜間の初期救急で小児科を専門に対応する医療施設。
- *第6次長野県保健医療計画：医療法に基づき、県民の健康の保持、増進と医療提供体制を確保するための計画であり、長野県信州保健医療総合計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）に包含される個別計画の1つ。
- *岡谷市看護専門学校：准看護師資格を有する者が、看護師になるための専門教育を受ける学校。

政策5 子育て支援

5-1 子育て支援の充実

【現況と課題】

少子化が進む社会情勢のもと、夫婦共働き家庭やひとり親家庭の増加、核家族化による家庭の子育て力の低下、地域社会とのかかわりあいの希薄化による孤立が社会問題となるなど、子育てをめぐる課題は多様化、個別化、深刻化しています。また、国全体の課題である少子化の要因には、晩婚化や晩産化、未婚化、非婚化などが挙げられています。

子育て中の家庭やこれから子育てをしようとする人たちの多くは、育児と仕事の両立、子育ての方法、地域社会との関わり方、子育て費用など多くの悩みや心配を抱えています。

こうした子育てに対する親の不安感は、子どもの成長にも影響を及ぼすものと懸念されています。

子どもを安心して産み育てられるよう、保育園を中心とした多様な保育サービスや子育て支援のための相談体制のほか、子育て支援活動の充実を図るとともに、社会全体の関心を高め、市民一人ひとりが子育てを支えていく風土づくりを進めていくことが必要です。

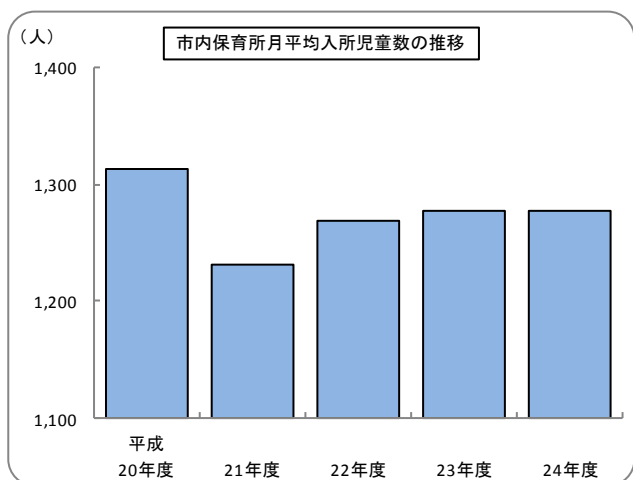
また、子どもたちの健やかな成長を支えていくため、幼児期を安心して過ごせる環境の整備や幼児教育の推進を図る必要があります。

さらに国では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に提供する、新たな子ども子育て支援制度の施行を予定しています。

国の方針に沿いながら、新制度による事業計画の策定や、事業計画に基づく子育て支援施策の実施に取り組む必要もあります。

このほか、男女が出会い、定住し、子どもを産み育てるためには、婚活（結婚活動）に対する支援も必要です。

【資料・データ】



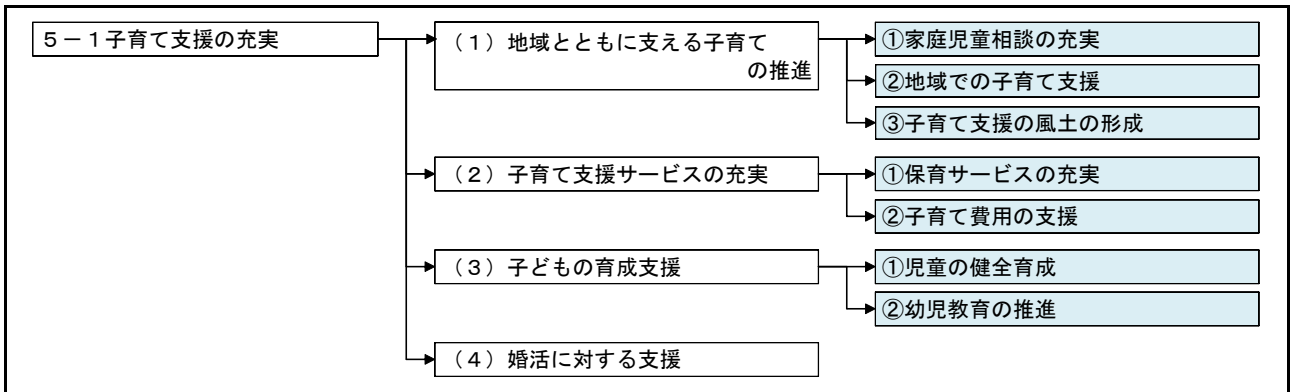
市内保育所月平均入所児童数の推移

(単位：人)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入所児童数 | 1,313 | 1,231 | 1,269 | 1,278 | 1,278 |



【施策の体系】



(1) 地域とともに支える子育ての推進

① 家庭児童相談の充実

家庭の問題や子育ての問題について、児童相談所や学校などの関係機関や民生児童委員などの地域関係者の協力や連携を得ながら、相談や指導、助言を行い、児童の健全育成や子育て支援を推進します。

また、子どもの発育を支援するために、発音などを早期に指導できるまゆみ園やフォロー教室、ことばの教室の充実に努めます。

② 地域での子育て支援

ア. 子育て情報の提供

子育て支援サイトなどにより、地域の子育て支援事業や家庭教育の情報など子育て支援情報の提供を行います。

イ. 地域での子育て支援の充実

保育園で行う子育て支援センター*事業の充実に努め、保育に関する専門性を有する保育園職員が、地域で子育て中の保護者の支援を行います。

こどものくにでは、子どもたちへの遊びの提供のほか、親同士の交流を促し、子育てについての相談や情報提供に努めます。

ウ. 子育て支援ネットワークの充実

育児相互援助事業（ファミリーサポートセンター*事業）を推進して、子育ての手助けの相互援助活動の支援を行います。

また、地域サポートセンター*や地域子育てミニ集会での事業を支援して、地域での子ども、保護者の交流やネットワークづくりを促進します。

③子育て支援の風土の形成

育児に関する知識や技術、親としてのあり方などの学習活動を通して、家庭における子育て力の向上に努めます。

また、生涯学習や啓発活動により、子どもの権利の尊重や男女共同参画の意識の醸成を進め、市民一人ひとりが子育てや子どもの健全育成を支援する子育て支援の風土の形成に努めます。

(2) 子育て支援サービスの充実

①保育サービスの充実

育児と就労の両立を支援するため、「岡谷市保育園運営計画」、「岡谷市保育園整備計画」に基づく保育園整備や効率的な運営に取り組むことにより、保育施設の整備、未満児保育、長時間保育、一時保育などの多様な保育ニーズにこたえることができる体制整備に努めます。

また、特色ある保育内容や充実した保育サービスを提供する民間保育所を支援するとともに、多様な保護者のニーズにこたえるため、民間活力の導入を検討します。

さらに、子どもの健康や安全の確保、食育の推進や発達過程に即した適切な保育の実施など、保育内容や体制の一層の充実を図るとともに、地域の子育て支援の拠点として、地域との連携や積極的な子育て情報の提供に努めます。

このほか、発達に課題のある子どもに対するきめ細やかな支援体制の充実を図ります。

②子育て費用の支援

乳幼児や小中学生の医療費無料化や多子世帯の保育料減額など、子育ての経費負担の軽減に努めます。

(3) 子どもの育成支援

①児童の健全育成

児童相談所、児童委員をはじめ福祉、保健、医療、教育などの関係機関や地域との連携を強化して、児童虐待の防止や早期発見に努めます。

子どもの遊び場づくりの促進や遊び場の安全確保に努めます。

②幼児教育の推進

幼児教育の推進のため、私立幼稚園の運営や、児童の幼稚園への就園を支援します。

また、子どもの一貫性ある生活や発達の連続性を踏まえ、あらゆる機会を通じ、幼稚園、保育園、小学校の児童や職員同士の交流を深めることで、連携強化を図ります。

(4) 婚活に対する支援

県の取り組みの動向を踏まえながら、より効果的な方法を検討するとともに、引き続き諏訪広域連合や岡谷市社会福祉協議会との連携を図ります。



【目標指標・数値】

指標名：①子育て支援センター（あやめ、みなと、川岸保育園）の延べ利用者数。

②子育て支援館（こどものくに）の延べ利用者数。

内容説明：子育てをしている親の負担感などが、支援サービスを受けることにより軽減される。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①子育て支援センターの延べ利用者数 | ① 7,481人 | ① 7,500人 | ① 7,500人 |
| ②子育て支援館の延べ利用者数 | ②40,320人 | ②41,000人 | ②41,000人 |

【用語解説】

*子育て支援センター：保育園を利用して、子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業などを行う地域の子育て支援の拠点。現在、あやめ、みなと、川岸、ひまわり保育園に設置。

*ファミリーサポートセンター：育児などの援助を行いたい人と援助を受けたい人が会員となって、一時的な子どもの預かりを有料で行うシステム。センターでは会員の仲介を行い、既存の保育サービスでは対応できない保育ニーズに対応する。

*地域サポートセンター：区内の各種団体やボランティアなど多くの地域住民が集まり、地域の課題に取り組み、地域の行事や活動などを自主的に助け合いながら行う地域コミュニティ活動の拠点。

政策 6 福祉の充実

6-1 地域福祉の推進

【現況と課題】

個人の人権が尊重され、地域で尊厳をもって自立して生活していくことができるよう、市民みずからが自立する自助、近隣の助け合いなどによる互助、ボランティア活動などシステム化された相互扶助である共助と、自助を保障し互助や共助を生かす公助がそれぞれ役割を担い、相互に連携し、融合した地域コミュニティをつくることが求められています。

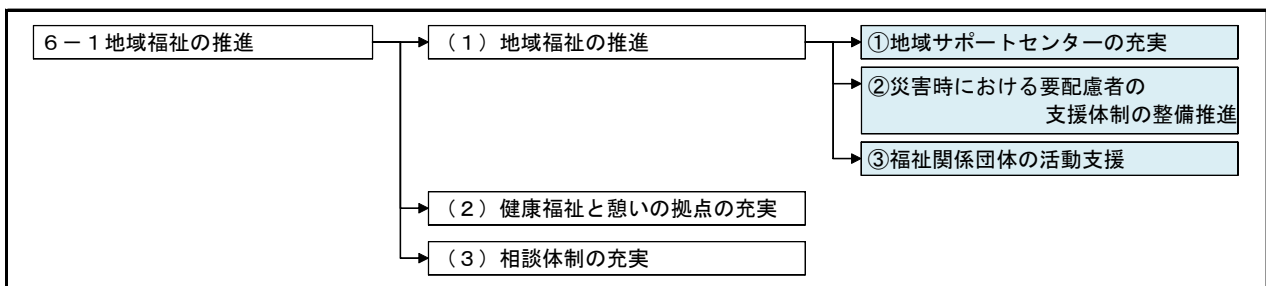
地域福祉の推進を具現化するための計画である「岡谷市地域福祉計画」のもと、地域と行政が役割分担を明確にし相互に連携協働する中で、高齢者、障害者、児童などについて、それぞれの法律に定められた各種計画に基づく各種のサービスが提供され、利用できる環境づくりを進めるとともに、地域においては日常的な市民の心のふれあいやケアの重要性が増しています。

そのため、地域の各種団体やボランティアなどが広く参加し、市民みずからが主体となる地域サポートセンターなどの地域福祉の拠点の充実を図るほか、地域住民の支え合いである災害時における要配慮者*の支援体制の整備による地域の安全・安心体制の強化や充実に取り組む必要があります。

また、地域福祉活動を充実するため、各区においては、岡谷市社会福祉協議会などの関係団体との協働をより一層強化することが必要となります。

さらに、めまぐるしい環境の変化と多様な価値観の現代社会では、さまざまなトラブルなどに悩む市民も増加しています。その支援として、消費生活相談も含めた総合的な相談体制の充実を図る必要があります。

【施策の体系】





(1) 地域福祉の推進

①地域サポートセンターの充実

各区をはじめ社会福祉協議会などの関係団体と行政が連携し、協働関係の一層の強化を図りながら、地域の抱える課題の解決を行うとともに地域コミュニティ活動の拠点として、地域サポートセンターの一層の充実を図ります。

②災害時における要配慮者の支援体制の整備推進

住民がともに支え合い、助け合う地域づくりのもと、統合型地理情報システム（統合型GIS）*などの活用を図りながら、避難行動要支援者*への避難支援体制づくりを中心に、災害時における要配慮者の支援体制の整備推進を行い、地域の安全・安心体制の強化充実を図ります。

③福祉関係団体の活動支援

明るく住みよいまちづくりのためには、地域福祉を推進する福祉関係団体の人材と活動が必要不可欠です。福祉関係団体がより充実した活動を展開できるよう支援します。

(2) 健康福祉と憩いの拠点の充実

岡谷健康福祉施設ロマネットは利用者の健康と憩い、コミュニケーションの場として、また、おかや総合福祉センター諏訪湖ハイツは、子どもから高齢者までだれもが集い、交流し、利用できる生涯学習機能も備えた施設として利活用されるよう、施設管理に努めます。

(3) 相談体制の充実

日常的な相談から、ときには専門的なアドバイスや法律的な指導が必要となる相談まで、複雑化や多様化する市民の悩みごとに対応できるよう、消費生活相談なども含めた総合的な相談体制の整備、充実を図ります。

また、相談内容に応じた解決方法のアドバイスや専門相談機関への紹介、案内についても配慮していきます。

【目標指標・数値】

指標名：避難行動要支援者への支援体制づくり（個別計画）の作成率

（個別計画作成者数／避難行動要支援者数）

内容説明：個別計画の作成などから地域の安全安心体制の整備を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 避難行動要支援者への支援体制づくり （個別計画）の作成率 | 7.6% | 60.0% | 90.0% |

【用語解説】

*要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

*統合型地理情報システム（統合型GIS）（Geographic Information System／地理情報システム）：地理情報システムは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理、加工し、視覚的に表示をして、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。このうち統合型地理情報システム（統合型GIS）とは、庁内で共用できる空間データを共用データとして整備、管理し、各部署において活用する庁内横断的な枠組みのシステム。

*避難行動要支援者：災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。



6-2 障害者（児）福祉の推進

【現況と課題】

障害者*を取り巻く環境は、障害のある人の高齢化や抱える障害の重度化、重複化の傾向にあるとともに、精神障害者の増加、核家族化の進展による家庭での介護や支援機能の低下が進むなど、大きく変化してきています。

平成18年に従来の支援費制度に替わり、障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神の3障害共通のルール、プロセスのもとにサービスが提供されるようになり、障害者のニーズ把握に基づいたサービス提供を行うよう、数値目標を定めた「岡谷市障害福祉計画*」の策定が義務づけられ、その人にあったサービスが利用できるよう環境整備に努めてきました。

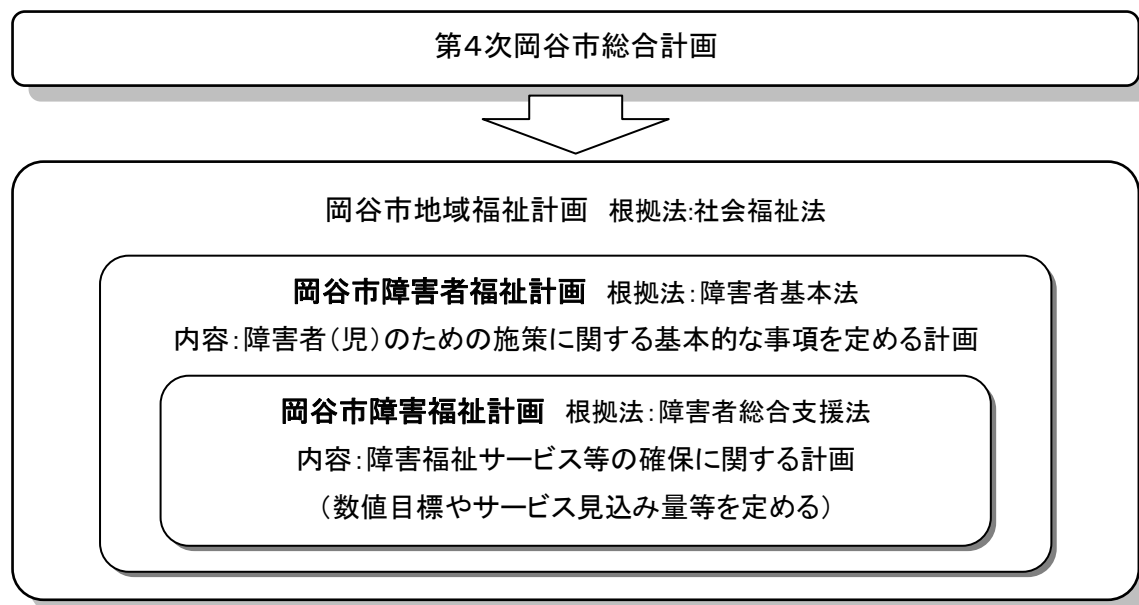
そして、平成25年に障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*に改正施行されたことにより、障害者の範囲に難病等*を加え、障害者の社会参加の機会の確保や地域社会での共生、障害者に対する支援の拡大、サービス基盤の計画的整備、障害者一人ひとりのサービス利用計画の作成、障害者就労施設からの物品などの優先調達など新たな障害保健福祉施策の対応が求められています。

さらに、障害者虐待防止法、障害者差別解消法による取り組みのほか、長野県障害者差別禁止条例の制定が検討されており、障害者の権利と人権を擁護する施策の一層の推進が求められています。

また、発達障害者支援法*に基づき、発達障害について早期発見、早期支援を行うことの必要性が示され、関係各課、保健福祉事務所、保育園、教育機関などと連携し、トータルで支援する仕組みづくりを進めていますが、発達障害の多様化への対応は難しい課題となっています。

【資料・データ】

障害福祉に関する計画の位置づけ





①等級別身体障害者手帳所持状況

(単位：人)

| 区分 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 522 | 541 | 554 | 555 | 559 |
| 2級 | 269 | 268 | 264 | 252 | 255 |
| 3級 | 412 | 435 | 435 | 444 | 436 |
| 4級 | 525 | 539 | 552 | 569 | 574 |
| 5級 | 136 | 136 | 136 | 141 | 149 |
| 6級 | 104 | 104 | 102 | 107 | 101 |
| 合計 | 1,968 | 2,023 | 2,043 | 2,068 | 2,074 |

各年度末現在

②療育手帳所持状況

(単位：人)

| 区分 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 重度 | 106 | 107 | 107 | 108 | 110 |
| 中度 | 105 | 99 | 100 | 106 | 111 |
| 軽度 | 73 | 82 | 96 | 104 | 109 |
| 合計 | 284 | 288 | 303 | 318 | 330 |

各年度末現在

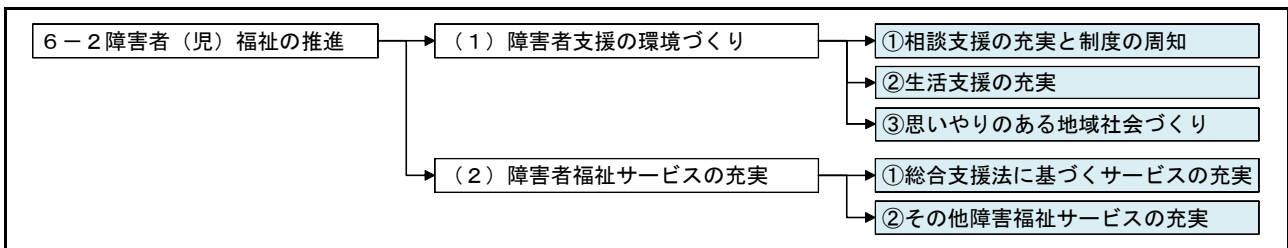
③精神障害者保健福祉手帳所持状況

(単位：人)

| 区分 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 128 | 151 | 159 | 176 | 195 |
| 2級 | 79 | 83 | 84 | 95 | 99 |
| 3級 | 16 | 14 | 10 | 10 | 13 |
| 合計 | 223 | 248 | 253 | 281 | 307 |

各年度末現在

【施策の体系】



(1) 障害者支援の環境づくり

①相談支援の充実と制度の周知

障害のある人などからの相談に対し、一人ひとりの障害の状況などに応じた助言や計画相談支援給付、その他障害福祉サービスの利用に関する支援および地域生活に必要な相談支援の充実と制度の周知に努めます。

また、障害者手帳や証明書などの交付についても、個人情報保護に十分配慮しながら、的確、適正に行います。

②生活支援の充実

特別障害者手当などの給付や、障害者の就労支援や就労施設などからの物品の調達などを推進することにより、障害者の経済的な自立を促進し、生活支援の充実を図ります。

③思いやりのある地域社会づくり

障害者の一人ひとりが、意向や状況に応じた地域活動や余暇活動などに積極的な参加ができるよう環境づくりを行うとともに、近年、支援の必要性が増している発達障害や精神障害等の多様な障害についても、正しい認識の普及啓発や子どもの頃からの福祉学習の推進に努め、障害者虐待防止法による取り組みや差別の解消などへの取り組みを推進します。

また、障害者の地域生活を支援するため、市民、地域、関係機関、行政などが連携し、必要な支援体制の整備を進めます。

(2) 障害者福祉サービスの充実

①総合支援法に基づくサービスの充実

障害者総合支援法に基づき、障害者の範囲に難病などを加え、個々のニーズにあった地域支援体系の整備やサービス基盤の計画的整備など障害者が地域で生活するために必要な生活支援、就労支援などの充実に努めます。

また、障害者の人権を尊重し、尊厳を保持するため、関係機関、関係団体と協力しながら権利擁護体制を整備するとともに、成年後見制度*の活用の促進や虐待の早期発見、早期防止に努めます。

②その他障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法以外の各種障害福祉サービス事業を行い、障害者の地域生活を支援します。



【目標指標・数値】

指標名：福祉施設入所者の地域生活移行者数の割合

内容説明：障害者の生活の場を施設から地域へ移行させていくという障害者総合支援法の趣旨に基づき、福祉施設から一般住居（グループホーム*などを含む）に移行した人の割合を高くする。

（年度内の地域生活移行者合計数÷平成17年10月（法に基づく計画策定の基準日）の施設入所者数）

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 福祉施設入所者の地域生活移行者数の割合 | 27.1% (3月時点) | 38.6% (4月時点) | 40.0% (3月時点) |

【用語解説】

- * 障害者：障害者総合支援法に定義される、障害児を含む。
- * 岡谷市障害福祉計画：障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業のサービス提供の基本的な理念、サービス提供体制整備の基本的な考え方、サービス提供体制確保のための方策、目標、必要なサービス量の見込み、地域生活支援事業の実施内容などを市が定めた3か年の計画。平成23年度に策定（計画期間：平成24年度～平成26年度）。
- * 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）：地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、障害者自立支援法を平成25年4月1日に改正施行。
- * 難病等：障害者総合支援法の障害者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加。当分の間は130疾病が該当。
- * 発達障害者支援法：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害の早期発見と福祉の増進などを図るための法律。平成17年4月1日施行。
- * 成年後見制度：認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人を、法律面や生活面で援助し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度。
- * グループホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助のほか、入浴、排泄、食事の介護などを行い、介護が必要になっても利用できる施設。

6-3 高齢者福祉の推進

【現況と課題】

国の人口は、平均寿命の伸びによる65歳以上の高齢人口の増加と少子化による若年人口の減少などが要因となって、世界に例を見ない速度で高齢化が進行しており、総人口1億2,752万人（平成24年10月1日現在）に対して、65歳以上の人口は3,079万人で、総人口に占める割合は24.1%となり、約4人に1人が高齢者という状況になっています。また、このうち75歳以上の高齢者は1,519万人で総人口に占める割合は11.9%となりますが、今後も団塊の世代の高齢化などに伴って、さらに75歳以上の高齢者の割合が増加していくと推計されています。

本市においては、総人口の51,359人（平成25年4月1日現在）に対して、65歳以上の人口が15,538人となっており、総人口に占める割合が30.3%であるとともに、その過半数が75歳以上となっていることから、国の状況を上回って高齢化が進行しています。また、総世帯数19,410世帯（平成25年4月1日現在）に対して、65歳以上高齢者（介護保険第1号被保険者）のいる世帯数は10,706世帯で、総世帯数に占める割合は55.2%となる中で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで生活する世帯も増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。

介護保険制度においても、要介護、要支援認定者の数が年々増加していますが、特に全体の9割を占める75歳以上の高齢者については、これからさらに増加していくため、援護を要する寝たきりの高齢者や認知症*の高齢者も同様に増加していくものと見込んでいます。

介護保険は、諏訪圏域の住民が等しく同様な介護サービスを受けられるように諏訪広域連合で運営されていますが、このような状況に対応するため、今後の社会保障制度改革などの国の動向にも注視しながら、高齢者のニーズに応じた、介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守りなどの生活支援サービスと住まいを適切に組み合わせた提供をしながら、24時間365日を通じた対応が可能な地域包括ケアシステム*を構築していくことが重要です。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを構築していくために、安定した介護サービスの提供とともに、高齢者福祉施策の充実や地域での支え合いなど地域力の強化に向けた取り組みが、これまで以上に求められています。

また、高齢者の生きがいづくりとして、さまざまな分野で活躍してきた経験を持つ団塊の世代が65歳に達する中で、これからの地域社会などにおいても活躍が期待されることから、生涯現役として、いつまでも元気に生きがいを持って活動の場へ参画ができる環境づくりを、さらに推進していく必要があります。



【資料・データ】

①65歳以上人口・75歳以上人口および高齢化率等の推移（各年4月1日現在）

| 区 分 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 65 歳以上人口(人) | 14,635 | 14,916 | 14,921 | 15,118 | 15,538 |
| 高齢化率(%) | 27.5 | 28.2 | 28.4 | 29.1 | 30.3 |
| 75 歳以上人口(人) | 7,235 | 7,444 | 7,682 | 7,857 | 8,065 |
| 総人口に対する 75 歳以上人口の割合(%) | 13.6 | 14.1 | 14.6 | 15.1 | 15.7 |
| 総人口(人) | 53,262 | 52,821 | 52,535 | 51,990 | 51,359 |
| 65 歳以上(第 1 号被保険者)のいる世帯数(世帯) | 10,058 | 10,246 | 10,347 | 10,466 | 10,706 |
| 総世帯数(世帯) | 19,742 | 19,688 | 19,504 | 19,458 | 19,410 |

(資料) 長野県毎月人口異動調査

※「65歳以上(第1号被保険者)のいる世帯数」は、諏訪広域連合資料による

<参考> (平成25年4月1日現在)

| 区 分 | 人 口 (人) | 65 歳以上人口 (人) | 高齢化率 (%) | 75 歳以上人口 (人) | 75 歳以上人口の割合 (%) |
|----------------|------------|-----------------|-------------|-----------------|--------------------|
| 長野県 | 2,121,223 | 592,157 | 28.0 | 318,490 | 15.1 |
| 岡谷市 | 51,359 | 15,538 | 30.3 | 8,065 | 15.7 |
| 全国(H24.10.1現在) | 12,752万人 | 3,079万人 | 24.1 | 1,519万人 | 11.9 |

(資料) 長野県毎月人口異動調査

※「全国(H24.10.1現在)」は、総務省統計局資料による

②ひとり暮らし高齢者数、高齢者のみの世帯数の推移（各年11月末現在）

| 区 分 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ひとり暮らし高齢者数(人) | 1,548 | 1,547 | 1,600 | 1,677 | 1,729 |
| 高齢者のみ世帯数(世帯) | 2,104 | 1,968 | 1,993 | 1,977 | 2,084 |

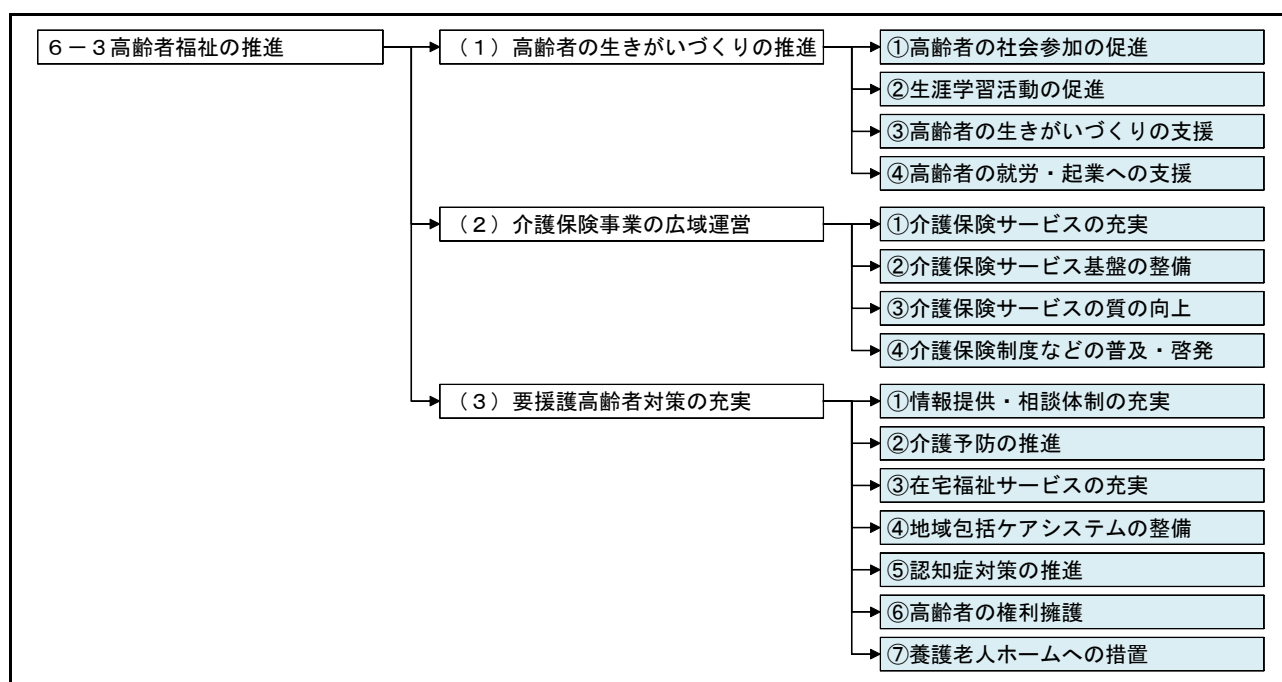
※住民基本台帳上ではなく、生活実態としてひとり暮らしの方および高齢者のみで生活している世帯
 ※高齢者のみ世帯数は、ひとり暮らし高齢者世帯を除く

③要介護・要支援認定者数および要介護認定率の推移（各年度末現在）

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 要介護・要支援認定者数(人) | 2,023 | 2,074 | 2,192 | 2,285 | 2,385 |
| うち 第 1 号被保険者 | 1,951 | 2,017 | 2,139 | 2,236 | 2,330 |
| うち 75 歳以上 | 1,718 | 1,788 | 1,907 | 2,008 | 2,113 |
| うち 第 2 号被保険者 | 72 | 57 | 53 | 49 | 55 |
| 要介護認定率(%) | 13.42 | 13.60 | 14.40 | 14.86 | 15.07 |

※要介護認定率は、第1号被保険者(65歳以上の方)における認定者の出現率

【施策の体系】



(1) 高齢者の生きがいがづくりの推進

① 高齢者の社会参加の促進

高齢者も社会の担い手であることを市民共通の認識となるよう啓発するとともに、高齢者ボランティアの充実など元気な高齢者が地域のさまざまな活動を通じて社会貢献ができる土壌づくりに努めます。

② 生涯学習活動の促進

高齢者の蓄積したノウハウや持てる力を地域に還元する仕組みづくりに向け、生涯学習の充実を図るとともに、高齢者がともに学ぶ活動の輪を広げていくようリーダーの育成に努めます。

③ 高齢者の生きがいがづくりの支援

各地区の公会所などを活用し、地域の支え合いを基本に実施している生きがいデイサービス事業の拡充に努め、家に閉じこもりがちな高齢者の心身のリフレッシュを図り、生きがいがづくりを推進します。

また、高齢者クラブの活動や高齢者相互のコミュニケーション、健康づくり、世代間交流などの活動への支援に努めます。

④ 高齢者の就労・起業への支援

いくつになっても働ける社会をめざし、団塊の世代や高齢者の再就職、起業に係る支援策の利用促進が図られるよう、情報提供、相談の充実に努めます。

また、シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、多様化する高齢者のニーズの把握に努めながら、就業機会の提供の充実に努めます。



(2) 介護保険事業の広域運営

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活できるように広域的に連携しながら、介護保険事業を推進します。

①介護保険サービスの充実

介護保険の各種申請受付、介護認定訪問調査、介護保険料の徴収などの業務を行うとともに、効果的な介護予防事業など介護保険サービスの充実を図ります。

②介護保険サービス基盤の整備

「諏訪広域連合介護保険事業計画*」に基づき、必要な介護保険の基盤整備を推進します。

特に、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の解消に向けて、「諏訪広域連合第5期介護保険事業計画」に基づき必要な施設の整備を推進します。

③介護保険サービスの質の向上

介護給付適正化事業に取り組むとともに、介護相談専門員*を介護保険施設などへ派遣し、施設との橋渡し役として利用者の不満や相談に応じるなど改善に努めます。

また、介護保険サービス事業者に対し、制度に関する情報提供や事業者間の情報交換の場を提供し、適切なサービスの提供と質の向上を図ります。

④介護保険制度などの普及・啓発

市民にわかりやすい言葉、わかりやすい方法を工夫する中で、必要に応じ介護保険制度の内容がわかる冊子やパンフレットを作成するとともに、65歳到達者説明会や出前講座、広報おかや、ホームページ、シルキーチャンネルなどあらゆる機会をとらえて、介護保険制度などの周知、啓発に努めます。

(3) 要援護高齢者対策の充実

①情報提供・相談体制の充実

地域包括支援センターが中心となり、高齢者や家族、また、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや心配ごとなど総合的な相談に応じるとともに支援を行います。

また、高齢者が安心して暮らすことができるよう情報提供に努めます。

②介護予防の推進

介護保険の非該当者から要介護認定*者まで一貫性、連続性のある総合的な介護予防システム*を確立するとともに、介護予防のマネジメント機能の強化に努めます。

また、高齢者に対して、みずから生活機能の維持、向上に努めるよう、介護予防の必要性を啓発します。

③在宅福祉サービスの充実

高齢者が在宅で尊厳を持って自立した生活を送れるよう、地域の支えあいの中での見守りや協力支援体制の充実を図るとともに、介護保険サービスと介護保険以外の福祉サービスを調整しながら、必要な人に必要なサービスを提供できる体制を整備します。

また、ひとり暮らしなどの援護が必要な高齢者が在宅で安心して生活ができるよう各種生活支援事業を実施するとともに、身体状況や生活スタイルにあわせた居住環境づくりや家庭介護者の負担を軽減し在宅での介護を続けることができるよう支援します。

④地域包括ケアシステムの整備

急速な高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみで生活している世帯、認知症高齢者など、援護が必要な高齢者等世帯の現状や多様化するニーズを把握する中で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどを切れ目なく提供し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、市民、地域、行政、関係機関が連携した地域包括ケアシステムの整備を推進します。

⑤認知症対策の推進

広く市民が認知症への理解を深めるために認知症サポーター*養成講座を開催し、認知症サポーターの拡大を図ります。

⑥高齢者の権利擁護

高齢者の人格を尊重し、尊厳を保持するため、関係機関、関係団体との連携により権利擁護体制を整備するとともに、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見、防止に努めます。

⑦養護老人ホームへの措置

在宅生活ができない高齢者に安定した居住と生活の場を提供するため、養護老人ホームの措置を適切に行います。



【目標指標・数値】

指標名：要介護認定率

内容説明：介護サービスを必要とする高齢者の割合。

(第1号被保険者における要介護認定者数÷65歳以上人口×100)

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 要介護認定率 | 15.07% | 16.00% | 16.00% |

【用語解説】

- * 認知症：脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態。
- * 地域包括ケアシステム：高齢者が地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供されるための仕組み。
- * 諏訪広域連合介護保険事業計画：介護保険法第117条に基づき、保険者が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するために保険者が定める3か年の計画。平成23年度に策定（計画期間：平成24年度～平成26年度）。
- * 介護相談専門員：介護保険施設などを訪問し、介護サービス利用者との橋渡し役として苦情や相談に応じる一定の研修を受けた者。
- * 要介護認定：日常生活において介護や支援をどの程度必要とするのかを判定し、その度合いを認定すること。要支援1～2、要介護1～5、非該当の8区分。
- * 総合的な介護予防システム：一人ひとりの状態を把握しながら、予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のためのサービスを提供するための仕組み。
- * 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解をして認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。なお、同講座の講師役をキャラバンメイトと称する。

6－4 社会保障の円滑な運営

【現況と課題】

国民健康保険事業は、制度上の構造的な問題*に加え、医療費が増加傾向にあることなどによって、多くの他市町村と同様に大変厳しい財政状況が続いており、財政の健全化が課題となっています。

こうした状況の中で、平成27年度から市町村国民健康保険の広域化を推進するための施策*が講じられることになりました。この制度改正を踏まえ、国民健康保険事業の平成26年度決算において一定の財政の健全化が図られるよう、3年間を計画期間として、平成24年度に税率などの改定を実施するとともに、一般会計から法定外の繰入を行うこととし、財政収支の改善に努めています。

現在、国において、社会保障制度改革推進法*に基づいた社会保障制度改革が行われようとしています。社会保障制度改革国民会議*の報告書には、市町村国民健康保険の保険者の都道府県への移行、後期高齢者医療制度の存続、などが謳われています。今後、必要な法制上の措置がとられ、改革の手順、工程が示される予定です。

このため、これからの国民健康保険事業は、広域化や社会保障制度改革の動向を注視しながら、安定的な事業運営に向けて、国民健康保険税の適正な課税と収納によって歳入を確保していくことが必要です。また、被保険者の疾病予防や健康の保持増進などのために保健事業を積極的に推進し、医療費の適正化を図っていくことが必要です。

後期高齢者医療事業は、保険者である長野県後期高齢者医療広域連合と連携して、安定的な事業運営を維持する必要があります。

福祉医療費の給付は、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等および父子家庭の父子の早期適切な受療と医療費の家計への負担軽減が図られるよう、適正な医療費の給付に努める必要があります。

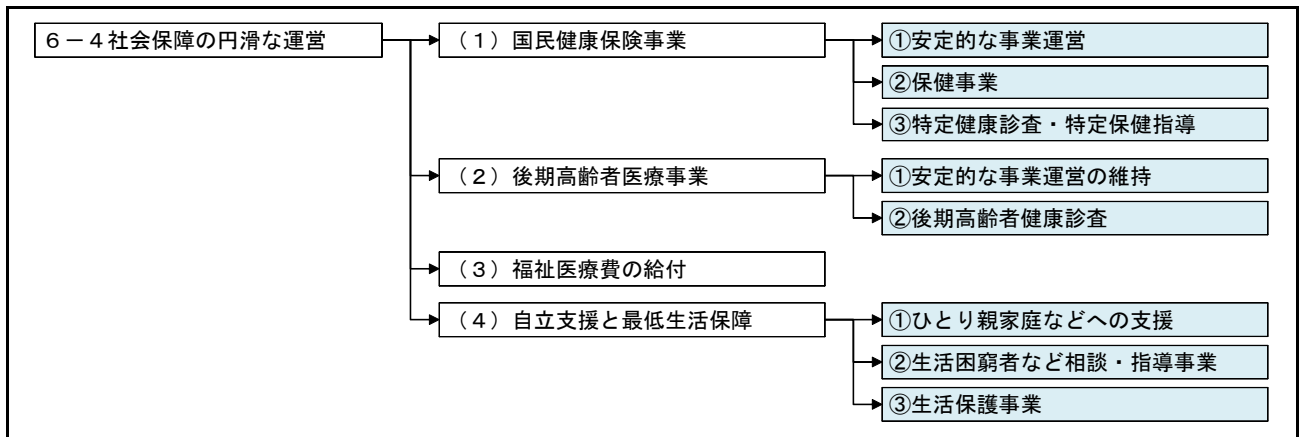
生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的として制定された制度です。

今後とも、保護を必要とする世帯の生活向上のため、被保護者世帯の実態に即応した適切な保護行政を推進するとともに、各種相談支援体制の一層の充実を図り、生活保護における自立概念である、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立を可能な限り果たせるよう関係機関、関係団体との協力体制の中で、就労や自立支援の充実を図る必要があります。

また、生活保護法の改正など国の動向に注視し、適正な保護行政を推進する必要があります。



【施策の体系】



(1) 国民健康保険事業

① 安定的な事業運営

広域化や社会保障制度改革の動向を注視し、適正な税率などによる課税と収納率の向上によって歳入の確保に努め、安定的な事業運営をめざします。

② 保健事業

保健事業を積極的に推進して、被保険者の疾病予防や健康の保持増進を図るなど、医療費の適正化に努めます。

③ 特定健康診査・特定保健指導

保健事業のうち、特定健康診査および特定保健指導については、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、「岡谷市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき、実施率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療事業

① 安定的な事業運営の維持

長野県後期高齢者医療広域連合との業務分担に従い、各種申請や届出の受付業務などを的確に行うとともに、保険料収納率の向上により、安定的な事業運営の維持に努めます。

② 後期高齢者健康診査

後期高齢者健康診査を実施して、高齢期における健康の保持増進に努めます。

(3) 福祉医療費の給付

乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等および父子家庭の父子の医療費の自己負担に対し、福祉医療費の給付を行います。

(4) 自立支援と最低生活保障

①ひとり親家庭などへの支援

いろいろな悩みや不安を抱えながら生活しているひとり親家庭などに対し、相談や自立に向けての給付などの支援を行います。

②生活困窮者など相談・指導事業

総合的な相談支援体制のもと、市民の相談内容に応じて適切な助言、指導を行い、生活援護の制度や施策を活用し、自立を助長します。

③生活保護事業

保護を必要とする状態にある者に対し、生活保護法*の定めるところにより、保護を決定し、かつ実施します。

【目標指標・数値】

指標名：国保被保険者特定健康診査の実施率

内容説明：特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う特定健康診査の実施率の向上に努め、適切な特定保健指導によって、生活習慣病の予防を図る。

(特定健康診査の受診者数÷対象者数×100)

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成23年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 国保被保険者特定健康診査の実施率 | 33.5% | 45.0% | 60.0% |

**【用語解説】**

- * 制度上の構造的な問題：国民健康保険は、①高齢の被保険者の割合が高く医療費水準が高い。②低所得の被保険者の割合が高く財政基盤が弱い。など。
- * 広域化を推進するための施策：平成24年に国民健康保険法が改正され、平成27年度から医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業（保険財政共同安定化事業）について、財政運営の都道府県単位化を推進するために、事業対象が全て（現行1件30万円超）の医療費に拡大される。
- * 社会保障制度改革推進法：安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革についての基本的な考え方やその他の基本となる事項を定めた法律。平成24年8月22日施行。
- * 社会保障制度改革国民会議：社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するために設置され、平成25年8月6日、報告書を安倍総理に提出した。
- * 生活保護法：国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する法律。昭和25年5月4日施行。

基本目標 3

自然環境と暮らしが調和した、 安全・安心なまち

■□■□■ 7 環境保全の推進 ■□■□■

- 1 地球環境対策の推進
- 2 自然環境の保全
- 3 生活環境対策の推進

■□■□■ 8 循環型社会の構築 ■□■□■

- 1 廃棄物対策の推進
- 2 環境衛生対策の推進

■□■□■ 9 安全・安心な暮らしの確保 ■□■□■

- 1 危機・防災・減災対策の推進
- 2 治山・治水事業の推進
- 3 生活安全対策の推進
- 4 消防・救急体制の充実
- 5 上下水道の整備・維持



政策 7 環境保全の推進

7-1 地球環境対策の推進

【現況と課題】

近年、地球温暖化やオゾン層*の破壊、生物種の絶滅*など地球環境問題について人々の関心が一層高まるとともに、地球規模での異常気象や自然の生態系への影響が深刻さを増してきています。

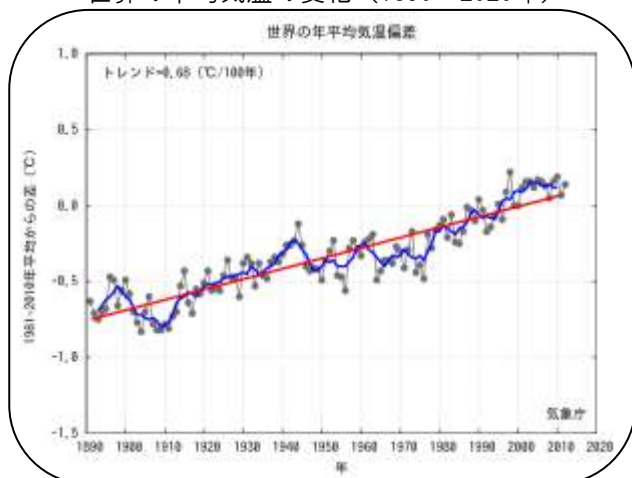
このような地球環境問題の中でも地球温暖化は、異常気象による災害の発生や気候変動による農業、漁業における食糧生産などへの影響が大きいと考えられており、私たちの日常生活や事業活動にも深く関わっています。このため、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調としたこれまでの社会経済システムや、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直し、化石燃料の消費を減らして、二酸化炭素の排出量の削減を図り、環境への負荷の少ない低炭素社会*への転換を図っていくことが求められています。

また、東日本大震災による福島第一原発事故を契機として生じた電力供給不足により、全国で電力需要が逼迫し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入が急務となっており、地球環境を守るためにも、持続可能な社会の仕組みを構築することが強く求められています。

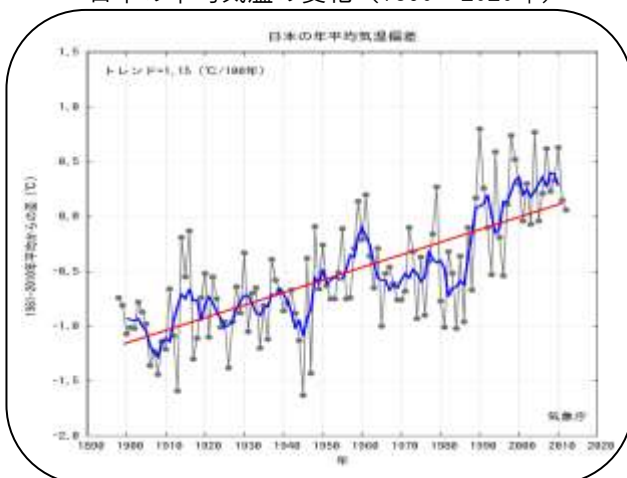
本市は、「第2次岡谷市環境基本計画*」に基づき、環境にやさしいさまざまな取り組みの啓発や再生可能エネルギーの導入を検討し、より一層、国、県、関係団体などと密接な連携を図りながら、市民、事業者などと協働し、地球環境にやさしいまちづくりの取り組みを進めていくことが必要です。

【資料・データ】

世界の平均気温の変化（1890～2020年）



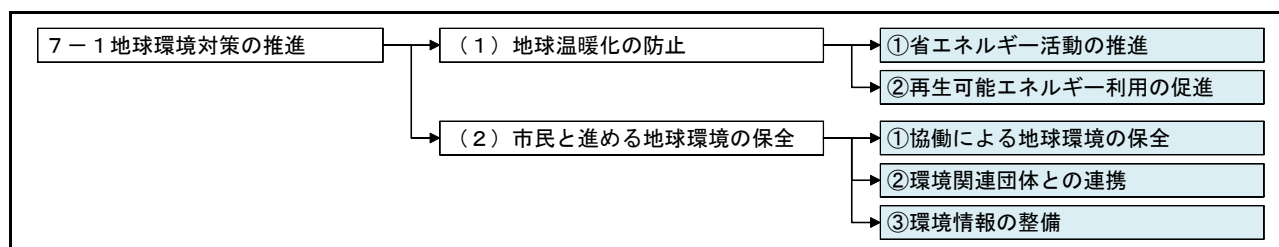
日本の平均気温の変化（1890～2020年）



（資料）：気象庁「気温・降水量の長期変化傾向」



【施策の体系】



(1) 地球温暖化の防止

①省エネルギー活動の推進

生活様式の工夫や省エネルギー型製品の利用、適切な温度や照度管理の働きかけ、温室効果ガスの排出を抑制するため、アイドリングストップや燃費が向上するエコドライブの周知、公共交通機関の利用、ハイブリッドカーや電気自動車などの低燃費車の普及を促進、啓発し、省エネルギーの推進を図ります。

②再生可能エネルギー利用の促進

新岡谷市民病院、新消防庁舎、諏訪湖周クリーンセンターなどにおいて地中熱利用、太陽光発電、廃棄物発電などによる再生可能エネルギー利用を行うとともに、多様な再生可能エネルギーの活用についても検討し、一層の普及と啓発を推進します。

(2) 市民と進める地球環境の保全

①協働による地球環境の保全

日常の暮らしの中での取り組みが、地球環境保全に大きくつながることから、「第2次岡谷市環境基本計画」に基づき、市民、事業者などと協働で実施する、緑のカーテン*事業や市内一斉気温測定*事業などの取り組みを推進します。

②環境関連団体との連携

環境市民会議おかや*などの市民団体や美しい環境づくり諏訪地域推進会議など各種団体と連携し、環境保全に関する講演会やイベントの開催など環境保全活動を推進します。

③環境情報の整備

地球環境に関するさまざまな情報の収集とその体系的な整備を図るとともに、広報活動の充実に一層努めます。

【目標指標・数値】

指標名：緑のカーテン参加数

内容説明：緑のカーテン事業を通し、市民、事業所などとの協働により、日常の暮らしの中から地球環境の保全に取り組む。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-----------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 緑のカーテン参加数 | 658件 | 680件 | 720件 |

【用語解説】

- * オゾン層：オゾン(ozone)とは、酸素原子3個からなる物質で、地表から10～50キロメートル上空の成層圏に集まっている層をオゾン層と呼び、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して地球の生物を守っている。
- * 生物種の絶滅：生物の個体の種類が絶えること。生物種の絶滅は自然状態でも起こっているが、現在、人間の活動によって引き起こされている生物種の絶滅は過去とは比較にならない速度であることが問題視されている。
- * 低炭素社会：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出の少ない社会のこと。
- * 第2次岡谷市環境基本計画：岡谷市環境基本条例第7条の規定に基づき、条例に定められた基本理念の実現に向け、各種の環境施策を総合的かつ計画的に推進するために市が定める5か年の計画。平成21年度に策定（計画期間：平成22年～平成26年）。
- * 緑のカーテン：アサガオやゴーヤなどのツル性植物で窓辺をおおうと、夏の強い日差しをさえぎり部屋の中を涼しくすることができる。植物の光合成により二酸化炭素を吸収するので、地球温暖化防止にも役立つ。
- * 一斉気温測定：7月の最終日曜日の午後2時に、市内の自由な場所で、一斉に気温を測定し、周辺や地面などの状況による気温の違いを確認し、夏場の温度上昇を抑える工夫を見出す。
- * 環境市民会議おかや：市内の20団体と個人で構成され、市民、事業者、行政が相互に連携協力し、豊かな環境づくりと、地球環境の推進、廃棄物の3R推進により環境への負荷の少ない循環型社会の構築をめざし、さまざまな活動をしている。



7-2 自然環境の保全

【現況と課題】

本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、私たちの生活に潤いとやすらぎをあたえ、市民共有の貴重な財産となっています。

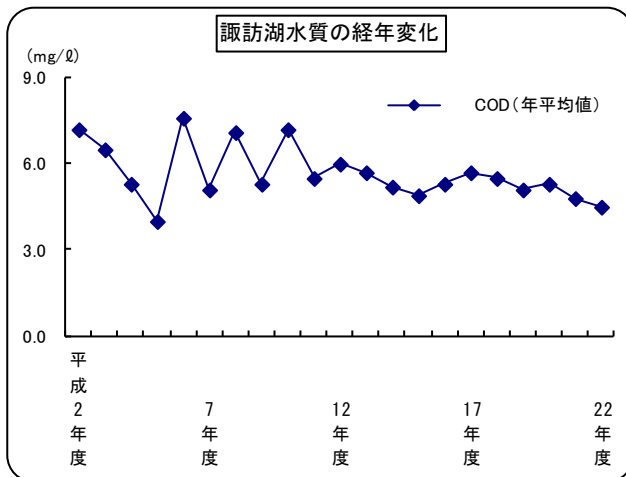
身近な自然や貴重な自然を守り、自然と共生する中で、多様性に富んだ豊かな自然環境を将来に引き継ぐことが求められています。

また、生活に欠かすことのできない上水道の水源は、地下水や森林地域を源流部とする河川に多くを依存しており、これらを涵養する森林の維持や保全が重要です。

このようなことから、身近な里山の保全や特定外来生物（アレチウリ、ブラックバスなど）の駆除など、身近な自然を再生し、生物や自然に親しむ場の確保を進めることが必要となっています。

自然への関心や理解を深め、自然に配慮した行動をとる人材の育成と自然とのふれあいの場や学ぶ機会を提供し、環境教育や自然と共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

【資料・データ】



(資料)：長野県ホームページ「諏訪湖の水質経年変化」

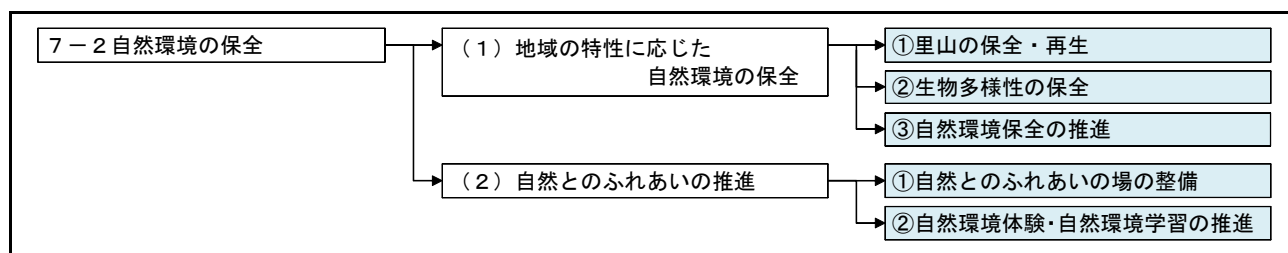
諏訪湖水質の経年変化

(単位：mg/l)

| | 平成2年度 | 平成7年度 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成22年度 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| COD* (年平均値) | 7.2 | 5.1 | 6.0 | 5.7 | 4.5 |



【施策の体系】



(1) 地域の特性に応じた自然環境の保全

①里山の保全・再生

里山の保全再生を図り、多様な生物が生息することのできる豊かな自然環境保全を推進します。

②生物多様性*の保全

現在の生態系に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物は、「入れない、捨てない、拡げない」ことを基本にし、在来生物の保護を図り、アレチウリやブラックバスなどの駆除活動に努めるとともに、親水性に配慮した良好な水辺環境を維持し、水生生物を保護します。

③自然環境保全の推進

市民、事業者、諏訪湖浄化対策連絡協議会*、諏訪湖環境改善行動会議*など各種団体と協働し、諏訪湖浄化の促進を図るとともに、地下水や森林の保全を推進するなど、自然環境の保全に努めます。

(2) 自然とのふれあいの推進

①自然とのふれあいの場の整備

ビオトープ*や親水エリアなど、生物や自然に親しむ場の整備を進め、身近な自然の保護と再生に努め、日常生活における自然とのふれあいを推進します。

②自然環境体験・自然環境学習の推進

こどもエコクラブ*や環境セミナーなど、自然環境体験、自然環境学習の機会を創出し、自然への関心や理解を深めるよう努めます。

【目標指標・数値】

指標名：子どもが参加する環境団体

内容説明：こどもエコクラブ、緑の少年団などの子どもが環境活動に参加する団体数

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 子どもが参加する環境団体数 | 6団体 | 15団体 | 35団体 |

【用語解説】

- *COD (Chemical Oxygen Demand/化学的酸素要求量)：湖沼などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解(酸化)するときに消費される酸素の量として表され、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。
- *生物多様性：いろいろな生き物が存在している様子。生き物たちの豊かな個性と繋がりのこと。生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。
- *諏訪湖浄化対策連絡協議会：諏訪6市町村をもって組織し、諏訪湖の汚濁を防止するとともに、清浄化を推進するための連絡調整など重要事項について協議することを目的としている団体。
- *諏訪湖環境改善行動会議：適切な水質の実現、多種多様な魚介類や植物などを育む均衡のとれた生態系の確保および人々に安らぎを与える水辺空間の創出など、諏訪湖の環境改善を行い、地域を活性化するため、関係行政機関、関係団体および市民団体などが一体となり行政と民間が協働して諏訪湖の環境改善に取り組む団体。
- *ビオトープ：生物を意味するbioと場所を意味するtoposの合成語（ドイツ語）で、生物の生息に適した場所を意味する。植生豊かな水辺や雑木林などは、多様な生物が生息、生育できるビオトープといえる。また、開発事業などに際して積極的に維持、回復、創出が図られる野生生物の生息、生育環境という意味で用いられることもある。
- *こどもエコクラブ：こどもエコクラブは、2人以上のメンバー（幼児から高校生まで）と活動を支える1人以上の大人で構成される。環境省では、平成7年度からこどもエコクラブ事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援する。



7-3 生活環境対策の推進

【現況と課題】

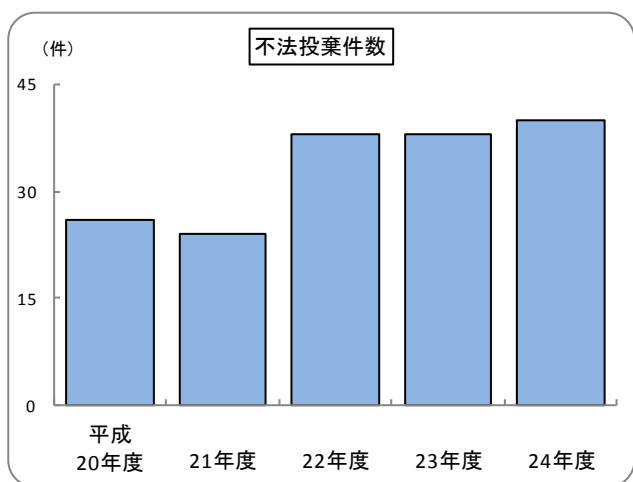
公害問題は、都市型、生活型公害へと移行しており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などについて、適切な監視を行うとともに、環境情報の提供に努めることが大切になっているため、関係機関と密接な連携により、迅速、的確に対応することが求められています。

東日本大震災による福島第一原発事故以降発生した放射能汚染や、近年注目されている微小粒子状物質（PM2.5）*についても同様に適切な監視を行うことが求められており、空間放射線量については、測定器を導入し、定期的な測定をしています。

また、不法投棄や空き缶などのポイ捨て、犬の糞の放置などのない、住み良いきれいなまちづくりを市民全体で進めるため、平成21年7月に、岡谷市ポイ捨て防止等に関する条例を施行し、ポイ捨て防止の取り組みを強く啓発しています。

そのほか、野外焼却など、日常生活に起因することがらについても、環境への影響について周知し、防止に努める必要があります。

【資料・データ】



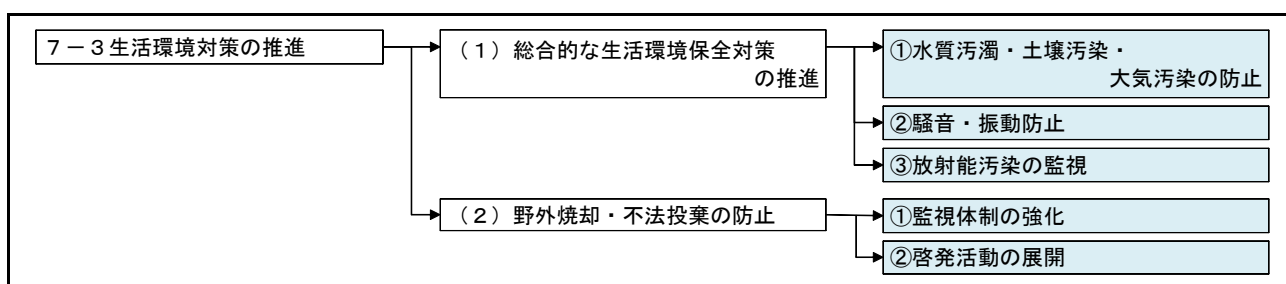
不法投棄件数の推移

(単位：件)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 不法投棄件数 | 26 | 24 | 38 | 38 | 40 |



【施策の体系】



(1) 総合的な生活環境保全対策の推進

①水質汚濁・土壌汚染・大気汚染の防止

発生源対策や汚染源の改善および適切な監視や啓発に努めます。

②騒音・振動防止

自動車騒音常時監視測定*、公害苦情調査などにより状況を把握し、生活環境の保全に努めます。

③放射能汚染の監視

県や関係機関と連携し、適切な監視体制に努めます。

(2) 野外焼却・不法投棄の防止

①監視体制の強化

不法投棄の防止を図るため、県および近隣市町村などと連携したパトロールの実施や不法投棄防止看板の設置など監視体制の強化に努めます。

②啓発活動の展開

野外焼却や不法投棄、ポイ捨ての防止について、あらゆる機会を通して積極的な啓発活動を行い、モラルの向上に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：水質調査河川のBOD*最高値

内容説明：水質調査実施河川の内、BODの最も高い河川の数値により、生活環境汚染の状況を把握する。

1mg/l以下は、BODの環境基準で、最も厳しいAA類型。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 水質調査河川のBOD最高値 | 1 mg/l | 1 mg/l以下 | 1 mg/l以下 |

【用語解説】

- * 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：大気中に漂う粒径2.5 μ m（マイクロメートル 1 μ m=0.001mm）以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒径10 μ m以下の粒子である浮遊粒子状物質（SPM）よりも小さな粒子のことを示す。
- * 自動車騒音常時監視測定：都道府県などが自動車騒音対策を計画的総合的に行うため地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視する。また、国においても環境基準の設定や自動車単体対策の強化などの自動車騒音対策の基礎資料とするもの。
- * BOD（Biochemical Oxygen Demand／生物化学的酸素要求量）：河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標として用いられ、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量として表され、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。



政策 8 循環型社会の構築

8-1 廃棄物対策の推進

【現況と課題】

大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルは見直されつつありますが、発生抑制や再利用については、十分とは言えず、ライフスタイルについても改善の余地があります。

また、安全かつ適正に廃棄物を処理する体制の整備が課題となっています。

本市のごみ排出量は、平成22年4月から実施した、家庭ごみ等の有料化に伴い、実施初年度においては大幅に減少しましたが、翌年から微増傾向に転じています。

今後さらなるごみ減量へ向けて、資源化の推進や可燃ごみに含まれる生ごみの減量への取り組みが必要です。

このため、家庭ごみ等の有料化の実施状況を注視し、ごみの減量化を着実に図っていかねればなりません。

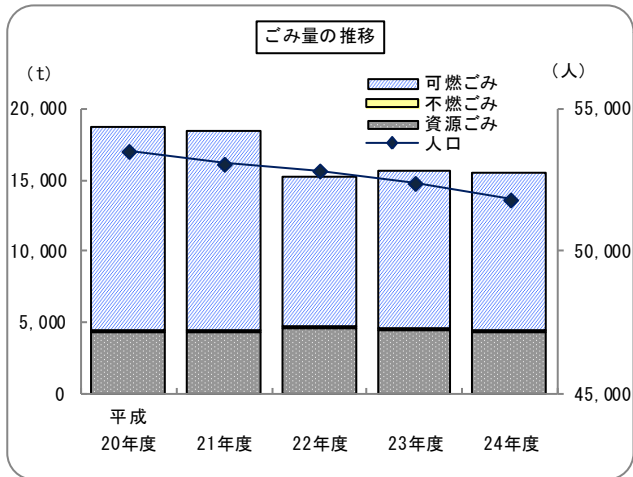
さらに、環境に負荷の少ない、持続可能な循環型社会の構築をめざすため市民、事業者、行政が協働し、3Rの推進（リデュース（Reduce発生抑制）、リユース（Reuse再使用）、リサイクル（Recycle再資源化））に取り組んでいます。今後は、それぞれの役割と責任による3Rの一層の徹底を図る必要があります。

清掃工場については、諏訪湖周3市町（岡谷市、諏訪市、下諏訪町）で構成する湖周行政事務組合による、新たな広域ごみ処理施設（諏訪湖周クリーンセンター）として、平成28年度中の稼働に向け、建設工事が進められています。

樋沢最終処分場は、浸出水の河川放流を停止し、公共下水道に接続しました。今後も引き続き適切な維持管理と環境基準の遵守に取り組んでいく必要があります。

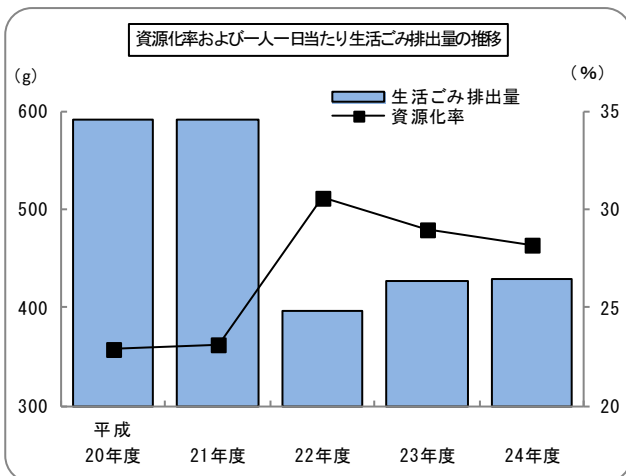


【資料・データ】



ごみ量の推移

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ量 (t) | 18,782 | 18,589 | 15,236 | 15,664 | 15,530 |
| 可燃ごみ | 14,237 | 14,032 | 10,428 | 10,987 | 11,017 |
| 不燃ごみ | 244 | 254 | 145 | 134 | 130 |
| 資源ごみ | 4,301 | 4,303 | 4,663 | 4,543 | 4,383 |
| 人口 (人) | 53,529 | 53,077 | 52,841 | 52,403 | 51,822 |



※資源化率=総ごみ量に占める資源物の割合

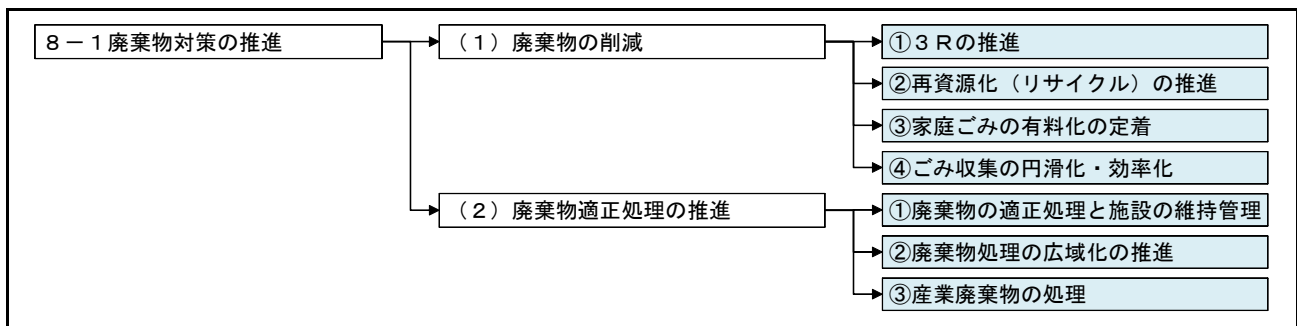
※一人1日当たりの生活ごみ排出量=

(家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ) / 人口 / 365日

資源化率および一人一日当たり生活ごみ排出量の推移

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生活ごみ排出量 (g) | 577 | 577 | 396 | 427 | 429 |
| 資源化率 (%) | 22.9 | 23.1 | 30.6 | 29.0 | 28.2 |

【施策の体系】



(1) 廃棄物の削減

① 3Rの推進

持続可能な循環型社会の構築のため、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながら、リデュース(Reduce発生抑制)、リユース(Reuse再使用)、リサイクル(Recycle再資源化)に積極的に取り組みます。

なかでも、生ごみの減量(発生抑制)を図るため、生ごみの水切り、食べ残しや食品ロスの削減など市民への啓発に努めます。

② 再資源化(リサイクル)の推進

廃棄物の減量を進めるため、容器包装プラスチックの分別収集の定着を図るとともに、小型家電など、その他資源の有効利用の研究を行い、3Rのうち、特に再資源化(リサイクル)の促進に取り組みます。

③ 家庭ごみの有料化の定着

排出量に応じたごみ処理手数料を徴収して負担の公平性を確保し、ごみの減量やリサイクル意識を高めることにより、ごみの発生を抑制します。

④ ごみ収集の円滑化・効率化

指定ごみ袋の使用や資源物の定められた排出方法により収集の円滑化、効率化を図ります。

(2) 廃棄物適正処理の推進

① 廃棄物の適正処理と施設の維持管理

廃棄物の処理および清掃に関する法律などに基づき、廃棄物の適正処理およびごみ処理施設の計画的な維持管理と周辺環境の保全に努めます。

② 廃棄物処理の広域化の推進

湖周行政事務組合による諏訪湖周クリーンセンターおよび最終処分場の整備を推進します。

③ 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正処理とともに、技術開発や資源の有効利用による排出抑制が図られるよう、国、県による指導、規制を働きかけていきます。



【目標指標・数値】

指標名：①可燃ごみ量の推移

②一人1日当たりの生活ごみ排出量（家庭系可燃ごみ＋家庭系不燃ごみ）÷人口÷365日）

③資源化率（総ごみ量に占める資源物の割合）

内容説明：ごみの排出抑制と資源化の推進により、ごみ減量を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①可燃ごみ量の推移 | ①11,017 t | ①10,983 t | ①10,022 t |
| ②一人1日当たりの生活ごみ排出量 | ② 429 g | ② 420 g | ② 404 g |
| ③資源化率 | ③ 28.22% | ③ 33.90% | ③ 41.06% |

8－2 環境衛生対策の推進

【現況と課題】

環境衛生に関する諸施設のうち、火葬場については、湖北行政事務組合火葬場として、下諏訪町とともに管理運営をする中で、平成21年12月に新火葬場を建設、呼称を「湖風苑」としました。

今後も、人生の終焉を迎えるにふさわしい施設として適切な管理運営を行っていく必要があります。

霊園については、昭和45年に内山霊園を開設し、順次造成整備などを実施する中で適正な維持管理を行ってきました。今後も適正な維持管理を引き続き行う必要があります。

し尿処理については、現在、下水道への接続が進む中で、し尿汲み取りを必要とする家庭は減少し、その場所も市内に散在していますが、引き続き汲み取り業務が必要です。

し尿の処理は、湖北行政事務組合の湖北衛生センターにおいて行っており、処理能力は日量100kℓで標準脱窒素処理方式と高度処理方式を採用しています。なお、し尿処理量は減少していますが、引き続き適正な維持管理を進めることが必要です。

公衆浴場は、市民に入浴の機会を提供することにより、衛生的で快適な生活を確保することに貢献するものでありますが、年々利用者数の減少により公衆浴場の経営が悪化するとともに、経営者の高齢化や後継者不足により存続が困難な状況となっています。しかし、市民の公衆浴場利用の機会の確保に努める必要があります。

【資料・データ】

火葬件数

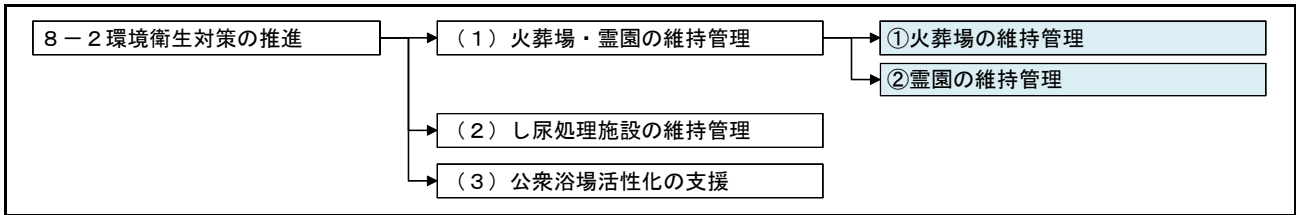
(単位：件)

| 区 分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 岡谷市 | 505 | 577 | 593 | 593 |
| 下諏訪町 | 242 | 242 | 265 | 260 |
| 管外 | 100 | 106 | 128 | 119 |
| 合 計 | 847 | 925 | 986 | 972 |

*平成21年度は旧施設での火葬件数を含む



【施策の体系】



(1) 火葬場・霊園の維持管理

①火葬場の維持管理

湖北行政事務組合における火葬業務の円滑な運営と適正な施設の維持管理に努めます。

②霊園の維持管理

内山霊園の適正な維持管理に努めます。

(2) し尿処理施設の維持管理

湖北行政事務組合における、し尿処理施設の適正な維持管理を保持するとともに、今後、処理量の減少や老朽化を踏まえ施設のあり方について研究を進めます。

(3) 公衆浴場活性化の支援

公衆浴場の確保のため、経営の安定化および活性化と利用促進の支援を行います。

政策 9 安全・安心な暮らしの確保

9-1 危機・防災・減災対策の推進

【現況と課題】

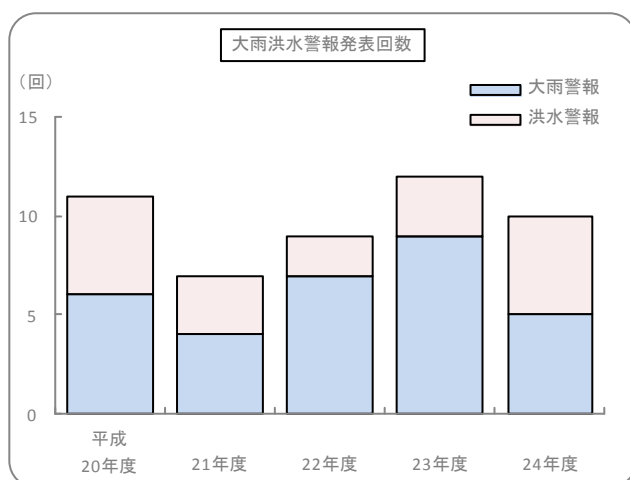
本市は、平成18年7月豪雨災害により8名の犠牲者と多くの建物などへの甚大な被害を経験し、自然災害への認識が改められ、さまざまな取り組みを実施しています。被災した流域にはえん堤が設置され安全対策が進んでいますが、この経験を後世に伝えるとともに、近年多発する集中豪雨をはじめ、市内全ての危険渓流や急傾斜地では、なお一層の災害に対する注意が必要です。

また、東日本大震災を契機として見直されている法制度や、社会情勢の多様化にともない増加することが予想される、事件事故や新型インフルエンザ、テロなど市民生活に重大な影響を及ぼす多種多様な危機事象や緊急事態に適切に対応する必要があります。

さらに、その発生が危惧されている南海トラフ巨大地震や糸魚川静岡構造線などの活断層上の大地震を想定した実践的な訓練の実施や防災拠点、避難所および公共施設などの耐震化を促進するとともに、多数の人が利用する民間の特定建築物*や住宅についても耐震化の促進に努める必要があります。

このように、地震を含めた自然災害、人為的な災害など、大規模災害が発生した場合には行政だけではその対応に限界があり、市民の危機、防災、減災に対する意識を高め、地域防災力の強化を図り、行政、地域、市民がそれぞれの立場で責任を果たしながら密接に連携を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進することが大切です。

【資料・データ】



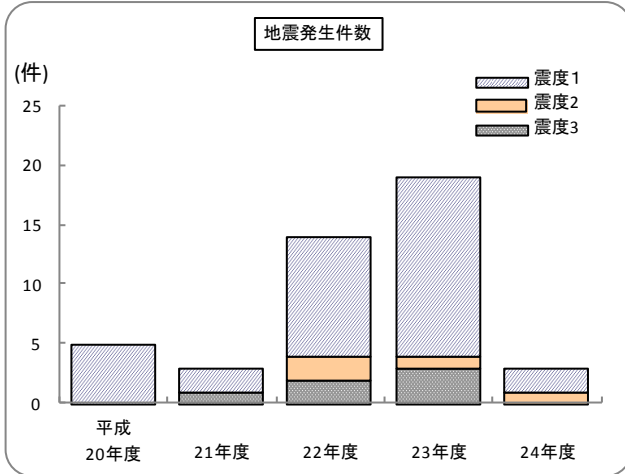
大雨洪水警報発表回数 (単位：件)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大雨警報 | 6 | 4 | 7 | 9 | 5 |
| 洪水警報 | 5 | 3 | 2 | 3 | 5 |

岡谷市の土砂災害警戒区域指定数 (単位：箇所)

| | |
|---------|-----|
| 土石流 | 112 |
| 急傾斜地の崩壊 | 369 |

平成25年4月1日現在



地震発生件数 (単位: 件)

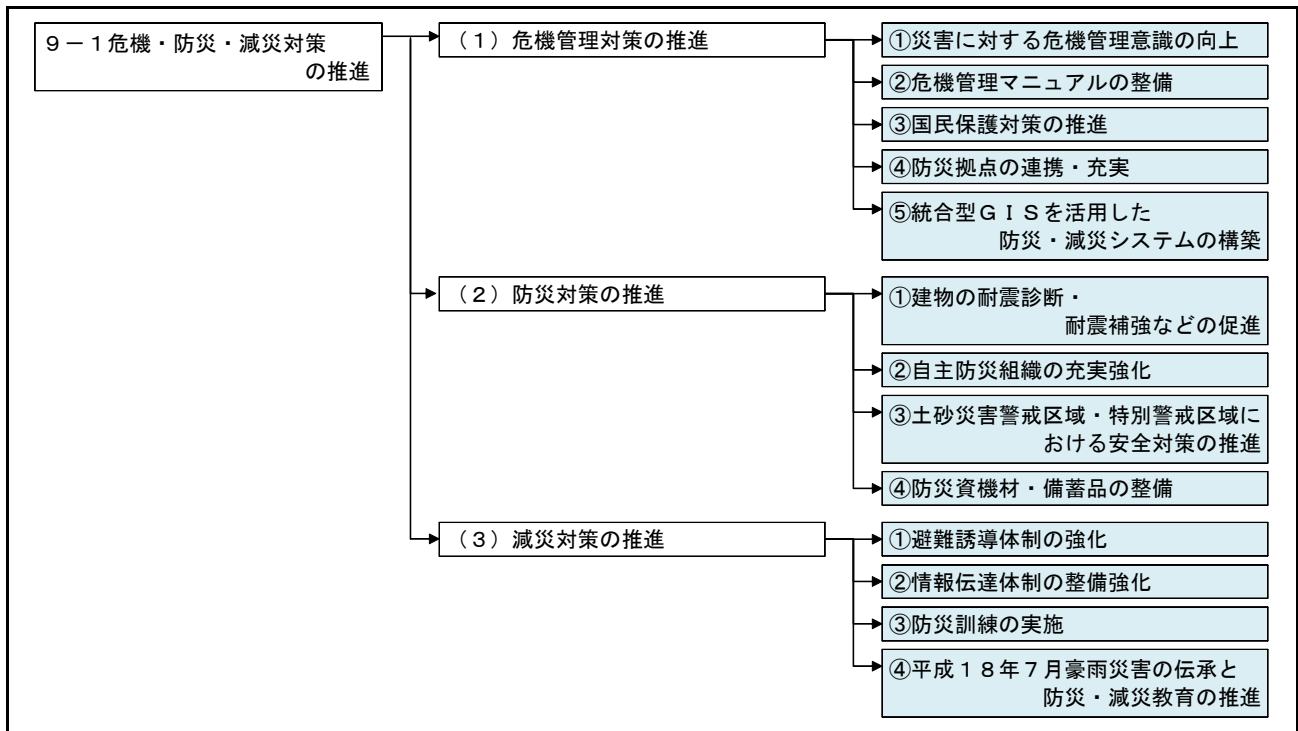
| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 震度1 | 5 | 2 | 10 | 15 | 2 |
| 震度2 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 |
| 震度3 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 |

住宅の耐震診断件数 (単位: 件)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 精密耐震 | 26 | 29 | 8 | 20 | 21 |
| 簡易耐震 | 25 | 26 | 8 | 21 | 21 |
| 合計 | 51 | 55 | 16 | 41 | 42 |

※集計期間中、岡谷市内においては震度4以上の観測はありません。

【施策の体系】



(1) 危機管理対策の推進

①災害に対する危機管理意識の向上

地震、風水害などの自然災害や予期しない大規模事故などは、いつどこで私たちの身の回りに発生するかわかりません。常に災害に対する危機意識を持つことができるよう啓発に取り組みます。

②危機管理マニュアルの整備

国、県の上位計画との整合を図りながら、「岡谷市地域防災計画*」、「岡谷市水防計画*」の定期的な見直しを図るとともに「岡谷市危機管理指針*」に基づく「岡谷市事件・事故等対処計画*」や「事象別危機管理マニュアル*」による対応や新型インフルエンザ等への対応、「岡谷市除雪マニュアル*」などの点検を進め、災害時における体制づくりや関係機関との円滑な連絡、対応、復旧などの遂行を図ります。また、「岡谷市防災ガイド」の刷新を行い、避難所、災害危険箇所などの周知を図ります。

③国民保護対策の推進

「岡谷市国民保護計画*」に基づき、市民の生命および財産を守り、市民の保護を図ります。

④防災拠点の連携・充実

災害時の中心的役割を担う市災害対策本部は、災害発生時に円滑な応急活動を実施するため、防災拠点となる新消防庁舎および新岡谷市民病院との連携を一層強化すると同時に、さまざまな事態においても本部中枢機能を果たすために必要な対策の充実を図ります。

⑤統合型地理情報システム（統合型GIS）を活用した防災・減災システムの構築

統合型地理情報システム（統合型GIS）により防災に関する地理情報を管理し、災害時においては、庁内で管理する情報を共有、活用できる防災・減災システム（仕組み）を構築します。

(2) 防災対策の推進

①建物の耐震診断・耐震補強などの促進

建物倒壊による死傷者や火災などの被害の減少、また、災害時の緊急輸送に対する道路の確保のため耐震診断や耐震補強などの実施を促進します。

②自主防災組織の充実強化

「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉に、自主防災組織連絡協議会を中心に防災訓練、研修会などへの取り組みや、防災資機材などの整備を支援し、地域防災力の強化を促進します。

③土砂災害警戒区域・特別警戒区域における安全対策の推進

土石流およびがけ崩れに対する土砂災害警戒区域、特別警戒区域における安全対策について、関係機関などへ働きかけをするとともに、対象地域の住民への周知を進め防災対策を推進します。



④防災資機材・備蓄品の整備

防災資機材を整備し、市内に効率的に配備することにより、災害時に速やかに対応できる体制の強化と、避難所などで使用する医薬品の計画的な備蓄を推進します。また、「岡谷市下水道総合地震対策計画*」に基づく下水道施設の耐震化の促進と平行して、「岡谷市災害用トイレ整備方針*」に基づき災害用トイレの整備を推進します。

(3) 減災対策の推進

①避難誘導體制の強化

減災の最も効果的な手段は、早期における避難行動といわれているため、要配慮者を含め避難体制、避難誘導體制の整備に取り組みます。また、土砂災害警戒区域および特別警戒区域内における警戒避難体制の強化を推進します。

②情報伝達体制の整備強化

市民への緊密な情報提供や、災害時における避難準備情報、避難勧告などの緊急情報を確実に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム*、防災ラジオ、防災メール、緊急速報メール*シルキーチャンネル、臨時災害放送局*などの適正な管理運用と利用促進に努めます。また、災害時において共助の要となる区との情報伝達を補完するために、簡易デジタル無線機を活用した情報伝達体制づくりを計画的に進めながら、防災行政無線の更新とともに、防災行政無線のデジタル化についても検討します。また、急速な発展を遂げる高度情報化社会において、その環境に応じた住民などへの情報伝達の方法を研究します。

③防災訓練の実施

土砂災害、水防および地震災害を想定した訓練を行政、関係機関、住民が一体となって行い、被害の軽減を図ります。

④平成18年7月豪雨災害の伝承と防災・減災教育の推進

平成18年7月豪雨災害の教訓を後世に伝えるため、災害が発生した7月19日の「岡谷市防災の日*」に関連した事業や出前講座を実施するとともに、将来を担う子供たちへの防災・減災教育により、市民一人ひとりの防災・減災に対する意識の啓発に務めます。

【目標指標・数値】

指標名：①防災訓練参加者数

②住宅耐震診断累計件数

③市有施設のうち災害拠点施設など*の耐震化

内容説明：①土砂災害訓練および防災訓練により危機管理意識の向上と被害の軽減を図る。

②建物倒壊による死傷者などを防ぐため耐震診断件数を上げる。

③避難体制の整備の促進を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|----------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①防災訓練参加者数 | ①13,868人 | ①14,500人 | ①16,500人 |
| ②住宅耐震診断累計件数 | ② 574件 (平成15~24年度累計) | ② 690件 | ② 930件 |
| ③市有施設のうち災害拠点施設などの耐震化 | ③ 93.1% (③3月時点) | ③ 95.8% | ③ 100.0% |

**【用語解説】**

- * 特定建築物：耐震改修促進法に定義付けられているもの。病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所などで、階数3以上かつ1,000㎡以上など多数の者が利用する一定規模以上の建築物。規模については建築物の用途により定められている。
- * 岡谷市地域防災計画：災害対策基本法および岡谷市防災会議条例に基づき、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的とし、岡谷市防災会議により作成された計画。昭和40年度に策定。
- * 岡谷市水防計画：水防法の規定に基づき、長野県知事から指定された指定水防管理団体である岡谷市が、市域内の洪水などの水災を警戒、防御し、または被害を軽減するため、水防に関する必要事項を定めた計画。昭和40年度に策定。
- * 岡谷市危機管理指針：危機管理の基本的事項を定め、総合的な危機管理体制の整備を推進することにより、危機による市民の生命、身体および財産への被害の最小化を図り、市民が安全で安心して暮らすことができるまちをつくるための方針を示したもの。平成21年度に策定。
- * 岡谷市事件・事故等対処計画：岡谷市地域防災計画が対象とする自然災害や岡谷市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態などを除いた事件事故等に対処するための岡谷市危機管理指針に基づく計画。平成21年度に策定。
- * 岡谷市事象別危機管理マニュアル：事件事故対処計画に基づき、危機管理を円滑かつ適切に行うため、組織単位から個人単位にいたるまで、必要な対応策をまとめた手順書。平成22年度に策定。
- * 岡谷市除雪マニュアル：雪害に対し、市民、業者、関係機関で情報の共有を図り、除雪に対する役割分担を明確にし、道路交通の円滑化と安全を確保するためのマニュアル。平成13年度に策定。
- * 岡谷市国民保護計画：武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律に基づき、武力攻撃などから市民の生命、身体および財産を保護することを目的とした計画。平成18年度に策定。
- * 岡谷市下水道総合地震対策計画：重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための計画。平成24年度に策定（計画期間：平成25年度～平成29年度）。
- * 岡谷市災害用トイレ整備方針：避難所および防災拠点における災害用トイレの整備方針を定めたもの。平成25年度に策定。
- * 全国瞬時警報システム（J-ALERT ジェイアラート）：人工衛星を利用した警報システムで、緊急地震速報などの時間的余裕のない緊急事態を、国が全国の市町村の防災行政無線を自動的に起動させ瞬時に知らせる仕組み。
- * 緊急速報メール：緊急地震速報や災害、避難情報などを携帯電話やスマートフォンへ配信するサービスの名前。㈱NTTドコモにおけるサービス名は、エリアメールである。
- * 臨時災害放送局：大きな災害が発生したときに、その被害を軽減するために必要な情報を住民に伝えることを目的として、臨時に設置するラジオ放送局のこと。
- * 岡谷市防災の日（7月19日）：平成18年7月19日に発生した豪雨災害の体験と教訓を永久に忘れることなく、市民の防災意識の高揚と、市民協働による安全で安心なまちづくりを推進するため制定した。
- * 市有施設のうち災害拠点施設など：本庁舎、支所庁舎、消防署、小中学校、体育館、病院、社会福祉施設など。

9-2 治山・治水事業の推進

【現況と課題】

本市は、面積の3分の2が森林であり、周囲は急峻な山々に囲まれた地勢となっています。この山間地の上流から市街地に向けて土砂災害警戒区域などに指定された溪流などは110カ所に上っています。

こうした状況から大雨や洪水により、土砂災害などの自然災害や市街地の冠水などによる被害が常に起こりやすい現状にあります。平成18年7月豪雨災害では市内各地に土石流が発生し市民の生命、財産、公共施設などに甚大な被害をもたらしましたが、こうした災害が二度と起きないように国、県、市それぞれの役割分担のもと、治山、治水事業を積極的に推進し、市民の安全・安心を確保していかなければなりません。

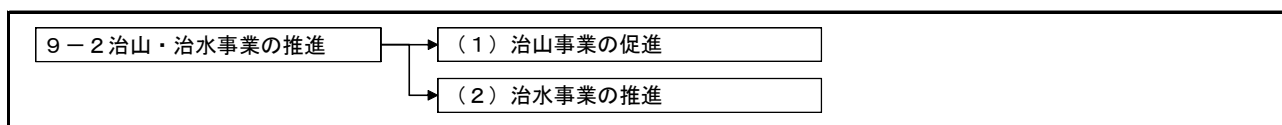
治山事業は、適正な防災構造物を設置し、森林を保護することにより、土砂の流出や崩壊を抑制する機能を有しています。そのため、危険な地形や土質を有する箇所については、保安林指定を進めるとともに、引き続き保安林の適正な保育を促進することにより、災害に強い森林づくりに取り組む必要があります。

治水事業は平成18年7月豪雨災害以来、県と連携し、大規模な砂防事業、河川事業が著しく進展してきました。

現在、未整備個所の溢水被害、土石流、急傾斜地崩壊などを防ぐため、さらなる積極的整備を進めています。

また、近年市街地周辺の開発の進展により、市内中小河川の溢水による市街地の浸水被害が見られるようになり、その対策が緊急の課題となっています。

【施策の体系】



(1) 治山事業の促進

現保安林*においては、県や森林所有者に適正な保育などの事業を働きかけるとともに、治山事業主体である県と連携を密にし、山地災害の危険箇所の把握と保安林指定を進め、事業の早期実施に向け働きかけ、災害に強い森林づくりを促進します。



(2) 治水事業の推進

治水対策の充実を図るため、関係機関と災害危険箇所の定期的な調査、巡視を実施するとともに天竜川、大川などの河川改修、河川維持、砂防、急傾斜崩壊防止などの事業を促進します。

また、市街地を流れる塚間川については、関係機関と連携し「100mm/h安心プラン*」を策定、ピーク流量を減らし、溢水の軽減を図ります。また、雨水渠整備も検討します。河川改修の実施にあたっては、自然生態に配慮し地域景観に調和した工法を検討します。

また、市内の中小河川、水路などについて改修整備に取り組みます。さらに、雨水の流出抑制のため、一般家庭雨水貯留浸透施設の普及、開発における調整用貯留施設設置、透水性舗装の施工などの指導、依頼を実施します。

【目標指標・数値】

指標名：市内の普通河川整備の延長

(天竜川、横河川、大川、塚間川、十四瀬川を除く普通河川総延長43,600m)

内容説明：洪水、土石流などを未然に防ぐため整備を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 市内の普通河川整備の延長 | 24,677m | 24,727m | 24,807m |

【用語解説】

*保安林：水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全、形成など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

保安林に指定されると、立木の伐採などの行為に制限を受けるほか、伐採後には植栽が義務付けられる。一方、保安林に指定されると、固定資産税などの免除や相続税の軽減などが受けられる。

*100mm/h安心プラン：ゲリラ豪雨に対して、市民が安心して暮らせるよう、河川管理者が実施する対策に加え、下水道、道路などの関係者および住民の方々が行うべき地域ごとの集中的な対策と役割分担などを盛り込んだ計画を市町村が策定し、国が登録する制度。平成25年度に創設された。

9 - 3 生活安全対策の推進

【現況と課題】

最近の交通事故の傾向は、死亡事故の約半数を高齢者が占めていることや、歩行者の安全が確保されるべき場所において子どもや交通弱者が巻き込まれるケースや、未だ飲酒運転やひき逃げ事件などの悪質事犯の発生が後を絶たない状況です。市内においては、追突事故と出会頭事故が人身事故の半数以上を占めています。

本市は、県下に先駆け交通指導員を配置し、街頭での交通指導や各年齢段階に応じた安全教育を推進しているところですが、交通安全協会役員などの高齢化が進む中、交通指導員の果たす役割も一層重要となってきています。

また、交通安全施設の整備や交通安全意識の高揚に取り組んできましたが、今後も事故防止のための総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

本市の犯罪件数は、全体的に減少傾向にありますが、犯罪そのものは多様化しています。近年、インターネットや携帯電話を利用した悪質な犯罪や架空請求、不当請求、もうかります詐欺、振り込め詐欺などによる新たな手口の犯罪も進行しています。

こうした中で、警察を中心に岡谷市防犯協会連合会と連携し、防犯体制の整備と青少年の非行防止を含む地域ぐるみの防犯活動を進めています。また、平成25年4月から施行された岡谷市暴力団排除条例により暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保などを図っています。

今後も市民、関係機関などの連携により、一層の防犯体制の整備充実を図るとともに、犯罪を未然に防ぐための地域環境の整備、安全・安心に対する意識の高揚、啓発の推進が必要となっています。

市内にある空き家の中には老朽化が著しいものもあり、周辺環境への影響や道路に近い場合は通行者への影響も考えられるほか、防犯、防災上の懸念もあることから所有者への適切な対応が求められています。

消費生活の安定と向上については、近年、消費者を取り巻く環境が規制緩和や高度情報化の進展により大きく変化し、多種多様な商品やサービスが提供される中で、国民の安全・安心を損なうような消費者トラブルが後を絶たず、内容も複雑化、巧妙化しています。また、一方で、県の消費生活センター岡谷支所が平成24年3月に廃止となっています。

このような消費者問題への対応は、消費者、事業者、地域、行政が一体となって取り組んでいくことが必要ですが、消費者みずからが必要な知識を習得し、情報を収集することが求められており、自主的かつ合理的に行動することが一層重要となっています。自立する消費者の育成のため、関係機関との連携を深めながら、消費生活に関する知識や情報の提供を推進するとともに、消費生活相談の体制の充実を図る必要があります。



【資料・データ】

交通事故の推移

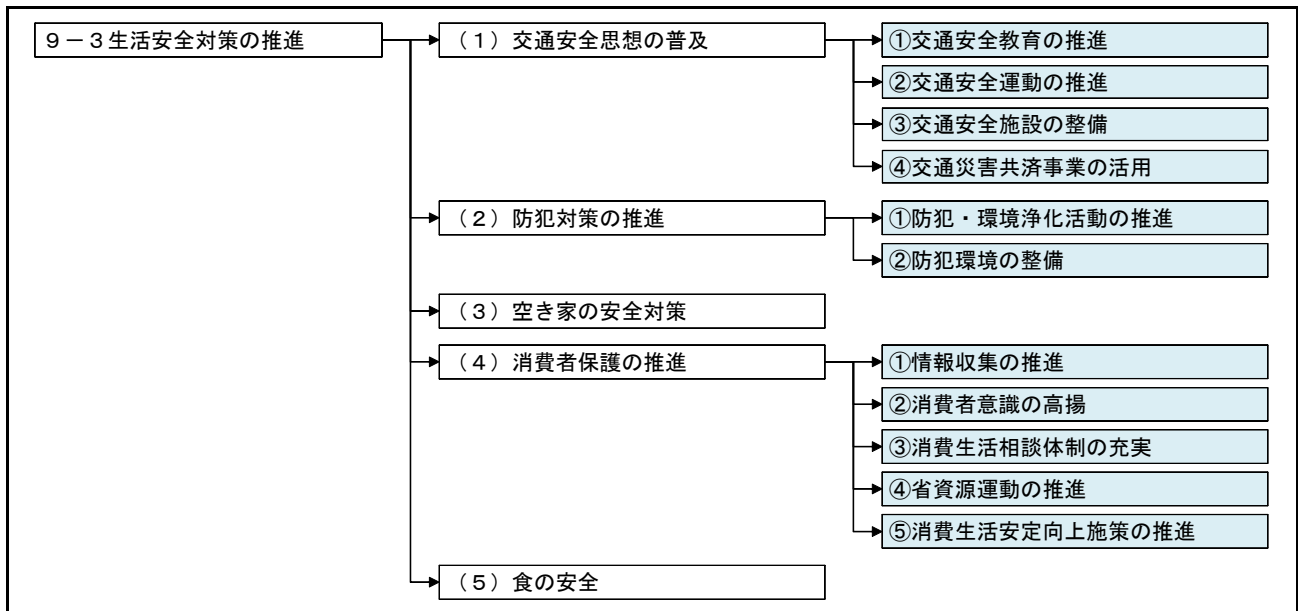
| 区分 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人身事故(件) | 269 | 250 | 228 | 274 | 226 |
| 死者(人) | 1 | 3 | 2 | 2 | 1 |
| 傷者(人) | 333 | 295 | 260 | 313 | 301 |
| 物損事故(件) | 1,192 | 1,184 | 1,220 | 1,209 | 1,175 |

犯罪件数の推移(刑法犯)

(単位:件)

| 区分 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 凶悪犯 | 1 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 粗暴犯 | 26 | 23 | 20 | 8 | 14 |
| 窃盗犯 | 292 | 380 | 281 | 246 | 200 |
| 知能犯 | 18 | 7 | 7 | 9 | 7 |
| 風俗犯 | 6 | 3 | 3 | 4 | 7 |
| その他 | 77 | 87 | 70 | 67 | 63 |
| 合計 | 420 | 503 | 382 | 335 | 293 |

【施策の体系】



(1) 交通安全思想の普及

①交通安全教育の推進

交通指導員による幼児の交通安全教育、指導活動をはじめとし、高齢者まで、組織的、体系的な教育や各段階に応じた適切な学習会の充実を図ります。

②交通安全運動の推進

交通安全思想の徹底を図るため、市民総参加の交通安全運動を推進するとともに、警察、交通安全協会や各種団体との連携強化を図ります。また、毎月、無事故無違反デーを設定し、運転者および自転車の交通ルールと交通マナーの実践、習慣化に努め、円滑な交通と安全確保のため、交通安全関係団体とともにパトロールを実施し、歩行者保護や高齢者など交通弱者に配慮した安全な環境づくりを推進します。

③交通安全施設の整備

安全で円滑な道路交通の確保や歩行者の安全確保を図るため、歩道や交通安全施設の点検を行い、道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの整備を計画的に実施し、安全の確保に取り組みます。

④交通災害共済事業の活用

交通事故など不測の事態に備えて、市民に対し、長野県民交通災害共済事業制度の周知と加入促進を図ります。

(2) 防犯対策の推進

①防犯・環境浄化活動の推進

岡谷市防犯協会連合会、警察などの関係機関、団体などと連携を図りながら、パトロールなどの防犯活動に取り組むとともに、青少年の非行防止、暴力団排除、自転車などの放置防止などの環境浄化活動を推進します。

②防犯環境の整備

犯罪、事故などが発生しにくい地域環境の整備を市民とともに推進します。また、通学路、住宅地などにおける防犯灯（LED防犯灯*）の整備を促進し、犯罪の未然防止に努めます。

(3) 空き家の安全対策

老朽化が進み、地域住民の生活安全面で問題があると判断される空き家については、制定に向けた準備を進めている（仮称）空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対し家屋の解体もしくは補修について指導します。



(4) 消費者保護の推進

①情報収集の推進

国民生活センターや長野県消費生活センター、各種消費者団体との連携による情報収集を推進します。

②消費者意識の高揚

消費者グループの育成に努め、消費者の自主的な運営を促進するための支援を行います。また、商品やサービスに関する情報提供と知識の普及を図るため、各種広報、メディアの活用を推進します。

③消費生活相談体制の充実

消費者から寄せられる相談などに対し適切な対応ができるよう、国、県などの関係機関との連携を深めるとともに、的確な指導、助言が行えるよう、総合的な相談体制の整備、充実を図り、被害の防止とトラブルの早期解決に努めます。

④省資源運動の推進

消費者みずからが再生商品を利用したり、レジ袋削減のため、買い物袋を持参するなど、日常生活における省資源意識の徹底と定着化を促進するため、消費者団体と連携し、広く市民への周知に努めます。また、廃品の再利用、物を無駄にしないリサイクル活動など、地球にやさしい各種の実践活動の促進に努めます。

⑤消費生活安定向上施策の推進

消費生活の安定向上を図るため、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法に基づく立ち入り検査を実施し、消費者保護を図ります。

(5) 食の安全

諏訪保健福祉事務所や長野県消費生活センターなど関係機関との連携による情報収集体制により、食品の安全に関する必要な情報を市民へ提供し、啓発に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：交通事故人身事故件数

内容説明：交通安全運動の推進により交通事故件数を減らす。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 交通事故人身事故件数 | 226件 | 220件 | 200件 |

【用語解説】

*LED防犯灯（Light Emitting Diode／発光ダイオード）：LEDを使った防犯灯で、従来の蛍光灯のもの比べてエネルギー効率と耐久性に優れ、省エネと維持管理経費の削減に効果がある。



9-4 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

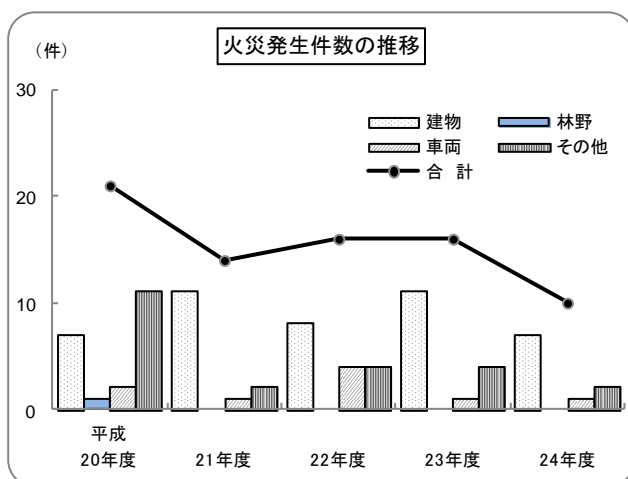
近年の消防業務を取り巻く環境は、地域社会の情勢変化にともなう、建築物の高層化、交通網の発達や高齢化社会の進展による災害弱者の増加などにより、災害の態様は複雑多様化、大規模化の様相を呈しています。特に、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震（東海地震を含む）をはじめ、竜巻や豪雨災害などの自然災害による大規模な被害が危惧される中、市町村の消防広域化の推進など、総合的な消防力の充実強化が求められています。

こうした中で、災害発生時には迅速で効果的な消防活動の実施と質の高いきめ細かい消防サービスの提供ができるよう、平成27年4月に諏訪広域消防本部の一元化を実施し、あわせて、防災拠点としての高機能消防指令センターを含めた新消防庁舎建設を実施するなど、将来にわたって、市民の生命、身体および財産を守る責務を全うすべく消防組織体制の基盤強化が大きな課題です。

消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、市民の安全・安心の確保のために果たす役割は、ますます大きくなっています。社会環境の変化を受ける中、団員の安定的な確保、活動のしやすさ、やりがいを感じる環境づくりと広域消防一元化後における、消防署との円滑な連携、協力体制の維持は不可欠です。

また、災害時における消防の役割を明確にするとともに、市民の主体的な防火、防災意識の高揚を図り、市民と一体感を持ちながら防火、防災対策を展開し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めることが重要です。

【資料・データ】

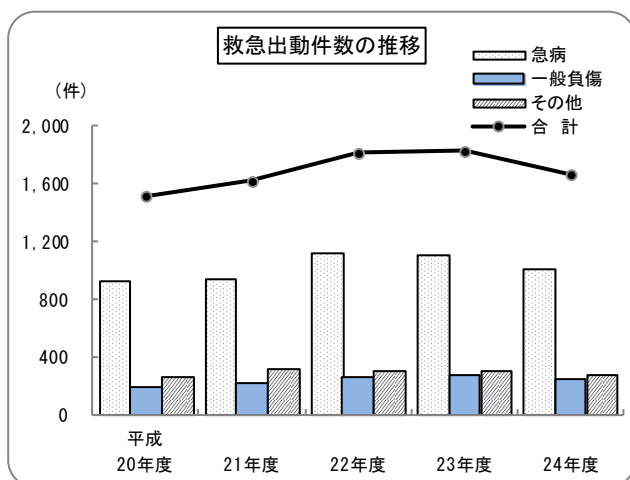


火災発生件数の推移

(単位: 件)

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 建物 | 7 | 11 | 8 | 11 | 7 |
| 林野 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 車両 | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| その他 | 11 | 2 | 4 | 4 | 2 |
| 合計 | 21 | 14 | 16 | 16 | 10 |

平成25年4月現在



救急出動件数の推移

(単位: 件)

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 急病 | 932 | 944 | 1,125 | 1,102 | 1,016 |
| 一般負傷 | 199 | 216 | 262 | 275 | 252 |
| 交通 | 128 | 140 | 125 | 148 | 128 |
| その他 | 259 | 320 | 303 | 303 | 271 |
| 合計 | 1,518 | 1,620 | 1,815 | 1,828 | 1,667 |

平成25年4月現在

消防団の状況

| 区分 | 管轄区域 | 組織および団員定数(人) | | | | | | | | 消防ポンプ車(台) | 小型動力ポンプ(台) | 資機材搬送車(台) |
|-------|----------|--------------|-----|-----|------|----|----|-----|-----|-----------|------------|-----------|
| | | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 計 | | | |
| 消防団本部 | 岡谷市一円 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 10 | 22 | 39 | | | |
| 第1分団 | 今井 | | | 1 | 1 | 1 | 5 | 27 | 35 | 1 | 2 | 1 |
| 第2分団 | 新屋敷・間下 | | | 1 | 1 | 1 | 5 | 27 | 35 | 1 | 2 | 1 |
| 第3分団 | 岡谷 | | | 1 | 1 | 1 | 5 | 27 | 35 | 1 | 1 | 1 |
| 第4分団 | 下浜・小尾口 | | | 1 | 1 | 1 | 5 | 27 | 35 | 1 | 2 | 1 |
| 第5分団 | 上浜・小口 | | | 1 | 1 | 1 | 7 | 35 | 45 | 1 | 1 | 1 |
| 第6分団 | 小井川・西堀 | | | 1 | 1 | 1 | 8 | 44 | 55 | 1 | 4 | 1 |
| 第7分団 | 湊 | | | 1 | 1 | 1 | 8 | 44 | 55 | 1 | 4 | 1 |
| 第8分団 | 三沢・橋原 | | | 1 | 1 | 1 | 7 | 35 | 45 | 1 | 4 | 1 |
| 第9分団 | 新倉・駒沢・鮎沢 | | | 1 | 1 | 1 | 10 | 57 | 70 | 1 | ※4 | 1 |
| 第10分団 | 中屋・中村・横川 | | | 1 | 1 | 1 | 8 | 49 | 60 | 1 | 2 | 1 |
| 第11分団 | 東堀 | | | 1 | 1 | 1 | 6 | 31 | 40 | 1 | 4 | 1 |
| 合計 | | 1 | 1 | 12 | 13 | 13 | 84 | 425 | 549 | 11 | 30 | 11 |

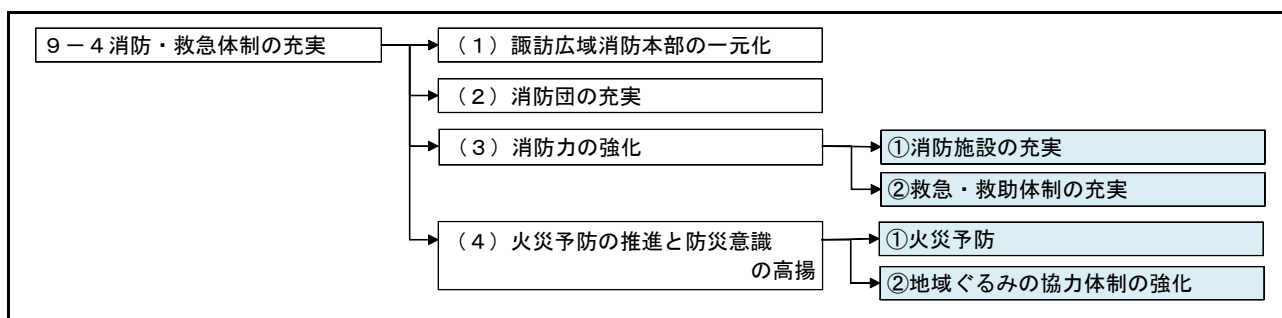
※小型動力ポンプ積載車1台を含む
平成25年4月現在

消防水利の状況

| 貯水槽(基) | | 消火栓(基) | | 充足率(%) | |
|---------------|-----|--------|-----------|--------|------|
| 消防水利の基準 40㎡未満 | 140 | 基準未満 | 口径150mm未満 | 582 | 基準未満 |
| 消防水利の基準 40㎡以上 | 161 | 基準以上 | 口径150mm以上 | 294 | 基準以上 |
| 合計 | 301 | 合計 | 合計 | 876 | 合計 |
| | | | | | 26.6 |
| | | | | | 57.4 |
| | | | | | 84.0 |

平成25年4月現在

【施策の体系】



(1) 諏訪広域消防本部の一元化

災害の多様化および大規模化、都市構造の変化、住民ニーズの多様化などの消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、将来にわたって市民の生命、身体および財産を守る消防使命達成のための総合的消防体制の構築として、平成27年4月に諏訪広域消防本部の一元化を実施します。

迅速で効果的な出動による住民サービスの向上を図り、人員配置の効率化による現場体制の充実や高度化、組織面など消防体制の基盤を強化しながら経費節減に努めます。

(2) 消防団の充実

少子高齢化が加速する中、火災時の初期消火や風水害時の警戒や救助活動、大規模災害時の住民避難支援や災害防ぎよなどにおいて、消防団員による活動が必要不可欠であることから、消防団員の安定的な確保に積極的に取り組みます。また、広域消防一元化後においても、引き続き消防署において消防団事務を行い、従来通りの連携、協力体制を維持します。

消防団員は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保を果たすため、団員の資質の向上に努めるとともに、平成18年7月豪雨災害を教訓にさらなる体制の充実強化や地域ぐるみの防火、防災体制の確立を図るため、機能別消防団員や消防団協力事業所表示制度*、消防団員サポートショップ*を推進し、地域や事業所などと一体となって、魅力ある消防団を構築し、入団しやすく活動しやすい環境づくりに取り組みます。

また、消防団の消防力向上のため、消防ポンプ自動車の計画的更新を推進します。



(3) 消防力の強化

① 消防施設の充実

消防施設の充実については、諏訪広域 6 市町村における消防防災の拠点として、高機能消防指令センターを含めた新消防庁舎の建設を実施します。また、消防屯所などの改修、整備に努めるとともに、消防活動の基本となる消防自動車や消防用活動資機材の計画的更新を推進します。

消防水利の整備については、消防水利の基準*以下の防火貯水槽や消火栓を含めると、消火活動に特段支障はない状況ですが、大地震などに対応できる耐震性貯水槽や基準を満たす消火栓の整備を計画的に進めるなど、消防水利の充足率を上げ、消防力の強化に努めます。

② 救急・救助体制の充実

救急体制の充実については、高度救命処置用資器材などの整備や救急隊員の技能向上、認定救命士*の養成を進めます。

また、市民に対して A E D*の使用を含めた、応急手当の普及啓発を継続し、市民、救急隊、医師などが一体となった救急救命活動により、救命率の向上に努めます。

救助体制の充実については、複雑多様化する災害に対応するため、救助技術の高度化に努めるとともに、救助隊の装備充実を図ります。

(4) 火災予防の推進と防災意識の高揚

① 火災予防

火災予防を各家庭に深く浸透させるため、住宅用火災警報器の設置指導、広報活動の推進に努めるとともに、婦人防火クラブの育成を図ります。

また、火災を未然に防止するため、防火対象物、危険物施設への立入検査を実施するとともに、一般住宅に対しては、住宅防火診断を行い、特に高齢者世帯に対する防火対策の強化に努めます。

② 地域ぐるみの協力体制の強化

大規模災害発生時における被害を軽減させるため、地域住民に「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、自主防災組織などに対する消防訓練指導を通じて、隣近所が互いに助け合う体制づくりに努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①消防団員の充足率

②消防水利施設の充足率

③防災組織への訓練指導等回数

内容説明：①消防団員の条例定数に対する充足率を高め、地域ぐるみの防火体制の確立を図る。

②消防水利の基準を満たした、貯水槽や消火栓の充足率を高める。

③婦人防火クラブ、自主防災組織の育成を通じて、家庭での防火意識の高揚を図るとともに、高齢者世帯での火災予防を重視した防火指導を推進する。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①消防団員の充足率 | ① 98.7% | ① 98.7% | ① 100.0% |
| ②消防水利施設の充足率 | ② 57.4% | ② 58.1% | ② 60.0% |
| ③防災組織への訓練指導等回数 | ③ 38件 | ③ 40件 | ③ 42件 |

【用語解説】

* 消防団協力事業所表示制度：消防団活動に協力している事業所に対し、表示証を交付して協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することによって、協力事業所の信頼性の向上につながり、また、消防団と事業所との連携、協力体制が一層強化され、地域における消防、防災体制の充実強化を図ることを目的として、総務省消防庁が平成19年1月から実施している制度。岡谷市では、平成19年4月より実施している。

* 消防団員サポートショップ：消防団員に対して店舗などが優待サービスなどの支援を行うことで、地域の活性化と地域防災の強化につなげ、消防団員の継続的な確保を図ることを目的とした事業。

* 消防水利の基準：市町村の消防に必要な最小限度の水利について定めたもので、貯水槽は、常時貯水量が40^m以上、消火栓は65mmの口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていること。

* 認定救命士：気管挿管と薬剤投与（アドレナリン）、について、一定の教育と実習を受けた救急救命士に対し、長野県メディカルコントロール協議会からその行為に対し認定を受けた救急救命士をいう。

* A E D（Automated External Defibrillator／自動体外式除細動器）：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。



9-5 上下水道の整備・維持

【現況と課題】

水道事業を取り巻く環境は、ライフスタイルの変化や環境、資源保全に配慮した節水型社会の進展にともない、量から質へと大きく変化し、安全・安心なおいしい水への関心が高まっています。また、災害などの緊急時においても安定した水の供給が強く求められています。

本市における給水区域内の水道普及率は100%に達し、水道事業は市民生活、企業活動に欠かすことのできないものとなっている一方で、今後の水需要予測は節水対策や人口減少などにより減少傾向が続く見通しです。

現在、水道水源の約8割は地下水に依存しており、地下水位の低下や汚染については常に監視が必要であり、水量確保と水質保全については、万全の管理体制が必要となっています。

水道施設については、地震などの災害、異常発生時における水確保および安定供給を図るため、災害に強く効率的な水道施設の整備と、危機管理体制の強化を図ることを目的に見直しを行った「岡谷市水道事業基本計画*」に基づき計画的な改良、更新に取り組んでいます。

また、施設の適切な維持管理と効率的な運用とともに、水道料金の適時適切な見直しを行い、経営の健全化に努めることが必要となっています。

下水道事業は、諏訪6市町村と立科町からなる諏訪湖流域関連公共下水道となっています。

諏訪湖流域下水道は、終末処理場と各関連公共下水道からの汚水を受けて終末処理場まで流下させる流域幹線管路からなる施設で、長野県により管理、運営が行われています。平成24年度末の普及率は97.7%となり、終末処理場および流域幹線の整備を促進するとともに、適切な維持管理を進めています。

昭和49年度に事業着手した公共下水道は、市民生活や企業活動にともない発生した汚水を流域幹線へ接続し排除するため、本市が建設、維持管理を行う管路施設*で、平成32年度までの事業計画に基づき整備を進めており、平成24年度末の普及率は99.4%となっています。また、平成21年度からは下水道長寿命化事業、平成24年度からは下水道総合地震対策事業を活用し、損傷管の長寿命化対策や重要管路の耐震対策を計画的に実施しています。

排水設備については、平成24年度末の接続率が97.3%となっていますが、地形条件、経済的理由などにより接続を見合わせている世帯への普及が課題となっています。

維持管理業務については、管路施設の定期的清掃点検および破損箇所の計画的修繕、台帳整備、特定事業所などへの立ち入り検査を継続して実施しています。

接続率の一層の向上を図り、事業の進捗状況を勘案しながら、下水道使用料の適時適切な見直しを行い、経営の健全化に努めることが必要となっています。

上下水道事業とも平成22年度に発足した岡谷市上下水道事業運営審議会*の意見を反映させるため、その都度必要に応じて審議会を開催、審議しています。

温泉事業は、平成2年4月から給湯を開始し、現在は、おかや総合福祉センター諏訪湖ハイツ、市民水泳プール、健康福祉施設ロマネットなどに給湯しています。

また、温泉スタンドは、家庭でも気軽に温泉を味わえることから、利用の継続が求められています。利用者は減少傾向にありますが、利用促進を図るとともに引き続き施設の適切な維持管理に努めていくことが必要となっています。



【資料・データ】

上水道の計画

| 区 分 | 既認可計画 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------------|--------|----------|----------|
| 行政区域内人口（人） | 62,900 | 52,573 | 49,802 |
| 給水人口（人） | 62,900 | 52,421 | 49,663 |
| 1 日配水能力（m ³ ） | 35,000 | 31,850 | 31,850 |
| 1 日最大配水量（m ³ ） | 35,000 | 23,070 | 21,399 |
| 1 人 1 日最大配水量（ℓ） | 558 | 440 | 431 |

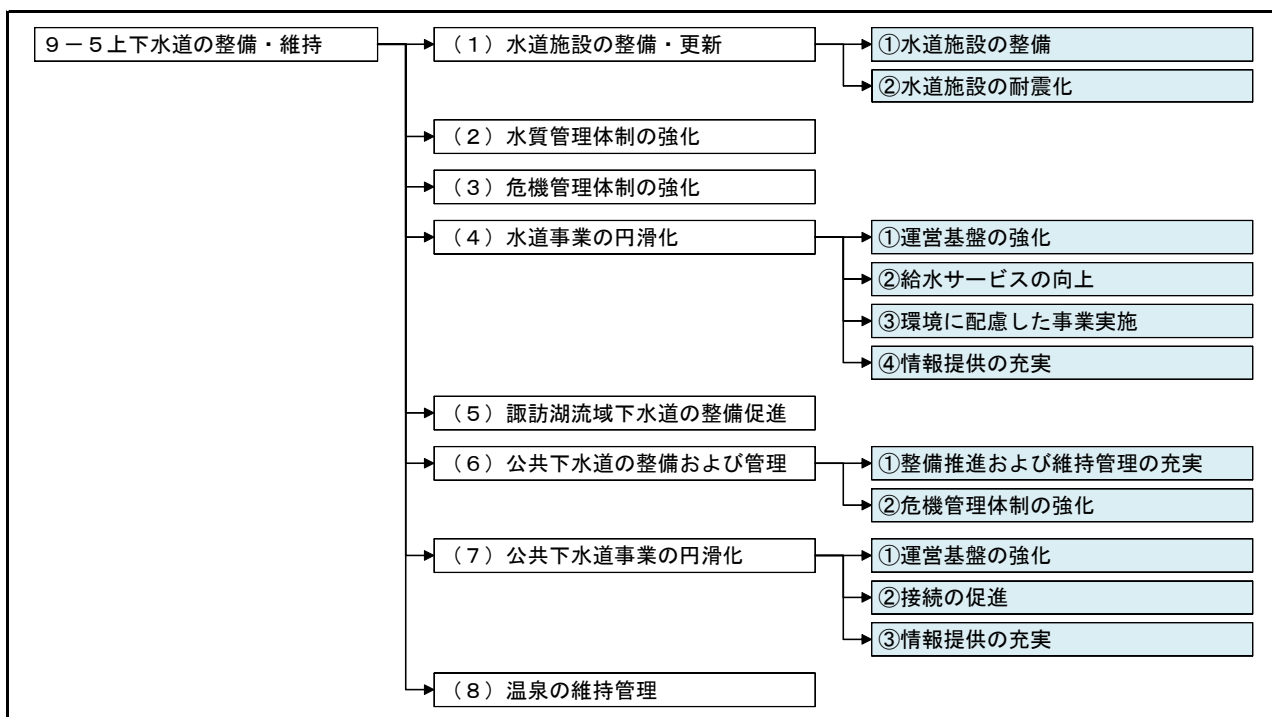
（資料）岡谷市水道事業基本計画

公共下水道の計画

| 区 分 | 全体計画 |
|----------------------------|-------------------|
| 計画年次 | 昭和 49 年度～平成 30 年度 |
| 計画面積（ha） | 1,636 |
| 計画人口（人） | 50,300 |
| 計画汚水量（日最大 m ³ ） | 27,150 |

（資料）岡谷市公共下水道事業計画

【施策の体系】



(1) 水道施設の整備・更新

①水道施設の整備

「岡谷市水道事業基本計画」に基づき、将来の水需要への対応、地震災害など異常時の安定供給に向け、配水池などの整備を図るとともに、配水区域の再編成を進めます。

②水道施設の耐震化

老朽管の更新や管網整備などの施工に際しては、耐震性の高い管種を採用するとともに、「岡谷市水道施設耐震化計画」に基づき、水源や配水池などの計画的な耐震化を進めます。

(2) 水質管理体制の強化

水源周辺環境の保全と水質検査による管理の強化に努め、より安全で良質な水の供給を図ります。

(3) 危機管理体制の強化

地震災害、水質汚染事故などにおける早期の復旧と応急給水の体制を確保するために、危機管理体制や、隣接市町との連結管による相互応援給水の体制強化を図ります。また、水道情報管理システム（GIS）および水源監視システムを活用し、維持管理の効率化と緊急時の迅速な対応に努めます。

(4) 水道事業の円滑化

①運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支を見通しながら、水道料金の適時適切な見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めるとともに、共同化の可能性についても検討します。

②給水サービスの向上

水道情報管理システム（GIS）の活用により、より迅速な窓口サービスの提供を図るとともに、利用者サービスの向上に努めます。

③環境に配慮した事業実施

環境配慮の観点から、省エネルギー対策として、配水池の整備により、自然流下配水方式の採用や深夜電力の活用を検討するとともに、計画的、効果的な漏水防止対策を進め有収率の向上に努めます。

④情報提供の充実

ホームページなどを活用してわかりやすい情報の発信を継続して行います。また、各種イベントを通じて、水道事業への理解と関心を深めてもらえるように努めます。



(5) 諏訪湖流域下水道の整備促進

流域幹線および終末処理場の計画的整備や適切な維持管理を促進します。下水道汚泥、沈砂については溶融結晶化生成物の有効活用を促進します。

(6) 公共下水道の整備および管理

①整備推進および維持管理の充実

公共下水道計画区域内の可住地の整備についてはほぼ完了したため、今後は、宅地造成や道路築造にともない新たに整備が必要となった箇所について、整備を推進します。

維持管理としては、下水道管路の点検を定期的に行い状況の把握に努めるとともに、「岡谷市下水道長寿命化計画*」、「岡谷市下水道総合地震対策計画」に基づき、計画的に施設の延命化、耐震化を進めます。

②危機管理体制の強化

地震災害、豪雨災害などにおける早期復旧と応急排水の体制を確保するとともに、危機管理体制の強化を図ります。また、下水道情報管理システム（GIS）およびマンホールポンプ場監視システムを活用し、維持管理の効率化と緊急時の迅速な対応に努めます。

(7) 公共下水道事業の円滑化

①運営基盤の強化

長期的な更新計画と財政収支を見通しながら、下水道使用料の適時適切な見直しと財源確保に努め、運営基盤の強化を図ります。また、業務の効率化による経費の節減を図り、経営の健全化に努めます。

②接続の促進

公共用水域の水質を保全し経営の健全化を確保するため、供用開始区域内の全居住家屋の接続を促進します。

③情報提供の充実

ホームページなどを活用してわかりやすい情報の発信を継続して行い、早期接続と排水設備の適切な利用促進に努めます。

(8) 温泉の維持管理

市民に潤いとやすらぎを与える貴重な温泉の有効活用と利用促進を図るとともに、安定した給湯のため、温泉ポンプの定期的な交換など、給湯施設の効果的、効率的な維持管理に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①水道水の水質基準適合率

②経常収支比率（水道事業）

③下水道普及率

④経常収支比率（下水道事業）

内容説明：①安全で良質な水の供給（水道法に基づく水質基準に適合する割合を表したもので、100%未満になれば、水源の使用を中止する必要がある）

②・④企業の健全性をみる指標で高いほど良く、100%未満は経常損失が生じていることを意味する。

③下水道の普及割合で、下水道に接続し使用している人口の割合を表したものの、

（供用開始区域内人口÷計画区域内人口）

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時現状 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①水道水の水質基準適合率 | ①100.00% | ①100.00% | ①100.00% |
| ②経常収支比率（水道事業） | ②104.42% | ②105.40% | ②105.50% |
| ③下水道普及率 | ③99.44% | ③99.50% | ③99.55% |
| ④経常収支比率（下水道事業） | ④108.21% | ④105.90% | ④106.00% |

【用語解説】

*岡谷市水道事業基本計画：厚生労働省が策定した『新水道ビジョン』に基づき、基本理念を掲げ、取り組むべき方向性および実現方策を水道事業の基本構想として策定した計画。平成18年度に策定（計画期間：平成19年度～平成28年度）。

*管路施設：下水を集めて処理場まで流すもので、管渠、マンホール、ます、取付け管などで構成されている。

*岡谷市上下水道事業運営審議会：市民の声を反映させるため、上下水道事業の経営および運営に関する重要な事項について審議する団体組織。

*岡谷市下水道長寿命化計画：事故の未然防止とライフサイクルコストの最小化を図るため、下水道施設の健全度に関する点検、調査結果に基づき改築の進め方を定めた計画。平成22年度に策定。

基本目標 4

生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち

■□■□■ 10 生涯学習の推進 ■□■□■

- 1 学校教育の充実
- 2 青少年の健全育成
- 3 社会教育の充実

■□■□■ 11 文化・スポーツの振興 ■□■□■

- 1 文化・芸術の振興
- 2 文化財の保護・活用
- 3 スポーツの振興

■□■□■ 12 国際理解の醸成 ■□■□■

- 1 多文化共生の推進



10-1 学校教育の充実

【現況と課題】

「おかや子育て憲章*」の理念に基づき、市民総参加による子育てのまちづくりを推進する中で、学校教育は、未来を担う子どもたちを育成する場として、知識、技能、態度、意欲などの習得と豊かな人間性を育てるために重要な役割を担っています。子どもたちが新しい時代を切り拓く創造性豊かで、人として自立できる力を身に付けていけるよう、教育内容、教育施設や設備の充実、教育環境の整備などに努めていかなければなりません。

特に、教育施設の整備については、耐震補強などを要する小中学校の耐震改修、改築を平成27年度までの完了を目標とし、経年により老朽化している施設の長寿命化を図りつつ、計画的な整備を実施するとともに、教育内容に応じた教育機器、教材、教具の整備充実を図る必要があります。とりわけ岡谷小学校については、岡谷小学校のあり方検討委員会により検討が進められています。

また、少子化に対応した市内通学区の見直しを含めた小中学校の統廃合についても研究すべき課題です。

児童生徒を巡る課題は、複雑化や多様化が進み、長期欠席児童生徒にあっても、さまざまな要因が絡み合い、結果として登校できないという事例が多くなっています。また、いじめ根絶は大きな課題ですが、その背景にも人権意識、対人関係力や自己表現力に乏しい子どもたちの姿があり、自己肯定感*を養う取り組みが必要です。一方、発達特性などを持つ子どもへの適切な教育的支援を行うため、特別支援教育の推進が求められています。

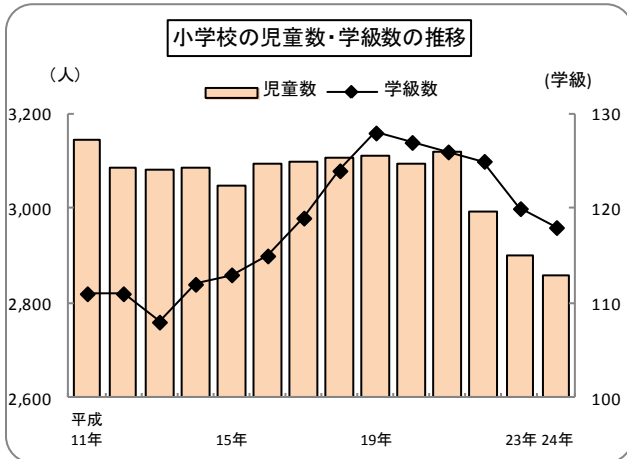
これらの教育課題を改善または解決するため、学校現場と連携を図りつつ、子どもや家庭全体をサポートできる相談支援体制など、子ども総合相談センターの機能の充実が期待されています。

食育については、地場産食材の利用促進を図るとともに、児童生徒が健全な食習慣や食に関する正しい知識と実践力を身に付けることができるよう、学校給食や総合的な学習の時間を活用し、食に関する指導の充実を図る必要があります。

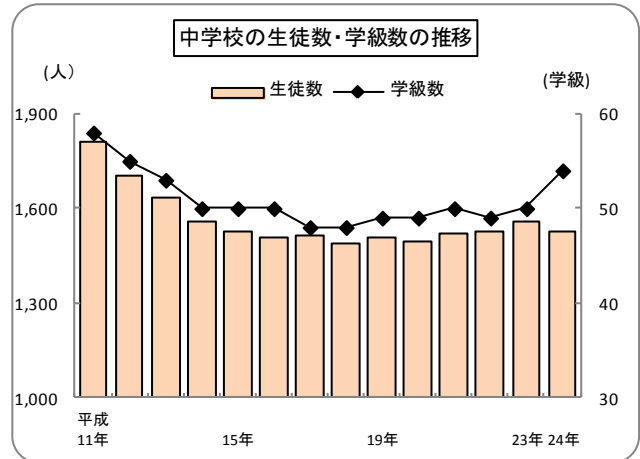
また、児童生徒が安心して教育を受けられるよう、地域住民などと協力し、安全を見守る体制を強化するとともに、学校施設については生涯学習の支援拠点として開放を継続し、地域に根ざした児童生徒の育つ地域に開かれた学校づくりを、地域と連携して引き続き推進していく必要があります。



【資料・データ】



*平成14年度より30人規模学級導入



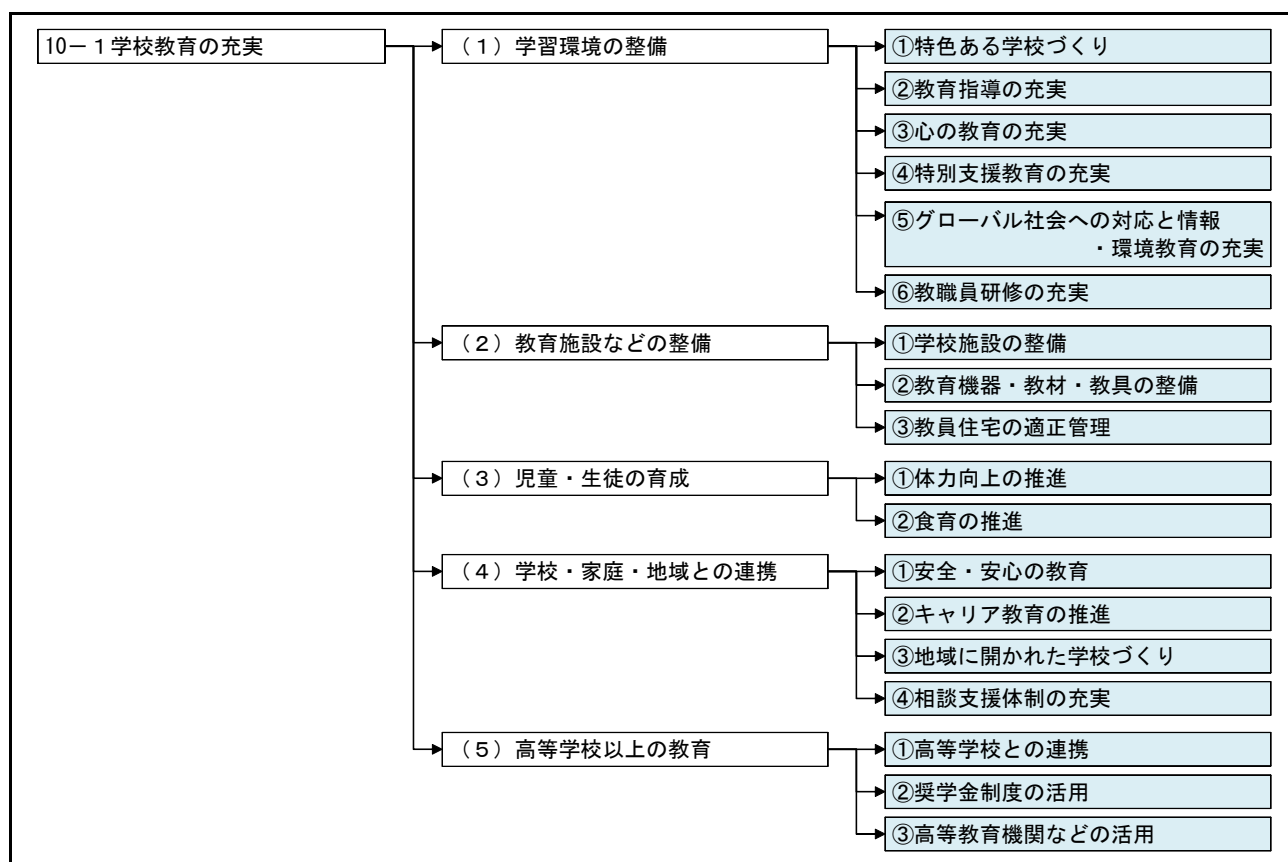
*平成23年度より30人規模学級導入

小中学校の児童生徒・学級数の推移（特別支援含む）

| 区分 | 小学校数 (校) | 学級 | | 中学校数 (校) | 学級 | |
|-------|-------------|----------|---------|-------------|----------|---------|
| | | 学級数 (学級) | 児童数 (人) | | 学級数 (学級) | 生徒数 (人) |
| 平成11年 | 8 | 111 | 3,144 | 4 | 58 | 1,808 |
| 平成12年 | 8 | 111 | 3,087 | 4 | 55 | 1,701 |
| 平成13年 | 8 | 108 | 3,082 | 4 | 53 | 1,635 |
| 平成14年 | 8 | 112 | 3,084 | 4 | 50 | 1,557 |
| 平成15年 | 8 | 113 | 3,049 | 4 | 50 | 1,529 |
| 平成16年 | 8 | 115 | 3,096 | 4 | 50 | 1,508 |
| 平成17年 | 8 | 119 | 3,097 | 4 | 48 | 1,516 |
| 平成18年 | 8 | 124 | 3,105 | 4 | 48 | 1,486 |
| 平成19年 | 8 | 128 | 3,112 | 4 | 49 | 1,507 |
| 平成20年 | 8 | 127 | 3,093 | 4 | 49 | 1,495 |
| 平成21年 | 8 | 126 | 3,120 | 4 | 50 | 1,521 |
| 平成22年 | 8 | 125 | 2,992 | 4 | 49 | 1,528 |
| 平成23年 | 8 | 120 | 2,898 | 4 | 50 | 1,555 |
| 平成24年 | 8 | 118 | 2,856 | 4 | 54 | 1,524 |

(資料) 学校基本調査 岡谷市教育要覧
各年5月1日現在

【施策の体系】



(1) 学習環境の整備

① 特色ある学校づくり

家庭や地域との連携を深め、地域の伝統や特色を生かした教育課程を編成し、地域とともに児童生徒の個性の伸長と子どもの自立への育ちを支え、基礎的、基本的な学力の定着を図り、みずから学び考え、郷土を愛する心情を育てます。また、小中一貫校など教育の多様性について調査、研究を進めます。

② 教育指導の充実

各教科の学習内容を研究、吟味し、個々の児童生徒の個人差に応じた、きめ細かな指導を行い、基礎的、基本的な学力の向上に取り組むと同時に、総合的な学習、各種学校行事、特別活動などを通じてコミュニケーション能力や課題を解決する力など生き抜く力の育ちの向上に努めます。

③ 心の教育の充実

道徳教育や人権教育を通じて、豊かな情操をはぐくみ、自尊感情とともに他者を思いやる心や協調性、社会性などの人間関係を築く力、規範意識と人権意識を育てます。平和体験研修の実施や子どもたちによるいじめ根絶運動を推進します。また、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対応し、子どもたちの悩みや不安、ストレスなどを軽減するために、学校や医療機関等関係機関と行政が連携し、相談支援の充実を図ります。



④特別支援教育の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導や支援を行うとともに、副学籍による交流および共同学習の取り組みなどを通じて、すべての子どもが輝き、ともに学び、ともに育つ共生社会の実現をめざします。また、専門性の高さや質の向上が求められることから、医療機関をはじめとする各種関係機関や、庁内各部署との連携を深めます。

⑤グローバル社会への対応と情報・環境教育の充実

国際化や情報化など、急速な社会変化に対応するため、ALT*や（公財）おかの文化振興事業団国際交流センターなどと連携しながら、英語学習の充実と英語コミュニケーション能力の向上を図ります。また、情報化社会に積極的に対応できる情報活用、情報基礎の能力の育成、情報モラル教育と環境や環境問題に対して必要な知識等の習得や理解を深める教育の充実を図ります。

⑥教職員研修の充実

未来を担う児童生徒の教育に携わる人材として、高度な知識や指導力、責任感などに加え、社会の多様なニーズや課題への適切な対応力が求められます。子どもや地域とともに歩み、意欲的にみずからの資質能力を磨く教職員をめざして、研修機会の確保や学びやすい環境の整備に努めます。

（2）教育施設などの整備

①学校施設の整備

「岡谷市耐震改修促進計画」に基づき、平成27年度までに学校施設の耐震化（非構造部材含む）を完了させ、経年などにより老朽化している施設の長寿命化を図るための定期的な点検と計画的な施設整備に努めます。岡谷小学校については、岡谷小学校のあり方検討委員会の提言を受け、方針決定を行います。

また、少子化に対応した市内通学区の見直しを含めた小中学校の統廃合についても広く意見を聞きながら検討します。

②教育機器・教材・教具の整備

教育内容に応じた教育機器、教材、教具の整備に努め、あわせて経年により劣化しているこれら教材機器などの計画的な更新により充実を図るとともに適正な管理に努めます。

③教員住宅の適正管理

「岡谷市教員住宅管理運営計画*」に基づき、教員住宅の適正管理に努めます。また、老朽化している教員住宅の今後の活用などについて十分な検討を行い、有効活用できるように努めます。

(3) 児童・生徒の育成

①体力向上の推進

児童生徒が体育授業や体育行事などを通じて運動の楽しさを味わい、仲間と運動することの素晴らしさや喜びを体験する中で、体力や技能の向上の推進を図ります。

②食育の推進

家庭や地域との連携のもとに、バランスのとれた望ましい食習慣の形成と健康の増進、食に対する感謝の心や健全な心身をはぐくむため、総合的な学習や体験学習により、食育の推進を図ります。また、食物アレルギーのある児童生徒の食に関する管理を徹底します。

(4) 学校・家庭・地域との連携

①安全・安心の教育

児童生徒に対して生命尊重、人間尊重の教育を徹底し、過去に起きた犯罪や災害などを教訓としながら、みずから判断して危険を回避する力をはぐくむ防災教育の充実を図るとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、育てていく環境づくりを促進します。

②キャリア教育の推進

多様化する社会環境に対応するため、社会的に自立した人間の育成をめざし、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育*の推進を図ります。

③地域に開かれた学校づくり

地域に開かれた学校をめざすため、地域住民との交流や生涯学習の支援拠点としての施設の開放を進めるとともに、学校、家庭、地域の連携や協働による信州型コミュニティスクール事業*の研究を進め、順次取り組んでいきます。

④相談支援体制の充実

子ども総合相談センターを中心とする教育支援をより進展させ、乳幼児期から学齢期へと子どもの成長に合わせ、さらに、将来の社会的自立を見通した教育や支援が行えるよう、途切れのない相談支援体制づくりを進めます。また、関係機関や地域の繋がりを大切にし、福祉や医療と連携を図って子育て家庭を支え合う地域をめざします。



(5) 高等学校以上の教育

①高等学校との連携

高等学校との連携を密にし、生徒にとって魅力ある教育内容が編成される学校づくりを働きかけます。

②奨学金制度の活用

学ぶ意欲ある生徒、学生のために奨学金貸付制度を活用し、次世代を担う人材育成に努めます。

③高等教育機関などの活用

大学などの専門的知識を有する機関を活用し、本市の教育、文化、産業の振興を図ります。

【目標指標・数値】

指標名：学校満足度（「学校経営概要まとめ」小中学校編）

内容説明：数値が高くなることは、学校に対する満足度の増を意味する。

（満足度（%）＝「学校へ行くのが、とても、あるいは概ね楽しい」と答えた児童生徒数
÷アンケート回答数×100）

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 学校満足度（小学生） | 89.7% | 91.0% | 93.0% |
| 学校満足度（中学生） | 89.2% | 90.5% | 92.5% |

【用語解説】

*おかや子育て憲章：(憲章本文) わたくしたち岡谷市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもの心の自立を支えるため、市民総参加による子育てのまちづくりを進めます。

わたくしたちは、

- 明るく元気で健やかな子どもに育てます。
- 命を大切に、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
- 自ら求め、粘り強くやり抜く子どもに育てます。
- 行動に責任を持ち、ひとり立ちのできる子どもに育てます。
- 力を合わせて人のために尽くし、郷土を愛する子どもに育てます。

平成14年4月1日制定

*自己肯定感：自分が周囲から認められ、他者の役に立っていると思える心の状態のこと。

*ALT (Assistant Language Teacher/外国語指導助手)：日本の学校で外国語授業を補助する助手のこと。

*岡谷市教員住宅管理運営計画：教員住宅の現状や教職員の要望などを踏まえて、今後の計画的な維持管理と不用な教員住宅の処分を含めた管理運営のため、岡谷市教育委員会が定めた計画。平成19年度に策定(計画期間：平成25年度～平成29年度)。

*キャリア教育：子どもたちが、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育のこと。一例として職場見学、職場体験などがある。

*信州型コミュニティスクール事業：学校、家庭、地域の連携や協働による地域の実情に応じた、一体的で持続的な学校運営や学校支援等の仕組みを小中学校でつくり、地域が見守り支える「地域とともにある学校」「地域に開かれた学校」づくりを進める事業のこと。



10-2 青少年の健全育成

【現況と課題】

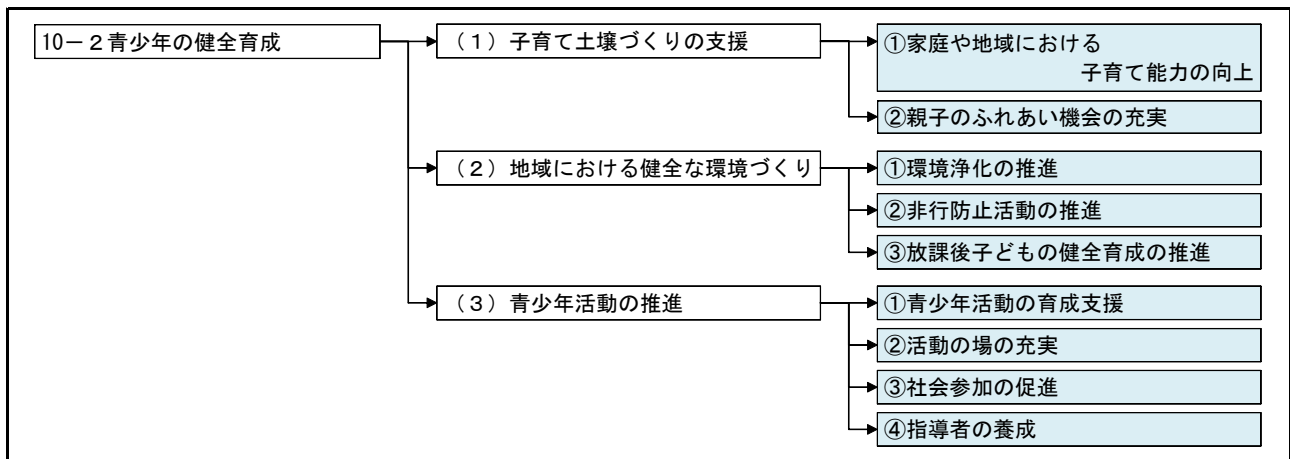
少子高齢化が進み、青少年を取り巻く環境は急激に変化しています。中でもインターネットは、新たなコミュニケーションの手段として普及する一方、学校や家庭など身近な集団での人間関係の希薄化や有害情報の氾濫などが大きな社会問題となっています。こうした社会環境の変化や家庭における教育力の低下、地域における連帯感の希薄化により、従来果たしてきた育成機能を充分発揮することが困難になりつつあります。また、いじめや長期欠席児童生徒の問題、インターネットなどによる有害情報の氾濫、青少年に関わる凶悪事件の多発など深刻な状況となってきています。

このような青少年を取り巻く問題は、社会のさまざまな要因が相互にからみあい、年齢に応じて異なることから、乳幼児期から青年期まで、家庭、学校、地域、関係機関が連携し、社会全体で支援していくことが求められています。その中で、健全育成の基礎となる親子の絆を深め、ボランティアなど、自主的、自発的な地域活動の参画を促すとともに、子どもたちの自己効力感*や自己肯定感をはぐくむための体験活動や異年齢交流などの青少年活動を推進し、心豊かに成長できるよう努めていく必要があります。

また、子どもたちの放課後や休日などの安全・安心な居場所づくりと健全な育成を進めるため、学童クラブおよび放課後子どもの居場所づくり事業の充実が求められています。

青少年の非行防止活動については、関係機関が連携し、指導、支援していくなど積極的な推進が求められています。

【施策の体系】





(1) 子育て土壌づくりの支援

①家庭や地域における子育て能力の向上

子どもの健全育成における家庭や地域の役割について、家庭教育学級の開催や「おかや子育て憲章」の理念を具現化するため、「成長樹（期）子育て実践ポイント」の活用により、保護者の意識啓発や地域ぐるみの子育て意識の啓発を図ります。

②親子のふれあい機会の充実

親子が楽しみながら学び、ふれあえる講座の開催やうち読でエコ読*を含めた親子での読書会などの親子活動、遊び、スポーツなどのふれあいを通して親子の絆を深め、また、人として思いやる心を育てるよう努めます。

(2) 地域における健全な環境づくり

①環境浄化の推進

家庭、学校、地域の連携のもとに、近年、社会問題となっているスマートフォンなどのインターネットによる有害情報から青少年を守るための適切な使用の啓発など、社会全体で青少年を支援していく機運の醸成に努め、青少年が安心して生活できる環境づくりを推進します。

②非行防止活動の推進

「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点から、家庭、学校教育現場、地域社会、育成団体、関係機関が一体となり、児童生徒の校外生活における問題行動の早期発見と非行の未然防止に努め、育成啓発活動を推進します。

③放課後子どもの健全育成の推進

学童クラブは、国の新たな子ども子育て支援制度の方針に基づき、施設の計画的な整備を行うとともに、小学校高学年児童の受け入れについても検討を進めます。

また、放課後子どもの居場所づくり事業は、全小学校で実施していますが、地域住民による子育てをテーマに事業のさらなる充実を図ります。

この2つの事業の推進を通して総合的な放課後対策を進め、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境づくりに努めます。

(3) 青少年活動の推進

①青少年活動の育成支援

地域の子ども会やリーダーズ倶楽部、スポーツ少年団など、各種青少年団体、グループによる自主的活動の支援、育成を推進します。

②活動の場の充実

野外活動、自然体験、職業体験学習、異年齢交流などの校外活動を促進するとともに、塩嶺野外活動センターや生涯学習館などの青少年活動の拠点施設を活用し、研修、スポーツやレクリエーションなどの青少年活動が展開できる場の充実に努めます。

③社会参加の促進

人間性や社会性をはぐくむため、地域の行事やボランティア活動など地域活動への青少年の自主的、自発的な参加を促進します。

④指導者の養成

青少年の健全育成を図るため、地域活動における指導者としてふさわしい資質の向上を支援することにより、その養成を図るとともに指導者層の拡大に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①家庭教育学級の参加者数

②放課後居場所づくりの開催回数

③岡谷市リーダーズ倶楽部関係事業の参加者数

内容説明：①幼児、児童が心身ともに健やかに育つように、保護者に対し学習や、意識啓発を推進する。

②小学校の放課後などに、地域住民参画による子育てにより、安全・安心な環境づくりを推進する。

③事業を通して、倶楽部員および参加者が協調性、自主性など、資質の向上を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①保育園・幼稚園家庭教育学級 小学校家庭教育学級 | ①4,234人 ①3,205人 | ①4,250人 ①3,250人 | ①4,400人 ①3,400人 |
| ②放課後居場所づくりの開催回数 | ② 125回 | ② 130回 | ② 140回 |
| ③岡谷市リーダーズ倶楽部関係事業の 参加者数 | ③ 672人 | ③ 680人 | ③ 700人 |

【用語解説】

* 自己効力感：野外体験や異年齢交流などの活動の中で、多くの人と関わりながら、「やれば出来る」「こうすれば出来る」などの体験をすることにより、これから生きる上での、自信や期待、行動の動機づけが得られる。

* うち読でエコ読：家族みんなで本を読む、うち読、テレビやゲームを消してひとつの部屋に集まって読書をする、エコ読。毎月第3日曜日を、うち読でエコ読の日として提唱する読書推進活動。



10-3 社会教育の充実

【現況と課題】

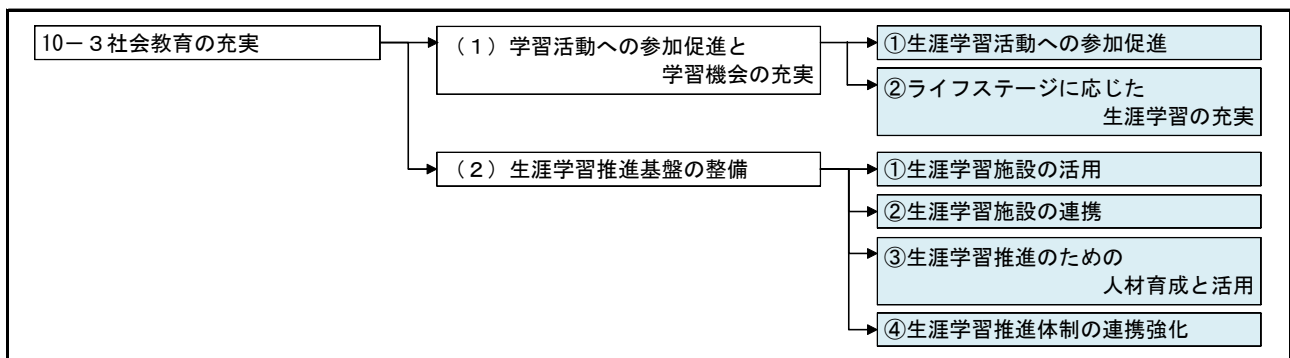
生活が豊かになり、情報端末の発達などにより生活の多様化が進んでいる現代においては、生涯学習の範囲も多岐にわたり、求められるニーズも高まってきています。また、それに応えるべく人材の育成と確保も必要となってきました。

生涯学習関連施設では、従来から多くの市民が学習に取り組み生涯学習活動が盛んですが、さらに、各世代に合った学習機会の充実を図り、楽しみながらみずからを高める学習支援により、多岐にわたる生涯学習のニーズに応えていく必要があります。

少子高齢社会の中では、安心して子どもを育てる知識の習得や学習の機会、団塊の世代の社会参加による地域への貢献やその中で生きがいづくりを推進し、ボランティア活動や生涯学習活動の指導者として参加を進める学習の機会の充実などの必要があります。

生涯を通じ学ぶことで、豊かな心をはぐくみ、地域との連携につなげるため、生涯学習の環境づくりや学習機会を充実し、自主的な生涯学習活動への参加を一層促進することが求められています。

【施策の体系】



(1) 学習活動への参加促進と学習機会の充実

①生涯学習活動への参加促進

生涯学習の必要性や魅力を情報発信し、学習意欲の啓発を進めるとともに、気軽に参加できる環境づくりにより参加促進を進めます。

②ライフステージに応じた生涯学習の充実

ア. 家庭教育の充実

乳幼児の基本的な生活習慣および精神的、身体的発達の基礎づくりを学ぶ機会や家庭教育学級の充実に努めます。また、「おかや子育て憲章」の理念を具現化する中で、さらなる普及と啓発を図るとともに、親子のふれあいの機会を充実し、家庭教育の活性化に努めます。



イ. 青少年学習活動の支援

青少年活動の推進や社会活動へ参加するために、必要な学習機会の充実を図り、青少年学習活動を支援します。

ウ. 成人学習活動の充実

学術、文化、地域など多様で高度な学習課題に対応するため、市民大学や各種の教養講座を実施するとともに、自主的な学習活動を推進するため、学習情報の提供に努めます。

エ. 高齢者学習活動の充実

高齢社会の中で、生きがいのある人生を送るために、心身の健康を保ち、見聞を広げ、仲間や世代間の交流を行い、地域とのかかわりを持てるようにするため、幅広い分野に対応できる学習機会の拡充に努めます。

(2) 生涯学習推進基盤の整備

①生涯学習施設の活用

ア. 生涯学習館、公民館の活用

生涯学習館、公民館は、生涯学習の拠点として、利用者のニーズの把握に努め、多様な学習機会を提供し、自主的な活動が活発に行われるよう努めます。

イ. 図書館の活用

図書館は、幅広く資料の収集、整備、保存し、広域図書館ネットワークシステムの拡充を図るとともに、生涯学習の場として子どもから大人まであらゆる市民の読書活動を支援するための事業の充実を図ります。また、地域の課題解決や地域振興のために必要な資料や情報を提供し、情報発信に努めます。

ウ. 蚕糸博物館の活用

蚕糸博物館は、学術的、歴史的な学習ニーズに応える展示の観覧、体験学習の場となっています。来館者の知的好奇心を満足させる展示の充実を図り、動態展示という施設の機能を活かし、さまざまな学習の機会を提供します。

エ. 美術考古館の活用

美術考古館は、歴史的、芸術的な学習ニーズに応える資料や作品の観覧、体験学習の場、および生涯学習の成果の発表の場となっています。文化を核にしたまちづくりを推進するため、さまざまなジャンルの展覧会を開催することにより、より質の高い芸術、文化作品に触れる機会を設け、学習意欲を高めるとともに、学習の成果の発表の場の充実を図ります。

②生涯学習施設の連携

生涯学習関連施設は、市民のための生涯学習を推進するために、相互の連携に努めます。

③生涯学習推進のための人材育成と活用

ア. 指導者の養成とボランティアの活用

生涯学習を積極的に進めるための指導者となる人材の確保、養成に努めるとともに、学習ボランティアの活用に努めます。

イ. 学習グループ、団体の育成

自主的な学習グループ、団体の育成を支援するとともに、学習グループリーダーの養成に努めます。

ウ. 生涯学習講師制度の活用

市民の生涯学習活動への自主的な参加を促進するため、新たに構築した生涯学習人材バンクおかやマナビスタッフ*への登録を促進し、活用を図ります。

④生涯学習推進体制の連携強化

ア. 各部署の連携強化

「岡谷市生涯学習推進計画*」、「岡谷市子ども読書活動推進計画*」などをもとに、関係部署の連携を強化し、生涯学習の推進に取り組みます。

イ. 生涯学習推進計画の見直し

生涯学習は、社会環境の変化に伴い、個人の学習の充実に加え、学習の成果がまちづくりや子どもたちの健全育成に活かされることが一層求められているため、「第4次岡谷市生涯学習推進計画」における課題と評価に基づく見直しを行う中で、「第5次岡谷市生涯学習推進計画」の策定に取り組みます。

【目標指標・数値】

指標名：①生涯学習館、公民館の利用者数

②市立岡谷図書館の貸出冊数

③おかやマナビスタッフ登録者数

内容説明：①生涯学習の拠点として利用促進を図る。

②年間の総貸出冊数を増やし、図書館の利用促進を図る。

③延べ登録者数を増やし、生涯学習講師制度の円滑な推進を図る。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①生涯学習館、公民館の利用者数 | ①178,699人 | ①179,000人 | ①180,000人 |
| ②市立岡谷図書館の貸出冊数 | ②359,846冊 | ②361,000冊 | ②366,000冊 |
| ③おかやマナビスタッフ登録者数 | ③未実施 | ③150人 | ③250人 |



【用語解説】

- *生涯学習人材バンクおかやマナビィスタッフ：さまざまな知識、経験、技能を地域のために提供をしていただく、生涯学習に活用する新たな講師登録制度。
- *岡谷市生涯学習推進計画：本市の生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、基本理念、基本目標、主要施策などを定め、長期的な視野に立って取り組むための基本的な計画。第5次計画は平成26年度中に策定（計画期間：平成27年度～平成31年度）。
- *岡谷市子ども読書活動推進計画：子どもの自主的な読書活動を推進するとともに、社会全体での取り組みや子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備に努め、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図る計画。第2次計画は平成25年度に策定（計画期間：平成26年度～平成30年度）。

政策11 文化・スポーツの振興

11-1 文化・芸術の振興

【現況と課題】

本市では、カノラホール、蚕糸博物館、美術考古館、イルフ童画館など芸術文化施設を整備し、芸術文化活動また地域の歴史を学ぶ場や機会の充実を図ってきました。

今後も引き続き芸術や地域の文化、歴史などに市民が身近に接し、豊かな感受性をはぐくみ地域に愛着と誇りを持つとともに、特色ある芸術文化活動を活発に行うことができるよう、各施設が連携しながら文化を核にしたまちづくりを推進する必要があります。

カノラホールは、優れた芸術鑑賞の場、新しい文化の創造の場、次代を担う人材の育成の場として地域文化の中心的役割を果たすべく、施設の管理および自主事業の充実に努めています。

自主事業においては、ジャンル、対象年齢層などのバランスを十分に考慮する中で、世界の一流音楽家からも高い評価を受けるホールの音響特性を最大限に活かした事業を柱として行っており、今後も質の高い芸術を安価で提供し、市民が芸術文化に触れる機会の充実に努める必要があります。

また、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて3か年計画で舞台機構などの大規模改修を行いましたが、その文化水準を維持するため引き続き計画的な整備が必要となっています。

蚕糸博物館は、シルク岡谷とうたわれ日本の近代化に貢献した岡谷の製糸業に関する機械器具類や記録資料類を中心に、蚕糸業全般にわたって貴重な資料などを収蔵し、養蚕、製糸業によりはぐくまれた文化、歴史、そして、先人の偉業を全国に発信し、後世に伝承するほか、新たなシルク文化を生み出す岡谷ブランド発信の拠点施設として、また、観光拠点としての役割を果たすことが求められています。

美術考古館は、絵画、彫刻、工芸などの郷土の優れた美術作品と市内遺跡から発掘された貴重な土器類などを収蔵、展示し、地域の芸術文化の振興に努めています。

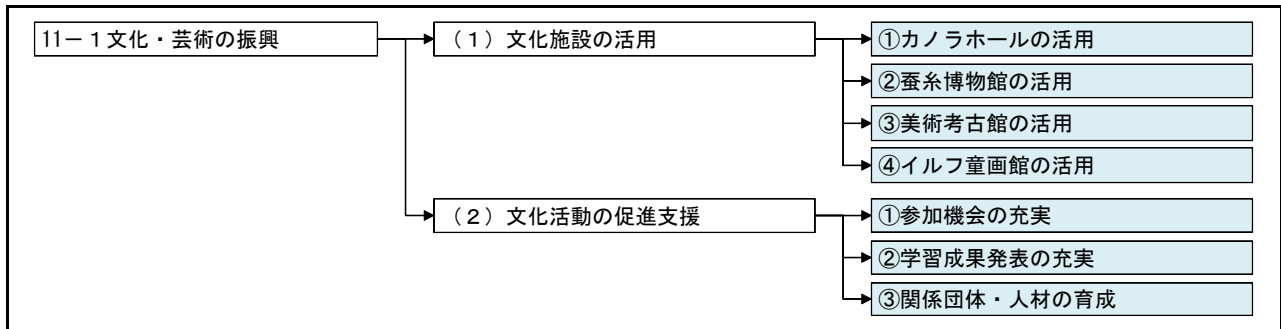
以前より、施設の老朽化と機能の不足の問題を抱えていましたが、平成 25 年度に美術考古館が整備され、新たな環境の中でまちの賑わいにも貢献し、郷土の芸術文化をさらにはぐくみ、文化を核にしたまちづくりに向けた活動の充実が求められています。

イルフ童画館は、童画文化を発信する基地として、世代を超えた多くの人々に武井武雄作品のすばらしさを伝えながら、個性豊かな芸術文化の振興、次代を受け継ぐ童画家の育成、支援に努め、童画のまちづくりを推進しています。

今後は、平成 26 年の武井武雄生誕 120 年記念事業を契機として、さらなる知名度の向上を図り、入館者数の増加に努める必要があります。



【施策の体系】



(1) 文化施設の活用

①カノラホールの活用

カノラホールは、舞台芸術文化の拠点としてオペラ、バレエ、オーケストラなど優れた舞台芸術作品鑑賞の機会充実を図るほか、特色ある独自の芸術作品の企画、制作などを推進するとともに、次代を担う人材、リーダーの育成、市民参加型事業を支援します。

また、市民の集会、行事、発表の場としても一層の活用を図るとともに、適切な管理、運営に努め、引き続き計画的な施設整備を進めます。

②蚕糸博物館の活用

蚕糸博物館は、養蚕、製糸業により育まれた文化、歴史、そして、先人の偉業を全国に発信し、後世に伝えるため、魅力ある歴史展示、現役の製糸工場を見ることができる動態展示など施設の特徴を活かした常設展示の充実をめるとともに、企画展や体験学習会の開催、紀要の発刊などを行い、シルクのまちづくりを推進します。

③美術考古館の活用

美術考古館は、平成 25 年度に施設整備したことにより、収蔵庫や展示室の機能確保が十分に図られ、地域の特性を活かした芸術作品や文化財資料を収集、保存し、より質の高い、さまざまな展覧会を開催することにより、芸術文化に接する機会の充実を図ります。

また、市民ギャラリーや交流ひろばの機能を十分に活用して、市民の芸術作品の発表の場とし、生涯学習の推進に努めます。

地域に根ざした美術考古館として、市民に親しまれ、適切な管理、運営に努めます。

④イルフ童画館の活用

イルフ童画館は、武井武雄作品を中心に童画作品の充実を図るほか、所蔵する武井武雄、モーリスセンダックの作品や世界の童画企画展を開催するとともに、童画に関する特色あるワークショップを展開するなど、童画のまちづくりを推進します。

また、次代を担う若手童画家の発掘と支援、育成のため、日本童画大賞を開催するとともに、武井武雄の生んだ童画文化の研究をより深め、活用を図ります。

武井武雄生誕 120 年記念事業では、全国巡回展を開催し全国レベルのプロモーション活動を展開するなど、武井武雄ファンを増やすための情報発信を強力に推進します。

(2) 文化活動の促進支援

①参加機会の充実

文化活動の推進を図るため、施設の特性を生かしながら各施設が連携し各種講座の開設、学習情報の提供を進めるなど、市民が気軽に文化活動に参加できる機会の充実に努めます。

②学習成果発表の充実

日頃の文化活動の成果を発表する機会の充実に努めるとともに、市広報などを通じて活動内容の紹介を行うなどにより、学習活動の一層の促進を図ります。

③関係団体・人材の育成

市民文化活動の推進を図るため、各種の文化団体、グループの育成や指導者の養成に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：①カノラホール入場者数

②蚕糸博物館入館者数

③美術考古館入館者数

④イルフ童画館入館者数

内容説明：①カノラホールの年間の総入場者数

②蚕糸博物館の年間の総入館者数

③美術考古館の年間の総入館者数

④イルフ童画館の年間の総入館者数

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①カノラホール入場者数 | ①102,856人 | ①103,800人 | ①109,000人 |
| ②蚕糸博物館入館者数 | ②休館中 | ②休館中 | ②50,000人 |
| ③美術考古館入館者数 | ③休館中 | ③12,000人 | ③14,000人 |
| ④イルフ童画館入館者数 | ④25,462人 | ④25,900人 | ④28,400人 |



11-2 文化財の保護・活用

【現況と課題】

本市は、日本のほぼ中央に位置し、東西文化交流の接点にあたる要衝の地として、人々が住み続け、縄文から奈良、平安時代の遺跡が残されています。海戸遺跡からは、国重要文化財顔面把手付深鉢形土器が出土し、橋原遺跡からは諏訪地方に稲作文化が伝播したことを示す炭化米が出土しています。古墳時代には多くの古墳が豪族たちにより造られ、奈良時代以降は長地地区に諏訪地方を治めていた役所が置かれ、諏訪の都として繁栄しました。

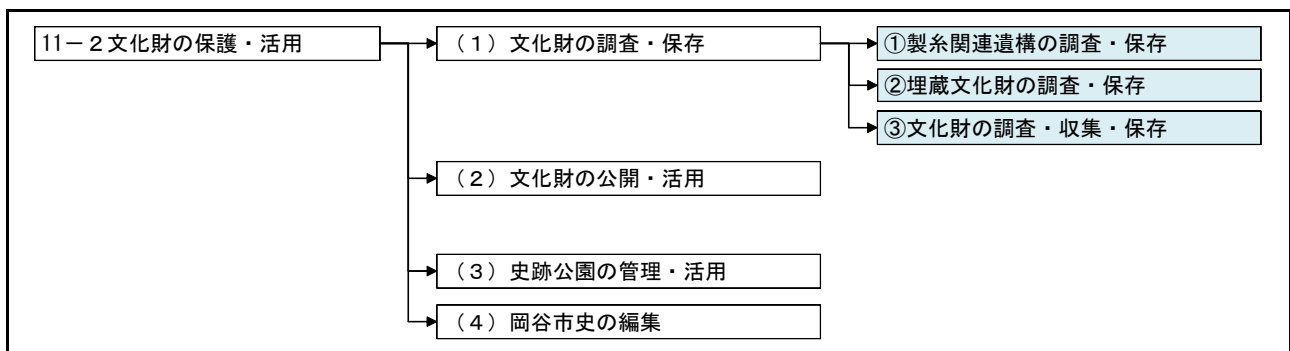
市内の寺院には、室町時代以降の仏像が安置され、江戸時代には諏訪地方を代表する大隅流、立川流による社寺建築が数多く残されています。

明治時代から昭和初期には、製糸業の一大中心地として輸出産業の一翼を担い、日本の近代化をけん引し、シルク岡谷の名は世界に轟きました。これらの遺産は、国重要文化財旧林家住宅や国登録有形文化財旧山一林組製糸事務所、経済産業省認定近代化産業遺産群などとして市内各所に残され、また、諏訪式繰糸機ほか機械類は、日本機械学会による機械遺産の認定を受け蚕糸博物館に保存されています。

こうした本市の文化や産業の発展を示す大切な遺産を蚕糸博物館や美術考古館の移転を契機に活用を進め、郷土愛をはぐくめるよう生涯学習やまちづくりに取り入れていくことが大切です。

これら文化財の調査、保存、公開、活用を通して、文化財を保護する意識の醸成を図る必要があります。

【施策の体系】



(1) 文化財の調査・保存

① 製糸関連遺構の調査・保存

本市発展の基礎となり、日本の近代化を支えた製糸業に関する遺構について生涯学習やまちづくりに資するよう、引き続き調査や保存を進めます。



②埋蔵文化財の調査・保存

公共事業や住宅建設などの土木工事に伴う事前の遺跡調査を行い、記録に留め、資料や出土品の保存を図ります。

また、指定されている史跡について、引き続き保存を図ります。

③文化財の調査・収集・保存

郷土の歴史や文化財の調査、記録、研究、収集、保存を進めるとともに、文化財ボランティアの育成を図り、文化財保護の意識啓発を進めます。

(2) 文化財の公開・活用

市内各遺跡の出土品や製糸関係の民俗資料など、収集、保管する文化財は、美術考古館や蚕糸博物館などで積極的な公開と活用を図ります。

また、近代化産業遺産群については、地域活性化の有益な資源として多様な活用を図ります。

今後、消防署機能が移転する旧市役所庁舎は、建物の保存を優先しながら活用について検討します。

(3) 史跡公園の管理・活用

国指定史跡梨久保遺跡は、縄文時代の暮らしをテーマとする史跡公園として活用を図ります。また、市指定史跡広畑遺跡は、史跡公園として環境整備と活用を検討します。

(4) 岡谷市史の編集

本市の歴史と文化に関する記録や調査研究資料の収集を図るとともに、「岡谷市史下巻」の発行から30年以上経過していることも踏まえ、市民参加による市史編集の研究を深め、発刊に向けた体制を含めて具体化について検討します。

【目標指標・数値】

指標名：文化財公開施設入館者数

内容説明：旧林家住宅・旧渡辺家住宅入館者の数

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 文化財公開施設入館者数 | 2,608人 | 2,650人 | 2,850人 |

11-3 スポーツの振興

【現況と課題】

平成23年に国のスポーツ振興法が半世紀ぶりに全面改正され、スポーツ基本法が成立しました。基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と明記され、新しい時代におけるスポーツの基本理念が示されました。

このように、スポーツの果たす役割は大変大きく、市民誰もが豊かなライフスタイルを構築し、より一層健康で活力ある人生を送ろうとする意識が高まっています。

本市のスポーツ施設は、市民総合体育館、市民水泳プール、市営庭球場、市営岡谷球場などがあり、各種大会、スポーツ教室などやそれぞれのライフスタイルに応じた活用がされ、市民のスポーツ活動の拠点となっています。

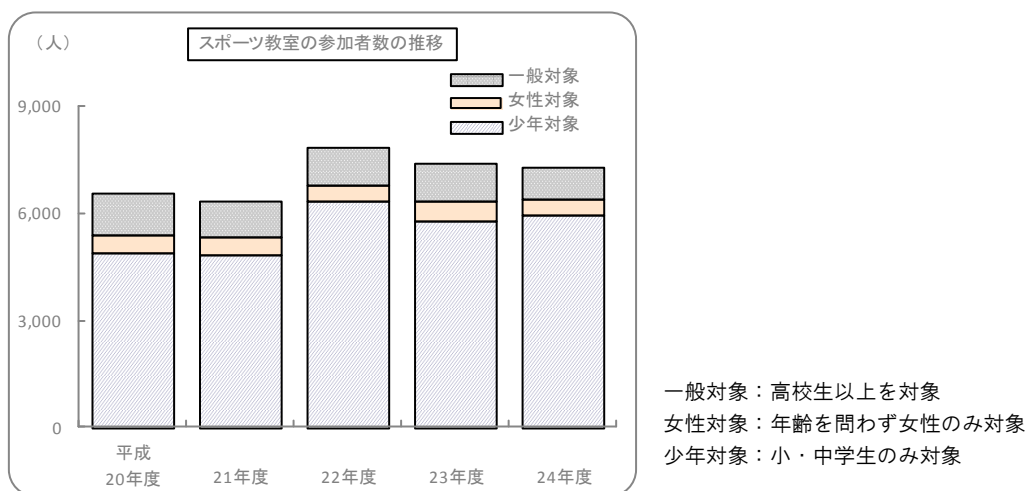
今後は、これらの施設の整備をさらに進めるとともに、適切な維持管理と運営を図り、市民ひとり1スポーツの実現のため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、市民スポーツのより一層の振興に努めていく必要があります。

また、社会状況の変化に伴い、子どもの体力低下が全国的な問題となっているため、体力の向上に向け、子どものスポーツ機会の充実を図る必要があります。

恵まれた施設、環境を活かし、スポーツを軸にしたまちづくりの推進に努めるとともに、指導者の確保や選手の育成を図り、競技力の向上に努めていく必要があります。

これらを円滑に進めるため、地域特性を活かした「岡谷市スポーツ推進計画」の策定が課題となっています。

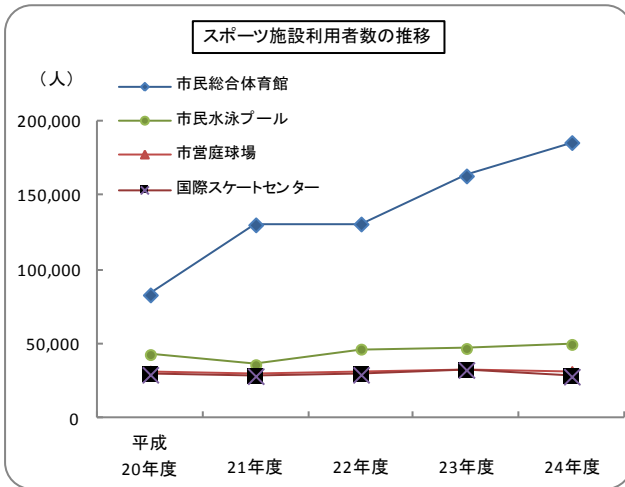
【資料・データ】



スポーツ教室の参加者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般対象 | 1,122 | 1,034 | 1,054 | 1,059 | 874 |
| 女性対象 | 505 | 479 | 442 | 566 | 458 |
| 少年対象 | 4,865 | 4,805 | 6,321 | 5,752 | 5,899 |



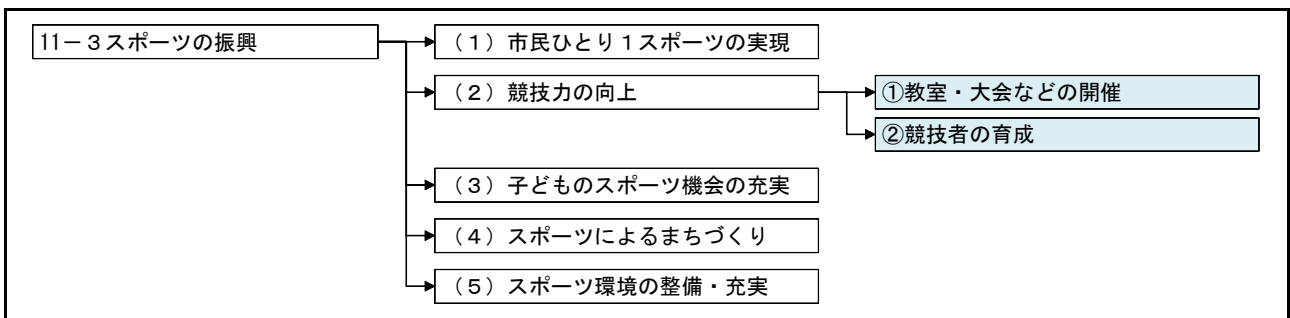
屋内プールは、平成21年度まで屋外プール利用者を含む

スポーツ施設利用者数の推移

(単位：人)

| 区分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 市民総合体育館 | 82,928 | 130,171 | 130,749 | 163,156 | 185,648 |
| 市民水泳プール | 42,720 | 35,895 | 46,380 | 46,816 | 49,568 |
| 市営庭球場 | 31,604 | 29,078 | 31,321 | 32,509 | 31,295 |
| 国際スケートセンター | 29,127 | 28,147 | 29,104 | 32,320 | 27,871 |

【施策の体系】



(1) 市民ひとり1スポーツの実現

幸福で豊かな生活や健康長寿社会の実現に欠かすことのできないスポーツを推進するため、「岡谷市スポーツ推進計画」を策定します。

また、体力づくり、健康志向など市民のライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、(公財)岡谷市体育協会と協働して各種スポーツ教室、大会などの充実を図ります。

さらに、総合型地域スポーツクラブの育成、支援を行い、地域におけるスポーツの機会の充実を図るとともに、適切な指導ができるスポーツ指導者の養成に努めます。

(2) 競技力の向上

①教室・大会などの開催

トップアスリートによるイベントなどを開催し、スポーツへの関心や参加意欲を高めるとともに、競技力向上のためのスポーツ教室、大会などを開催し、競技スポーツ人口の拡大を図ります。

②競技者の育成

競技スポーツの振興と競技力の向上を図るため、(公財)岡谷市体育協会と連携し、全国的な舞台で活躍できる競技者の育成に努めるとともに、スポーツ指導者の養成を推進します。

(3) 子どものスポーツ機会の充実

子どもの体力向上に向け、学校体育の活動の充実を図るとともに、スポーツを行うきっかけづくりのため、幼児期から遊びを通じて体を動かす楽しさを体験できるよう、多様なスポーツの機会を提供し、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりに努めます。

(4) スポーツによるまちづくり

恵まれた施設や環境を活用して、スポーツを通じた地域交流や人材育成などスポーツによるまちづくりを推進します。

また、スケートのまちづくりやバレーボールのまちづくりの推進と岡谷市発祥のスポーツエースドッジボールの普及促進を図ります。

(5) スポーツ環境の整備・充実

安全で快適なスポーツ活動に取り組めるスポーツ環境の整備、充実に努めます。



【目標指標・数値】

指標名：①スポーツ施設利用者数

②週1回以上運動・スポーツをする成人の割合(健康増進に関するアンケート調査より)

③国民体育大会出場種目・選手数(岡谷市関係)

④スポーツ少年団登録単位団・団員数(岡谷市スポーツ少年団)

内容説明：①スポーツ施設(市民総合体育館、市民水泳プール、市営庭球場、国際スケートセンター)の利用者数を増やす。

②スポーツをする人を増やし、市民ひとり1スポーツを実現する。

③全国的な舞台で活躍できる競技者を増やす。

④スポーツ少年団登録単位団を増やし、適切な指導ができるスポーツ指導者を育成する。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①スポーツ施設利用者数 | ①294,382人 | ①296,600人 | ①300,000人 |
| ②週1回以上運動・スポーツをする成人の割合(健康増進に関するアンケート調査より) | ② 47.0% | ② 50.0% | ② 65.0% |
| ③国民体育大会出場種目・選手数(岡谷市関係) | ③15種目 20人 | ③15種目 20人 | ③18種目 30人 |
| ④スポーツ少年団登録単位団・団員数(岡谷市スポーツ少年団) | ④ 9団体234人 | ④ 9団体250人 | ④15団体350人 |

12-1 多文化共生の推進

【現況と課題】

世界規模で人材、物流、情報が行き交うなどグローバル社会の進展により、企業の海外進出や技術交流が進み、市内企業においても外国人研修生などを受け入れています。

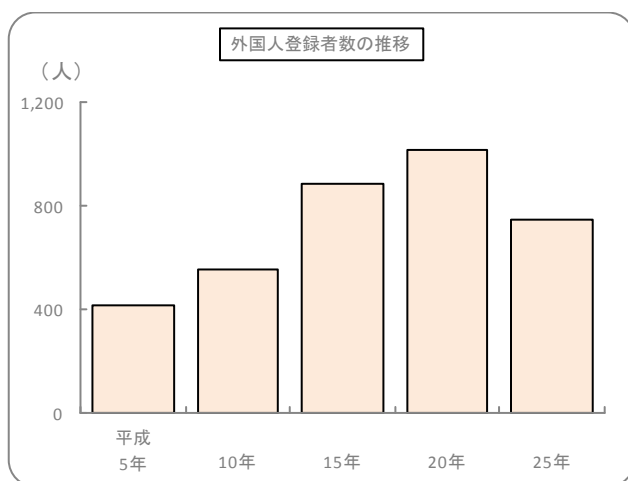
在住外国人については、地域の国際化の進展とともに多国籍化が進む傾向にあり、市内には、生活習慣や文化の異なる多くの外国人が生活しています。

また、平成27年度に姉妹都市提携50周年の節目を迎える海外姉妹都市のマウントプレザント市をはじめとした諸外国との長年にわたる親善交流や、(公財)おかや文化振興事業団国際交流センターが行ってきた各種事業の推進により、市民の国際理解が醸成されてきています。

こうした状況の中、学校や地域など生活のあらゆる場面で適切な対応を継続し、多文化共生の社会づくりを引き続き推進することが求められています。

今後も、国際交流の推進母体である(公財)おかや文化振興事業団国際交流センターと連携を深め、変化の激しい国際情勢の的確な情報把握に努め、多様な文化をもつ国々との交流を推進するとともに、岡谷に暮らす在住外国人が必要な市民サービスを享受できるよう、さまざまな支援を通じて、ともに住みやすく活動しやすいまちづくりを進めていくことが大切です。

【資料・データ】

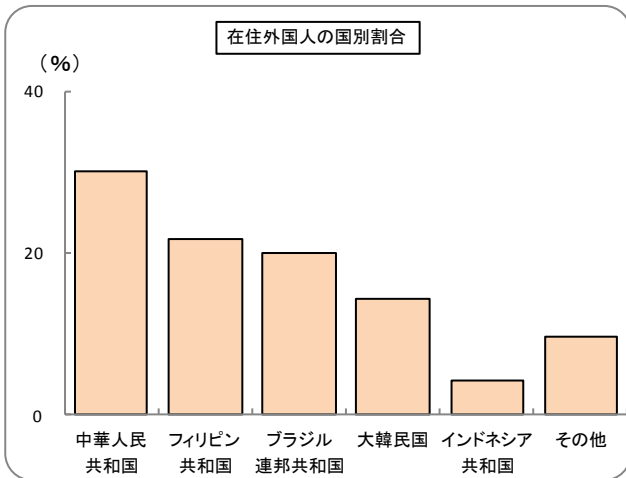


外国人登録者数の推移

(単位：人)

| 区 分 | 平成5年 | 平成10年 | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|
| 外国人登録者 | 416 | 553 | 886 | 1,014 | 747 |

各年1月1日現在

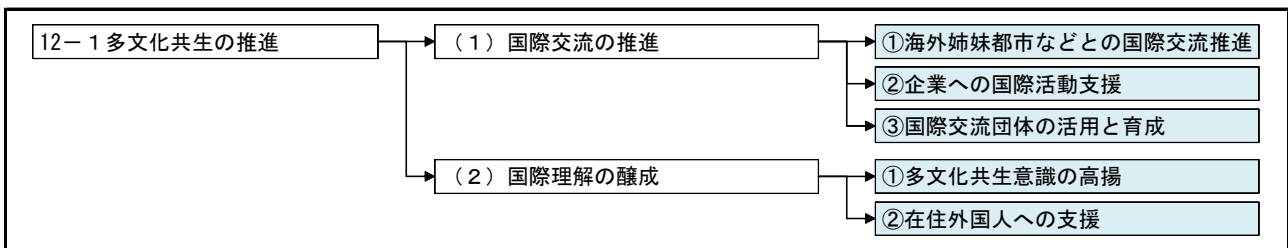


在住外国人の国別割合

| 区 分 | 中華人民共和国 | フィリピン共和国 | ブラジル連邦共和国 | 大韓民国 | インドネシア共和国 | その他 |
|---------|---------|----------|-----------|-------|-----------|------|
| 人 数 (人) | 233 | 161 | 148 | 106 | 31 | 71 |
| 割 合 (%) | 30.14 | 21.76 | 20.00 | 14.32 | 4.19 | 9.59 |

平成25年 1 月 1 日現在

【施策の体系】



(1) 国際交流の推進

①海外姉妹都市などとの国際交流推進

平成27年度に姉妹都市提携50周年を迎える海外姉妹都市のマウントプレザント市との記念事業などの交流事業をはじめ、中高校生の海外派遣、海外からの研修生、留学生の受け入れなどを通して、諸外国との文化、学術研究、教育、産業などの各分野の交流を促進します。

②企業への国際活動支援

経済のグローバル化にともない、海外に進出する企業や外国人を雇用する企業に対して必要な情報の収集と提供を行うほか、外国人研修生の受け入れなどを支援します。

③国際交流団体の活用と育成

(公財)おかや文化振興事業団国際交流センターとの連携により国際交流事業を展開するとともに、各種の国際交流団体やグループの育成、支援に努めます。

(2) 国際理解の醸成

①多文化共生意識の高揚

グローバル社会の実情などを紹介する講演会の開催や国際交流員の設置などにより、市民や企業の国際理解のための機会の充実を図るほか、学校での英語教育と生涯学習での多言語学習を推進し、国際理解を醸成し多文化共生意識の高揚に努めます。

②在住外国人への支援

生活全般にわたる相談事業や日本語講座、公共施設見学会、就園、就学児童の支援などの生活支援を充実するとともに、都市サインや必要なパンフレットなどに外国語を併記するよう努め、外国人が訪れやすい暮らしやすいまちづくりを推進します。

【目標指標・数値】

指標名：①日本語講座の受講者数

②国際交流ボランティア登録者数

内容説明：①(公財)おかや文化振興事業団国際交流センターが行う、日本語講座の延べ受講者数を増やす。

②国際交流活動に関するボランティア登録者の実人員を増やす。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①日本語講座の受講者数 | ①180人 | ①185人 | ①200人 |
| ②国際交流ボランティア登録者数 | ②133人 | ②135人 | ②145人 |

基本目標 5

快適に生活できる、都市機能の充実したまち

■□■□■ 13 計画的土地利用の推進 ■□■□■

- 1 計画的土地利用の推進
- 2 まちの活力を高める市街地整備
- 3 住宅・宅地の整備

■□■□■ 14 交通網の整備 ■□■□■

- 1 道路の整備
- 2 公共交通網の整備

■□■□■ 15 都市空間の充実 ■□■□■

- 1 良好な都市景観の保存と創造
- 2 都市緑化の推進
- 3 公園の整備



政策13 計画的土地利用の推進

13-1 計画的土地利用の推進

【現況と課題】

本市は、周囲を山地、丘陵と諏訪湖に囲まれた自然豊かなまちですが、行政面積のうち宅地として利用可能な土地が限られており、県内19市の中で可住地面積は22.71km²（総務省統計局）と最も狭く、可住地人口密度の最も高いまちを形成しています。

このような中で、限られた土地を有効に活かしながら、自然と調和する計画的な土地利用を進め、活力あるたくましい都市を構築していくことが求められています。

このため、土地需給や社会経済の動向を見極めながら開発事業の適切な誘導を図りつつ、産業振興や公共施設整備のための用地確保を計画的に進め、適切な用途地域見直しによる土地利用の誘導が必要です。

【資料・データ】

県内19市可住地面積などの状況

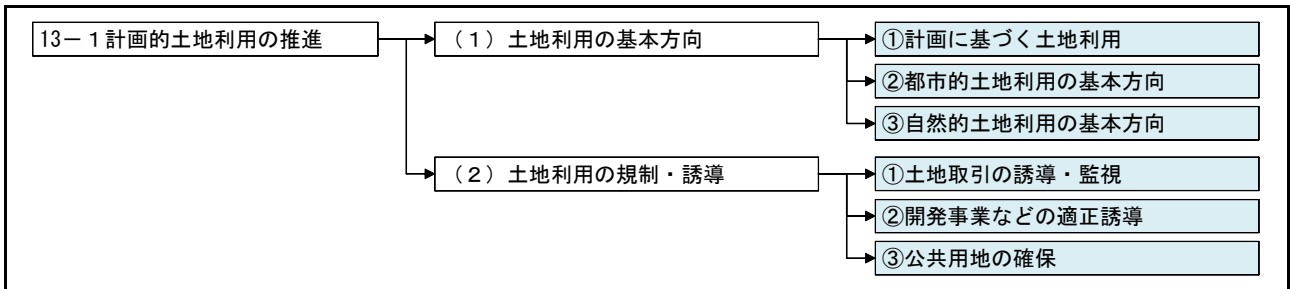
| | 市名 | 総面積 | | 可住地面積 | | 可住地人口密度 | |
|----|------|---------------------|----|---------------------|----|-----------------------|----|
| | | (k m ²) | 順位 | (k m ²) | 順位 | (人/k m ²) | 順位 |
| 1 | 長野市 | 834.85 | 2 | 323.45 | 1 | 1,177.2 | 4 |
| 2 | 松本市 | 978.77 | 1 | 243.37 | 2 | 1,000.2 | 7 |
| 3 | 上田市 | 552.00 | 6 | 153.18 | 5 | 1,038.8 | 6 |
| 4 | 岡谷市 | 85.14 | 19 | 22.71 | 19 | 2,307.4 | 1 |
| 5 | 飯田市 | 658.73 | 4 | 126.26 | 8 | 829.4 | 9 |
| 6 | 諏訪市 | 109.06 | 17 | 31.25 | 18 | 1,631.8 | 2 |
| 7 | 須坂市 | 149.84 | 13 | 49.44 | 16 | 1,050.2 | 5 |
| 8 | 小諸市 | 98.66 | 18 | 62.77 | 13 | 698.4 | 12 |
| 9 | 伊那市 | 667.81 | 3 | 144.61 | 6 | 488.1 | 17 |
| 10 | 駒ヶ根市 | 165.92 | 12 | 46.25 | 17 | 726.3 | 11 |
| 11 | 中野市 | 112.06 | 16 | 67.28 | 12 | 675.2 | 14 |
| 12 | 大町市 | 564.99 | 5 | 153.65 | 4 | 192.1 | 19 |
| 13 | 飯山市 | 202.32 | 11 | 82.27 | 9 | 281.2 | 18 |
| 14 | 茅野市 | 266.41 | 10 | 73.24 | 10 | 766.2 | 10 |
| 15 | 塩尻市 | 290.13 | 9 | 71.94 | 11 | 938.1 | 8 |
| 16 | 佐久市 | 423.99 | 7 | 160.13 | 3 | 626.8 | 15 |
| 17 | 千曲市 | 119.84 | 14 | 50.71 | 15 | 1,218.6 | 3 |
| 18 | 東御市 | 112.30 | 15 | 59.14 | 14 | 516.1 | 16 |
| 19 | 安曇野市 | 331.82 | 8 | 138.62 | 7 | 697.6 | 13 |

総務省統計局 「2013年 統計でみる市区町村のすがた」より

*可住地人口密度は、2010年国勢調査結果を基に、岡谷市が人口総数から独自に算出



【施策の体系】



(1) 土地利用の基本方向

① 計画に基づく土地利用

本市の恵まれた自然環境を保全しつつ、良好な市民生活や経済活動を確保するため、市民参加のまちづくりシンポジウムやワークショップを重ね、将来のまちのイメージを共有しながら見直しを進めている「岡谷市都市計画マスタープラン*」などに基づき、各地域特性に根ざした合理的で調和のとれた土地利用の推進を図ります。

用途地域については、社会、経済、文化などの状況の変化や、都市計画事業などの進展を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

② 都市的土地利用の基本方向

市民生活の利便性向上と良好な住環境の保全、産業の振興などを図るため、現在見直しを進めている「岡谷市都市計画マスタープラン」に沿った計画的で効率的な土地利用による市街地の形成を図ります。

住宅地については、居住環境の改善を推進するとともに、建築協定*などを活用し、防災面や景観面に配慮した魅力あるまちづくりを進めます。

工業地については、用途地域との整合、環境保全、地域社会との調和を図りながら、工業振興による、たくましいまち岡谷の実現のため、道路の整備状況、土地利用の動向などを踏まえ、必要に応じて用途規制のあり方を検討します。

事務所、店舗用地などその他の宅地については、土地の高度利用を推進するとともに、快適で利便性の高い魅力ある空間の形成に努めます。

③ 自然的土地利用の基本方向

農地については、適切な保全に努めるとともに、景観、防災上の観点から貴重なオープンスペースとして、多面的な活用を図ります。

諏訪湖周辺や森林、河川などについては、都市を縁取る良好な自然環境としての保全のほか、市民のレクリエーションや憩いの場としての計画的な活用を図ります。

(2) 土地利用の規制・誘導

①土地取引の誘導・監視

宅地、産業用地の供給については、各種の土地利用計画との整合を図りつつ、道路整備状況を踏まえ、「岡谷市都市計画マスタープラン」が示す長期的、総合的な視野に立った土地取引の誘導、監視に努めます。

②開発事業などの適正誘導

開発事業などともなう土地利用の転換や農地の転用に当たっては、防災、自然環境の保全および快適な生活環境の確保が図られるよう、秩序ある土地利用に向けた規制、誘導に努めます。

③公共用地の確保

公共事業の推進に必要な用地確保のため、計画的な土地の先行取得を進めます。

【目標指標・数値】

指標名：都市的土地利用の進捗状況

内容説明：活力あるたくましい都市の実現に向け計画的に整備された住宅、商業、工業用地の面積
(都市計画基礎調査などに基づき算定)

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 都市的土地利用の進捗状況 | 888.5ha | 893.9ha | 904.7ha |

【用語解説】

*岡谷市都市計画マスタープラン：およそ20年後のまちの姿を見据えた、まちづくりを進めるための都市計画に関する基本的な方針で、平成11年度に策定（計画期間：平成12年度から概ね20年後）。現在、見直しを進めており、平成27年度の運用をめざしている。

*建築協定：良好なまちづくりを行うために、建物の用途、位置、高さ、緑化などの基準を住民たちで取り決めることのできる制度。



13-2 まちの活力を高める市街地整備

【現況と課題】

既成市街地は、限られた土地に工場や住宅が混在するうえ、街路整備などの骨格的な都市形成も十分とはいえません。

このような中で、良好な市街地の形成と都市環境の改善に向け、効果的な都市基盤の早期整備が求められています。

中心市街地では、中央町、岡谷駅周辺および市役所周辺の3つの地区において、商業、交通、行政、文化、医療などの都市機能を担う核が形成されています。

中央町地区では、商業施設と公共施設を複合させたイルフプラザや美術考古館が整備され、民間活力による高層集合住宅や映画館などの商業施設の集積や駐車場の整備も進んでいます。

岡谷駅周辺地区は交通、情報の拠点として、また、テクノプラザおかやを中心とした産業支援の拠点としての機能集積を図り、駅南地区では民間活力の導入による複合的で多目的な機能を備えた定住交流拠点の整備が進められています。今後は、ララオカヤの活性化や再整備が求められています。

岡谷市役所周辺地区は、市役所、カノラホールとともに、岡谷市民病院や消防庁舎の建設、蚕糸博物館の整備が進められ、公共施設と大型商業施設が融合しながら周辺住宅地と共生し、まちのにぎわいが図られています。

これら3つの核を中心に、民間活力の導入や商業、病院、文化施設などを効果的に配置し、都市機能の整備、充実を進めるとともに、各地区相互の有機的な連携を図ることによって、市内外から多くの人が集う魅力ある市街地づくりを進めていく必要があります。

湖畔地区は、優れた水辺環境や温泉などを活かした、良好な市街地形成の可能性を持つ地区です。しかし、道路などの都市基盤施設の整備がおくれており、ゆとりある居住環境の形成や都市機能の集積を図るため、計画的な面的整備の推進が必要となっています。

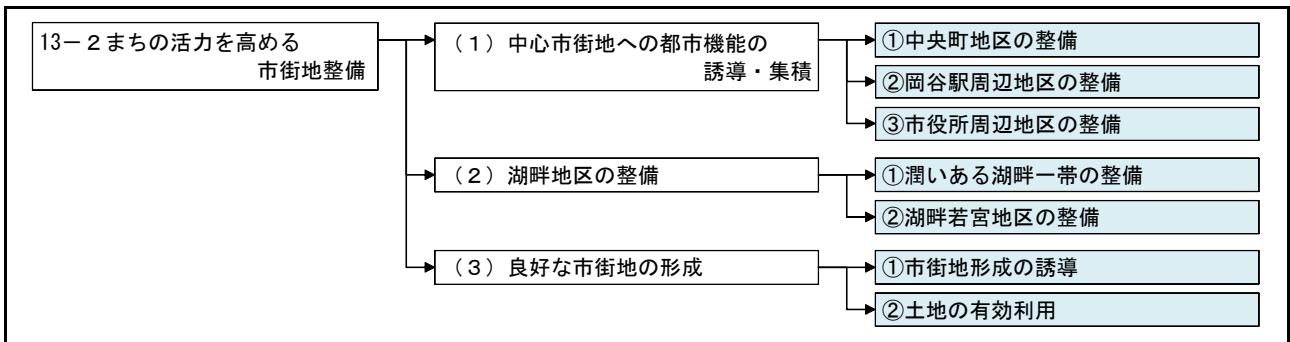
このうち、湖畔若宮地区については、地域住民とまちづくりについて話し合いを重ねる中、現在、まちづくりの手法は土地区画整理事業から地区計画に変更し、安全で良好な住環境の形成をめざしています。

諏訪湖畔一帯では、水辺の特性を活かした岡谷湖畔公園整備事業を進めてきたところであり、今後も生物多様性に配慮した水辺環境と生活環境を有する地区として、計画的な整備と景観の保全に努めることが必要となっています。

周辺市街地のうち幹線道路沿道地区は、居住環境に配慮しながら地域の生活を支え、また、自動車で訪れる人にとって利便性の高い沿道サービス地の誘導などの市街地形成を促進するため、用途地域見直しの検討が必要になっています。



【施策の体系】



(1) 中心市街地への都市機能の誘導・集積

中央町地区、岡谷駅周辺地区、市役所周辺地区の3つの核からなる中心市街地について、商業、業務機能、交通、情報通信機能、文化、学習、研究機能、行政、医療機能、防災機能など、都市機能の誘導、集積を進めるとともに、それぞれの核の連携を図ることによって、拠点地区の形成を推進します。

①中央町地区の整備

中央町地区については、童画館通りやイルフプラザをはじめとした商業施設とイルフ童画館や美術考古館などの文化施設の連携により中心市街地の魅力を高めるとともに、イルフプラザ北側平面駐車場のさらなる利活用を検討します。

②岡谷駅周辺地区の整備

駅周辺地区は、交通結節点として、また本市の顔としてふさわしい機能の充実と活性化のため、民間活力の導入をはじめとしたさまざまな可能性について幅広く検討しながらラオカヤの活性化や再整備に取り組みます。

駅南地区については、民間活力の導入による拠点整備を進め、駅南都市計画駐車場のあり方を見直すとともに周辺土地利用の方針を検討し、さらなる土地利用を推進します。

③市役所周辺地区の整備

岡谷市民病院や消防庁舎の建設、蚕糸博物館の整備を推進するとともに、市役所周辺地区や中央町地区などとの回遊性に配慮した道路の新規整備や既存道路の利便性向上に努めます。

(2) 湖畔地区の整備

①潤いある湖畔一帯の整備

諏訪湖の水辺環境を活かした岡谷湖畔公園と、その周辺を含めた湖畔一帯において、横河川白鳥橋の完成を機に、岡谷ブランドの構築のため、美しい湖畔を体験できるまちをめざし、湖畔ならではの癒しや健康といった体験価値の提供を進めるとともに、水辺空間の整備や景観の保全に努めます。

また、湊地区については、地域の活性化につながるよう、景観の保全に配慮した諏訪湖廃川敷地の有効利用を検討します。

②湖畔若宮地区の整備

J R連続立体交差とその北側に都市計画道路（塚間横河線）が整備され、市街地の連続性が広範囲にわたり確保されたことから、地区計画による安全で良好な住環境の形成を地域住民とともに推進します。

(3) 良好な市街地の形成

①市街地形成の誘導

都市計画道路をはじめとする都市施設整備の進捗や土地利用の状況を見極めながら、交通の利便性を活かした新設道路沿線などへの新たな市街地形成や土地の高度利用を図るため、必要な用途地域の見直しを行い、適切な市街地形成の誘導を行います。

②土地の有効利用

工場跡地やそのほか利活用の可能性のある土地の有効利用を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：都市施設の整備進捗状況

内容説明：まちの活力を高める都市施設（都市計画道路、公園など）の整備面積

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-----------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 都市施設の整備状況 | 214.8ha | 215.3ha | 220.0ha |



13-3 住宅・宅地の整備

【現況と課題】

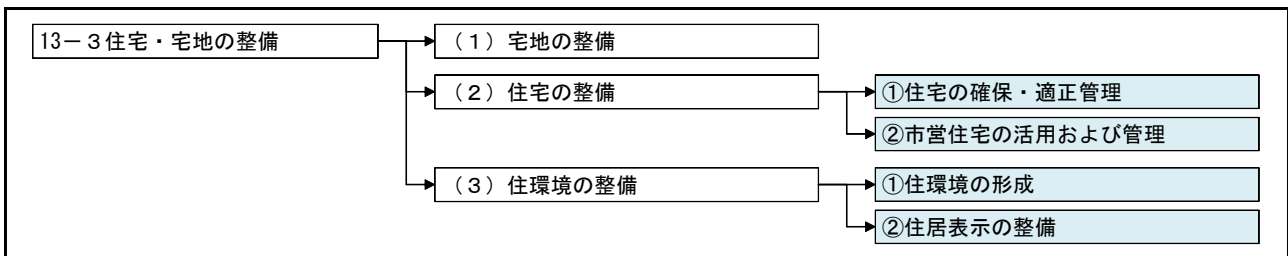
人口減少の歯止めや若者の定着のため、市内各所で宅地造成のほか、公営住宅の整備、供給、市民の持ち家取得に対する支援などの施策を進めるとともに、土地区画整理事業の推進や民間宅地開発の適正な誘導による優良宅地の供給に努めてきましたが、人口減少には歯止めがかかっていません。

また、平成20年住宅・土地統計調査*によると、本市の空き家戸数は4,220戸と増加傾向にあります。また、平成24年度に本市が実施した市内空き家調査によれば、賃貸住宅を除く空き住宅が1,175戸あり、その実態把握に努めています。まちの健全な発展を推進するうえで、空き家の適正管理やストックの有効活用などが課題となっています。

定住を促進し、市街地の活性化を図るためには、高齢社会にも対応した安全で良質な住宅、新しい生活様式や価値観の多様化に対応した住宅、宅地の確保が求められており、快適で暮らしやすい住環境の整備が必要になっています。

また、市営住宅については、多くの建物が老朽化してきているため、施設の維持整備に要する割合が高くなってきているとともに、入居者の高齢化は今後ますます進むことが予想されることから、「岡谷市営住宅ストック総合活用計画及び長寿命化計画*」に基づいて、より効率的な市営住宅の維持管理と高齢者への的確な対応が求められています。

【施策の体系】





(1) 宅地の整備

良好な宅地の確保と供給を図るため、利活用の可能性のある土地を活用した宅地の提供や土地の面的な開発整備を検討します。

(2) 住宅の整備

①住宅の確保・適正管理

若年層や勤労者の定住化、高齢社会、低炭素社会などに対応した住宅提供や空き家を含めた中古住宅の流通促進のため、市民、民間事業者などと連携を図ります。

また、増加傾向にある市内の空き家については、まちの健全な発展に影響をおよぼしています。制定に向けた準備を進めている（仮称）空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者、管理者などの適正管理の責務を明確化し、住民の意識の向上を図りながら、老朽化し第三者に対して危険となった家屋の所有者への指導、要請を行います。

②市営住宅の活用および管理

「岡谷市営住宅ストック総合活用計画及び長寿命化計画」により、低層の市営住宅については当面維持し、将来的には廃止、または建て替えていきます。中高層の市営住宅については、予防保全的な改修工事を計画的に実施していきます。また、高齢者や障害者だけでなく、すべての人に気配りをしたユニバーサルデザインに配慮した市営住宅の整備に努めます。

さらに、増加する単身高齢者などの状況を把握するために、必要に応じて巡回員が訪問するなどの体制を整えます。

(3) 住環境の整備

①住環境の形成

良好な住環境は、生活道路や公園、緑化、景観など、さまざまな要素により形成されています。特に生活道路は、日常の利用に加えて、緊急自動車の移動路としての防災機能や各家の採光、通風の確保やコミュニティの場としての側面もあり、狭あい道路整備事業や地区計画による道路整備を進め、良好な住環境の形成を図ります。

②住居表示の整備

住居表示未実施の地域について、地域住民の声を聴きながら住居表示を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：住環境の改善

内容説明：狭あい道路の累計指導件数・・・狭あい道路の整備指導により道路が拡幅され、住環境が改善される。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 住環境の改善 | 100件 | 130件 | 300件 |

【用語解説】

*住宅土地統計調査：総務省が5年ごとに世帯の居住状況、保有する土地などの実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。

*岡谷市営住宅ストック総合活用計画及び長寿命化計画：総合的かつ長期的な視野に立って、既存市営住宅の建替、改善、維持保全などの適切な手法により長寿命化を図る計画。平成22年度に策定（計画期間：平成23年度～平成32年度）。



政策14 交通網の整備

14-1 道路の整備

【現況と課題】

本市には、中央自動車道および長野自動車道が通っており、岡谷インターチェンジを経由して首都圏、中京圏、北陸圏と結ばれています。このため、近年、他の都市圏との文化、情報などの交流がますます活発化し、通過交通も増加していることから、国道や県道の拡幅やバイパス化など、基幹道路の整備が求められています。また、地域経済の活性化や災害、救急医療への対応と道路の渋滞緩和を図るため、既存の高速自動車国道を有効活用するスマートインターチェンジ*（E T C専用 I C）の導入に向けて、調査および関係機関との協議を進めています。

主要幹線道路である国道、県道は本市と他の都市圏を結び、今後ますます活性化する地域間交流に対応した都市構造の骨格形成、また、事故や災害時の緊急車両の迂回路として重要な役割を果たしています。このため、本市と周辺都市を結ぶ主要幹線道路の整備が必要となっています。

市街地幹線道路および補助幹線道路は、市街地内の交通幹線となるほか、市街地形成の軸となる道路であり、街区をより効率的に形成し、アクセスの確保、良好な居住環境を創出するため、計画的、効果的な整備が必要になっています。

生活道路は、自動車、自転車、歩行者の移動路として、市民の日常生活や産業を支えています。また、空間としても、電気、ガス、水道、下水道などの公共公益施設を収容し、救急車、消防車などの緊急車両の円滑な活動を可能にし、火災のときには延焼を防ぎ、地震などの災害時には避難路や避難場所にもなります。市街地では、各家の採光、通風を確保する役割もあります。このように、生活道路はさまざまな場面で市民の生活を支える重要な役割を果たしています。

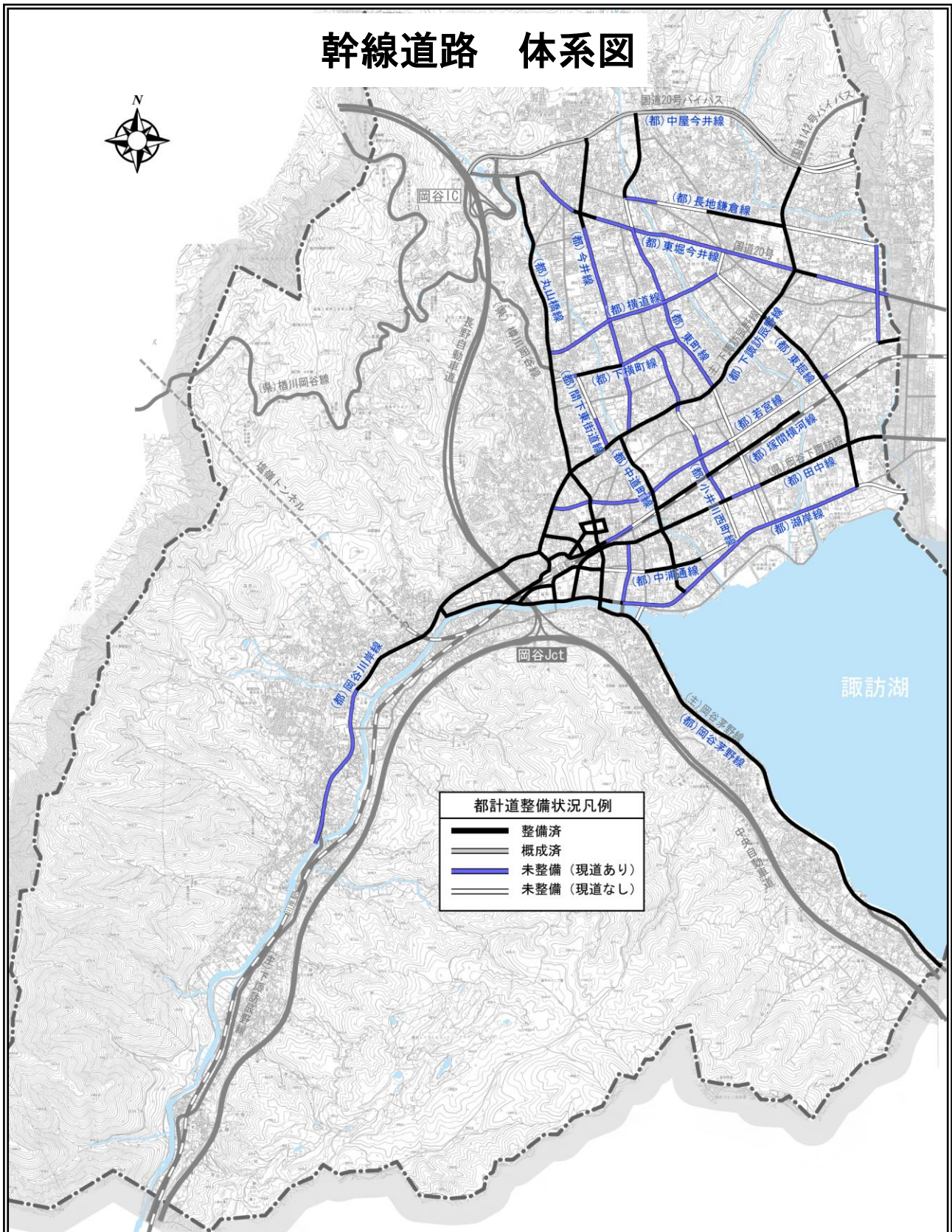
生活道路の整備状況は、平成24年度末実延長378km、改良率58.5%、舗装率83.7%となっていますが、今後もさらなる整備が必要であるとともに、適切な維持管理、長寿命化のための維持管理がより重要になっています。

このほか、年齢や障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用可能な段差の少ない歩道や視覚障害者誘導ブロックの設置など、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に取り組んでいます。

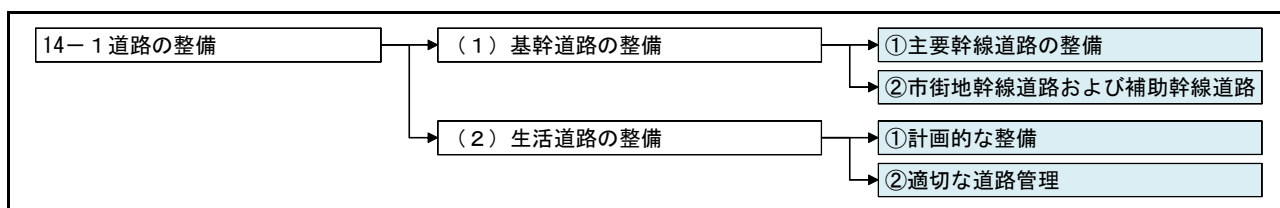
また、自転車の安全な通行を確保するための道路環境整備が求められています。



【資料・データ】



【施策の体系】



(1) 基幹道路の整備

① 主要幹線道路の整備

現国道20号の岡谷塩尻改良および国道20号下諏訪岡谷バイパスの国道142号バイパス以東の整備を促進します。また、効率性かつ速達性、安全性の高い交通ネットワークを形成するため、県道下諏訪辰野線および岡谷下諏訪線について、事業区間の早期完成と未整備区間の事業化を関係機関に働きかけます。

また、地域経済の活性化や救急医療、災害対応への迅速な対応と渋滞緩和を図るため、諏訪湖サービスエリアへのスマートIC導入を推進します。

② 市街地幹線道路および補助幹線道路

円滑な都市活動を支え、住みよい都市環境を構築するため、見直しを予定している「岡谷都市計画道路整備プログラム*」に沿った整備を推進します。

(2) 生活道路の整備

① 計画的な整備

高齢化の進展、交通弱者への配慮など社会の要請に応えられるよう生活道路の整備を実施します。整備に当たっては、一層効果的、効率的、計画的に実施します。

② 適切な道路管理

道路パトロールを定期的に行うなど道路状況の把握に努め、迅速かつ適切な維持管理を行うとともに、道路施設の長寿命化を図ります。また市民の道路愛護意識の高揚を図り、「岡谷市除雪マニュアル」に基づく、冬期間の道路管理体制の整備、高齢化や空き家の増加などの新たな課題解決への検討など、市民参画も得ながら道路環境の保持に努めます。

このほか、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備を推進するとともに、自転車の安全な通行を確保するための道路環境整備について検討を深めます。



【目標指標・数値】

指標名：①都市計画道路の改良率

②生活道路の規格改良累積延長

内容説明：①岡谷市の都市計画道路は現在30路線が計画決定されており、見直しを予定している「岡谷都市計画道路整備プログラム」に基づき整備を進め、改良済み延長の改良率（%）を高くする。

②道路改良により、幅員4m以上に達した規格改良道路延長の累計であり、改良延長を延伸する。

| 指標名 | 実績 | 前期計画 | |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①都市計画道路の改良率 | ① 55.49% | ① 56.98% | ① 58.30% |
| ②生活道路の規格改良累積延長 | ②221,316.2m | ②223,016.2m | ②225,416.2m |

【用語解説】

*スマートインターチェンジ：高速道路のサービスエリアなどから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETC搭載車両に限定しているインターチェンジ。

*岡谷都市計画道路整備プログラム：本市における都市計画道路の整備を効果的、効率的に推進するとともに、事業の透明性や客観性を確保するための計画。平成15年度に策定（計画期間：平成16年度～平成25年度）。

14-2 公共交通網の整備

【現況と課題】

近隣都市間における交通は、自動車交通が中心となっていますが、高齢化社会に対応した安定的な大量輸送手段として公共交通の役割は重要であり、買い物、通勤通学、通院などの身近な交通手段として、鉄道、市民バスが地域の人々に利用されています。

鉄道については、複線化や高速化などの鉄道輸送サービスの向上を関係機関に要請するなど、岡谷駅の一層の利用増進を図るとともに、将来の岡谷駅舎の整備に向けた研究、検討が必要となっています。

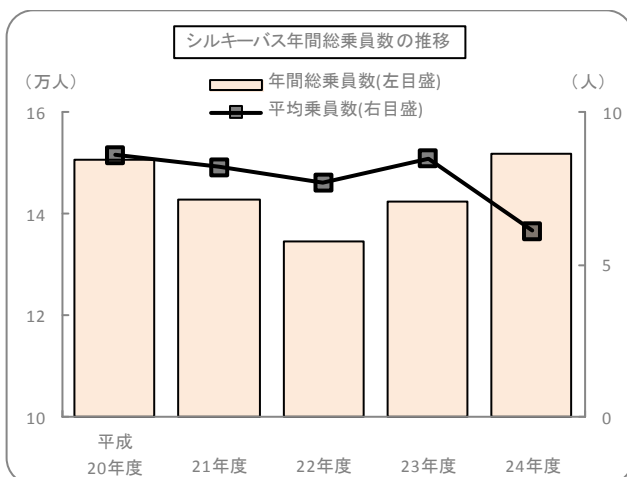
リニア中央新幹線については、甲府市付近から飯田-中津川を通る県内Cルートに決定したことを受け、リニア中央新幹線に接続するための交通網として、JR飯田線や中央自動車道の利便性の向上を図るなど、整備効果を最大限に波及させる方策を検討することが求められています。

路線バスについては、諏訪圏域内の貴重な民間路線であるため、近隣市町、関係機関との協力の中で、路線の確保を図る必要があります。

シルキーバスについては、高齢者を中心に市民が利用しており、路線、ダイヤについても「岡谷市地域公共交通総合連携計画*」に基づく実証運行*を行い、運行形態やルートなどの見直しがされています。しかしながら、路線ごとの利用者数の格差がみられることから、路線の見直しやダイヤ編成について、利用しやすいよう検討する必要があります。

また、スワンバスは、より多くの人に利用されるよう、2市1町で運行する広域交通としての利便性を活かした用途のほか、観光客の湖周観光の足としての役割も求められています。

【資料・データ】

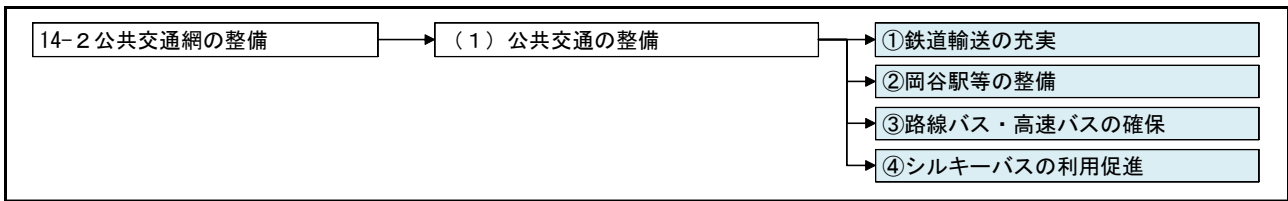


シルキーバス年間総乗員数の推移 (単位:人)

| 年度 | 年間総乗員数 | 一便当たりの平均乗員数 |
|--------|---------|-------------|
| 平成20年度 | 150,686 | 8.6 |
| 平成21年度 | 142,939 | 8.2 |
| 平成22年度 | 134,569 | 7.7 |
| 平成23年度 | 142,615 | 8.5 |
| 平成24年度 | 152,034 | 6.1 |



【施策の体系】



(1) 公共交通の整備

① 鉄道輸送の充実

岡谷駅の一層の利用増進を図るため、中央東線複線化や高速化などによる鉄道輸送力増強や利便性の高いダイヤ編成などについて関係機関に要請します。

また、飯田市近郊に設置が予定されているリニア新駅への接続の向上を図るため、JR飯田線の高速化やインターチェンジ周辺などへの駐車場整備など、諏訪広域連合や関係市町村と協力し、関係機関への要望活動などを進めます。

② 岡谷駅等の整備

岡谷駅は、鉄道、路線バスの結節点となっており、公共交通利用者のさらなる利便性、快適性の向上を図るため、周辺整備に取り組みます。また、将来の岡谷駅舎の整備に向けて、橋上駅化や南北自由通路との一体化について研究を進めます。

③ 路線バス・高速バスの確保

路線バス、高速バスについては、利用増進を図り運行の確保に努めます。

④ シルキーバスの利用促進

シルキーバスは、買い物、通勤通学、通院の足であるとともに、中心市街地への誘導、進行する高齢化社会への対応、地球環境保全などの観点から、持続可能な公共交通*をめざし、より市民に親しまれる利便性の高い運行に努めます。

また、スワンバスは、市民生活に密着した運行のほか観光にも活用できるような運行に努め、より多くの人に利用されるバスをめざします。

【目標指標・数値】

指標名：シルキーバス1便平均乗車人員

内容説明：シルキーバスは公共施設利用促進、中心市街地活性化、交通弱者対策として運行をしているが、バス利用者の利便性を高めることにより乗車人員の増につながる。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| シルキーバス1便平均乗車人員 | 6.1人 | 6.2人 | 6.4人 |

【用語解説】

*岡谷市地域公共交通総合連携計画：シルキーバス、福祉タクシーの現在の運行形態を基本としつつ、再編を行い、持続可能な公共交通の構築実現をめざす計画。平成22年度に策定。

*実証運行：効率的で持続可能な公共交通システムに再編することを目的に既存路線の見直しを行う。

*持続可能な公共交通：限られた財政負担の中で効率的な運行形態を行う。



15-1 良好な都市景観の保存と創造

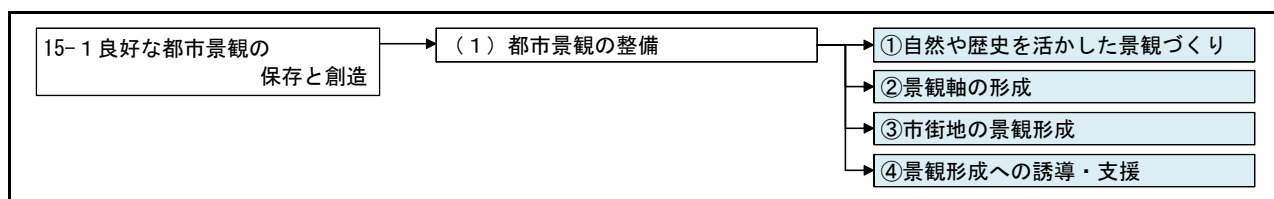
【現況と課題】

国のまちづくりは、戦後の高度成長期の急速な都市化の進展で、経済性や効率性、機能が重視される傾向にありましたが、近年、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まり、国において、平成16年6月に景観に関する総合的な法律である景観法*を制定し、景観行政団体*の制度を創設しました。

このため、本市においても、平成21年に景観形成の基本的方針となる「岡谷市景観形成基本計画」を策定し、長野県景観条例や長野県屋外広告物条例などとあわせた景観施策を行うとともに、良好な景観形成を推進し、美しいまちの実現のため、岡谷市景観条例の制定を進めています。

今後は、製造業を中心とした産業の盛んな本市が守るべき景観や創造すべき景観の実現に向けて、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進が求められています。

【施策の体系】



(1) 都市景観の整備

策定を進めている「岡谷市景観計画*」および岡谷市景観条例に基づき、諏訪湖、八ヶ岳、富士山への眺望景観、市街地背後地の山地、丘陵の自然景観に囲まれた市街地の都市景観の調和を図り、製造業を中心とした産業の盛んな本市の特性に配慮しながら良好な景観の保存、誘導に努めます。

公共施設は都市景観の形成の核となるシンボルとして整備を進め、優れた歴史的建造物は保全に努め、周辺地域の環境整備の推進を図ります。

都市景観形成についての市民意識高揚を図り、市民、事業者、行政が一体になった都市景観の創出に取り組みます。

① 自然や歴史を活かした景観づくり

諏訪湖、背後地となる山地、丘陵の美しい緑に包まれた都市環境を保持するため、開発の規制、誘導などに努めることにより、自然の風景が持つおもむきなどの維持を図ります。



また、優れた歴史的建造物、近代化産業遺産の保全に努め、これらの資源を活かすとともに地域特性に応じた景観の形成に努めていきます。

②景観軸の形成

主要道路は景観形成上、重要な軸としての機能を持っています。特にまちの玄関口となる場所などは、それぞれの特性に応じた魅力ある景観形成への配慮が必要であり、あわせて、沿道の建築物などについても道路景観と調和したものとなるよう誘導します。

また、諏訪湖、河川などは緑地とともに貴重な景観資源であることから潤いとやすらぎの空間として整備、保全をします。

③市街地の景観形成

地域における魅力ある景観づくりを進めます。また、住宅地、商業地においては、建築協定、景観育成住民協定*締結や市民参加を通して、地域特性に合わせた景観形成を図っていきます。

また、景観への影響が大きい大規模な建築物などについては、周囲の建築物などと調和あるものに規制、誘導します。

④景観形成への誘導・支援

「住まい街並み形成マニュアル*」を活用し、美しい街並みや都市景観形成について市民への啓発活動を進めるとともに、市民、事業者、行政が一体となり、優れた都市景観の保全と創造、育成に取り組みます。

【目標指標・数値】

指標名：①良好な景観に資する建築物など

②景観に対する市民の意識向上

内容説明：①長野県景観条例に基づく大規模な行為*の届出件数の累計・・・良好な景観に資する建築物などの数

②住まい街並み形成マニュアルの周知・・・出前講座やワークショップなどにおいて、マニュアルの周知を行い、市民の景観に対する意識の向上を図るための啓発活動の回数。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①良好な景観に資する建築物など | ①14件 | ①18件 | ①35件 |
| ②景観に対する市民の意識向上 | ② 1回 | ② 5回 | ②10回 |

【用語解説】

- * 景観法：市街地等における良好な景観形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のあるまちづくりの実現を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。平成16年6月公布。
- * 景観行政団体：景観法に基づき、良好な景観の形成に関する方針や開発、建築などの一定行為に対する規制や景観上重要な建造物、樹木を指定して保全するなど、地域性を活かした独自の景観計画を策定することのできる自治体
- * 岡谷市景観計画：本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成に関する事項を明らかにするとともに、その実現に向けて市民、事業者、行政の協働による景観づくりを行うための計画
- * 景観育成住民協定：地域住民が建物の色彩、形態などの外観や緑化など、景観造りのためのルールを決めて、皆でそれを守っていくため、一定の広さの土地や沿道を対象として締結した協定について、市町村の推薦を受け、長野県景観条例に基づき知事が認定。
- * 住まい街並み形成マニュアル：市民ひとり一人がきれいな街並みを形成するために、どんなことができるかについてまとめた啓発マニュアル。平成20年度に策定。
- * 長野県景観条例に基づく大規模な行為：建築物においては、高さ13mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるものの新築、増築、改築又は移転。工作物においては、高さ13mを超えるものの築造。屋外広告物においては、表示面積が25㎡を超えるものなど。



15-2 都市緑化の推進

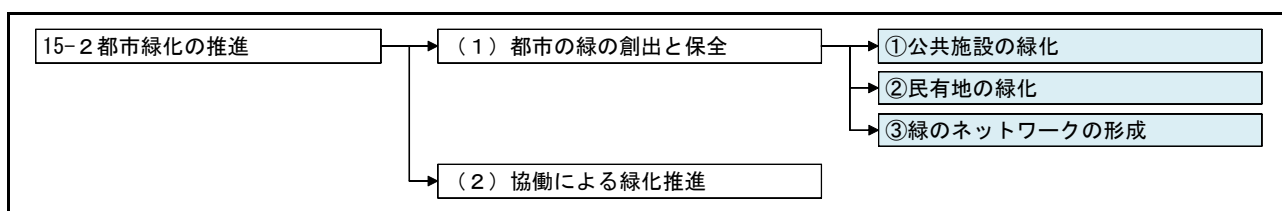
【現況と課題】

都市の緑地は、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象*の緩和、生物多様性の保全や災害時の避難場所など、さまざまな機能を有し、良好な都市環境を提供しています。

本市の緑の現状は、都市公園、児童遊園などの緑をはじめ、幹線道路においては路線ごとに特色を持った街路樹が植栽されています。沿道の民有地やポケットパークなどの公有地においては、多くの市民団体に参加いただいてプランターを置き、四季折々の花で飾るふれあい花壇づくり事業を実施しています。公園やポケットパークなどの緑地や民有地の緑など一定量が確保されている状況ですが、都市における緑とのふれあい、身近な生活環境に潤いや季節感を演出するためには、一層の緑の創出、再生、保全が重要となっています。

今後、「岡谷市緑の基本計画*」に基づき、公共施設をはじめ、道路や民有地への緑化活動を推進し、周囲の森林や諏訪湖と一体となった、花や緑に包まれた美しい都市空間を形成していく必要があります。

【施策の体系】



(1) 都市の緑の創出と保全

① 公共施設の緑化

都市公園や広場などをはじめとする公共施設については、都市緑化推進の先導的な役割を果たすよう、計画的な緑化を推進します。また、季節感の演出や災害時における避難機能の充実に配慮した緑化に努めます。

② 民有地の緑化

住宅地、商業地、工場や事業所などの民有地緑化の啓発に努めます。

③ 緑のネットワークの形成

都市計画道路における街路樹の保全に努めるとともに、都市公園などの緑地や民有地の生け垣などの緑が連続する緑のネットワーク形成に努めます。

(2) 協働による緑化推進

都市緑化推進を図るため、市民との連携、協力のもとに、沿道の花壇の増設や街路樹管理をはじめ、市民に親しまれるように街路樹に樹名と街路名を示した樹名板を設置し、緑の創出と保全に引き続き取り組みます。



【目標指標・数値】

指標名：①緑地面積（団地内緑地、ポケットパーク）

②樹名板の設置数

内容説明：①団地内整備、工業団地などの整備計画などに併せ緑化事業を推進する。

②街路樹に樹名と街路名を示した樹名板を設置する。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|----------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①緑地面積 | ①9,570.3㎡ | ①9,984.9㎡ | ①10,384.9㎡ |
| ②樹名板の設置数 | ② 20本 | ② 60本 | ② 140本 |

【用語解説】

*ヒートアイランド現象：都市部の気温がその周辺の非都市部に比べて異常な高温を示す現象。人口の集中がある場所では例外なく起こる現象で、都市の規模が大きいほどヒートアイランドの影響も大きい傾向にある。

*岡谷市緑の基本計画：都市の緑とオープンスペースの保全、創出の推進に関する将来目標を定め、その実現のための総合的な施策を定めた計画。平成12年度策定（計画期間：平成13年度～平成30年度）。

15-3 公園の整備

【現況と課題】

公園緑地は、市民の身近なスポーツやレクリエーションの場、自然とのふれあいや健康づくりの場、さらに災害時における避難場所など多様な機能を有しています。

本市の都市公園は、鳥居平やまびこ公園や岡谷湖畔公園など19の公園があり、それぞれ特色のある整備を進めています。平成24年度末現在の開設済み公園面積は約62.8haで、市民1人当たりの公園面積は、本市が目標としている10㎡を超える12.18㎡が整備されています。

市民の身近な憩いの場として、岡谷湖畔公園未整備区域の整備をするなどさらなる充実が求められています。

都市公園のほか、市民の意向を反映しながら身近な公園の整備、充実を図るとともに、開設済みの公園についてもバリアフリー化や「岡谷市公園施設長寿命化計画*」に基づいた再整備などの機能充実に取り組んでいく必要があります。

また、地域住民との協働により、適切な公園の維持管理に取り組んでいます。

【資料・データ】

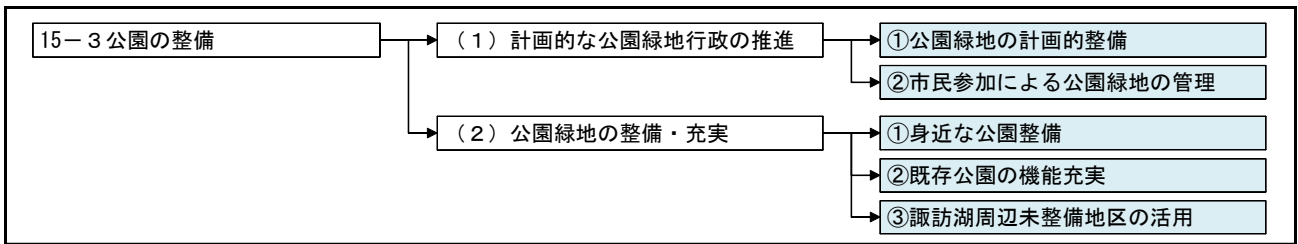
都市公園一覧表

| No. | 公園名 | 所在地 | 計画面積 (㎡) | 整備面積 (㎡) |
|-----|-----------|-----------|------------|------------|
| 1 | 花岡公園 | 湊一丁目 | 10,246.77 | 10,246.77 |
| 2 | 蚕糸公園 | 幸町 | 1,278.28 | 1,278.28 |
| 3 | 小坂公園 | 湊四丁目 | 3,128.77 | 3,128.77 |
| 4 | 清水公園 | 川岸東三丁目 | 744.68 | 744.68 |
| 5 | 湖畔公園 | 湊一丁目 | 2,000.16 | 2,000.16 |
| 6 | 湊湖畔公園 | 湊五丁目地先 | 4,300.00 | 4,300.00 |
| 7 | 神明公園 | 神明町二丁目 | 1,645.03 | 1,645.03 |
| 8 | 今井西公園 | 神明町四丁目 | 3,503.38 | 3,503.38 |
| 9 | 小井川宗平寺公園 | 加茂町四丁目 | 1,946.93 | 1,946.93 |
| 10 | 目切公園 | 長地鎮二丁目 | 4,720.04 | 4,720.04 |
| 11 | 八倉沢公園 | 長地梨久保二丁目 | 2,000.00 | 2,000.00 |
| 12 | 成田公園 | 成田町一丁目 | 17,685.62 | 17,685.62 |
| 13 | 鶴峯公園 | 川岸上三丁目 | 19,498.48 | 19,498.48 |
| 14 | 出早公園 | 長地出早二丁目 | 15,139.54 | 15,139.54 |
| 15 | 塩嶺御野立公園 | 字西山 | 120,955.35 | 120,955.35 |
| 16 | 鳥居平やまびこ公園 | 字内山 | 300,471.50 | 300,471.50 |
| 17 | 岡谷湖畔公園 | 湖畔一～四丁目ほか | 270,000.00 | 97,760.04 |
| 18 | 間下堤公園 | 山下町二丁目 | 10,306.43 | 10,306.43 |
| 19 | 高架下公園 | 成田町二丁目 | 10,680.74 | 10,680.74 |
| | | 合計 | 800,251.70 | 628,011.74 |

平成25年3月31日現在



【施策の体系】



(1) 計画的な公園緑地行政の推進

①公園緑地の計画的整備

公園緑地の適正配置を図り、「岡谷市緑の基本計画」に基づき、緑豊かなまちを形成していくため、公園緑地の整備に努めます。

②市民参加による公園緑地の管理

公園緑地の適切な維持管理に努めるとともに、中部日本一といわれるツツジの名所である鶴峯公園、カタクリやモミジの名所である出早公園、アジサイの名所である小坂公園などの市内公園緑地において、地域住民や市民ボランティアの愛護活動への積極的な参加を促進します。

(2) 公園緑地の整備・充実

①身近な公園整備

レクリエーション活動や健康づくりの場、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場など、市民が身近に利用できる公園緑地の整備に努めます。

②既存公園の機能充実

開設済みの公園については、市民の憩いの場として、それぞれの公園の立地や特色を活かしながら、バリアフリーにも配慮し、「岡谷市公園施設長寿命化計画」に基づいた施設改修に努めます。

③諏訪湖周辺未整備地区の活用

岡谷湖畔公園の未整備区域については、諏訪湖畔ならではの環境や景観を活かした市民の癒し、健康づくり、交流の場などの機能を有し、美しい湖畔の体験ができるよう整備計画の検討を進めるとともに、現状の改善に向けて可能な整備を促進します。

【目標指標・数値】

指標名：市民1人当たりの公園面積

内容説明：公園整備が進むことで、市民1人当たりの公園面積が増加する。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 市民1人当たりの公園面積 | 12.18㎡/人 | 12.18㎡/人 | 14.00㎡/人 |

【用語解説】

*岡谷市公園施設長寿命化計画：老朽化が進む都市公園における公園施設について、公園利用者の安全対策の強化や改築、更新費用の平準化に基づいたライフサイクルコストの縮減という観点から、適切な施設点検、維持補修などの予防保全的管理を実施することで、既存ストックの長寿命化を図るとともに、計画的な修繕や改築または更新を行うことを目的としている。平成22年度に策定（計画期間：平成23年度～平成32年度）。



総合計画の推進に向けて

- 市民総参加のまちづくり ■□■□■
- 開かれた市政運営の推進 ■□■□■
- 将来を見据えた行政経営の推進 ■□■□■
- 広域市町村との連携 ■□■□■



○市民総参加のまちづくり

【現況と課題】

市民参画の推進では、平成16年に制定した岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例*の趣旨を踏まえ、市民の市政への参加意識を高め、市民の声を施策に反映させるための取り組みを行ってきました。

こうした中、少子高齢化などによりライフスタイルや価値観が変化し、市民ニーズが多様化や高度化していることから、まちの魅力や活力を維持、向上させるためにも、市民がそれぞれの課題に応じて、積極的にまちづくりにかかわることが重要です。

今後、市民が市政へ参加することができる機会の充実を図り、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、市民と行政の協働による市民総参加により、活気に満ちた将来に夢が持てるわくわくするまちづくりに取り組む必要があります。

地域コミュニティの醸成では、市内21地区のコミュニティ活動が、地域の信頼、連帯感を強め、伝統文化の継承や防災、地域福祉をはじめとするまちづくりに貢献しています。しかし、近年は、深い近隣関係を望まないといった意識面の変化もみられ、地域内での人と人とのつながりが希薄となり、区や団体などへの関心も低く、こうした地域活動の内容に理解が得られないことから、区へ加入しないといった問題も生じています。

市民にとって区は、最も身近なまちづくりの場であるため、地域活動の活性化を図るとともに、日々のふれあいやコミュニケーションを通じて生み出される、つながりや信頼関係を築きながら、将来にわたり支えあい、助けあう地域づくりを進めていく必要があります。

男女共同参画の推進では、平成21年に「男女共同参画おかやプランⅣ*」を策定し、これに基づいてさまざまな施策を総合的に推進してきました。

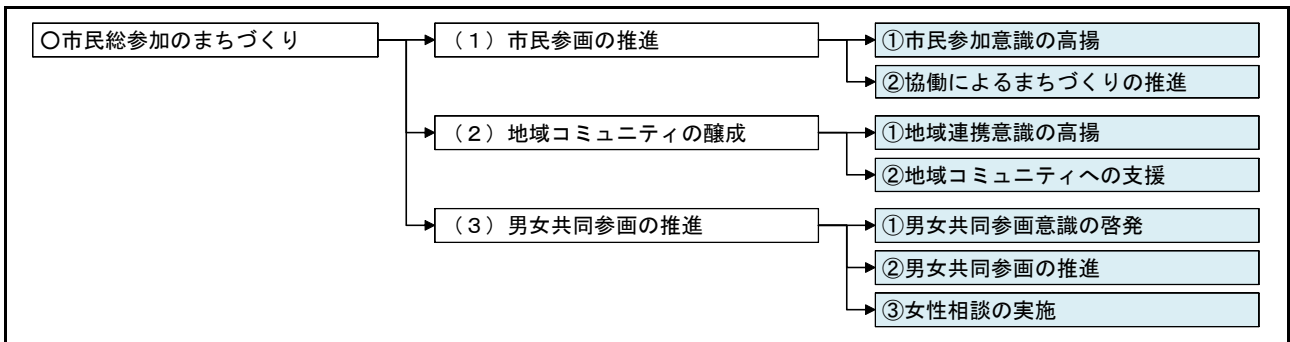
こうした中、仕事と家庭を両立できる環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が課題であり、仕事と生活の両立を可能にするための意識啓発と職場環境整備の働きかけが重要になります。

今後、市民、事業所、行政がそれぞれの役割を十分認識し、社会の対等なパートナーとして男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていくことが必要です。

また、セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*など、女性への人権侵害も社会問題となっていることから、その対応も必要です。



【施策の体系】



(1) 市民参画の推進

①市民参加意識の高揚

市民総参加のまちづくりを推進するため、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、環境美化活動や地域の福祉活動などの各種ボランティア活動などに自主的、自発的に参加する意識の高揚を図ります。

②協働によるまちづくりの推進

市民が主役のまちづくりがさらに展開されるよう、施策の立案や実施に際して、市民の意見を反映させるため、パブリックコメントや市民アンケート調査、市政懇談会など意見交換の場の充実を図ります。

また、環境美化活動や地域の福祉活動に自主的、自発的に参加する市民やさまざまな分野でまちづくり活動を行う団体などの育成、支援を行うとともに、NPOやボランティア団体との連携を深め、協働によるまちづくりの推進を図ります。

(2) 地域コミュニティの醸成

①地域連携意識の高揚

地域とのつながりの中で、子どもからお年寄りまで住民相互が支えあう豊かな人間関係を形成するため、地域における転入層、若年層などに区や各種団体への加入や地域活動への参加を促し、コミュニティ意識や地域への貢献意識の高揚を図ります。

②地域コミュニティへの支援

区長会との連携した取り組みを促進し、地域コミュニティを通じた住民交流が活性化し、地域のきづなを深める活動となるよう、情報提供や助成事業などの支援に努めます。

(3) 男女共同参画の推進

①男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会実現のために、講演会など啓発活動の充実に努め、家庭、地域、職場、学校などにおいて意識の高揚を図ります。

②男女共同参画の推進

「男女共同参画おかやプランⅣ」の計画期間が終了することから、第5次の計画を策定し、この計画に基づき諸施策を推進していくために、市民の積極的な取り組みを促進するとともに、市民団体との協働による事業の推進を図ります。

③女性相談の実施

女性が直面しているさまざまな悩みや、日ごろ抱えている諸問題の相談に対応するため、女性の相談員による女性のための相談窓口を引き続き開設し、男女共同参画社会の形成を推進します。

【目標指標・数値】

指標名：①市政懇談会などの意見交換会への延べ参加者数

②男女共同参画に関する講演会などへの延べ参加者数

③審議会などにおける女性委員の割合

内容説明：①市民の市政への参加を促し、市民の意見が施策に反映される、市民総参加のまちづくりの推進を図る。

②男女共同参画社会をめざし、より多く市民が関心を持てるような講演会などを実施し、あらゆる機会を通して意識啓発に取り組む。

③政策方針決定の場への女性の参画を促進し、男女共同参画の事業推進につなげる。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|--------------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| ①市民参加による意見交換会などへの延べ参加者数 | ① 230人 | ① 300人 | ① 400人 |
| ②男女共同参画に関する講演会などへの延べ参加者数 | ② 700人 | ② 800人 | ② 900人 |
| ③審議会などにおける女性委員の割合 | ③31.4% | ③40.0% | ③40.0% |

**【用語解説】**

- * 岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例:市民総参加のまちづくりを推進するため、基本原則をはじめ、市民と行政の役割、具体的な市民参加の方法などを定めた条例。平成16年10月6日制定。
- * 男女共同参画おかやプランⅣ:男女共同参画の推進に関する岡谷市の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な内容を定めた5か年の計画。平成21年度に策定（計画期間：平成22年～平成26年）。
- * セクシュアル・ハラスメント:性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。
- * ドメスティック・バイオレンス:配偶者や恋人など親密な関係にある男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為。

○開かれた市政運営の推進

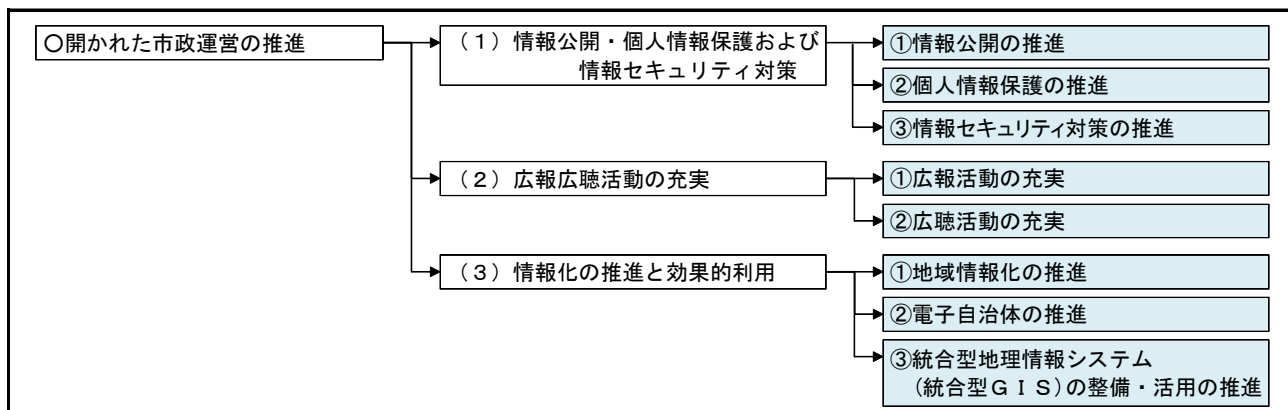
【現況と課題】

本市では、市民と行政の協働による、みんなが元気に輝くまちづくりを、さらに推進し、市民起点のわかりやすく透明性の高い市政運営を心がけています。

このため、市民が市政に対する関心を高め、市政に積極的に参加していただけるよう、さまざまな機会を通じて、市民ニーズを的確に把握する幅広い広聴活動や行政情報の発信、提供などの広報活動を実施するほか、また、個人情報の保護に努めながら情報公開の推進を図っています。しかしながら、市民生活が多様化し、行政への参加意識が低く行政情報に関心を示さない一部の市民もいることから、工夫を凝らした情報提供が課題となっています。

情報化の推進については、情報通信技術の進歩は目覚ましく、さらなる活用が考えられることから、情報セキュリティに配慮しながら市民生活の向上や効率的で利便性の高い行政サービスの提供に努めていく必要があります。また、平成 28 年 1 月に個人番号の利用開始が予定されている、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）*については、行政事務の効率化や市民サービス向上のための効果的な利用に努めるとともに、その取り扱いについては、より一層の情報セキュリティ対策に配慮する必要があります。

【施策の体系】



(1) 情報公開・個人情報保護および情報セキュリティ対策

①情報公開の推進

関係法令などを遵守し市政運営における公正さを保ちつつ、積極的に行政情報の公開や発信に努め行政の透明性を高めます。

②個人情報保護の推進

本市が保有する個人情報について、適切な保護を図るため、個人情報の保護制度の充実を図ります。



③情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策を強化し、情報資産を不正アクセス行為などから保護するよう努めます。

(2) 広報広聴活動の充実

①広報活動の充実

広報おかや、シルキーチャンネル、ホームページなど、さまざまな媒体を通じて、情報をわかりやすく、親しみがもてるような工夫を行い積極的に情報発信に努めます。

また、見やすくわかりやすいホームページへ刷新するほか、SNS*などのコミュニティサイトの有効活用も検討します。

また、災害発生時など緊急時においても迅速かつ正確な情報提供に努めます。

②広聴活動の充実

市民の声をより市政に反映できるよう、市政懇談会、市民提案ボックス、パブリックコメント*など、市民意見や市民ニーズを把握する手段、機会の拡充に努め、広聴活動を推進します。

(3) 情報化の推進と効果的利用

情報通信技術の進歩は目覚ましく、市民生活や市政運営に大きな影響を与え、まちづくりを推進する重要なツールのひとつであることから、国の情報化施策や「岡谷市情報化推進ビジョン*」に基づき、さまざまな分野における情報通信技術を活用した事業を推進します。

①地域情報化の推進

情報通信技術と情報通信基盤の効果的利用により、行政手続のオンライン化の推進や行政情報発信の充実および情報インフラの充実に努め、行政サービスの向上を図ります。

②電子自治体の推進

行政サービスの向上および行政事務の効率化のため、費用対効果に配慮し引き続き電子自治体の推進を図ります。また、適切なセキュリティ対策や情報システムの最適化、共同化に向けた取り組みを推進します。

③統合型地理情報システム（統合型GIS）の整備・活用の推進

情報化の推進と効果的利用を実現する手段として、庁内で共有できる統合型地理情報システム（統合型GIS）を整備し、行政事務の効率化や多様な住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供に努めます。

【目標指標・数値】

指標名：市民から寄せられた意見、問合せなどの件数

内容説明：市民提案ボックス、ホームページを利用して寄せられる市民からの意見、要望、問合せの件数を増やす。

| 指標名 | 実績 | 後期計画 | |
|----------------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 最新実績 平成24年度 | 開始時目標 平成26年度 | 終了時目標 平成30年度 |
| 市民から寄せられた意見、問合せなどの件数 | 284件 | 300件 | 350件 |

【用語解説】

* 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）：国民一人ひとりに個人番号を割り振り、複数の機関に存在する年金、健康保険、税などの情報連携を可能にし、効率的な運用を行う制度。行政事務の効率化や国民の利便性の向上、より高度な社会保障制度の実現などが期待されている。半面、情報の流出や悪用の防止が課題となっている。

* SNS（Social Networking Service）：社会的ネットワークの構築を促進し、特定のテーマを目的に集まったものがWEB上で情報交換しあう仕組み。フェイス・ブックが有名。

* パブリックコメント：政策決定前に市民に公表し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う仕組み。

* 岡谷市情報化推進ビジョン：市民総参加のまちづくりの実現のために、市民、事業者、行政の間に豊かな情報の流れをつくり、地域の活性化とより豊かな市民生活を実現することを目的に策定された指針。平成24年度に策定（計画期間：平成24年度～平成27年度）。



○将来を見据えた行政経営の推進

【現況と課題】

本市では、これまで行財政改革プランの着実な実行により、歳入確保や歳出削減のほか、簡素で効率的な行政運営の推進による行財政改革を図る一方で、市民生活の安全・安心に不可欠な施設の整備を進めるなど、効率的な行政経営の推進に併せ、市民ニーズに対応した施策、事業の展開により成果をあげてきました。

しかし、長引く景気の低迷や人口の減少、少子高齢化社会の進展といった社会的要因による市税の減収、市民生活を支える社会基盤の再整備などによる財政需要の増加が見込まれるなど、行政経営はより一層厳しさを増しています。

こうした状況の中、効率的、効果的な行政経営を進めていくためには、政府による地域主権改革の推進、常に変化する市民ニーズに的確に対応し、特色あるまちづくりを推進できる行財政基盤の確立をめざすとともに、将来にわたり安定した市民サービスの提供を行うため、職員が共通認識のもとさらなる行財政改革に取り組み、みずからの行政経営について透明性と信頼性を高める必要があります。

今後は、これまで実施してきた経済対策や行財政改革などの施策効果が見込まれるものの、歳入においては市税や地方交付税の減収、歳出においては社会保障関係経費や公債費の増加などにより、厳しい財政運営が予測されることから、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応できる実効性の高い財政運営と、財政規模に見合ったまちづくりを推進できる行財政基盤の確立に向けて、計画的な歳出管理と財源の確保が必要となります。また、各種施設の整備が順調に進む中、老朽化の進んだ施設も見受けられ、適正な施設運営に当たっては、施設の維持管理に一定の財源が必要となることから、大規模な改修、修繕などを見据えたうえで、長期的な公共施設のあり方についても経営戦略的な視点にたって検討を進める必要があります。

これらのことから、将来を見据えた自主的な行政運営の推進が図られるよう、市税の正確な賦課徴収のほか、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保に努める一方、国、県の動向を的確に把握し助成制度を最大限活用するなど、依存財源の確保を積極的に図るとともに、事業の選択と集中により限られた財源の重点的、効率的な予算配分を行い、適正かつ計画的な歳出の執行に努め、健全財政を堅持しなければなりません。

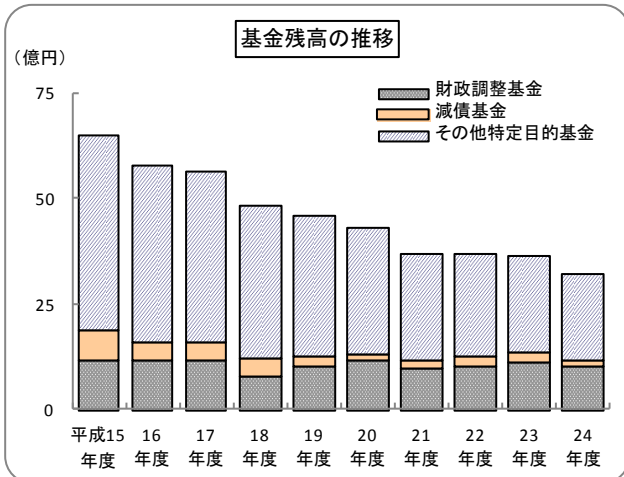
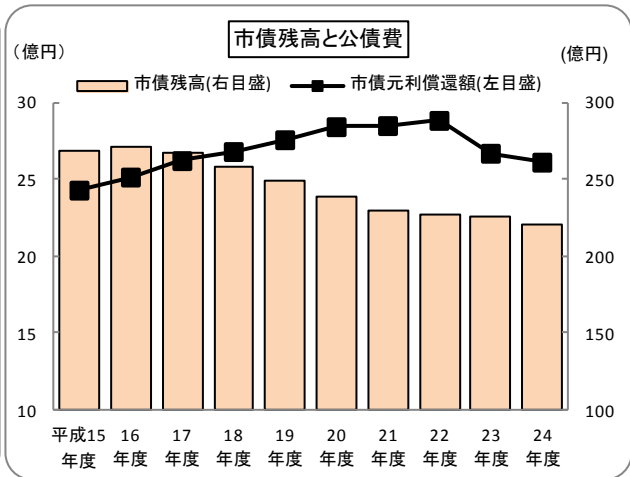
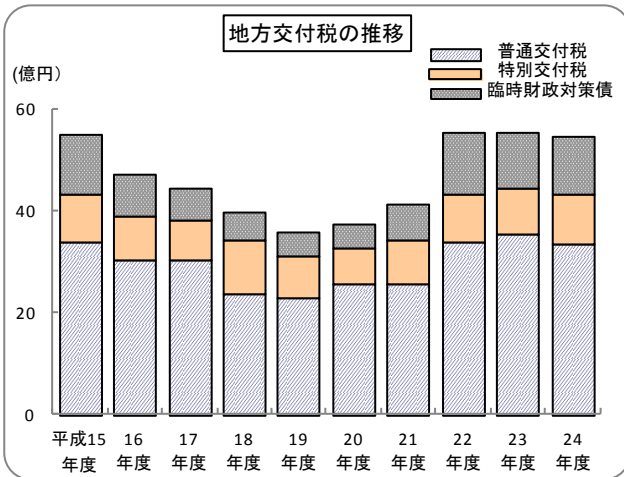
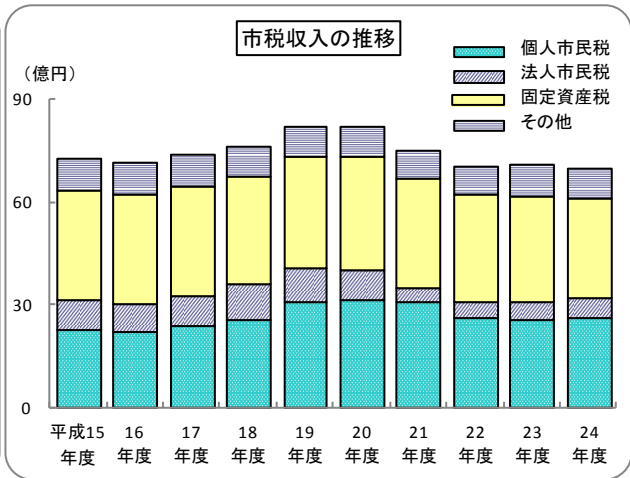
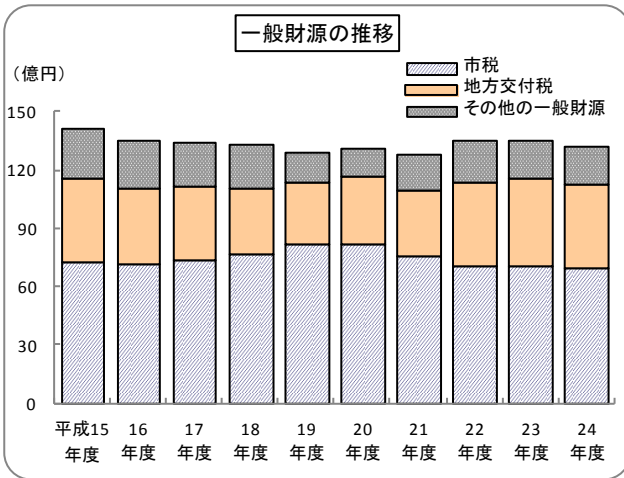
さらに、財政健全化法に基づく財政指標や新地方公会計制度に基づく財務書類をはじめとした財務情報の公表に引き続き取り組み、客観的な視点から、適正、公正な財政運営を進めていく必要があります。

また、市が保有する財産については、常に良好な状態においてこれを管理し、その目的に沿って最も効率的に管理運用するほか、不用となった財産については積極的な処分を進めていく必要があります。

外郭団体などについては、行政の補完と民間活力の導入により、役割を果たしているところですが、土地開発公社において、資産の保有状況などから、将来負担の軽減と健全経営のため、事業の整理を行っています。急激に変化する社会経済情勢や市民ニーズに的確に対応するため、外郭団体などにおいても経営の健全化と組織運営の効率化、活性化が求められています。



【資料・データ】

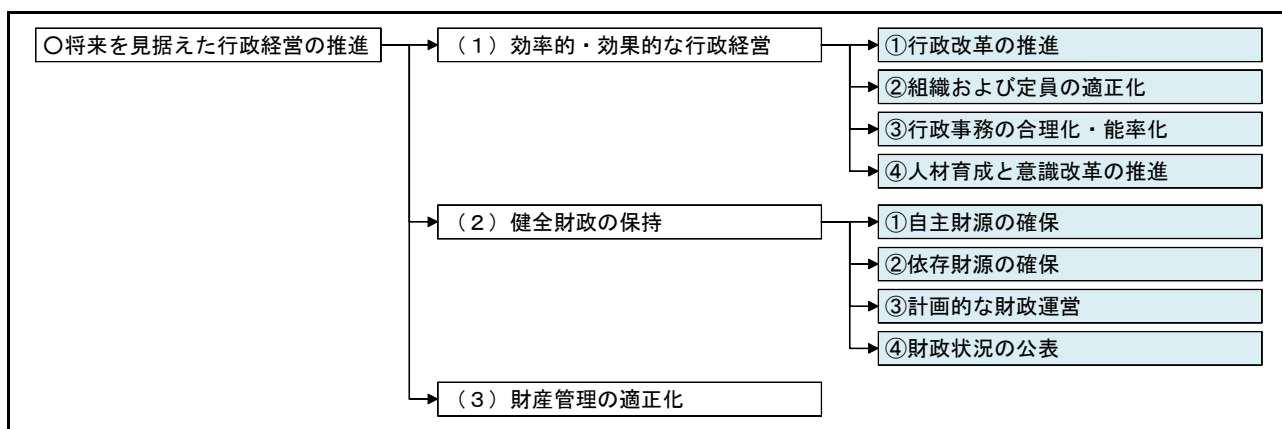


平成15年度から平成24年度までの決算値を表しています。

その他一般財源は、譲与税・交付金などで、国や県から交付されたものです。

市債元利償還額は、通常の定時償還分のみであり、繰上償還額等の特殊なものは含んでいません。

【施策の体系】



(1) 効率的・効果的な行政経営

①行政改革の推進

簡素で効率的な行政運営と将来にわたり安定した市民サービスの提供を行うため、最小の経費で最大の効果をあげるべく「岡谷市行財政改革プラン」の着実な実行に努めるとともに、特色あるまちづくりを推進できる行財政基盤の確立に取り組み、行財政改革を推進します。

また、公共施設の管理運営については、「岡谷市指定管理者制度に関するガイドライン*」に基づき、適正かつ効率的な制度の運用を図り適切な管理運営に努めるとともに、経営戦略的な視点に基づいた「ファシリティマネジメント*」の考え方の導入について検討を進めます。

さらに、土地開発公社をはじめとする外郭団体などについては、設立された経緯や目的、事業内容、経営状況を十分検証し、事業運営の効率化と経費の削減など経営改善について必要な指導、助言を行うとともに、事業内容や経営状況によっては、外郭団体などのあり方についての検討を進めてまいります。

②組織および定員の適正化

社会経済情勢の変化や地域主権改革の推進のほか、多様化や高度化する行政需要に的確に対応するとともに、組織を有効かつ効果的に機能させ、組織と職員の活性化を図ります。

また、「岡谷市定員適正化計画」に基づき、事務事業の見直しや民間活力を活用し、市民サービスの提供、各種施策の進捗状況に応じ、慎重かつ柔軟な対応により職員数と事務量の適正化に努めます。



③行政事務の合理化・能率化

行政評価により施策の成果や事業の貢献度、重要度を見極め、事務事業の改革改善につなげるとともに、予算、決算事務との連動を深め、行政経営の企画立案に反映させるなど事務の合理化を図ります。

また、行政評価外部評価を実施し、市民目線による事業の必要性や効率性などの検証により事業の再構築に結び付け、あわせて事業を広くPRするなど、効率的、効果的な行政経営をめざします。

さらに、職員提案制度を推進し、職員の創意工夫をもって事務事業の改善や市民サービスの向上を図ります。

④人材育成と意識改革の推進

「岡谷市職員人材育成基本方針」に基づき、勤務評定制度や職員研修制度の充実のほか、職場環境の醸成を図り、長期的かつ総合的な観点から、職員一人ひとりの持つ可能性や能力を最大限に引き出すことができる人材育成をめざすとともに、改革の担い手となる職員と育成の基盤となる職場の意識改革に努めます。

(2) 健全財政の保持

①自主財源の確保

市税については、正確な課税客体の把握に努め、公正で適正な課税を実施します。

税制に関する情報の提供と啓発活動により、自主納税意識の定着と納期内納付の推進を図ります。

さらに、税の適正確保のため滞納者に対する徴収強化と長野県地方税滞納整理機構の活用により、収納率の向上に努めます。

使用料、手数料等については、負担公平の原則に照らし、「岡谷市行財政改革プラン」に沿った見直しを行い、適正化を図るとともに、他の財源についても新たな発想により、一層の財源確保に努めていきます。

②依存財源の確保

国、県の補助制度改正に注視し、柔軟かつ積極的な活用を図り、財源の確保に努めます。

地方債については、地方交付税措置のある有利な市債の活用に努めるほか、後年度の財政負担を的確に見極め、適正な範囲内での有効活用を図ります。

③計画的な財政運営

引き続き「岡谷市行財政改革プラン」の着実な実行により、徹底した歳出削減に努め、歳入に見合った財政規模への転換を図ります。

市民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を展開するため、限られた財源の重点的、効率的配分に努めます。

また、中長期的展望のもと、事業の優先順位、投資効果を十分検証し、計画的な財政運営に努めていきます。

④財政状況の公表

地方公共団体の財政健全化に関する法律*に示された健全化判断指標、また新公会計制度*による新基準での財務書類のほか、条例に定める財政事情の公表など、多面的でわかりやすい財政状況の開示に努めます。

(3) 財産管理の適正化

公有財産の適正な維持保全と、効率的な管理運用を図ります。

普通財産は、処分可能なものは積極的な売却などに努めます。

【用語解説】

*岡谷市指定管理者制度に関するガイドライン：指定管理者制度の適正かつ効率的な運用を図るため、施設管理の手続などを示した指針。平成24年度に策定。

*ファシリティマネジメント：所有する公共施設などの資産を長期的、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動。

*地方公共団体の財政健全化に関する法律：地方公共団体の財政健全化を目的として、毎年、財政状況をチェックする4つの指標を議会に報告し、公表することを定めた法律。

*新公会計制度：単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、新たに複式簿記などの企業会計手法を導入し、資産や負債という行政資源の残高や変動、コスト状況など一般企業と同様な財務諸表を作成し、自治体の財政状況をわかりやすく開示する制度。



○広域市町村との連携

【現況と課題】

諏訪広域圏は、恵まれた自然環境や、永年培われてきた歴史、文化を背景に、政治、経済など多様な関わりが有機的に結合し、時代を先取りしながら発展してきました。

時代の経過とともに、道路交通網などの社会資本が形成され、自動車を中心とする社会の進展により、市民の日常生活圏や経済活動の範囲は市町村の区域を越えて広がり、高度情報化、少子高齢化、国際化など、社会構造の変化による住民のライフスタイルの変化も相まって、住民ニーズに的確に対応できる、行政サービスのより広域的な提供が求められています。

このような中で、広域的課題に取り組むことを目的に平成12年に発足した諏訪広域連合については、国による、ふるさと市町村圏認定にともない策定した「ふるさと市町村圏計画」の終了後、新たに策定した「第3期諏訪広域連合広域計画*」に基づき、大規模化する災害から住民の生命、身体および財産を守るための「諏訪広域消防本部一元化実施計画」に基づく取り組みをはじめ、保健医療福祉、環境保全、産業振興など、地域の発展、活性化の実現に向けて、より効率的、効果的な運営が求められています。

一部事務組合で扱う事務など、近隣市町村と共同して行う取り組みについては、従来の火葬場やし尿処理施設の運営に加え、湖周2市1町で設置する湖周行政事務組合による、効率的なごみ処理を行うための新しいごみ処理施設の設置、運営など、構成団体のさらなる連携強化と相互協力が期待されます。また、効率的で安定的な行政サービスを提供するために、その他の行政機関などの広域での共同設置についても課題となっています。

諏訪圏域の合併については、過去の合併経過を踏まえながら、先行した他地域における現状などの検証を進め、的確な情報提供や民意の把握に向けた取り組みが必要です。

さらに、国の新しいかたちづくりをめざして検討が進む道州制*や都市機能の集約とネットワーク化を図るための定住自立圏構想*については、今後の国、県の動向に注視していく必要があります。



【資料・データ】

諏訪地域広域市町村圏

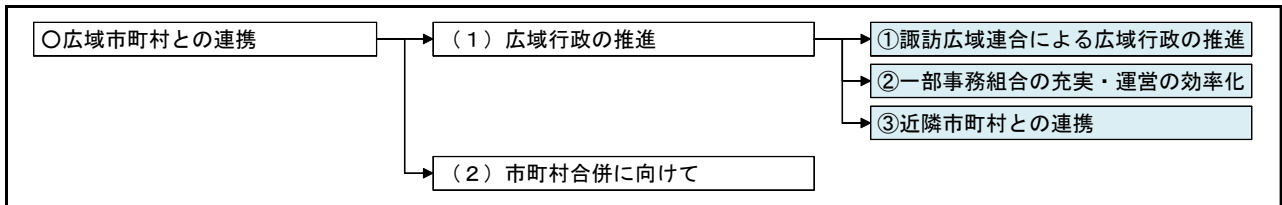
| 区 分 | 面 積 | | 人 口 | | |
|------|-----------------------|---------|---------|---------|---------------------------|
| | 面積 (km ²) | 構成比 (%) | 人口 (人) | 構成比 (%) | 人口密度 (人/km ²) |
| 岡谷市 | 85.19 | 11.91 | 51,207 | 25.52 | 601.1 |
| 諏訪市 | 109.91 | 15.36 | 50,348 | 25.09 | 458.1 |
| 茅野市 | 265.88 | 37.17 | 55,679 | 27.75 | 209.4 |
| 下諏訪町 | 66.90 | 9.35 | 20,918 | 10.43 | 312.7 |
| 富士見町 | 144.37 | 20.18 | 15,006 | 7.48 | 103.9 |
| 原村 | 43.16 | 6.03 | 7,482 | 3.73 | 173.4 |
| 合 計 | 715.41 | 100.00 | 200,640 | 100.00 | 280.5 |

※面積は諏訪地方統計要覧、人口は長野県毎月人口異動調査（平成25年10月1日現在）による。

岡谷市加入の一部事務組合等

| 区 分 | 事業内容 | 構成市町村 |
|----------|---------------------------------------|------------------------------|
| 湖北行政事務組合 | し尿処理施設の設置 | 岡谷市・下諏訪町・辰野町 |
| | 火葬場の設置・運営 | 岡谷市・下諏訪町 |
| 湖周行政事務組合 | ごみ処理施設の設置・運営 | 岡谷市・諏訪市・下諏訪町 |
| 諏訪広域連合 | 介護保険事業 消防に関する事務 その他諏訪広域連合に関わる事務 | 岡谷市・諏訪市・茅野市・ 下諏訪町・富士見町・原村 |

【施策の体系】



(1) 広域行政の推進

① 諏訪広域連合による広域行政の推進

諏訪広域連合の効率的な行政運営に努めながら、「第3期諏訪広域連合広域計画」に掲げた将来像の実現をめざして、安全安心な地域づくりを目的とする「諏訪広域消防本部一元化実施計画」に基づく取り組みをはじめ、魅力と活力ある圏域の発展に向けた地域づくり事業や行政サービスの推進を図ります。

② 一部事務組合の充実・運営の効率化

広域的業務を担う一部事務組合の充実と効率的な運営に努めながら、多様化や高度化する住民ニーズに的確に対応するとともに、各市町村間における生活基盤施設などの機能分担や共同化を図るなど、広域の一体的な発展に向けた事業を推進します。また、行政機関などの広域での共同設置についても研究を進めます。

③ 近隣市町村との連携

地域活性化のため、近隣市町村と連携して行う広域幹線道路の整備や広域的催事などの取り組みに対して、密接な関係を有する近隣市町村との連携、協力の維持発展に努めます。

また、道州制の導入や定住自立圏構想などの今後の地方自治体のあり方については、国の動向に注視しながら情報収集に努め、必要な対応を行います。

(2) 市町村合併に向けて

道州制が導入された場合の市町村に与える影響や、市町村が果たすべき役割、また、合併そのものに及ぼす影響など、情報収集に努めながら、合併に関する研究を深めます。また、民意を把握しながら必要な情報の提供に努め、将来の合併機運の高まりに備えた対応を検討します。

【用語解説】

- * 第3期諏訪広域連合広域計画：平成24年度から平成28年度までの5年間の諏訪6市町村の進むべき道筋を明らかにし、総合的な圏域づくりを推進するため諏訪広域連合が策定した計画。平成23年度に策定。
- * 道州制：現在の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ「道」、「州」という単位の広域行政体をつくり、財政基盤の強化と行政のスリム化を図りながら、地方分権を進めるという制度。
- * 定住自立圏構想：中心の都市とその周辺の市町村とで圏域をつくり、行政、民間のさまざまな機能を役割分担しながら住民生活を活性化させようというもの。

付属資料

| | | |
|-------|-----------------------------|-------|
| ■□■□■ | 後期基本計画策定の経過 | ■□■□■ |
| ■□■□■ | 岡谷市基本構想審議会条例 | ■□■□■ |
| ■□■□■ | 岡谷市基本構想審議会委員公募要領 | ■□■□■ |
| ■□■□■ | 岡谷市基本構想審議会委員 | ■□■□■ |
| ■□■□■ | 岡谷市基本構想審議会に対する市長の諮問 | ■□■□■ |
| ■□■□■ | 岡谷市基本構想審議会から市長に対する答申 | ■□■□■ |
| ■□■□■ | 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見 | ■□■□■ |

後期基本計画策定の経過

| 年月日 | | 説明 |
|-----|-----|--|
| 3月 | 27日 | 第4次岡谷市総合計画後期基本計画策定プロジェクトチーム発足 ※以後、プロジェクトチーム会議を6回開催 |
| 4月 | 11日 | 第1回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| 5月 | 15日 | 市民アンケート（1,000人対象） |
| 7月 | 7日 | 第1回市民総参加のまちづくりフォーラム |
| | 11日 | 第2回市民総参加のまちづくりフォーラム 第2回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| | 17日 | 第3回市民総参加のまちづくりフォーラム |
| | 22日 | 第3回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| | 23日 | 第1回まちなかアンケート |
| | 26日 | 第4回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| | 27日 | 第4回市民総参加のまちづくりフォーラム 第2回まちなかアンケート |
| | 29日 | 第5回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| 8月 | 2日 | 第1回子ども会議 |
| | 8日 | 第2回子ども会議 |
| | 12日 | 第6回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| | 21日 | 臨時行政管理委員会 ※「後期基本計画(案)」決定 |
| | 26日 | 市議会全員協議会 ※「後期基本計画(案)」報告 第1回岡谷市基本構想審議会 ※委嘱、「後期基本計画(案)」諮問 |
| | 27日 | パブリックコメント（第一次） [～9月24日] |
| | 31日 | 第3回子ども会議 |
| 9月 | 20日 | 第2回岡谷市基本構想審議会 |
| | 30日 | 市議会全員協議会 ※「後期基本計画(案)」意見聴取 |
| 10月 | 1日 | 第3回岡谷市基本構想審議会 |
| | 11日 | 第4回岡谷市基本構想審議会 |
| | 17日 | 第5回岡谷市基本構想審議会 |
| | 23日 | 第6回岡谷市基本構想審議会 |
| 11月 | 1日 | 第7回岡谷市基本構想審議会 |
| | 14日 | 岡谷市基本構想審議会 ※「後期基本計画(案)」答申 |
| | 16日 | 第5回市民総参加のまちづくりフォーラム ※パネルディスカッション |
| | 28日 | 第7回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| 12月 | 2日 | 第8回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| | 16日 | 臨時行政管理委員会 ※「後期基本計画(修正案)」決定 |
| | 18日 | 市議会全員協議会 ※「後期基本計画(修正案)」報告 |
| | 19日 | パブリックコメント（第二次） [～1月17日] |
| 1月 | 27日 | 第9回岡谷市総合計画後期基本計画策定委員会 |
| 2月 | 3日 | 行政管理委員会 ※「後期基本計画」決定 |



岡谷市基本構想審議会条例

昭和52年6月25日

条例第19号

(設置及び所掌事項)

第1条 岡谷市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、岡谷市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員は、第1条に規定する市長の諮問に係る審議が終了したときは、その任期を終るものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて委員で構成する部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、企画政策部企画課に置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

岡谷市基本構想審議会委員公募要領

1 目的

この要領は、市政の意思形成過程に市民等が直接参加する機会を確保するため、岡谷市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を審議することを目的に設置した岡谷市基本構想審議会の委員を市民等から公募することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

委員総数15人のうち公募による委員は3人とする。

3 委員の任期

審議会の設置規定に定める任期とし、8月下旬に予定する市長の諮問から審議が終了する日まで。(8月下旬から11月初旬を予定)

4 応募資格

公募により委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応募日現在で他の審議会等の委員となっていない者
- (2) 本市の特別職及び常勤の一般職員並びに議員でない者

5 応募方法

応募しようとする者は、応募申込書(様式1)に必要な事項を記入のうえ、小論文を添えて企画課へ提出するものとする。

6 小論文のテーマ

「岡谷市のまちづくりについて」(800字以内)

7 周知方法

岡谷市ホームページ、行政チャンネル、地元新聞紙への記事掲載

8 募集期間

7月1日(月)～7月19日(金)

9 その他必要事項

特になし



岡谷市基本構想審議会委員

(五十音順)

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 会 長 | 横 内 敏 子 | 岡谷市衛生自治連合会 |
| 副会長 | 小 口 久 一 | 岡谷市区長会 |
| 副会長 | 太 田 博 久 | 岡谷市民憲章推進協議会 |
| | 鮎 澤 春 雄 | 岡谷市連合壮年会 |
| | 和 泉 ふみ子 | 一般公募 |
| | 伊 藤 覚 | 岡谷労務対策協議会 |
| | 笠 原 亥一郎 | 岡谷市地域福祉支援会議 |
| | 片 桐 協 子 | 一般公募 |
| | 小 林 睦 巳 | 岡谷商工会議所 |
| | 高見澤 恒 子 | 岡谷市女性団体連絡協議会 |
| | 濱 道 夫 | 岡谷市社会教育委員の会議 |
| | 丸 山 善 行 | 岡谷市P T A連合会 |
| | 宮 坂 博 明 | 一般公募 |
| | 矢 島 進 | 岡谷市消防団 |
| | 山 田 昌 義 | 諏訪圏青年会議所 |

25企第31号
平成25年8月26日

岡谷市基本構想審議会
会長 横内 敏子 様

岡谷市長 今 井 竜 五

諮 問 書

岡谷市基本構想審議会条例第1条の規定に基づき、第4次岡谷市総合計画後期基本計画について諮問申し上げます。

平成25年11月14日

岡谷市長 今 井 竜 五 様

岡谷市基本構想審議会
会長 横 内 敏 子

第4次岡谷市総合計画後期基本計画について（答申）

平成25年8月26日付25企第31号をもって貴職から諮問されました第4次岡谷市総合計画後期基本計画について、本審議会は慎重審議の結果、別添のとおり答申します。



(別 添)

地方分権の進展により地方自治体は自主・自立の運営を求められています。岡谷市は、激動する社会情勢と長引く景気低迷の中、厳しい行財政運営を強いられていると思います。リーマンショックに端を発する経済不況は、産業界ばかりでなく私たちの生活にも大きな影を落とし、アベノミクスの効果もなかなか実感できない状況にあります。加えて、平成18年7月の豪雨災害や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模災害と福島第1原子力発電所事故の発生を受け、生活の「安全・安心」を求める市民の声が高まってきており、私たち市民が行政に求めるニーズは年々多様化し、複雑化してきています。

今回諮問された第4次岡谷市総合計画後期基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像である「みんなが元気に輝いたくましいまち岡谷」の実現に向けて、今後5年間に岡谷市が進んでいく道筋が明確に示されており、その推進に大きな期待を寄せるところですが、厳しい財政状況の中では、優先度を見極めて事業を実施することが大切になってきます。

特に、後期基本計画を推進していく今後5年間は、私たちの生命と健康を守る新岡谷市民病院をはじめ、新消防庁舎、新蚕糸博物館、看護専門学校、諏訪市、下諏訪町と取り組んでいる新ごみ処理施設など、市民生活の安全・安心を守り、健康で生きがいを持って暮らしていくための生活基盤を支える施設が次々に完成してまいります。こうした施設を、市民に親しまれ、愛される施設として、有効に活用し生かしていくことが重要となってきます。

そのためにも、具体的な取り組みを市民にわかりやすく提示し、市民の理解と協力を得ながら本計画を力強く推進していただくようお願いいたします。

本審議会では慎重に審議を重ねた結果、市民の幸せな暮らしの実現と、岡谷市のより一層の発展を願い、次のとおり意見・要望を添えて答申とします。

意見・要望等

【 全般的事項 】

1. 近年、全国で発生している大規模災害により、市民生活への不安が増してきています。市民の生命や財産、健康を守るための重点プロジェクトである「安全・安心の伸展」に基づく、積極的な取り組みをお願いします。
2. 人口減少が今後も進むことが予測される状況を踏まえ、住居・福祉・医療・交通などさまざまな都市機能を集積し、可住地面積や人口規模に適した機能性の高いまちづくりについて、長期的な視野にたって取り組んでいただくよう要望します。

【 基本目標1「魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち」 】

1. 後期重点プロジェクトである「たくましい産業の創造」を実現するため、本市の基幹産業である工業の振興を主体としながら、まちの活力を高めるため、商業や観光の振興にも積極的に取り組むよう強く要望します。また、市内の企業、店舗の効果的な情報発信の推進についても取り組みをお願いします。
2. 工業振興では、策定中の「工業活性化計画」の着実な実行の下、市内企業が保有している洗練された高度な加工技術の継承や企業間の連携による新たな付加価値の創造、医療や福祉、環境といった成長産業分野への参入など、本市の産業を支える市内中小企業の支援についてさらに積極的に取り組まれるよう要望します。また、雇用機会の拡大を図り、市内工業界に新たな風を吹き込めるよう、企業等の誘致についても引き続き取り組むことを要望します。
3. 商業振興では、市街地ににぎわいを生む魅力的な活性化施策を継続的に実施するとともに、空き店舗の解消を図るなど、中央通りを含む中心市街地、地域の商店街や個店の支援にも積極的に取り組むよう要望します。

4. 「岡谷ブランドブック」に掲げる「湖に映える美しいものづくりのまち」は素晴らしい言葉です。観光の振興を図るため、諏訪湖などの恵まれた自然環境や、シルク岡谷の歴史を伝える新蚕糸博物館、近代化産業遺産群などの歴史的資源、さらには地域の特産品の効果的な活用を図るなど、回遊性を高めるとともに、産業観光の取り組みを市民との協働により推進されるよう要望します。
5. 企業体質の強化や、後継者不足に対応するため、UターンだけでなくIターン、Jターンを含めた若年労働力の確保を図るとともに、女性の就労支援にも取り組むよう要望します。

【基本目標2「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」】

1. 市民の健康を守るため、各種健診の受診率向上や、感染症の予防に積極的に取り組むよう要望します。
2. 平成27年度に開院する岡谷市民病院について、医療環境の変化に柔軟に対応しながら、市民ニーズの把握と、健全な経営に努め、思いやりがある、市民に親しまれ信頼される病院となるよう強く要望します。
3. 後期重点プロジェクトのひとつである「輝く子どもの育成」のため、子育てに悩む家庭や、働きながら子育てをする家庭などに対し、子育てに関する相談体制の充実を図り、行政や地域、企業等が一体となったきめ細かい子育て支援についての取り組みを要望します。
4. 少子化対策については、未婚の男女が増えていることから、出会いの場の創出が必要となっています。こうした婚活事業については、広域的に、大きな規模で取り組むことが有効ですので、県や広域連合が行なっている事業の積極的な活用と支援を要望します。
5. 地域サポートセンターについては、地域福祉の推進はもちろん地域コミュニティをより活発にしていく面からも、設置の促進と、地域間の情報交換や設立後の支援について積極的な取り組みをお願いします。

【基本目標3「自然環境と暮らしが調和した、安全・安心のまち」】

1. 諏訪湖の浄化については、観光資源としての魅力を高めるためにも、県や近隣市町村との連携の下、積極的に取り組み、環境保全を図るよう要望します。
2. 生ごみを含む可燃ごみの減量と、ごみの分別、資源化を推進するとともに、不法投棄についても、条例に基づき監視体制を強化し、環境保全と循環型社会の実現に取り組むよう要望します。また、子どもエコクラブなど、環境活動に取り組む子どもたちの団体について積極的な支援をお願いします。
3. 市民が安心して生活できるよう、空き家の適正管理や防犯灯の設置など防犯対策に積極的に取り組むとともに、子どもの交通安全指導などについて取り組みを進めるよう要望します。
4. 再生可能エネルギー利用促進の取り組みについては、早急に取り組むべき課題であり、公共施設への導入も含め、積極的に推進されるよう要望します。
5. 近年多発する豪雨による溢水被害など、災害への対策は喫緊の課題であると思います。予期せぬ場所や規模の災害の発生を念頭に、平成18年7月豪雨災害の教訓を活かした災害発生時の情報提供に万全を期するとともに、県など関係機関と連携し、防災・減災対策を早急に進められるよう要望します。また、地域防災力の根底を支える組織であるとともに、地域の人材育成にも大きな役割を果たす消防団についても、団員確保への積極的な支援をお願いします。

【基本目標4「生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち」】

1. 青少年の健全育成のため、いじめや不登校などの課題に的確な対応を図るとともに、家庭問題や生活環境など、様々な課題を抱える子どもたちが安心して学び、育つよう、家庭、学校、地域が連携して支えられる環境づくりの推進を要望します。
また、放課後子どもの居場所づくりや学童クラブの充実を図り、子どもの自発的な成長を促す活動を含めた青少年活動の推進をお願いします。



2. 子育てに関する学校への依存度が高まり、教師の疲弊が指摘される中、学校と家庭、教師と保護者の情報共有の難しさなどから生じる様々な問題が心配されています。学校、家庭、地域がお互いの役割を再認識し、より一層連携を深めながら、未来を担う子どもたちの健全な成長を図るための仕組みづくりに取り組むよう要望します。
3. 新美術考古館や新蚕糸博物館、点在する史跡公園を最大限に活用し、製糸に始まるものづくりの伝統など、岡谷市独自の歴史、文化の継承と発展に向け積極的に取り組まれるよう要望します。新美術考古館については、市民による施設の利活用を促進するとともに、商店街の中という立地と、近隣の文化施設、生涯学習施設との連携を最大限に活用し、文化を核にしたまちづくりの推進に取り組むよう要望します。
4. 充実したスポーツ施設など、恵まれた環境を有効に活用し、幼少期からスポーツに親しむことのできる環境づくりや生涯スポーツのさらなる推進を図るとともに、公益財団法人岡谷市体育協会等と連携しながら、青少年を教えるスポーツ指導者の育成やスポーツ団体への支援を行うようお願いいたします。

【 基本目標 5 「快適に生活できる、都市機能の充実したまち」 】

1. 岡谷駅周辺をはじめとする中心市街地の整備や岡谷インターチェンジ周辺的环境整備などについては、社会経済情勢の変化を的確に捉える中で、地域や関係機関等と調整を図りながら、まちの玄関口としての魅力をより一層高めるよう、対応をお願いいたします。
2. 市営住宅の適正な管理について、単身高齢者が増加していることから、安心して生活ができるようきめ細かい対応をお願いいたします。
3. 人口減少に歯止めをかける移住・定住対策として、空き家の積極的な活用を要望します。
4. 子どもから高齢者まで誰もが憩うことのできる場所の充実を図るため、諏訪湖畔や日常生活に身近なまちなか空間に、安らぎの場を設けるための取り組みを積極的に進められるよう要望します。
5. 市民の安全な通行に配慮した、人や自転車にやさしい道路の整備を積極的に推進するよう要望します。特に、通学路については、子どもの安全が確保されるよう積極的な取り組みをお願いいたします。

【 総合計画の推進に向けて 】

1. 「市民総参加のまちづくり基本条例」の市民へのより一層の周知を図り、市民がまちづくりに参加する機会をさらに広げていくことにより、市民の参加意識の向上を図るとともに、行政と市民の役割分担のもと、協働により施策が推進されるよう要望します。
2. 市民のまちづくりへの参加を求めるため、わかりやすい情報発信により、市の取り組みについて理解してもらうことに加え、岡谷市を市内外へ向けて積極的にPRしていくことが重要です。あらゆる情報伝達手段を有効かつ積極的に活用し、必要な人に必要な情報が着実に届くよう努めることで、より開かれた市政運営を推進するようお願いいたします。
3. 岡谷市における行政と各区との連携・協力体制は有効に機能しており、たいへん重要なものですので、今後も積極的に連携を図るようお願いいたします。
4. 行政組織においては、部署間のさらなる連携強化を図り、効率的、効果的な施策の推進に取り組むよう要望します。
5. 行財政運営の効率化と事業効果を高めるため、広域圏または近隣市町村との連携を深め、広域的な取り組みを推進されるようお願いいたします。

(参 考)

審議の際に出された主な意見・要望等

《基本目標 1 「魅力と活力にあふれる、にぎわいのあるまち」》

【政策 1 基幹産業の振興】

- ・工業・商業共、近年の販促活動はインターネットを介してのアピールが有効である。ホームページの開設、運営支援など、市として積極的な支援をお願いしたい。
- ・営業能力が弱いのだと思う。そのコーディネートを支援していただきたい。
- ・企業立地、工業活性化対策について、後期においては、早期に具体的な計画を立てて実施していく必要があると思う。
- ・後継者が不足する中で、今後も事業所数が減っていくと思う。岡谷のメリットは集積地で協力体制がとれること。技術の継承が大切。
- ・部品製造の企業は多いが、完成品を作る会社が少ない。分散しているいろいろな業種、技術を集めて工場アパート的なものを検討するべき。
- ・企業側にとって岡谷に来る価値は技術と技術のコーディネートであり、市内で独自の製品を作っていくことが理想。そこに企業誘致のチャンスがあると思う。
- ・健康医療、環境エネルギーのメッカとなる地域にしていくため、成長産業への新規参入支援をお願いしたい。
- ・企業誘致も必要だが、地元でがんばっている将来性のある企業へのさらなる支援をお願いしたい。
- ・スマートデバイスは分かり難く、明確ではないと思う。もっとシンプルに、分かりやすく表現して欲しい。
- ・情報発信により成長産業の企業誘致を積極的に進めることで、若者が集まり、人口減にも少子化にも歯止めがかかることにつながると思う。

【政策 2 産業の振興】

- ・中央通り 4～7丁目及び他の商店街の活性化について、支援をお願いしたい。
- ・中心市街地活性化にあっては一体性、回遊性のある商業地化はとても重要に思える。思い切った政策を期待したい。
- ・大規模な商業活動域の変化により、空き店舗数が増え、中央通りの商店、銀座、東銀座の商店街が影響を受けるのではないか。
- ・今後商業者(個店)が増えるとは考えられない。地域の個店が減少した場合の買い物難民をフォローする必要があるのではないか。
- ・大規模商業施設と既存商店街の業種的な住み分けが必要。
- ・観光について、岡谷に寄ってもらって市内にお金を落としてもらおうような発想が大切。
- ・よい土産品、農産物、工芸品等あるので、道の駅など整備して、岡谷市のあらゆる土産品、農産物、工芸品を集め、そこで岡谷市を知ってもらうことが大切である。
- ・湊の諏訪湖周辺を美化、整備を図り、観光資源に活用できる雰囲気作りが必要である。
- ・観光は諏訪湖や山、やまびこ公園などあるものを最大限に生かし、付近に使える物があれば最大限に利用することが大切。
- ・「湖に映える美しいものづくりのまち」は大変すばらしい言葉と思う。ものづくりに加え、諏訪湖、やまびこ公園を抱えた岡谷は産業観光としての価値があると思う。
- ・諏訪湖周辺のこと考えると、観光化していくことが重要。しっかりと進めて欲しい。
- ・野菜の日など推進しているが、何かひとつでも岡谷ブランドとして売るのはどうか。
- ・観光について、点と点を結ぶということが大切。また、現消防庁舎の後利用として太鼓会館を作ればどうか。



- ・岡谷の観光には、エクスカージョンの活用が不可欠。製糸に関する近代化産業遺産群や蚕糸博物館などを十分に生かし、案内人の育成など岡谷市民も参加をすることが大切。
- ・湊地区に道の駅というのも大変良い話と思う。諏訪湖周辺のことを考えると、観光化していくことが重要。スワレイクパークとして、一周全部公園にすればよいと思う。広域で、下諏訪、諏訪市と連携して大きな公園とすれば良いと思う。

【政策3 勤労者対策の推進】

- ・女性の就労支援をより充実する必要がある。子育て世代の女性にあっては、働きやすい環境作りが大変重要なことである。
- ・I、Jターン組を採用できるような仕組みを作って欲しい。企業にとっても地元だけではないほうが良い。
- ・Uターン学生の確保について、岡谷出身者だけではなく、幅広く採用できる様な仕組み作りをお願いしたい。
- ・大学を出て、就職したくても他所へ出てしまう。技術の継承は腰を据えていかないといけない。後継者のいない企業の技術が続くようにしっかりと支援して欲しい。

《基本目標2「ともに支えあい、健やかに暮らせるまち」》

【政策4 保健・医療の充実】

- ・ガン関係だけで5種類の検診があり、多くの方が検診を受けられているが、一部では予防検診受けない方が結構多くいる。受診の促進に努めて欲しい。
- ・母子保健の充実について、市内で産むことができず、市外で出産している人がいると聞くと、市内で出産しやすい支援をお願いしたい。
- ・多くの方が育児に不安を持っている。相談できる人を早く見つけることが大切。早めに公的な支援や対応をお願いしたい。
- ・母子家庭の相談体制については特に子供の育成に注意し、長時間保育や保健師の派遣を重点に行ってほしい。
- ・新病院の期待は大きい。中身が大事。思いやりなどの接遇に力を入れて欲しい。
- ・病院事業において、予防医療、健康診断等は市外からも健診を受けやすい体制作りが必要。
- ・人口が減少するなか、岡谷病院は7万人位が来院する予定となっている。まず存続できる事が大切。
- ・病院建設、先行きに期待している。今は良い先生がいるが、ある時期になると信大に戻ってしまう。医師を幅広く集めるなど、良い先生がいる状態を続けて欲しい。

【政策5 子育て支援の充実】

- ・産後の健診について、病院の外に託児があるが無料化できないか。また、手数料の無料化をお願いしたい。
- ・子育てについては近くに相談できる人を見つけることが大切。保育園の職員・保母さんと子育て中の親との交流を多くするなど、心配事や悩み、問題点等を定期的に聞き、きめ細かい保護者の支援をして欲しい。
- ・暮らす地域で保育ができることが大切である。
- ・児童の幼稚園の就園を奨励するとあるが、奨励という表現を変えた方がよい。
- ・勤めている女性がいて、子育ては難しい。働く女性が子育てできるように、どこかに預けることが安心してできるとか考えて欲しい。
- ・3人目以上の子供に対しての支援をもっと大胆なものにして欲しい。出生数や他市町村からの転入を増やせるのではないかな。
- ・3世代同居の推進について、岡谷市で今後のことを見据えて着手をして欲しいと思う。
- ・現在未婚男女が多数市内にいると思う。行政主導で婚活事業を行ってはどうか。
- ・人口減対策としての婚活について、各企業にも声がけして他市町村との交流などはどうか。
- ・県が主導で婚活に取り組む「婚活に向けたおせっかいおばさんの養成の研修」がある。近所だと顔が見えてしまうということもあるので、広域的に取り組めばいいと思う。

【 政策 6 福祉の充実 】

- ・地域サポートセンターについて、事業の内容など市で指導や設立後のフォロー、状況把握を継続していく必要がある。
- ・地域サポートセンターについては、地域で取り組みの内容が違う。各地域での取り組みの情報を提供していけば地区での活動が活発になると思う。
- ・地域サポートセンターがどういう役割を担うのか、分かりやすく周知して欲しい。
- ・地区によっては、すべての団体がサポートセンターに所属していて、子供向けの行事などでは育成会、PTAなど、高齢者向けは壮年会、一般向けは・・・など明確な区分けができています。こうした取り組みを推進してはどうか。
- ・障害者福祉の推進について、発達障害者が年少者を中心に多くなってきている。対処内容が法律的にも少なく、今後の大きな課題と思う。検討をお願いしたい。

《基本目標 3 「自然環境と暮らしが調和した、安全・安心なまち」》

【 政策 7 環境保全の推進 】

- ・再生可能エネルギー普及啓発の推進は継続してほしい。公共施設への導入も積極的に推進していくべきではないか。
- ・災害、緊急時のことも踏まえ、新病院、新消防庁舎、ごみ処理施設への再生可能エネルギーの積極的な導入が必要ではないか。
- ・エネルギーについて、バイオマス燃料は岡谷市でも実際に作っているものがある。活用について検討してはどうか。
- ・住み良いきれいな街の推進は大切だと思う。市民全体でゴミのポイ捨て防止に努めるとともに、ゴミ箱の設置個所も増やしてはどうか。
- ・野外焼却、不法投棄に困っている。ポイ捨て条例があるが、近所同士でトラブルになるなど市民には対応が難しい。市として取り組みをお願いしたい。
- ・不法投棄監視についてあまり効果があがらない。ペナルティを科せる、厳しいものが必要ではないかと思う。
- ・こどもエコクラブについて、教育委員会、育成会を通じて団体数を増やすなど、活動の支援をお願いしたい。
- ・アレチウリ駆除について、市としては全市的に駆除できる体制をとってほしい。
- ・自然環境保全の推進で諏訪湖浄化の促進について、市だけではなく、県や国と連携して取り組んで欲しい。

【 政策 8 循環型社会の構築 】

- ・ごみ分別について、生ごみや小さな紙についても、今はほとんどリサイクルできる。できれば監視を強化してほしい。
- ・分別が進んでいるが、新しい清掃工場ができてでも可燃ごみの減量は必要。特に生ごみが課題なので回収の拠点を増やすなど対応をお願いしたい。
- ・公衆浴場が2軒になったというのは利用者が少ないからだと思うが、2軒だけで市民が普通の生活ができるのか不安になる。
- ・内山霊園は、景観やアクセス、価格の面で選択しやすい条件が整っている。今後も新規造成の継続をお願いしたい。
- ・後継者のいない方を合同で埋葬することが可能な「共同合祀墓」を整える必要性を感じる。

【 政策 9 安全・安心な暮らしの確保 】

- ・塚間川、大川は依然として溢水被害が続いている。より効果的な対策をお願いしたい。
- ・塚間川については改修が終わっているように思うが、溢水したということは、規模的に防止するだけのものができていないということ。対策をお願いしたい。
- ・豪雨が「想定外」ではない気候になってきたので「想定内」とした市内排水路の見直しを順次進めていく必要がある。
- ・危機管理マニュアルなどの整備は進んでいると思うが、市民に対するマニュアルの中身の周知、



危機管理の内容を市民がどの程度理解しているかを把握することが大切。

- ・空き家の老朽化が進んできている。解体もしくは補修という、所有者に対する対策が書いてあるが、安全に関しても心配。対策をお願いしたい。
- ・高校生、中学生の自転車事故が多くなっている。小学生に自転車を教えることは大切だが、それ以降の交通安全意識の高揚も重要。教育委員会と協力して意識啓発をして欲しい。
- ・市内では学校に通う通学路の歩道が大変狭い個所が多数点在している。安全な歩道の充実も重要項目に取り入れていただきたい。
- ・防犯について、防犯活動の推進とともに積極的なLED防犯灯の設置をお願いしたい。
- ・消防団について、防災意識の向上、人材育成など、市民に必要とされている組織だと思う。新入団員確保にもっと力を入れていただきたい。
- ・災害情報伝達体制について、防災ラジオは有意義だと思う。個数を増やすなど、少しでも皆さんに聞いていただきたい。
- ・上下水道について、節水、節約により使用量が減ると収入が減ると思う。コスト削減を考えていただければありがたい。

《基本目標4「生涯を通じて学び、豊かな心を育むまち」》

【政策10 生涯学習の推進】

- ・不登校の児童・生徒数が目標指標からなくなっている。不登校というのは大きな重要項目である。不登校をゼロに近づける施策を入れて欲しい。また、指標としても満足度でなく明確に不登校の児童・生徒数にして欲しい。
- ・特別支援教育について、障害者など不自由な方を指すと思うが、貧困家庭も問題となっている。そういう貧困家庭に対する取り組みがあればと思う。
- ・教職員の研修等も増やしていると思うが、研修の充実だけでなく違ったアプローチはできないものか。
- ・先生の言葉、態度が子どもの成長に大きな影響を与える。激務で先生が疲れていたり、病んでいると子どもにとって良い環境ではない。教員に対する支援策をお願いしたい。
- ・部活動から社会体育への移行など、学校や先生と、保護者との意思疎通がうまくできていない。市内中学共通の問題なので、市が説明をするなど支援体制をお願いしたい。
- ・緊急性を要する内容に24時間対応する児童相談専用電話についてはあまり周知がされていない。周知・広報に力をいれてもらいたい。
- ・子ども総合支援センターには終日子育ての不安に答える110番の設置をお願いしたい。祖父母や地域とつながりが持てない育児世代も多くいる。
- ・学童クラブについて、高学年の受け入れについて、実施する場合は、担当者を増員し地域ボランティアと連携できるよう要望したい。
- ・高学年を受け入れていくのであれば、役所だけでは対応できないので、ボランティアも協力していくことが必要。
- ・「人を活かす市政」として、地域社会の中で、コミュニケーション能力や社会順応性の向上を目的とした社会教育の充実を図り、人材育成の場を構築して欲しい。
- ・教員住宅は敬遠されていて、一般のアパートを借りる方も増えていると聞く。老朽化して壊した方がよいものも見られるので対応をお願いしたい。
- ・学校の施設の整備について、市内の学校はだいぶ老朽化して特にトイレの臭いなど気になるので整備して欲しい。

【政策11 文化・スポーツの振興】

- ・ララからイルフまでを岡谷の文化ゾーンと捉え、生涯学習館に図書館を設置してはどうか。読書は教育にとって大切なので取り組んで欲しい。
- ・蚕糸博物館と美術考古館がもう少しオープンする。せっかくできるので、これからどう利用していくか。ソフトの充実に努めて欲しい。
- ・美術考古館について、館長は専門的な知識がある方と思うが、運営を魅力的なものにしていくには運営審議会のような組織が必要ではないか。イルフと美術考古館を両輪として、文化のかおり

高いまちづくりをお願いしたい。

- ・空き店舗を美術館にすることについて、全国に例が無いことであり、外からお客さんを呼べるような、いいお手本になる運営をお願いしたい。高度な専門的な知識のある学芸員を配置して欲しい。
- ・史跡公園について、色々な史跡を巡るような取り組みをお願いしたい。
- ・蚕糸博物館ができるが、明治から昭和初期にかけて実際にやってきた方々が高齢になり、話を聞く機会がなくなってくる。一刻も早く、話を聞いて、資料を残す取り組みをお願いしたい。
- ・岡谷市民は素晴らしいスポーツ施設に恵まれている。目標値を超える施設利用がある。これらを活用した生涯スポーツの推進にさらに取り組んで欲しい。
- ・子ども達のスポーツは、学校以外でも民間の活動団体が盛んになってきた。指導者の育成や資格取得などを行政が支援し、良い団体とすることで子ども達の成長につながると思う。
- ・スポーツ施設にはスワンドームやスケート場など立派な施設があるが、活かされてない。岡谷市体育協会と市で連携をとって活用を図って欲しい。
- ・スポーツ振興の中で、スポーツ大会への子どもたちの参加を求めていくこと大切。
- ・スポーツの振興について、岡谷市からオリンピック選手やトップアスリートを輩出できるような仕組みを考えてもらいたい。
- ・子どもの成長に合わせた指導が大切と考える。継続した取り組みをお願いしたい。
- ・17歳で金メダルを取る時代。可能性のある子どもには力を入れて支援をお願いしたい。

《基本目標5「快適に生活できる、都市機能の充実したまち」》

【政策13 計画的土地利用の推進】

- ・都市計画マスタープランと今回の後期基本計画は、2年間ぐらいいは空白期間ができる。27年以降でないといけないのではないのか。
- ・駅前活性化と共に、ラオカヤの見直し、再利用について何とかならないか。
- ・天竜川の管理は県だが、自然環境の保全という意味合いから、関係している区は、年2回の草刈りなどを実施しなければならない。区民ががんばってやっているということを県の方へ伝えて欲しい。
- ・市営住宅について、増加する単身高齢者などの状況を把握するため、定期的に回るというのが大事だと思う。きめ細かい対応をお願いしたい。
- ・可住地面積が小さいので、身の丈の大きさの市で、快適な暮らしができれば良い。そういうまちづくりが大切ではないか。
- ・人口減少について、22年先には38,000人になるという推計もあり、22年先を見た計画、できるだけコンパクトで機能性の高いまちづくりが必要。
- ・潤いある湖畔一体の整備という中で、諏訪湖の臭いについて、もう少し政策がとれないか。これは諏訪湖周辺全部で取り組まなければいけないと思う。
- ・特産の味や景観など、まちの魅力をPRしながら、空き家や宅地の販売物件などを案内するバスツアーが近隣の町で始まる時いた。岡谷もかなり空き家があるので、取り組んでみたらどうか。空き家対策としてのそういう良い事を1つずつでも進めてもらいたい。

【政策14 交通網の整備】

- ・道路の整備について、人と自転車に優しい道路をつくって、人、自転車が優先するようなまちづくりをお願いしたい。
- ・横河川の土手は、桜のトンネルという感じでとても良い場所。自動車の通行を制限するなどお年寄りや子供連れなど、憩えるような道にして欲しい。
- ・渋滞箇所が点在している。渋滞の緩和策についても考慮しながら道路整備を進めて欲しい。
- ・シルキーバスに関して、これから益々重要性が増してくる時代になると思う。持続可能な交通機関としていく取り組みをお願いしたい。



【 政策 15 都市空間の充実 】

- ・市の公園や市有地などの整備を各区・地区で自主的にやっている箇所がある。草刈機の燃料代など、市で助成できないか。
- ・既存公園の機能充実に関して、利用の少ない施設については、施設の再利用、新たな取り組みなど考えていただきたい。
- ・やまびこ公園をはじめ、出早公園、花岡公園など、諏訪湖があつて、緑が周辺にある環境はなかなかないので、観光振興に生かして欲しい。
- ・やまびこ公園は整備もよく、PRをすればもっと人が集まる要素を十分もった公園だと思う。ぜひこの公園を生かして欲しいと思う。
- ・諏訪湖ハイツから赤砂までの間を含めて、開発整備を具体的に考えていただきたい。
- ・ライフパークなど、子どもたちが自由に走ったりできる、車が入れないような地域を作ってみたら良いのではないか。
- ・街路樹の名前が表示されていることで市民にとってはまちを歩く楽しみにもなる。樹名板の設置数をできるだけ増やして欲しいと思う。
- ・緑の基本計画について岡谷市が取り組むことは良いことだと思う。インター周辺は、看板や街路樹など、美しいまちというイメージを作ってもらいたい。
- ・岡谷インターについて、まちのイメージを明るくするため、PR、看板設置、花の植栽等考えてみてはどうか。

《総合計画の推進に向けて》

【 市民総参加のまちづくり 】

- ・市民総参加について、参加意識の高い人は少ないと思う。広く市民からの意見を取り入れることで、今よりも参加意識の高い人を増やしていくことができると思う。重要事項として内容を精査し進めていただきたい。
- ・市民総参加のまちづくりで、一般市民の参加が少ないように思う。役割をどう担っていくかということ或少しずつ理解していく姿勢は大事であると思う。
- ・色々な人に来てもらって話しをする機会を作れば参加意識も変わるのでは。そんなコーディネートをして欲しい。
- ・同じ区の中の情報が把握できない。互いに情報共有をしながら、まちづくりに対して一生懸命やる人をもっと増やしていくことが大切ではないかと思う。
- ・どの区がどんなことをやっているかという情報から、いいアイデアが出る。他の区の取り組みについて情報提供する仕組み作りをお願いしたい。
- ・広報おかやに地域の情報がのっている。地域の活動の自慢みたいなものをシリーズ化すれば市民に見てもらえると思う。
- ・ただ回覧板を回すのではなく、区、衛生自治会などにそれぞれ声をかけることが大切。そういうことを地道にやっていくことが市民総参加につながるのではないか。
- ・岡谷市の活力は区の活気による。区の活気はその区の各種団体のいろいろな活動に委ねられているところが大きい。その拠点となる地区のコミュニティ、区民センターでそれをいかに充実していくかが非常に大事になってくる。小さなことをそれぞれの地区で大事にしながら一緒になって活動するというのも市民総参加のまちづくりだと思う。
- ・大きな事業所がない区だとお金がない。市からのいろいろな依頼に区は精一杯こたえようとしている。区への助成金について増額を検討して欲しい。
- ・助成金について、案外少ないなという印象。地域でこんなことをしているということを聞いて、区から要望等あれば優先的に協力をお願いしたい。
- ・地域コミュニティとして、岡谷市の21区は素晴らしい形。これをうまく活用する仕組みを考えて欲しい。
- ・区の三役などの中に必ず女性を入れていただきたい。区長会も女性区長というのはほとんどいない。

- ・男女共同参画については、積極的な登用も必要だが女性の意識改革も必要。積極的に参加する女性に対する評価など参加し易い雰囲気作りが大切と思う。

【 開かれた市政運営の推進 】

- ・情報公開、個人情報保護について、地区の活動上、本当に必要な情報を知ることができないので、柔軟な対応をお願いしたい。

【 将来を見据えた行政経営の推進 】

- ・岡谷市には多くの部、課があるが、各部署間の連携をさらに推進する仕組みを構築していただきたい。
- ・これからの5年間は病院、消防署など非常に大きなお金が動くし、借金も増えるという中で、一市民としてはこれから不安。これからの5年間は非常に厳しくなるのではないかと思う。効率的な市政運営をお願いしたい。
- ・ふるさと納税をした方に対し、産物など日常生活につながる物を贈るほうが効果的。また、ふるさと納税をすることでこういう特典があるという広報を充実してはどうか。
- ・わかりやすい予算書の資料について、人口も絡めた暮らしやすさなど、いろんな情報を入れながら作っていると思うが、より意識してお願いしたい。

【 広域市町村との連携 】

- ・市町村合併について、火葬場、ごみ焼却施設などそれぞれ合併してやっているようなもの。大きくなるほどいいこともある。協力してやれること、広域連合や隣のまちとの連携できるもの、必要なものは積極的にやって欲しい。



後期基本計画に対して寄せられた意見（パブリックコメント）

《「第4次岡谷市総合計画後期基本計画（諮問案）」に対するパブリックコメント》

| | |
|---|---|
| 1 | <p>商業復興ですが、経営者の経営意識改革が重要だと思われます。現在商品の購入はネットショッピングに移動しており、品揃え、価格、販売方法という部分において店舗販売は、劣っております。そうした中でどのような形で販売能力を上げていくかと考えたとき、インターネットの利用は勿論のこと、地域利用(例・現在岡谷市老人人口が最大という状況にあります、そのような状況を逆手に取った配達、チラシ、営業)、商店街の結束(例・商店街での季節ごとでのイベント開催 [クリスマスツリーを商店街店舗ごと独自の飾り付け]) etc を時代に合わせ行い、経営者へその考え自体を促す必要性があると私は思います。そのような経営者の為のセミナー、経営者同士の話し合いの場が意識改革に繋がり、岡谷市独自の店舗が増え市全体の復興にも繋がると思ひます。この際岡谷ブランドのマークの利用にも繋がりを持たすことが出来れば良いと思ひます。</p> |
| 2 | <p>災害に対する防災面に関してですが、現在世界各地で様々な災害が発生しております、日本においても地震、津波、異常気象、原発問題 etc の災害が発生しており、いつそのような状況が自分の身に降り掛かるのかわかりません。そのような災害に対して、市民の暮らし、避難対策・対応、減災、市民の意識向上にどこまで力を発揮できるのかが重要になってくると思ひます。</p> <p>30年以内に長野県は大地震が発生すると言われております。そうした中で岡谷市全域の対策としては勿論のこと特に諏訪湖周辺の防災対策(地盤が緩い)を強化する必要があると考えられます。全域の対策としては、建物の状況把握(建物の築年数、建物の構造種類、建築基準法の改訂前後 etc)、道路の状況把握(幅員、緊急車両が通ることが出来るのか、ブロック壁の配筋有無 etc)、旧諏訪湖と現諏訪湖との位置・地盤状況などの現状をGISデータと組み合わせ、住民に現状が震災時どのような被害になりそうなのか知って頂くことが必要です。被害予想をハードから出来る限りソフトに伝え、考える機会を与え防災町づくりなどの時に深い意見を聞き出せる状況にまで持っていけたらと思ひます。そして市民自身の自分自身で出来る防災・減災をして頂き災害に対する意識を変えて頂くことも出来ればと思ひます。</p> <p>特に岡谷市は老人人口が高い状況化から、避難所立地が重要であると考えられます。そして、確実に移動出来る避難経路を確保出来るのか・ルートを把握しているか、諏訪湖周辺の安全はしっかり確保されているか・実際どこまで機能するかという部分を出来るだけ明確にする必要性があります。その上で避難訓練を実施し、災害時多くの方が対応出来るような環境を作ることが出来ればと思ひます。</p> |
| 3 | <p>最近とみに気になっていることがあります。それは、高校等を中退して、職に就かず(就けず)ふらふらしている子供の受け皿がないということです。家庭だけに任せるのではなくて、何か支援できる、職業訓練等の紹介等の相談支援をする場があればと考えています。将来の岡谷市の健全な納税者を育てるためにも重要なことではないかと考えています。</p> |
| 4 | <p>3-2 雇用対策の充実</p> <p>中卒家居・高校中退者の受け皿がないことは大きな問題となっている。教育分野の発達支援＝教育支援とつなげて根本的な改善をねらいたい。</p> |
| 5 | <p>4-4 医療体制の充実</p> <p>この数年教育現場で生じている「小児の発達障害の専門的診療(療育を含む)」「思春期精神疾患の診療」の莫大なニーズが正しく把握されるべき。</p> <p>小児医療の中でも、発達障害の診療、思春期精神疾患の診療を強調したい。「保健、福祉」のみならず、「教育」からの行政需要への対応も謳われるべき。</p> |
| 6 | <p>6-1 地域福祉の推進</p> <p>支援センターがどこまでカバーするかは検討が必要。</p> |

| | |
|---|--|
| 7 | <p>6-2 障害者(児)福祉の推進</p> <p>一人でも多くの「税金の払える市民」を社会に位置づけるためには、この部分に相当な力を注ぐ必要がある(文科省の発表では「学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒」は普通学級に6.5%。精神科医によるある調査では路上生活者の3割が知的障害・発達障害=大きい数字)。「現況と課題」にある「連携」は、部門の垣根を越えた一体型の組織が最良と思われる。</p> <p>発達障害への具体的な就労支援(ジョブトレーニング、職場の人たちの本人理解、雇用者との折衝調整など)は、既に成功している専門機関のノウハウを取り入れていくと即効性が得られる。</p> <p>例)東京都「明神下診療所」:成人の発達障害者を対象としたデイケアや支援の専門職向けのワークショップがある。</p> |
| 8 | <p>10-1 学校教育の充実</p> <p>「関係機関」のなかでも医療機関(思春期精神科医療)との連携が特に重視されるべき。敢えて「医療機関」の文言が加わるとよい。</p> |

《「第4次岡谷市総合計画後期基本計画(修正案)に対するパブリックコメント》

| | |
|---|---|
| 1 | <p>表記についての要望です。「障害者」これは国のレベルでは、この表記となっているようですが、「障がい者」という表記をお願いしたいと思います。本来の意味とは違ってしまっている「障害者」という表記を見直している地方自治体が出てきています。率先して間違った表記をしない自治体となって頂ければと願っています。</p> |
| 2 | <p>現在、岡谷市ではスクールカウンセラーをはじめとする学校での支援体制は地域でも突出した手厚さにてサポートが行われており、大変すばらしくまた、感謝しております。そのような中で感じていることとして、親側のサポート体制の充実を希望します。現在もフレンドリー教室において、親のまなごしの会が開かれておりますが、カウンセラー、支援教室の先生なども交えて横方向の情報交換がもっと活発にできればと考えます。特に不登校、いきしぶりについては、子どもさんによって、十人十色の対応が必要であります。家庭での対応を考えてゆく上で参考になる情報をもう少し市の関係者、関係する組織・団体の方が主体となる形で発信していただければより良い回転が生まれるのではないかと感じます。</p> |
| 3 | <p>基本目標 1 政 策：1 基幹産業の振興 施 策：1-1 工業の振興 細施 策：(2)工業活性化対策の推進 細々施策：④成長産業に係る情報提供支援</p> <p>の文章中、例示されている成長産業に「航空・宇宙産業」を加えていただきたい。 (例)国や県の成長戦略などと歩調をあわせながら、健康・医療・福祉関連産業や環境・エネルギー関連産業や航空・宇宙産業などの成長産業への取り組みを支援するため、情報収集および的確な情報提供に努めます。</p> |

第4次岡谷市総合計画後期基本計画

- 発行日 平成26年
- 発行 岡谷市
- 編集 岡谷市企画政策部企画課

イラスト 武井武雄（1894～1983）岡谷市出身の童画家。鳥をモチーフにした作品を数多く描く。